

**国土強靱化地域計画
策定・改定ガイドライン(第2版)**

令和5年10月
内閣官房国土強靱化推進室

はじめに

～地域の強靱化のさらなる推進に向けて～

近年、激甚化・頻発化する自然災害の脅威にさらされる我が国において、更なる国土強靱化の取組を推進し、国民の生命・財産・暮らしを守ることは、国・地方を通じた大きな使命です。

国土強靱化基本法※が制定されて10年が経過しようとする中、令和5年6月14日に、国土強靱化実施中期計画の策定の法定化及び国土強靱化推進会議の設置を主な内容とする改正国土強靱化基本法が可決・成立し、継続的かつ安定的に国土強靱化の取組を進めることが可能となるとともに、同年7月28日には、新たな国土強靱化基本計画が策定され、デジタル新技術の活用や地域における防災力の一層の強化を新たな重点項目とし、国土強靱化のためにハード整備のみならずソフト施策をさらに推進していく方針がより明確化されたところであります。

※強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）

これまで、地方公共団体においても国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）の策定を通じて、着実に地域の強靱化の歩みを進めてきており、地域計画については、平成30年度末までに全47都道府県で、令和4年度末までに全市区町村の99%にあたる1724団体で策定が完了したところです。

国土強靱化には、地域の強靱化が不可欠であることは論を俟ちません。地域計画を策定した地方公共団体においても、地域の特性や策定後に発生した自然災害の教訓を踏まえつつ、行政のみならず、地域住民・企業といった様々な関係者とも連携し、地域計画の進捗管理を行い、不断の見直し・内容充実を図っていくことが重要です。

本ガイドラインは、地方公共団体の皆様が地域計画の策定・改定を検討する際の手引書として、内閣官房国土強靱化推進室において作成・毎年の更新を行ってきたところであり、本年の更新に当たっては、地域計画の内容充実の検討材料となるよう、国土強靱化に関する最新のトピックスを掲載したほか、令和4年度に地方公共団体を対象に実施した地域計画の策定・改定に関するフォローアップ調査のとりまとめ結果から得られた傾向等や地域の強靱化につながる先進事例を追加掲載しましたので、これらも参考にしながら、地域の強靱化の取組を一層進めていただきますようお願いいたします。

目 次

(頁)

はじめに ～地域の強靱化のさらなる推進に向けて～ 1

国土強靱化に関する最新のトピックス..... 4

【トピック1】強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土
強靱化基本法の改正（令和5年6月施行） 4

【トピック2】国土強靱化基本計画の改定（令和5年7月） 6

【トピック3】国土強靱化の効果発揮事例 18

【トピック4】地方公共団体の庁舎（施設・設備）の強靱化に向けて 20

地域計画の実効性向上に向けたチェックリスト 22

I 地域計画の策定・改定 25

1. 策定・改定体制の構築 25

(1) 地方公共団体内の体制整備 25

(2) 地域の強靱化を担う多様な主体との連携・協働 31

(3) 国土強靱化地域計画に関する手続き 50

2. 国土強靱化地域計画策定・改定の基本的な進め方 52

(1) 「目指すべき将来の地域の姿」の設定 53

(2) STEP1 地域を強靱化する上での目標の明確化 54

(3) STEP2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）、施策分野の設定 57

(4) STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討 59

(5) STEP4 リスクへの対応方策の検討 64

(6) STEP5 対応方策の重点化・優先順位付け 67

(7) KPI の設定 70

3. 地域計画策定・改定プロセスの各段階における取組事例 72

(1) 「目指すべき将来の地域の姿」の設定 72

(2) STEP1 地域を強靱化する上での目標の明確化 76

(3) STEP2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）、施策分野の設定 77

(4) STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討 81

(5) STEP4 リスクへの対応方策の検討 86

(6) STEP5 対応方策の重点化・優先順位付け 92

(7) KPI の設定 102

II 計画の推進と不断の見直し等 105

1. 計画に基づく取組の実行・推進 106

(1) 推進体制の構築 106

(2) 広報・普及啓発の実施 108

2.	不断の見直し	113
(1)	<u>取組の確認・評価及び見直し・改善</u>	113
(2)	<u>年次計画(アクションプラン)等の策定</u>	132
(3)	各種計画等の必要な見直し	134
3.	地域計画に基づく取組事例	135
III	都道府県から市町村への取組支援.....	162
IV	国への相談等	172
V	近年の発生災害・防災関係の動き	173
(1)	大規模自然災害の発生例	173
(2)	法律の改正、新たな制度の創設例	176
(3)	国土強靱化基本計画、都道府県の地域計画の改定	178
(4)	自然災害に係る学術的な知見の例	178
(5)	防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策	178
ジャパン・レジリエンス・アワード(強靱化大賞)		
国土強靱化地域計画賞について.....		179

【参考】

令和4年度国土強靱化地域計画の策定・改訂等に関するフォローアップ調査の結果

(調査対象団体:47 都道府県、1696 市区町村(令和4年8月地域計画策定団体))

●	地域計画の策定・改定における庁内体制の整備状況	29
●	地域計画の策定・改定における多様な主体との連携状況	46
●	地域計画の策定・改定における地方議会への手続きに関する状況	51
●	地域計画における独自の基本目標等の設定状況	56
●	地域計画における個別事業の記載状況	66
●	地域計画における施策等の重点化・優先順位の記載状況	69
●	地域計画に位置付けた取組に係る KPI の設定状況	71
●	地域計画や強靱化の取組に係る広報・普及啓発の実施状況	111
●	地域計画の進捗管理に関する取組状況	130
●	地域計画における年次計画(アクションプラン)の策定状況	133

国土強靱化に関する最新のトピックス

令和5年は国土強靱化基本法の制定から10年を迎えようとする節目の年であり、6月には国会において国土強靱化基本法が改正され、7月には政府において新たな国土強靱化基本計画を閣議決定されました。この2つの大きな動きについて、概要を紹介します。

これらの国土強靱化を取り巻く最新の情報を参考に、各地方公共団体が置かれている状況を踏まえ、地域の強靱化の円滑かつ着実な推進を図るため、地域計画の内容充実に取り組んでいただきますようお願いいたします。

【トピック1】強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の改正（令和5年6月施行）

<概要>

令和5年6月に議員立法により改正された国土強靱化基本法の主な改正点は、以下の2点です。

- ① 国土強靱化実施中期計画の策定
- ② 国土強靱化推進会議の設置

まず、①に関して、国土強靱化施策は、これまでも「国土強靱化基本計画」（同法第10条）のほか、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）などに基づき推進してきたところです。このたびの法改正で、中長期的かつ明確な見通しのもと、国土強靱化に関する施策を着実に推進するため、「国土強靱化実施中期計画」を策定することが法定化されました。「国土強靱化実施中期計画」には、「国土強靱化に関し実施すべき施策の内容及び目標」や「推進が特に必要となる施策の内容及びその事業の規模」などを盛り込むこととされています。これにより、実施計画が切れ目なく策定されることになるため、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めることが可能となります。

また、②に関して、従来からレジリエンス（強靱化）に関する総合的な施策の推進の在り方について学識経験者の意見を聴くことを目的として、ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会（平成25年2月22日内閣官房長官決裁）が設置されていましたが、学識経験者からなる「国土強靱化推進会議」を新たに国土強靱化推進本部の下に設置することが法定化されたことにより、制度的な公正性、中立性が十分に担保された上で、「国土強靱化基本計画」や「国土強靱化実施中期計画」の案の作成段階において意見を聴取する仕組みとなりました。

【図 1 : 国土強靱化基本法改正概要】

強くしなやかな国民生活の実現を図るための 防災・減災等に資する国土強靱化基本法改正 (□=改正部分)

基本理念

国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならないこと。

基本方針

- ・人命の保護が最大限に図られること。
- ・国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにすること。
- ・国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- ・迅速な復旧復興に資すること。
- ・施設等の整備に関しない施策と施設等の整備に関する施策を組み合わせた国土強靱化を推進するための体制を早急に整備すること。
- ・取組は、自助、共助及び公助が適切に組み合わせられることにより行われることを基本としつつ、特に重大性又は緊急性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- ・財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図ること。

施策の策定・実施の方針

- ・既存社会資本の有効活用等により、費用の縮減を図ること。
- ・施設又は設備の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ・地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。
- ・民間の資金の積極的な活用を図ること。
- ・大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行うこと。
- ・人命を保護する観点から、土地の合理的な利用を促進すること。
- ・科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

国土強靱化基本計画の策定

- ※国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靱化基本計画を定めること。
- 策定手続
- ◆案の作成(推進本部)
- ◆閣議決定
- 記載事項

脆弱性評価の実施

- ※国土強靱化基本計画の案の作成に当たり、推進本部が実施。

改正部分

国土強靱化実施中期計画の策定

- 政府において、以下の内容とする中期計画を定める。
- ① 計画期間
- ② 計画期間内に実施すべき施策の内容・目標
- ③ 施策の進捗状況、財政状況等を踏まえ、②のうちその推進が特に必要となる施策の内容・事業規模

国土強靱化地域計画の策定

- ※国土強靱化に係る都道府県・市町村の他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靱化地域計画を定めることができる。
[都道府県・市町村が作成]

指針

国の他の計画
(国土強靱化基本計画を基本とする)

国による施策の実施

- ※内閣総理大臣による関係行政機関の長に対する必要な勧告

国土強靱化推進本部の設置

- ※国土強靱化に関する施策の総合的・計画的推進のため、内閣に、国土強靱化推進本部を設置。
【本部長】内閣総理大臣【副本部長】内閣官房長官、国土強靱化担当大臣、国土交通大臣【本部員】他の国務大臣
- ※本部は、関係行政機関の長等に対し、資料提出その他の必要な協力を求めることができる。

その他

改正部分

- 国土強靱化推進会議の設置
- (附則)施策の実施状況の評価の在り方の検討・必要と認めるときはその結果に基づいて所要の措置

※令和5年6月14日成立、同月16日公布・施行。

【トピック2】国土強靱化基本計画の改定（令和5年7月）

<概要>

平成30年12月の「国土強靱化基本計画」の策定から約5年を迎えるに当たり、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等も踏まえて計画の見直しが行われ、令和5年7月28日に新たな国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）が閣議決定されました。

新たな基本計画の各章の主なポイントは、以下のとおりです。

第1章 国土強靱化の基本的な考え方

第1章では、国土強靱化の理念や基本計画の見直しに当たって考慮すべき主要な事項と情勢の変化のほか、国土強靱化政策の展開方向として、今後国土強靱化の強化を図る上で必要な施策の柱を掲げています。

具体的には、国土強靱化基本法においても規定されている4つの基本目標を理念として設定した上で、前回の基本計画策定時からの気候変動の影響、国際紛争下のエネルギーや食料の安定供給といった社会情勢の変化を考慮しつつ、災害関連死やコロナ禍における自然災害対応といった近年の災害からの知見も踏まえて検討がなされました。そして、国土強靱化を推進する上での「展開方向」として、次の5つの施策の柱が明示されました。

- （1）国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理
- （2）経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化
- （3）デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化
- （4）災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化
- （5）地域における防災力の一層の強化（地域力の発揮）

中でも、（3）と（5）を政策の柱に加え、デジタル田園都市国家構想や新たな国土形成計画と一体として国土強靱化の取組を一層強化していくため、デジタル等新技術と地域力を最大限生かしていくこととしています。具体的な施策については、第3章において、施策分野ごとに推進方針が記載されています。

【参考】国土強靱化基本計画（令和5年7月）

●「基本目標」

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

【ココがポイント！】

国土強靱化地域計画は「地域における防災力の一層の強化」を推進する羅針盤

令和5年7月28日に策定された新たな国土強靱化基本計画で位置づけられた5本の施策の柱の1つが「地域における防災力の一層の強化」です。地域の特性に応じてコミュニティを強化して「地域力」を発揮し、新たな視点で地域づくりを推進していく方向性が示されました。

国土強靱化基本計画（令和5年7月28日）【抄】

第1章 国土強靱化の基本的考え方

4 国土強靱化政策の展開方向

（5）地域における防災力の一層の強化

未曾有の人口減少、少子高齢化の加速等、国土や地域の持続性を脅かす危機に対し、地域の資源を総動員して、地域の力を結集し、国土全体でつなぎ合わせ、高齢者・障害者・こども等のあらゆる人々が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進し、地域における防災力の一層の強化を図る。

- 1）避難生活における災害関連死の最大限防止
- 2）地域一体となった人とコミュニティのレジリエンスの向上
- 3）地元企業やNPO等の多様な市民セクターの参画による地域防災力の向上
- 4）DEI（多様性・公平性・包摂性）の観点を踏まえたSDGsとの協調
- 5）男女共同参画・女性の視点に立った防災・災害対応・復旧復興の推進
- 6）高齢者・障害者・こども等の要配慮者へのデジタル対応を含めた支援
- 7）若者から高齢者まで幅広い年齢層における防災教育・広報と要配慮者を含めた双方向のコミュニケーション
- 8）外国人も含めた格差のない情報発信・伝達
- 9）地域の貴重な文化財を守る防災対策と地域独自の文化や生活様式の伝承
- 10）地域特性を踏まえた教育機関や地域産業との連携
- 11）国際社会との連携による被災地域の早期復興と「仙台防災枠組2015-2030」に基づく国際社会への貢献
- 12）近傍／遠距離の地方公共団体の交流等を通じた被災地相互支援の充実
- 13）国土強靱化地域計画の再チェックとハード・ソフト両面の内容の充実

基本計画に示された13の方向性を眺めると、この「地域における防災力の一層の強化」は、国レベルのマクロな視点では捉えきれない様々な地域の特性を踏まえ、行政のみならず民間企業やNPOといった各種の組織、さらには地域住民の一人ひとりの参画を得て、きめ細やかな強靱化の取組を積み重ねることと言えます。これを具体的に進めるためには、都道府県や市区町村といった、より住民に身近な単位で作られる国土強靱化地域計画が重要な役割を果たします。

地域計画は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定され、その地域で進められる強靱化に向けたハード整備・ソフト施策といった様々な取組が位置づけられます。地域の様々な関係者が積極的に参画できる環境を作っていくためには、その地域における強靱化の全体像を提示・共有し、関係者に自身が関わる部分を認識してもらうことが重要です。そのため、地域計画は、「地域における防災力の一層の強化」を推進するための、いわば「羅針盤」と言えるでしょう。

ここで、地域計画を通じて地域における防災力を一層強化し、「地域力」を発揮していくためのポイントを、「地域計画の検討段階」「地域計画の推進段階」「強靱化施策の推進段階」の3つに分けて示していきます。

1. 地域計画の検討段階・・・**みんなでつくる**

多様な主体の参画を得る

地域住民や民間企業が、地域計画の策定や改定の検討段階といった早い段階から参加することで、強靱化を推進する目的や重要性を認識することができ、自らも「強靱化の一員」であるという意識を育んでいくことにつながります。検討に参画した地域住民や企業の皆さんの意識が高まることで、効果的な普及啓発にもつながることが期待されます。

【ガイドラインのココをチェック！】

〔解説を読む〕

- 地域の強靱化を担う多様な主体との連携・協働・・・・・・・・・・P.31
- 地域住民との連携・協働・・・・・・・・・・P.31
- 地域企業との連携・協働・・・・・・・・・・P.35

〔事例を知る〕

- 地域計画を検討する際の地域住民との協働事例
 - ・地域で活動する団体との意見交換（東京都国分寺市）・・・・・・・・P.32
 - ・地域住民によるワークショップの開催（長野県東御市）・・・・・・P.33
 - ・地域住民へのアンケートの実施（山梨県大月市）・・・・・・P.34

〔データで見る〕

- 地域計画の策定・改定における多様な主体との連携状況（調査結果）・・・・P.46

2. 地域計画の推進段階・・・みんなですすめる

地域が一体となって、推進・連携する体制を構築する

地域の強靱化への意識を維持しながら、多様な主体が積極的かつ継続的に取り組むことができる体制や仕組みを構築していくことが重要です。この体制や仕組みを通じて、地域計画の進捗管理を実施することや、適切な計画の見直しを検討することで、真の地域の強靱化へとつながります。

【ガイドラインのココをチェック！】

〔解説を読む〕

○地域住民や企業等と連携して、計画に基づく取組を実行・推進する・・・P.106

○地域住民や企業等と連携して、計画に位置付けた取組の確認・評価

及び見直し・改善を実施する・・・P.113

〔事例を知る〕

○民間事業者と防災協定を締結して計画を推進（熊本県八代市、山形県山形市）

・・・P.106、107

○地域計画の進捗確認や改定過程に地域住民が参画（徳島県徳島市）・・・P.121

〔データで見る〕

○地域計画の進捗管理への地域住民等の参画状況（調査結果）・・・P.130

3. 地域計画に基づく強靱化施策の実行段階・・・みんなでとりくむ

地域の力を結集し、発想から挑戦、さらに実践へ

例えば、新たな発想で地域住民一人ひとりが主体的に強靱化の担い手となって取り組んでいる事例や、地域の民間事業者と積極的にコミュニケーションを図って地域防災力の向上を図っている事例など、既に全国各地には、地域力を発揮しながら「地域における防災力の一層の強化」を進めている事例がたくさんあります。これらの事例における知恵や工夫を知ることによって、地域の取組を強化するためのヒントになります。

【ガイドラインのココをチェック！】

〔11の先進事例を知る〕

＜地域の担い手による災害対策＞

① 行政と市内の大学生グループの連携による地域の強靱化（石川県野々市市）・・・P.146

② 地域の非常通信ボランティアとの連携による災害時の情報収集・伝達の取組

（徳島県板野町）・・・P.158

＜地域の防災人材育成＞

③ 産学官の連携を基盤とした地域の強靱化の推進（防災人材育成等）（愛知県）・・・P.136

④ 関係機関と連携した防災士育成や防災士による地域防災力の向上（富山県高岡市）・P.144

＜企業との協働＞

- ⑤ 交通事業者や大規模集客施設との連携による帰宅困難者対策の推進（千葉県柏市）
・・・P.140

- ⑥ 地元バイオマス発電企業との協力による災害廃棄物の活用の取組（大阪府大東市）
・・・P.152

＜企業と連携した DX＞

- ⑦ 社会インフラ事業者とのIoTやデータ連携による住民の安全な暮らしの質の向上
（ライフライン情報収集・共有等の取組）（富山県富山市）・・・P.142

- ⑧ 地元のドローンメーカーと連携した空撮による災害時の交通網の寸断状況把握
（山梨県身延町）・・・P.148

- ⑨ 産学官の連携によるIoT/自立分散型ネットワーク技術を活用した取組
（徳島県美波町）・・・P.156

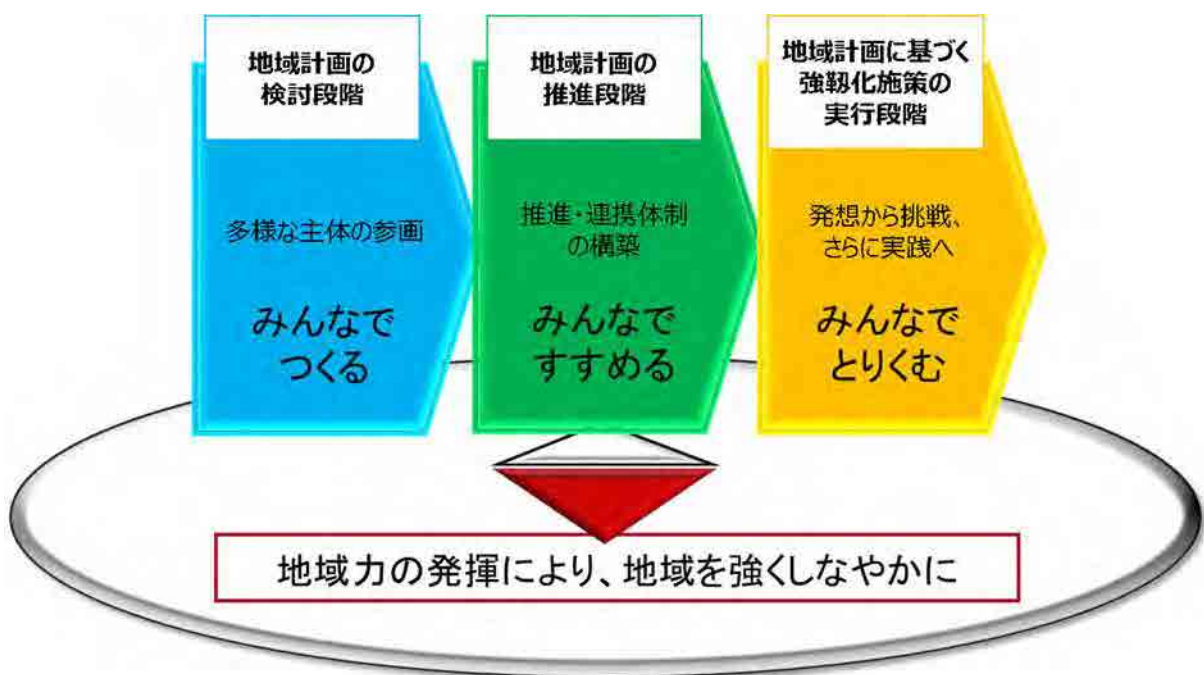
＜外国籍住民とのリスクコミュニケーション＞

- ⑩ 外国籍住民向け防災教育を通じた地域防災力の向上の取組（長野県伊那市）・・・P.150

＜要支援者避難行動の実効性向上＞

- ⑪ 計画改定前に現行計画・施策の課題を抽出（地域住民、福祉関係者等の連携による要支援者避難行動の実効性向上を目指す取組）（長野県伊那市）・・・P.127

【図2】地域計画を羅針盤とした地域の強靱化イメージ



第2章 脆弱性評価

国土強靱化基本法では、基本計画の案の作成に当たり、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価を行うことが規定されており、今回の基本計画の見直しに当たっては、脆弱性評価の実施に必要な「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の再整理が行われています。

旧計画の8の「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」については、以下の4つの視点から検討がなされました。

- ①近年の自然災害教訓や社会情勢変化等を踏まえた、新たな観点等の追加検討
- ②対象となる個々の自然災害の明確化（関連する最悪の事態の再整理）
- ③対象となる各ライフラインの重要度・関連性を踏まえた最悪の事態の再整理
- ④脆弱性を考える上で一体・一連のものとして扱うほうが望ましい最悪の事態の統合

その結果、「事前に備えるべき目標」は6に、「起きてはならない最悪の事態」は35に、それぞれ見直されました。見直し前後の対応については、図3「事前に備えるべき目標の見直し状況」及び図4「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の見直し状況」を参照してください。

また、施策分野については、個別施策分野は従前と同じ、行政機能／警察・消防等／防災教育等、住宅・都市、保健医療・福祉、エネルギー、金融、情報通信、産業構造、交通・物流、農林水産、国土保全、環境及び土地利用（国土利用）の12ですが、横断的分野は従前のリスクコミュニケーション、人材育成、官民連携、老朽化対策、研究開発の5分野に、「デジタル活用」を加えた6分野とし、「起きてはならない最悪の事態」の回避に向けて、現状を改善するための課題、推進すべき施策の分析・整理が行われました。

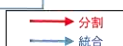
【図3：事前に備えるべき目標の見直し状況】

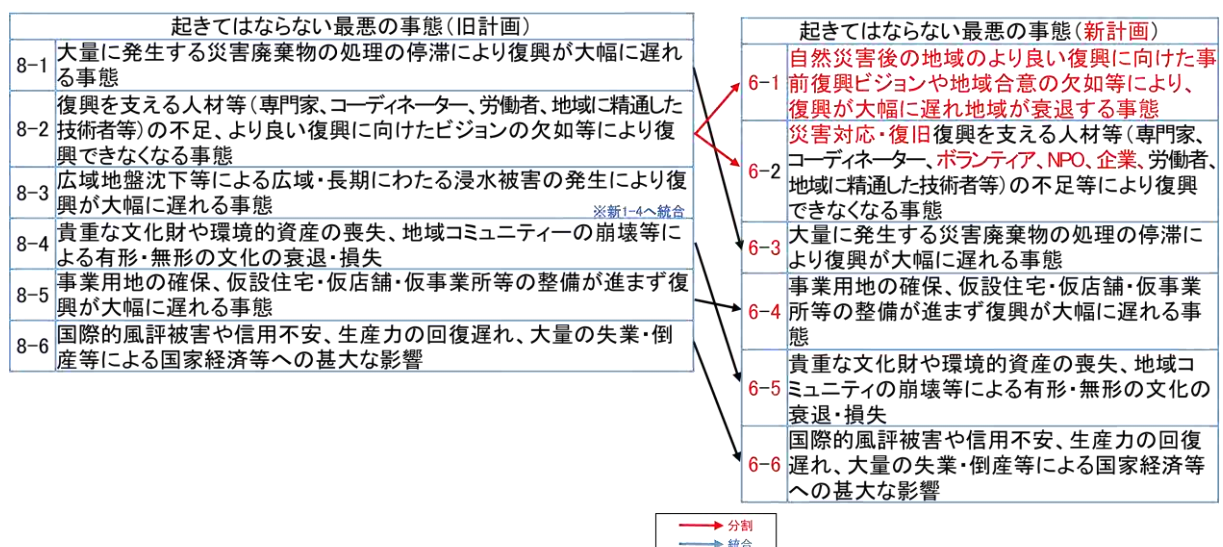
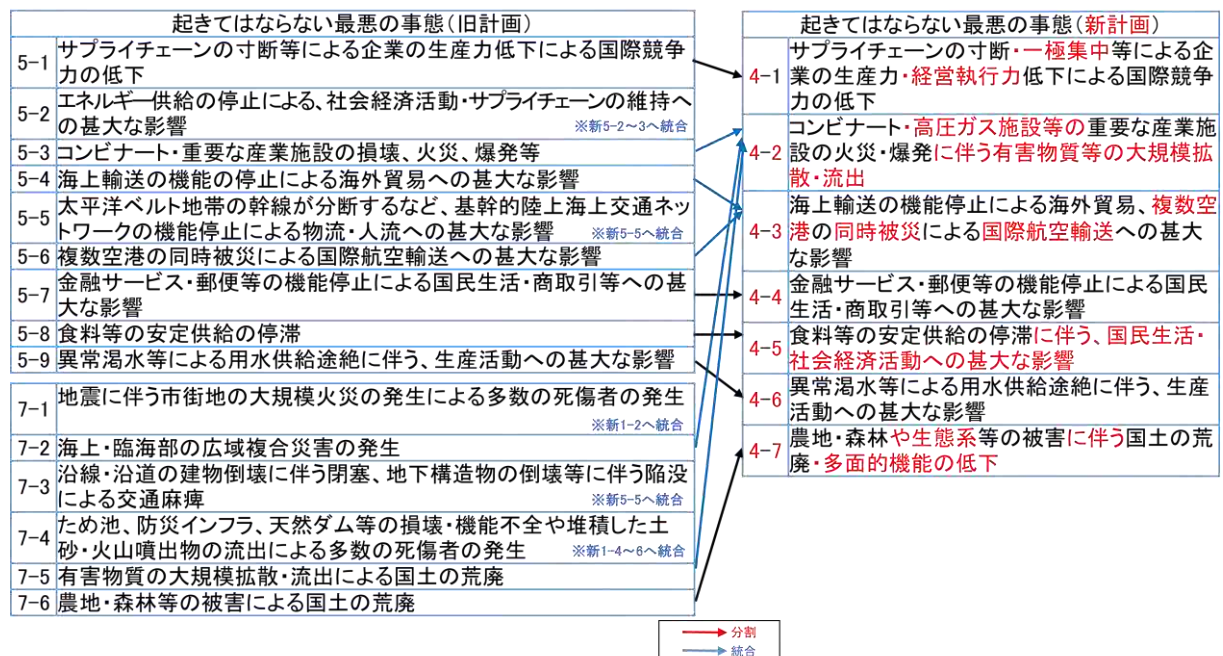
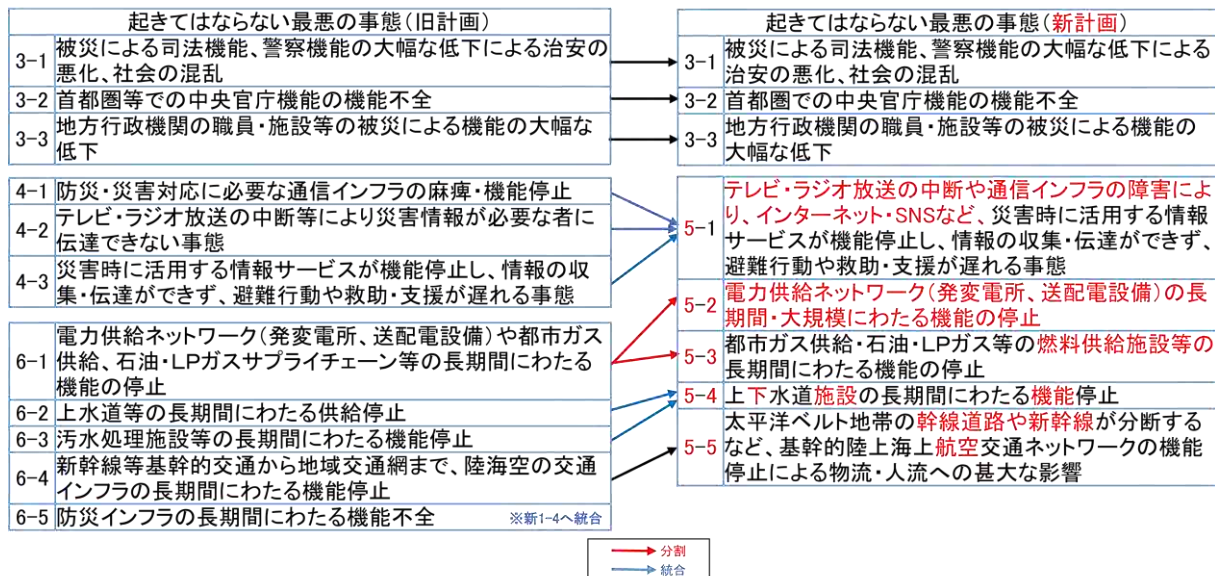
事前に備えるべき目標（旧計画）		事前に備えるべき目標（新計画）	
1	直接死を最大限防ぐ	1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3	必要不可欠な行政機能は確保する
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4	経済活動を機能不全に陥らせない
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない		
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する		

旧計画の7は新計画の1～6全てに関連

【図4：起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の見直し状況】 ※令和7年1月訂正

起きてはならない最悪の事態（旧計画）		起きてはならない最悪の事態（新計画）	
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	1-3	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生
1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
1-5	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	1-6	火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死者数の発生
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	1-7	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生





第3章 国土強靱化の推進方針

第3章においては、脆弱性評価を行った際に設定した12の個別施策分野と6の横断的
分野の分野ごとの推進方針を取りまとめています。

各分野の主な施策の推進方針については、下図を参照してください。

【図5：新たな国土強靱化基本計画 各分野の主な施策の推進方針】

新たな国土強靱化基本計画 各分野の主な施策の推進方針		下敷き(国土強靱化基本計画)に記載するもの	下敷き(国土強靱化基本計画)に記載するもの
新たな国土強靱化基本計画		国土強靱化	国土強靱化
1) 行政機能・警察・消防等／防災教育等	2) 住宅・都市	行政機能・警察・消防等／防災教育等 防災教育・訓練・啓発等による双方向コミュニケーションの推進、 防災訓練における女性参加、地区防災計画の推進、 気象防災アドバイザーによる地域防災マネージャーの全国拡充	住宅・都市 住宅・建築物耐震化、密集市街地解消、下水道管網・下水道施設の 地震対策、学校施設・社会福祉施設の耐震化、防災機能強化、文化財の防災対策、 大規模盛土造成地・盛土等の安全性把握
3) 保健医療・福祉	4) エネルギー	保健医療・福祉 医療施設の耐震性強化(給水・自警発電)、医療機関の非常用通信手段の整備、 新興感染症に対応可能な災害派遣医療チーム(DMAT)の養成・研修の実施、 船舶を活用した医療提供体制の整備、医療コンテナの活用・普及促進	エネルギー 地産地消のエネルギーの多様化、供給源の分散化(再エネ、水素、燃料電池等)、 地域間のエネルギー相互融通能力強化、燃料供給インフラ(備蓄)の災害対応力強化、 局所的なブラックアウトの発生リスクの低減
5) 金融	6) 情報通信	金融 金融サービスの提供(システムのバックアップ、情報通信機能・電源等の確保)、 金融決済機能の継続性確保のための機関合同訓練の定期実施、 預貯金口座へのマイナンバー付与、災害保険や民間の防災・減災サービスの活用強化	情報通信 データセンター等の地方分散によるデジタルインフラの強靱化、 緊急通報の事業者間ローミングの実現、多様な通信手段の確保(衛星通信等)、 防災機関間の情報共有のための統合防災情報システムの強化
7) 産業構造	8) 交通・物流	産業構造 サプライチェーン全体を強靱化(エネルギー供給・工業用水道・物流基盤等)、 企業等における非常用電源設備の確保、継続的な教育・訓練の促進、 業種間BCPの策定、企業の本社機能の移転・分散化の促進	交通・物流 道路・鉄道(リニア中央新幹線・整備新幹線含む)等幹線交通ネットワークの機能強化、 緊急輸送道路の無電柱化、信号機電源付加装置の整備、鉄道施設・港湾施設、 航路標識・空港施設の耐災害性強化、貨物鉄道等の円滑な物流の実現
9) 農林水産	10) 国土保全	農林水産 流域治水対策(農業水利施設、田んぼダム)、ため池の防災・減災対策、 治山対策・森林整備対策、漁港防災対策、園芸産地事業継続対策、 農山漁村コミュニティの活性化による地域防災力の向上	国土保全 流域治水対策(河川・砂防・海防)、サイバー空間上のオンライン実証実験基盤、 水門・堤防・排水機場・ダム等の自動化・遠隔操作化、線状降水帯等の予測精度向上、 ハイブリッドダムの推進、火山噴火リアルタイムハザードマップ
11) 環境	12) 土地利用(国土利用)	環境 自然公園の荒廃防止対策、休廃止鉱山の鉱害防止対策、グリーンインフラの推進、 適正な鳥獣保護管理、Eco-DRR(自然生態系を活用した防災・減災)の現場実装、 実効性ある災害廃棄物処理計画(仮置場のリストアップ・発災時の適宜な運用)	土地利用(国土利用) 土地境界等を明確にする地籍調査の推進、所有者不明土地法等に基づく対応、 都市部の地図精度向上の地図作成、事前復興まちづくり計画の策定推進、 災害リスクの高いエリアからの移転促進
A) リスクコミュニケーション	B) 人材育成	リスクコミュニケーション 防災教育・訓練・啓発等による双方向コミュニケーションの推進、 防災訓練における女性参加、地区防災計画の推進、 気象防災アドバイザーによる地域防災マネージャーの全国拡充	人材育成 建設・医療の担い手確保対策、センシング技術を活用したスマート保安の普及、 都道府県等における復旧・復興に必要な中長期派遣技術職員の確保、 被災経験が豊富な地方公共団体職員の技術力向上(研修、マニュアル作成)
C) 官民連携	D) 老朽化対策	官民連携 災害対応・地域経済社会再建に必要な情報・物資の確保、 災害対応への民間企業の施設設備・組織体制の活用、 関係者間で連携したBCP策定、広域的な訓練や業界横断的な訓練等の実施	老朽化対策 道路・鉄道・港湾・空港・工業用水道・上下水道・公園・学校・農業水利施設・漁港、 治山治水・林道・海岸保全施設等の広域的・戦略的インフラマネジメント、 ドローン・AIを活用したリモートセンシング
E) 研究開発	F) デジタル活用	研究開発 先進的な情報科学を用いた地震研究、高精度な気候変動予測データ創出、 高度な検査技術・強靱化に資する構造材料・工法、 国土に關わる情報(海洋観測・建造物の劣化)の常時モニタリング	デジタル活用 防災DX(防災デジタルツイン・防災デジタルプラットフォーム)の構築、次世代型防災情報 システムと各府県交付等の防災情報関係システムの自動連携等)、マイナンバーカード を活用した業務効率化、現場でのロボット・ドローン・AI等の活用、IoT施工、遠隔監視

第4章 計画の推進と不断の見直し

第4章では、国において、国土強靱化における効果検証のための重要業績評価指標（KPI）を記載した年次計画を策定することや、毎年度、施策の進捗状況の把握及び効果検証等を行い、推進方針を見直すというPDCAサイクルを回していくことなどが記載されており、こうした取組については、地方公共団体が地域計画の進捗管理や見直しを行うに当たっても参考となるものと考えられます。

そのほか、本章では、国と地方公共団体のみならず、地域住民や企業等の参画も得ながら、地域計画の改定に取り組み、地域を取り巻く個々の事情を丁寧に反映したきめ細かい計画としていくことの重要性や、そのために国が行うべき支援等について記述がありますので紹介いたします。

国土強靱化基本計画（令和5年7月28日閣議決定）【抄】

第4章 計画の推進と不断の見直し

2 地域計画の策定・改定及び推進

（1）地域計画の必要性

国土強靱化を実効あるものとするためには、国のみならず地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力を挙げて取り組むことが不可欠である。

また、地域が直面する大規模な自然災害等を中心として発生する災害のリスク等を踏まえて、地方公共団体が国土強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進することは、地域住民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを通じて、地域の経済成長にも資するものであり、極めて重要な責務である。

このため、これまでに多くの地方公共団体において、地方の他の計画等の指針となる地域計画が策定されてきたが、今後、都道府県による積極的な支援の下、市区町村における計画の策定・改定が促進され、他の計画等の見直し・推進等も通じて、強靱な国づくりの推進が総合的に図られる必要がある。

地域計画に基づいて地域の強靱化を図る上で、財源を含む限られた資源の中で、地域住民の生命と財産を守り、重要な機能を維持するには、当該地域の社会・経済・自然等の特性や、大規模自然災害等によりどのような事態に陥るのかといった脆弱性をできる限り具体的に分析・評価した上で、どの対策を優先し、重点化すべきかを明らかにすることが重要となる。そのためには、地方公共団体のトップのリーダーシップの下、客観的なデータ等も活用した説得力ある説明を議会、関係地方公共団体の長、地域住民等に対して行い、地域の脆弱性や目指すべき姿等に係る認識の共有を図るとともに、地域住民等の幅広い参画を得て地域計画の策定・改定に取り組み、地域を取り巻く個々の事情を丁寧に反映したきめ細かい計画としていくことが重要である。

（2）国における支援等

地域計画は、国家レベルでは捉えることが困難な地域特性を踏まえた計画としていく一方、本計画との調和が必要であり、また、地域計画の中で国の施策等の位置付けを検討する場合も想定

されることから、地域計画の策定・改定に当たっては、地方公共団体と国が十分に連携・協力する必要がある。

このため、国は、地方公共団体において、自らの発想と創意工夫をいかした地域計画の策定・改定が円滑に図られるよう、ガイドラインの充実や、各府省庁の地方支分部局等による助言等の支援を行うとともに、地域計画の実効性を確保し、地域の強靱化が着実に進むよう、地域計画に明記された取組に対する支援の重点化等を図ることとする。

【図6：新たな国土強靱化基本計画の概要】



【トピック3】国土強靱化の効果発揮事例

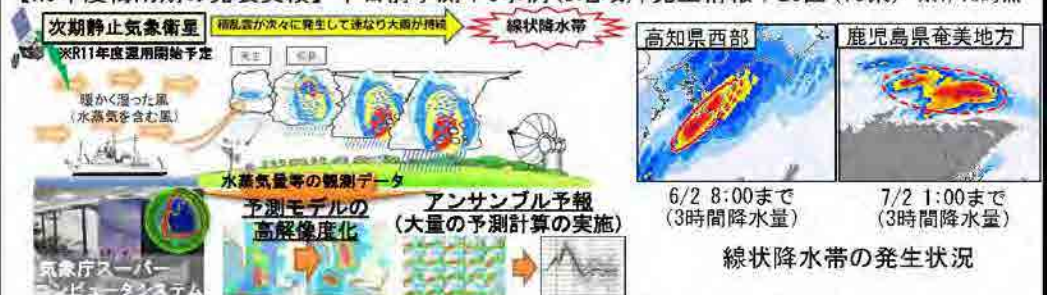
自然災害が激甚化・頻発化し、近年も各地で災害が発生していますが、その一方で、国土強靱化が効果を発揮し、被害が軽減された事例もあります。地方公共団体が地域計画の見直しを検討する際、このような効果事例を踏まえることは重要です。また、その効果事例の公表は、地域住民をはじめとした民間の方々の強靱化への参画を促すことにもつながります。

令和5年梅雨期の大雨等に対する国

○ 令和5年の梅雨期においては、梅雨前線の活動が活発になり、線状降水帯
○ こうした災害において、これまでの国土強靱化の取組により、大規模な

線状降水帯に関する情報の発表

○ 水蒸気観測等を強化するとともに、気象庁スーパーコンピュータの強化等によって予測技術を高度化。線状降水帯に関する以下の情報提供を開始。
・ 線状降水帯による大雨の可能性を半日程度前から呼びかけ。(R4.6開始)
・ 線状降水帯の発生を、予測技術を活用し、最大30分前に発表。(R5.5開始)
【R5年度梅雨期の発表実績】半日前予測：3事例(8地域)、発生情報：29回(15県) ※7/18時点



効果事例 線状降水帯の情報を気象台から発表するとともに、気象台からホットライン等で危機感を自治体等に伝達。テレビ等で多数報道のほか、気象庁HPに多数のアクセスあり。住民の避難行動・地域の防災対応等に寄与。

浸水被害防止対策（河道掘削、堤防整備等）

【令和5年6月上旬の大雨、6月下旬から7月上旬の大雨】
○ 3か年緊急対策、5か年加速化対策等により全国で河道掘削等を集中的に実施。

効果事例 河道掘削等により、浸水被害を防止、または大きく軽減。

令和5年6月上旬の大雨と過去に大規模な浸水被害をもたらした同規模の降雨による浸水戸数の比較

① 庄内川水系土岐川	【H23.9洪水】	622戸	→	【R5.6大雨】	2戸	(約99%減)
② 大和川水系大和川	【H29.10洪水】	258戸	→	【R5.6大雨】	43戸	(約83%減)
③ 紀の川水系和田川	【H24.6洪水】	116戸	→	【R5.6大雨】	0戸	(100%減)

令和5年6月下旬から7月上旬の大雨と過去に大規模な浸水被害をもたらした降雨による浸水戸数の比較

① 筑後川水系花月川	【H24.7洪水】	720戸	→	【R5.7大雨】	11戸	(約99%減)
② 山国川水系山国川	【H24.7洪水】	194戸	→	【R5.7大雨】	30戸	(約85%減)
③ 筑後川水系赤谷川	【H29.7洪水】	258戸	→	【R5.7大雨】	0戸	(100%減)

3か年緊急対策、5か年加速化対策等による河道掘削量

	各地方での対策量	(参考) 全国
中部地方	約592万m ³ の河道掘削を実施 (ダンプトラック約120万台)	約8,960万m ³
近畿地方	約1,053万m ³ の河道掘削を実施 (ダンプトラック約210万台)	
四国地方	約560万m ³ の河道掘削を実施 (ダンプトラック約110万台)	
九州地方	約1,156万m ³ の河道掘削を実施 (ダンプトラック約230万台)	

※3か年緊急対策及び5か年加速化対策等に加え、再度災害防止対策として実施した事業分を含む

花月川の河川改修（大分県日田市）の例



令和5年7月の大雨において、大規模な被害をもたらした平成24年7月九州北部豪雨と同規模の雨量を観測したものの、浸水戸数を約99%減少。

【図7：令和5年梅雨期の大雨等に対する国土強靱化の効果】

(第18回 国土強靱化推進本部(令和5年7月28日)資料5より)

土強靱化の効果

資料5

国土強靱化

NATIONAL RESILIENCE

降水帯が発生するなど、各地で大雨となった。
莫な被害を抑制する効果が発揮されている。

ダムの洪水調節のための容量確保(事前放流)

【令和5年6月上旬の大雨】

○事前放流したダムでの確保容量

- ・55ダム[国交省所管ダム29ダム、利水ダム26ダム]
- ・約1.5億 m^3 ※[ハッ場ダム約1.7個分]

※上記に加え、既に確保していた事前放流の容量
約4.7億 m^3 (61ダム)[ハッ場ダム約5個分]



野村ダム事前放流状況
国交省管理ダム(愛媛県)

ひじかわ ひじかわ
肱川水系肱川

効果事例

ひじかわ のむら
かのかつ
肱川水系野村ダムと
鹿野川ダムにおいて、
**事前放流により
約250万 m^3 の容量を
確保し、最大で
毎秒約500 m^3 の洪水を
貯留したことで、
下流水位を約1m低下。**

鉄道隣接斜面崩壊対策

【令和5年6月下旬から7月上旬の大雨】

○5か年加速化対策等により、
鉄道隣接斜面の対策を実施。



へいせいちくほう たがわ
平成筑豊鉄道(福岡県田川市)の対策例

効果事例

線状降水帯が発生
した九州北部地方で鉄道線路へ
の土砂流入による運休が発生
したが、**5か年加速化対策に
より整備が行われた上記箇所
では被害は確認されていない。**

土砂災害対策(砂防施設の整備)

【令和5年6月上旬の大雨、6月下旬
から7月上旬の大雨】

○3か年緊急対策、5か年加速化対策
等を活用し、全国で砂防施設の整備
を集中的に実施。 **急傾斜地崩壊防止施設の
整備により、被害を防止**



砂防施設の整備により被害を防止した例
かいなんしはたがわ
(和歌山県海南市幡川1地区)

効果事例

線状降水帯が発生した15県におい
て、504件の土砂災害が発生したが、
**3か年緊急対策や5か年加速化対
策等により整備が行われた960箇所
では被害は確認されていない。**

農業用ため池の防災対策(決壊等防止)

【令和5年6月上旬の大雨】

○3か年緊急対策、5か年加速化対策等
を活用し、緊急性の高い防災重点農業
用ため池における防災対策を実施。



対策前の洪水吐き 対策後の洪水吐き

農業用ため池の洪水吐きの流下能力強化対策例
はしもとしくらだにいけ
(和歌山県橋本市 倉谷池)

効果事例

6月上旬の大雨では、倉谷池
における対策前の洪水吐きの対応可能な雨
量を上回ったものの、**対策により流下能力
を大幅に強化したことで、ため池の決壊に
よる下流の農地・住宅等の被害を防止。**

【トピック4】地方公共団体の庁舎（施設・設備）の強靱化に向けて

地方公共団体の庁舎は、災害が発生した際に、現場対応の司令塔となる災害対策本部が設置されるなど、重要な拠点です。

地域における被害の最小化を図るとともに二次災害を防止し、被災住民の生活再建や被災施設の早期復旧にいち早く取り組むためにも、有事の際に防災拠点となる庁舎に必要な機能を維持し、業務を継続させることが極めて重要です。

そのため、庁舎の抱える地形的・社会的なリスクを把握し、地震や水害などによる直接的な被害に加えてライフラインの途絶といった間接的な被害も含め、様々な事態を想定して備えを充実させておくことが重要です。具体的には、施設・設備の耐震化や浸水対策を進めて庁舎自体の耐災害性を高めることはもちろん（※）、大規模な災害が発生した場合には平常時のような物資の調達・輸送が困難になるとの認識のもとで、あらかじめ、十分な期間の事業継続が可能となるよう電力・通信手段の確保、物資・燃料の備蓄等を行った上で訓練を実施するなど、ハード・ソフトの両面から対策を講じておく必要があります。

また、近年は、地球温暖化の影響等に伴う降雨量の増加により、想定を超える豪雨災害が発生し、これまでは浸水しないと考えられていた地区においても内水氾濫等による浸水が発生する可能性を否定できない状況です。

このような状況を踏まえると、各地方公共団体では、今一度、最新の情報で庁舎の施設・設備を点検するとともに被災リスクの評価を行い、庁舎機能を維持するために必要な対策がないかを確認しておくことが不可欠です。そして、対策が必要であることがわかった場合には、早期に対策を講じておくことが、地域全体の強靱化のためにも極めて重要です。

災害が頻発し、毎年、全国各地で被害が発生しています。「ウチの街でも今年起きるかもしれない」という危機感を持って、まずは足下の対策に取り組むことが求められています。

※ 例えば、地方単独事業として行う非常用電源のかさ上げについては、緊急防災・減災事業債を活用可能。



【図8 緊急防災・減災事業債について（総務省自治財政局地方債課資料）】

緊急防災・減災事業債について

- 近年、災害が激甚化・頻発化する中、地方団体が喫緊の課題である防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、令和5年度については、対象事業を拡充した上で、5,000億円（前年度同額）を計上。

1. 対象事業 【地方単独事業(6)を除く】】		(下線部分が令和5年度地方財政対策での拡充部分)
(1) 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備（※1）については、社会福祉法人・学校法人への補助金債を含む）	○消防団拠点施設等 ○防災倉庫・備蓄施設 ○非常用電源 ○津波避難タワー、活動火山対策避難施設等 ○避難路・避難階段（※1） ○指定避難所、災害対策の拠点となる公共施設・公用施設、社会福祉事業の用に供する公共施設等において防災機能を強化するための施設（浸水対策のための施設整備（電源設備等の常上げ、機械施設等への止水板・防水層の設置等）を含む）（※1） ○指定避難所における避難者の生活環境の改善や感染症対策に係る施設（トイレ、更衣室、換気室、シャワー、空調、Wi-Fi、バリアフリー化、換気扇、洗面所等、発熱者専用室、緊急避難者も滞在するための居室等）（※1） ○災害時に災害対策の拠点となる公用施設における災害対策本部の設置、応援職員の受入れ、災害応急対策に係る施設（災害対策本部員室、災害対策本部事務局室（オペレーションルーム）、応援職員のための執務室、一時待避所、物資集積所等）（耐震化が未実施の施設の運営に伴う当該施設の整備を含む） ○救急隊員等の使用する消防本部等における感染症対策に係る施設（仮眠室・浴室の個室化、消毒室、トイレ、換気扇、固定式間仕切り、救急資器材・資機材用備蓄倉庫等） ○緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設 ○緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等 ○消防団の機能強化を図るための施設・設備 ○消防水利用施設 ○初期消火資機材 ○消防本部に整備される災害対応ドローン（水中ドローンを含む）	(3) 浸水対策等の観点から移転が必要と位置づけられた公共施設等の移設 ○施設の大衆が津波・浸水想定区域内にあり、地域防災計画に必要となる防災対策の拠点となる施設や、災害時に保護が必要となる者のための施設の移転 ○施設の大衆が洪水・浸水想定区域内等にあり、地域防災計画に必要となる消防署の移転
		(4) 消防広域化事業等 ○広域消防運営計画又は消防署所等の再編整備計画に基づき必要となる消防署の増設等 ○上記計画に基づき機能強化を図る消防車面等の整備 ○統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築 ○消防機関間の柔軟な連携・協力（共同化）に伴う高機能消防指令センター及び消防用車両等（はしご自動車、化学消防車等）の整備
		(5) 地域防災計画に定められた公共施設・公用施設の耐震化 ○指定避難所とされている公共施設及び公用施設 ○災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設 ○不特定多数の者が利用する公共施設 ○社会福祉事業の用に供する公共施設 ○幼稚園等 〔原則として一部改築又は増改築を対象とするが、消防署については、耐震性が十分でないことから、早急に耐震化を行う必要があり全部改築することがやむを得ないと認められるものについても対象〕
(2) 大規模災害に迅速に対応するための情報網の構築	○消防救急デジタル無線の機能強化を伴う更新 ○防災行政無線のデジタル化・防災情報の確実な伝達のための機能強化 ○全国同時情報システム（Jアラート）に係る情報伝達手段の多重化 ○防災情報システム等、大規模災害時の情報伝達のために必要な通信施設 ○都道府県・管内全市町村とを結び一体的な衛星通信システムの整備等 ○災害時オペレーションシステム	(6) 特定地域の振興や生活環境の整備を目的とした国庫補助金（※2）の交付を受けて実施する(1)～(5)の事業 (※2) 防衛施設周辺の生活環境の整備に係る補助金、社会資本整備総合交付金（離島広域活性化事業に限る。）、離島活性化交付金及び布美群島振興交付金

2. 財政措置

(1) 地方債の充当率 100% (2) 交付税措置 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

3. 事業経費 令和3年度～令和7年度 4. 事業費 5,000億円（令和5年度）

地域計画の実効性向上に向けたチェックリスト

地域の強靱化を推進する上で、地域計画がその役割を最大限発揮できるよう、計画の検討や推進にあたって特に重要と考えられるポイントを、チェックリストとして以下に列挙しました。

地域計画の改定に着手される場合はもちろん、現在進めている強靱化の取組の進捗確認・評価結果を踏まえ、地域の課題を解決するための改善策等を検討される際には、ぜひこのチェックリストをご参考にいただければと思います。各項目の詳細については、該当するガイドライン本文をご参照ください。

なお、多くの地方公共団体で既に地域計画が策定されていることを踏まえ、ここでは地域計画の改定を念頭に置いた表現としていますが、地域計画をはじめて策定される団体においても、同様に参考にいただけるものですので、ぜひご活用ください。

チェック項目	
ポイント	
①強靱化のビジョン(目指すべき将来の地域の姿)を明確にする	
・ 地域計画は、地域の強靱化に関する最上位の計画であり、全ての強靱化施策は地域計画で定めた内容に従って実施されるものです。 ・ 行政、住民、企業等、地域の強靱化に関わる全ての主体が目標を共有し、連携して強靱化に取り組むためにも、地域特性を十分に反映させた強靱化全体のビジョン(目指すべき将来の地域の姿)を明確に定めることが極めて重要です。	
本文該当頁	【p.53】I 2. (1)「目指すべき将来の地域の姿」の設定
②発生するおそれのある災害及びそれにより生じる事態を具体的に示す	
・ 地域計画の検討を進める際には、まず地域で発生するおそれのあるあらゆる自然災害を想定し、どのようなリスクがあるかを明確にすることが極めて重要です。 ・ 過去に自地域で発生した災害はもちろん、全国で毎年発生している災害等も参考にして、現在想定しているリスクの中に不足しているものがないかを確認する必要があります。 ・ さらに、想定するリスクにより「どこ(地域・構造物等)で」「どのような被害が発生するのか」、「どの主体・組織で」「どのような事態に陥るのか」を明らかにすることで、講ずべき対策の内容や優先順位を的確に定めることが可能となります。	
本文該当頁	【p.57】I 2. (3)リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)、施策分野の設定

チェック項目

ポイント

③ビジョン達成に必要な事業を具体的に洗い出す

- ・ 地域の強靱化を、総合的な視点で計画的に進めるためにも、ビジョン達成のために実施すべき事業をできる限り網羅的、具体的に列挙し、**全体の事業量、事業費、達成に要する期間**を把握しておくことが重要です。

本文該当頁 【p.64】 I 2. (5)リスクへの対応方策の検討

④優先順位を明確にして、効果的に対策を進める

- ・ 地域の強靱化は、一朝一夕に完遂するものではなく、息の長い取組が必要となる一方で、災害はいつ襲ってくるか分かりません。
- ・ 1年間で取り組める内容には限りがあることから、その制約の中で最大限の効果を上げるためには、5年後、10年後、20年後などの**短期的、中期的な目標を定め、優先して取り組むべき事項を明確にし、戦略的に取り組んでいくことが不可欠**です。
- ・ また、ハード整備により実現される5年後、10年後等の地域の絵姿を示すことにより、ハードを補完するために重点的に行うべきソフト対策も明らかとなってきます。

本文該当頁 【p.67】 I 2. (6)対応方策の重点化・優先順位付け

⑤計画の検討や推進(進捗管理)のための全庁的な体制を構築する

- ・ 多岐にわたる強靱化の取組を進めるためには**庁内関係部局の連携・協力が不可欠**であることから、計画検討時のみならず推進段階においても、**全庁的な体制を構築しておくことが極めて重要**です。
- ・ 地域計画と同様、総合計画についても全庁的な対応が必要となることから、両計画の**検討、進捗管理等を同じ体制のもとで一体的に行うことにより、効率的・効果的な取組につながると**考えられます。

本文該当頁 【p.25】 I 1. (1)地方公共団体内の体制整備

【p.106】 II 1. (1)推進体制の構築

⑥住民や企業等との連携・協働を図る

- ・ 地域の強靱化は、ハード・ソフトの総力戦で進めていく必要がありますが、とりわけソフト施策を実効性あるものとするためには**住民等の主体的な取組が不可欠**です。
- ・ これに加え、企業自らの強靱化はサプライチェーンに関連する周辺企業の強靱化にも直結し、さらには**地域を守る担い手としての役割も期待**できることから、地域の強靱化にとって企業の取組は重要です。

チェック項目	
ポイント	
	住民や企業の主体的な参画を得るためには、アンケート等の意見聴取にとどまることなく、計画検討の初期段階から十分な意見交換等を行い、行政が「公助」として実施できることを理解、住民等に期待される役割を認識してもらいながら、連携、協働して計画の策定、推進に取り組む必要があります。
本文該当頁	【p.31】Ⅰ 1. (2)地域の強靱化を担う多様な主体との連携・協働 1)地域住民 2)地域企業
⑦国・都道府県・隣接市町村等との連携・協働を図る	
	- 行政の取組についても、市町村の強靱化に資する施策は、当該市町村のみならず、国や都道府県が担っているものが多くあります。 - また、強靱化の取組は、被害が広域に及び甚大な災害を検討対象としていることから、都道府県や隣接市町村等と緊密に連携を図りながら必要な対策を検討の上、推進を図っていく必要があります。 国、都道府県の地域の強靱化に果たす役割に鑑み、市町村の地域計画検討は国（地方支分部局）、都道府県等の参画も得ながら進めていくことが重要です。
本文該当頁	【p.36】Ⅰ 1. (2)地域の強靱化を担う多様な主体との連携・協働 3)国・都道府県・市区町村等
⑧計画の見直しを適切に行う	
	- 強靱化は長期的な取組ですが、その一方で、災害がいつ発生するかは予測できないことから、一年一年着実に成果を上げていくことが重要です。 - 長期にわたる強靱化の取組を、一度で詳細に計画として定めるのは難しいことから、それまでの進捗を踏まえて数年毎に計画を見直し、最優先で取り組む事項を新たに定めていく必要があります。 - また、新たなリスクが認識された場合等は、速やかな見直しが必要です。
本文該当頁	【p.113】Ⅱ 2. (1)取組の確認・評価及び見直し・改善

I 地域計画の策定・改定

本章では、地域計画の策定・改定を進める上で、地域計画の実効性を向上させるために検討や考慮が望まれる重要なポイントを整理するとともに、これまでに地域計画の策定や改定を行った地方公共団体の取組の中で、他の地方公共団体の参考となるものを紹介しています。

各地方公共団体におかれては、自地域の特性と照らし合わせ、見直すべきことがないか、ご確認をお願いします。

1. 策定・改定体制の構築

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」という。）の前文においては、国土強靱化の取組を推進するため、「国や地方公共団体だけではなく、地域住民、企業、関係団体等も含めて被災状況等の情報を共有すること、平時から大規模自然災害等に備えておくこと及び新たな技術革新に基づく最先端の技術や装置を活用することが不可欠である。」とされています。

このように、強靱化は行政だけで取り組むべきものではなく、地域住民や企業等の主体的な参画のもと、自助・共助・公助を総動員して取り組んでいく必要があります。

したがって、地域計画も、計画策定主体である地方公共団体が、自ら取り組む施策のみを記載するのではなく、自地域の強靱化に関わる、地域住民や企業といった様々な主体が取り組む施策を、ハード・ソフト両面にわたって幅広く位置付けていくことが重要です。

また、地域計画に位置付けた強靱化施策を効果的に進めるためには、各施策の実施主体がそれぞれ「自分事」として高い意識を持って、連携・協働しながら取り組んでいくことが重要です。地域の強靱化に関わる様々な主体の意識を育むためには、地域計画の策定・改定を検討する初期の段階から積極的に参画できるような環境を整備していくことも有効です。

(1) 地方公共団体内の体制整備

- 国土強靱化は、いかなる大規模自然災害等が発生しても、人命の保護が最大限図られ、さまざまな重要機能が機能不全に陥らず迅速な復旧復興を可能にする、平時からの地域づくりです。
- そのため、地方公共団体においても、企画、防災、保健医療・福祉、農林水産、産業、土木、消防、教育委員会等、広範な部局の所掌にまたがる取組となります。これら多くの部局の連携のもと、地域計画の検討を効率的・効果的に進めるためには、総合調整を担うとりまとめ部局のもとで、全庁的な推進体制を構築することが重要です。

- 地域計画は、「地域の強靱化」という『幅広い分野』に及ぶ施策にかかる『最上位計画』（アンブレラ計画）であることから、地方公共団体の運営にあたっての総合的な指針として策定されている「総合計画」と一体的に検討・推進すると、地域計画に位置付ける各施策の実効性の向上や、作業の効率化が期待できます。この場合は、総合計画を担当している企画部局が、とりまとめ部局となり、庁内の総合調整を一元的に担うことが考えられます。
- これまでに計画を策定されている地方公共団体を見ると、企画部局の他、防災担当部局や土木・まちづくり担当部局が総合調整を担っている事例が見受けられますが、いずれの場合においても、その部局が、多岐にわたる強靱化の取組に関して調整機能を果たすことができる体制を構築することが重要です。
- 強靱化に関係する全ての部局が、それぞれ主体的な意識を持ちつつ、総合調整を担う部局のもとで連携して検討を進めていくためにも、庁内に検討組織（組織の役割に応じ、幹部級の会議体や実務者によるプロジェクトチーム等）を設けることは有効です。また、地域の強靱化を着実に進めるために、計画策定後もこうした組織体制を維持し、計画の運用や進捗の管理を行ったり、改定を見据えて検討を行ったりすることも考えられます。
- なお、計画をはじめて策定する場合はもちろん、計画改定時にも知識や経験が少ない職員がいることも考えられることから、職員を対象とした研修・スキルアップ等に取り組むことは重要です。研修会を開催する場合には、内閣官房職員の講師派遣（出前講座）を活用することも可能です。※出前講座については、172 頁をご覧ください。

〔参考〕策定団体の例（庁内に設置した検討のための組織）

山梨県山梨市	【とりまとめ部局】防災危機管理課
	【庁内会議】「山梨市国土強靱化地域計画庁内推進会議」を設置 （トップ）総務統括官 （メンバー）課長補佐、主幹級の担当リーダー24人で構成 非常勤の防災危機管理アドバイザーを追加
長野県東御市	【とりまとめ部局】総務部企画財政課
	【庁内会議】「国土強靱化地域計画庁内連絡会議」を設置 （トップ）副市長 （メンバー）総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業経済部長、都市整備部長、教育次長、議会事務局長、市民病院事務長
徳島県徳島市	【とりまとめ部局】土木部土木政策課
	【庁内会議】「国土強靱化地域計画策定会議」を設置 （トップ）市長

〔参考〕策定団体の例（職員の理解促進機会の創出）

- 群馬県館林市では、職員のワークショップを実施し、国土強靱化に関する市の現状や課題を整理し、それぞれの立場から率直な意見交換を行い、取り組むべき施策の方向性を議論しました。また、有識者による研修会を開催し、強靱化の意義の理解促進に努めました。

（職員ワークショップ）



（有識者による研修会）



（メンバー）副市長、部長級職員など 19 人で構成

〔参考〕策定団体の例（庁内の検討体制の強化）

- 庁内説明会等の開催
 - ・ 策定委員会開催前に複数回にわたり庁内勉強会や素案作成説明会を開催。
 - ・ 各部局の担当を集め、計画策定経緯やリスクシナリオにかかる会議を開催。
- 既存のワーキンググループの活用
 - ・ 次期総合戦略策定のため設置している庁内ワーキングチームに、新たに構成員を追加し、全庁的な推進体制を構築。
- 職員の配置
 - ・ 国土強靱化担当の管理職を配置（部長級職員、兼務）。

〔参考〕策定団体の担当者の声

—策定過程で生まれた庁内の交流—

「強靱化計画には部局を超えた取組が必要ですが、庁内が一つにまとめることができるか不安があったため、各部局の課長等が集まる連絡会議を発足させました。会議の事務局は政策地域部政策推進室に置き、全部で 10 回程度会議を開催しました。各部局の責任者が集まって意識が共有されたおかげで、部署の枠を超えて横断的に取り組む雰囲気になりました。いつもは他部局の施策にそれほど関心を持たないのが正直なところですが、強靱化という共通の視点で直接話をしたり、他部局から自分の部局の施策がどう見えるかという点から説明方法を考えたりしました。策定される頃には、随分他部局への理解も進んだと思います。」

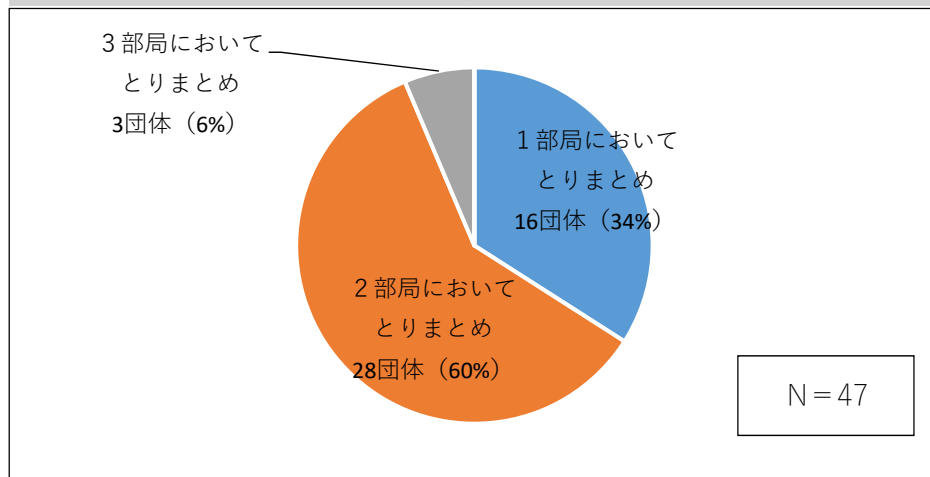
—集まって、戻って話して意識が浸透—

「各課の副課長たちが集まるかたちで、庁内推進会議を立ち上げました。多忙な中の会議でしたが、毎回 20 名ほどが集まって、強靱化という共通の目的に向けて部局を越えた話合いができたと思います。年間で 5 回、2 か月に一度のペースで開催しました。副課長たちが、会議の内容を各部局へ持ち帰って協議し、その結果を会議に持ち寄るというサイクルを繰り返して、職員全体に『強靱化』への意識づけが広がったと感じます。」

【参考】地域計画の策定・改定における庁内体制の整備状況（令和4年度国土強靱化地域計画の策定・改訂等に関するフォローアップ調査の結果より）

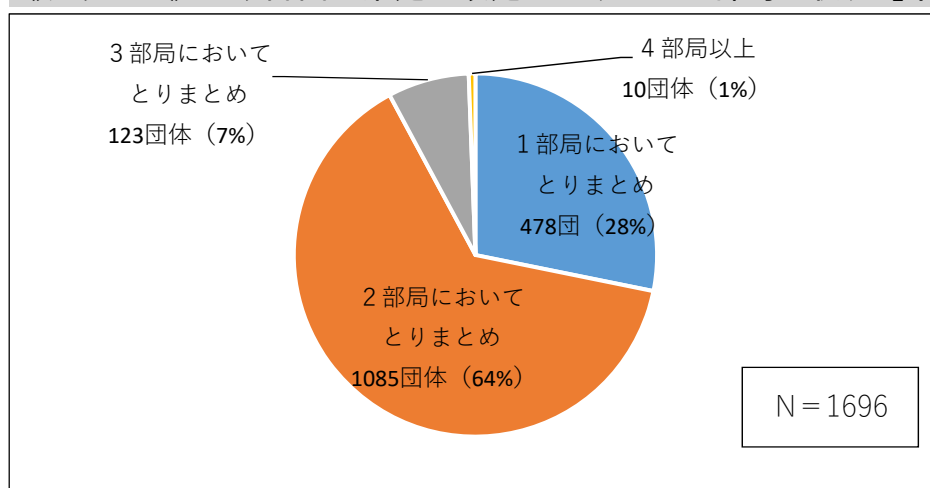
【調査対象団体：47 都道府県、1696 市区町村（令和4年8月地域計画策定団体）。以下同じ】

《グラフ1》地域計画の策定・改定のとりまとめ部局の状況【都道府県】



設問：地域計画の策定・改定のとりまとめ部局（課室等）の事務所掌分野
＜複数選択可＞

《グラフ2》地域計画の策定・改定のとりまとめ部局の状況【市区町村】



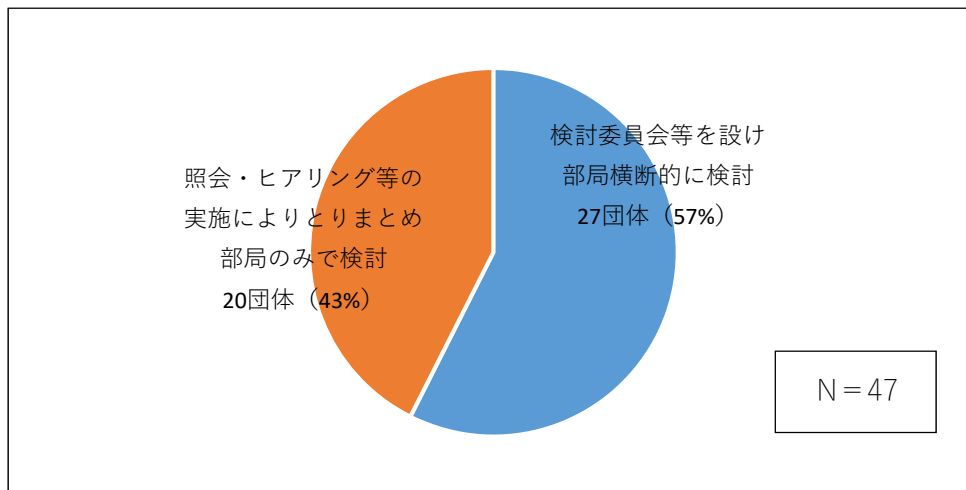
設問：地域計画の策定・改定のとりまとめ部局（課室等）の事務所掌分野
＜複数選択可＞

地域計画の策定・改定を行った際のとりまとめ部局の状況は、都道府県においては、《グラフ1》のとおり2部局が連携してとりまとめている団体が28と最も多くなっており、次いで1部局が単独でとりまとめている団体が16となっています。部局の内訳をみると、2部局連携の28団体はすべて防災や危機管理を担当する部局と土木やまちづくりを担当する部局の連携となっており、1部局単独の16団体では、企画や政策を担当する部局が15団体で、残る1団体は土木やまちづくりを担当する部局でした。

また、市区町村においては、《グラフ2》のとおり2部局が連携してとりまとめている団体が1085団体と最も多く、次いで1部局が478団体、3部局が123団体となっており、都道府県と同様の傾向が見て取れます。部局の内訳をみると、2部局連携の1085団体はすべて防災や危機管理を担当する部局と土木やまちづくりを担当する部局の連携となっており、1部局単独の478団体では、企画や政策を担当する部局が325団体で最も多く、次いで総務を担当する部局が115団体、土木やまちづくりを担当する部局が35団体となっています。

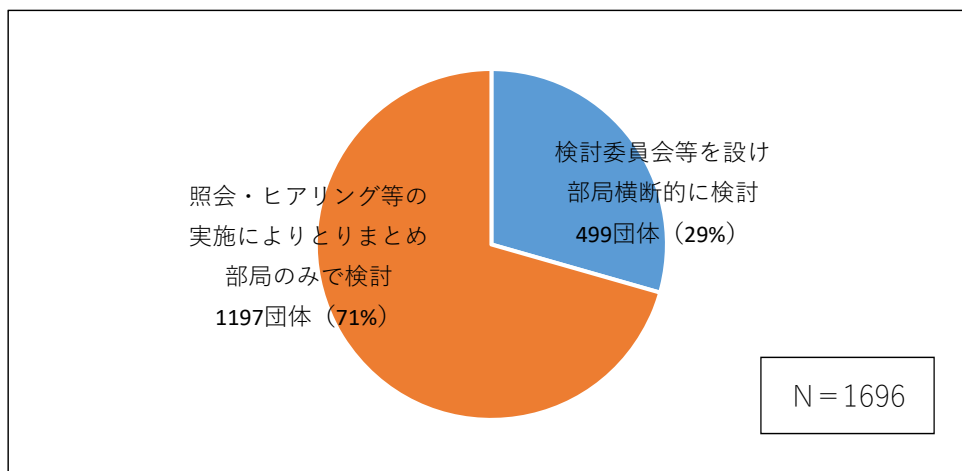
地域計画の策定・改定を円滑に進めるためには、各地方公共団体それぞれの庁内の状況を踏まえ、全庁的な推進体制を構築することができる最も適切な部局をとりまとめ部局とすることが望まれます。

《グラフ3》 地域計画の策定・改定過程での庁内の関係部局の参画状況【都道府県】



設問：地域計画の
策定・改定過程で
の庁内の関係部局
の参画状況

《グラフ4》 地域計画の策定・改定過程での庁内の関係部局の参画状況【市区町村】



設問：地域計画の
策定・改定過程で
の庁内の関係部局
の参画状況

地域計画の策定・改定過程における庁内関係部局の参画状況は、都道府県においては、《グラフ3》のとおり、およそ6割の団体が検討委員会等を設けて部局横断的な検討体制を構築しています。一方で、市区町村においては、《グラフ4》のとおり、検討委員会等を設けて部局横断的な検討体制を構築している団体はおよそ3割にとどまっています。傾向として、関係する部局が多岐にわたる規模の大きな地方公共団体ほど検討委員会等を設置しているように見受けられますが、地域計画の策定・改定の段階だけでなく、計画の運用や進捗の管理を行う段階においても、全庁を挙げて地域の強靱化に取り組むことができるため、部局横断的な検討体制を構築することは有効と考えられます。

(2) 地域の強靱化を担う多様な主体との連携・協働

地域の強靱化は、行政だけで取り組むべきものではなく、地域住民や企業等の様々な主体の積極的な参画のもと、ハード・ソフトのあらゆる対策を駆使し、自助・共助・公助を総動員して取り組んでいく必要があります。また、行政が担うべき対策についても、国・都道府県・市町村がそれぞれの役割分担に基づき、連携しながら実施していく必要があります。

さらに、地域計画にどれだけ効果的な対策を位置付けたとしても、それらが実際に行われないと強靱化は進みません。特に、ソフト対策については、地域住民や企業といった行政以外の様々な主体の積極的な参画が鍵となります。したがって、地域計画の実効性を発揮させるためには、計画の策定・改定を検討する初期の段階から、様々な主体と幅広く意見交換を行い、各主体の認識の共有を図りながら検討を進めていくことが重要です。

その際、新たな国土強靱化基本計画において、新たな施策の柱の一つとして位置づけられた「地域における防災力の一層の強化」において「男女共同参画・女性の視点に立った防災・災害対応・復旧復興の推進」の項目が設けられ、「地域の自主防災組織への女性参画について女性の意見をより丁寧に聞く場を設けるなど、平時の BCP 策定や防災対策、災害時の初動対応や避難生活、復旧復興の各段階に女性の視点が十分盛り込まれるよう必要な取組を進める」とされていることを踏まえて、男女共同参画の観点で検討することも重要です。

様々な主体から幅広く意見を聴く方法としては、委員会等の外部組織を設け、関係者が一堂に会して意見交換を行うことが効率的ですが、委員会に参画できる人数には限りがあることから、地区毎に地域住民との意見交換会を開催する、企業等を訪問して意見交換を行うなどにより、きめ細かく補完していくことも有効です。

また、地方公共団体の運営にあたっての総合的な指針として策定されている「総合計画」と地域計画を一体的に検討することにより、地域住民等の意見を効率的に得ることができると考えられます。

1) 地域住民

- 大規模自然災害等による犠牲者を最小限に抑えるためには、地域住民の一人ひとりが、日頃からの備えや発災時の迅速・的確な行動など、自らの生命を守るための行動を知り、実行することが何よりも重要です。

○ 地域住民の参画を得て地域計画の検討を進めることは、地方公共団体にとって、地域の課題等の的確な把握や、きめ細やかな強靱化施策の検討に活用できるだけでなく、地域住民にとっても、大規模自然災害等のリスクを「自分事」として認識することができ、地域住民一人ひとりの自助、地域住民相互の協力による共助の取組を促し、実効性を持たせるためにも有効です。

○ 地域住民が参画する方法としては、

- ・ 外部委員会等への住民代表の参加
- ・ 町内会や公民館などの地域ごとで座談会や懇談会を開催し、地域の課題等に関する意見交換を実施
- ・ 住民と行政が合同でワークショップ等を開催し、地域の課題を抽出するとともに、その解決に対して取り組んでいくべきことを議論
- ・ 住民や自治会等へのアンケート実施等により、住民等が感じている課題等にかかる個別調査を実施

など、様々な方法が考えられます。ワークショップやアンケートの結果をもとに外部委員会が議論することや、外部委員会の検討状況をきめ細かく住民に情報発信して意識を高めることなど、複数を組み合わせることも考えられます。地域の特性に応じて適切な方法を選択することが重要です。

○ なお、このような取組は、地域住民と行政との間で平常時からリスクコミュニケーションを行うことにもつながり、地域計画の実効性を高めるだけでなく、地域の防災力向上にも役立つものと考えられます。

〔参考〕策定団体の例（地域で活動する団体との意見交換）

東京都国分寺市では、市民主体による地域防災力の向上を図るため、自主的に防災活動に取り組む人材（市民防災推進委員）の育成・認定や、地区単位で活動する自主防災組織（防災まちづくり推進地区）の指定、協定の締結を行っています。地域計画の策定にあたっては、市民防災推進委員会事務局員及び防災まちづくり推進地区代表者を対象にヒアリングを実施し、市民の考え方や意見等を聞く機会を設けました。

市民団体ヒアリングの内容	・ 国が示す国土強靱化の考え方や、市の地域計画の骨子案、リスクシナリオ案の説明を実施 ・ 地区の脆弱性や日頃からの防災上の気付き等をヒアリングシートに記載 ・ 全体発表を行い、参加者全員で共有
参加者	・ 国分寺市民防災推進委員会事務局員、国分寺市防災まちづくり推進地区代表者（約 30 名）

市民団体ヒアリングの結果	・施策の重点化を図る上で、市民団体ヒアリングの意見をリスクシナリオごとに整理 ・その結果を「施策重点化の視点」の一つとして考慮
--------------	--

〔参考〕策定団体の例（地域住民によるワークショップの開催）

長野県東御市では、地域計画の策定にあたって住民ワークショップを実施しました。

ワークショップの目的	市民を交えてワークショップを実施することにより、災害に対する意識の向上と「起きてはならない最悪の事態及び想定される発災事例」の多様な視点からの洗い出しを実施
参加者	区長、消防団、民生児童委員、日赤奉仕団、地域づくり関係者（約 50 名）
ワークショップの結果	ワークショップを踏まえ、下記の観点を追加して検討を実施 ・電柱類の倒壊による人的被害の発生 ・都市ガス等の破断により発生する火災・延焼等の被害 ・情報伝達経路の多重化の促進 ・地域における危険箇所の点検監視体制の構築

（ワークショップの様子）



〔参考〕策定団体の例（地域住民へのアンケートの実施）

山梨県大月市では、地域計画の基礎資料とするため、策定に際して住民アンケートを実施し、その結果を地域計画に掲載しています。

（アンケート票）

（資料）一般用アンケート

II 強靱な地域への方策に関することについてうかがいます。

問6 あなたは、あなたの住んでいる地域が災害に対し安全だと感じていますか。それとも危険だと感じていますか。（1つに○）

1 安全	2 ある程度安全
3 安全とも危険ともいえない	4 多少危険
5 危険	6 わからない

問7 今後起こりうる大規模自然災害として、脅威に感じる災害を2つまで選んでお答えください。（2つまでに○）

1 地震
2 富士山の噴火
3 土砂災害
4 豪雨災害
5 豪雪災害
6 その他
7 わからない

※この場合の重要災害とは、極めて短時間に発生し被害が大きい災害を指します。

問8 大規模自然災害に事前に備えるべき目標として、優先度が高いと思われる目標を2つ選んでください。（2つに○）

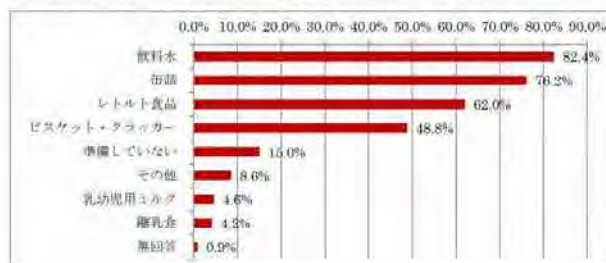
1 災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られること
2 災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること
3 災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保すること
4 災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保すること
5 災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせないこと
6 災害発生後であっても、生活・事業活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
7 制御不能な二次災害を発生させないこと
8 災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

（アンケート結果）



3 強靱な地域に関する各家庭の取り組み

問 災害に備えて、水・食料などの備蓄として準備するもの（N=1308）



（出典：大月市強靱化地域計画）

〔参考〕策定団体の担当者の声

—まちづくり協議会との連携やワークショップで住民に浸透—

「策定時に、区長、消防団、まちづくり関係者、民生児童委員、日赤奉仕団等とともにワークショップを行ったところ、自治体職員だけではわからない地元ならではの意見、例えば、〇〇地区のあの川は氾濫したら危ないかもしれないとか、この細い道路は万一の時には崩れそうだ、などといった声が上がりました。

それらの声を地域計画の中に取り入れたので、庁内で作った案よりも内容を充実させることができました。

また、ワークショップを実施したことで、より多くの住民の方々に地域計画を知ってもらうことができたのではないかと思います。

各地区で立ち上げているまちづくり協議会の懇親会では、防災や減災に向けたテーマもたびたび取り上げられているようです。全国で度重なる災害のニュースで住民の方々も防災については心配し、意識しているようですね。こういう取組が地元の強靱化につながると思います。今後もこのような取組と連携して、ともに地域の強靱化を進めていきたいですね。」

2) 地域企業

- 地域で経済活動を行う企業は、地域が持続的に発展していく上で不可欠な存在であることとはいうまでもなく、仮に甚大な被災等を契機に、他地域に移転してしまうような事態が生じた場合、地域に大きな影響を及ぼすことも考えられます。
- また、企業にとっては、大規模な災害が発生した場合にも事業が継続でき、仮に被災した場合であっても被害を最小限に抑えて速やかに事業を元通りに再開させられることが重要です。
- そのためには、企業自らの強靱化対策が重要であることはいうまでもありませんが、ライフラインの途絶や、サプライチェーンを分断する道路・港湾などのインフラ施設の機能喪失は企業の活動レベルを大幅に低下させることから、それらが地域に及ぼす影響の大きさも考慮して、行政としても強靱化の取組を進めていく必要があります。
- 一方で、一時的な避難場所の確保や災害時の物資供給など、地域防災の担い手として企業に期待される役割は大きく、地域の強靱化を進めていく上で、企業の積極的な協力を得ることは有効です。
- これらのことから、地域計画の検討を行う際、地域の企業と十分な意見交換を行うことは重要です。これまでも、地域計画策定時の外部委員会に商工会議所や商工会などから委員が参画している事例が見受けられますが、これにとどまらず、必要に応じて、企業への個別訪問等による意見交換を行うことも有効です。
- このように、企業との意見交換を進めることは、企業（特に中小企業）において必ずしも強靱化の認知度が高いとは言えない現状において、企業に強靱化を浸透させ、民間発信の取組を促すことにもつながります。

〔参考〕策定団体の担当者の声

—民間にも強靱化の動き—

「策定の際に、民間の企業や団体などにお声掛けして『検討会議』へ参加していただき、地域計画への意見を出していただきました。その過程で、企業や団体でも『自分たちは何ができるか？』と考える動きが生まれてきました。例えば、災害用の食料・水などの備蓄、老朽化した住宅や建物の耐震化、BCP策定をした企業や団体もあります。強靱化の重要性が民間にも波及していると感じています。」

3) 国・都道府県・市区町村等

- 前述のとおり、地域の強靱化は行政のみならず地域住民や企業といった様々な主体の協働により進めていく必要がありますが、行政に限ってみても、市区町村域における強靱化の取組主体は当該市区町村だけではなく、例えば、他地域と結ぶ緊急輸送道路など広域的・基幹的な防災機能を果たすインフラ施設の整備・管理のように、国や都道府県が担うものが多くあります。
- したがって、市区町村が時地域の強靱化を計画的・効率的に進めていくためには、国（地方支分部局を含む。）や都道府県との緊密な連携が不可欠です。国や都道府県の担当者が市区町村における地域計画の検討に参画することにより、市区町村の課題や目標、それを実現するために最優先で取り組むべき対策の必要性・重要性等にかかる認識が各機関で共有されることから、強靱化の取組が円滑に進むことが期待できます。
- また、強靱化の取組において検討対象とする「起きてはならない最悪の事態」を発生させる災害は被害が広域に及ぶものが多いことから、このような災害に対しては、それぞれの市区町村のみではなく、都道府県や隣接する市区町村と緊密に連携を図りながら検討し、対策を講じていく必要があります。
- このため、都道府県が地域計画改定の検討を行うにあたっては、管内の市区町村との意見交換を十分に行うとともに、改定を行った際には計画に定めた内容や考え方を市区町村に丁寧に説明すること等により、都道府県・市区町村の両計画が一体性を持ったものとすることが望まれます。
- さらに、これまでの地域間の連携関係を踏まえ、広域的に被害を及ぼす災害に対して一体的に備えることの有効性・重要性や、職員数が限られる地方公共団体の負担を軽減するという観点から、近接する複数の市区町村が合同で地域計画を策定する、あるいはリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の検討等の一部作業を共同で行うことも有効です。
- これらに加え、地域の強靱化は、土地利用のあり方や、警察・消防機能、医療機能、交通・物流機能、エネルギー供給機能、情報通信機能、ライフライン機能、行政機能等さまざまな重要機能のあり方を強靱化の観点から見直し、対応策を考え、施策を推進するものであることから、指定公共機関等のそれらに関係する機関（交通・物流、エネルギー、情報通信、放送、医療、ライフライン、住宅・不動産等）の幅広い参画・協力を得て検討を進めていくと、地域計画の実効性が高まると考えられます。

〔参考〕策定団体の例（複数市町を包括する計画を合同で策定）

●有珠山周辺地域 1 市 3 町

伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町が合同で「有珠山周辺地域強靱化計画」を策定（令和 2 年 3 月）。

①合同策定に至った背景・経緯

洞爺湖町、伊達市、豊浦町、壮瞥町には、およそ 20 年から 30 年の周期で噴火を繰り返す有珠山の噴火災害をはじめ、地震や津波、豪雨による洪水、土砂災害といった自然災害リスクが存在している。

有珠山が噴火した場合には周辺市町のみならず影響が非常に広範囲に及び、一つの自治体で対策にあたることは非常に困難であることから、有珠山周辺市町及び防災関係機関等で構成する有珠山火山防災協議会において平素から防災・減災対策に取り組んでいる。

有珠山周辺地域は、温暖な気候を活かした農畜産業や火力発電所・大規模なメガソーラーなど食料とエネルギーの供給地であり、北海道ひいては国の強靱化に大きく資するポテンシャルを有している一方で、人口減少や高齢化、安心安全な生活と地域活性化に不可欠なインフラ整備が十分進んでいないなど課題を抱えている。

上記のとおり、地理的な面において共通する自然災害リスクや行政課題を有していることを踏まえ、平素からの連携の枠組みを活用して有珠山周辺地域全体の強靱化へとつなげるため、北海道強靱化計画と調和した「有珠山周辺地域強靱化計画」を策定した。

②合同策定の手順

策定体制

有珠山周辺地域国土強靱化地域計画に係る検討会議

構成 → 洞爺湖町【事務局】・伊達市・豊浦町・壮瞥町

リスクシナリオの設定

北海道全体の自然災害を網羅した道計画のリスクシナリオを活用し、各市町が自団体にあてはまるリスクシナリオを設定した。

推進方針の設定

各リスクシナリオに対する推進方針は、施策レベルの取組（砂防設備等の整備など）を設定し、該当する市町について、白丸で表記した。

KPI の設定

各市町毎に施策プログラム（付属資料）を作成し個別施策の目標値を設定した。

③合同策定による変化・効果

他の行政機関との関係における変化・効果

【共同で取り組むべき事業の明確化】

有珠山火山避難計画の策定、コミュニティ FM 活用事業、洞爺湖有珠山ジオパーク推進事業など、1 市 3 町が共同で取り組むべき事業を整理することで、一体的な事業推進が期待できる。

【さらなる連携の強化】

有珠山噴火災害をはじめとする自然災害のリスクや人口減少・少子高齢化などの行政課題克服のための施策推進にあたり有珠山周辺地域市町間はもちろんのこと、国・北海道との連携強化が期待される。

(令和2年 防災訓練の様子)



〔参考〕策定団体の例（複数市町村を包括する計画を合同で策定）

●八戸圏域連携中枢都市圏

八戸圏域連携中枢都市圏を形成する八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村及びおいらせ町が合同で「八戸圏域 8 市町村国土強靱化地域計画」を策定（平成 31 年 3 月）。

①合同策定に至った背景・経緯

八戸圏域 8 市町村は、気候・風土を共有し、藩政時代から一体的なまとまりがある地域として歴史を刻み、通勤・通学や買い物、医療といったあらゆる面で結びつきがある。また、ごみ処理やし尿処理、消防や水道などさまざまな事務を共同で行ってきた。このような歴史的・日常的な結びつきを背景に、平成 21 年に定住自立圏、平成 29 年には連携中枢都市圏に移行し、その中で、危険空き家対策や福祉避難所の相互利用、ドクターカーなど、防災・災害対策に関わる取組を行ってきた。

近年は、自然災害が激甚化・頻発化する傾向にあり、圏域においても地理的なつながりから津波や洪水といった共通のリスクがあるため、8 市町村がさらなる連携のもと災害対策に取り組むことが安全・安心な圏域の実現につながるという共通認識から合同策定に至った。



八戸圏域連携中枢都市圏
八戸都市圏スクラム8

②合同策定の手順

策定体制

専門的見地からの意見等を聴取するため、外部有識者により構成される「検討会議（有識者）」を設置し、計画内容の検討を実施した。また、市町村担当課長会議を設け、市町村

間の調整・連携を図った。各市町村の内部では、庁内策定会議を設置するなどして庁内での検討が進められた。

リスクシナリオの設定

県全体の自然災害を網羅した県計画のリスクシナリオを活用し、各市町村が自団体にあてはまるリスクシナリオを設定した。

推進方針の設定

各リスクシナリオに対する推進方針は、施策レベルの取組（住宅の耐震化など）を設定し、該当する市町村について、白丸で表記した。

「連携項目」の設定

八戸圏域連携中枢都市圏ビジョンに基づき実施している 10 項目（危険空き家対策のための合同研修会等の開催、福祉避難所の設置及び圏域での相互利用など）を設定した。

③独自の取組

「連携項目」の設定

圏域全体の国土強靱化の推進に向け、八戸圏域連携中枢都市圏ビジョンに基づき実施している 10 項目（危険空き家対策のための合同研修会等の開催、福祉避難所の設置及び圏域での相互利用など）を設定した。

「協定に基づいて実施している取組」の設定

八戸・久慈・二戸の三圏域に係る市町村相互応援協定に基づき、大規模災害時における各市町村の相互応援体制の連携及び強化を図るため、支援要請の手順や情報伝達機器の使用方法等を確認する訓練実施を明記した。

「今後検討していく連携項目」の設定

近年の頻発化・激甚化する災害に対しては、これまで以上に広域連携で取り組んでいくことが有効であるという認識とともに、今後も各市町村において予算や人的な制約が強まっていくことが予想されている中で、類似事業の共同化や資源の相互補完等により効率化を図るという観点から、新たに「今後検討していく連携項目」として、12 項目を設定した。これらは、計画策定後に 8 市町村で検討していくこととした。

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1. 避難体制の検証・強化 | 7. 防災拠点の整備 |
| 2. 住民向け防災研修会の開催 | 8. 消防団員の確保に向けた広報・周知 |
| 3. 外国人のための防災教室の開催 | 9. 自主防災組織情報交換会の実施 |
| 4. 合同防災訓練の実施 | 10. 住民等への情報伝達手段の研究 |
| 5. 防災教育の推進 | 11. 防災関係職員合同研修会の開催 |
| 6. 集落の孤立防止対策 | 12. 防災関連マニュアルの共有 |

④合同策定による変化・効果

他の行政機関との関係における変化・効果

【事務の軽減】

有識者会議の運営や市町村間の調整等を担った八戸市での事務負担増はあったが、それ以外の市町村では単独で策定するよりも事務の軽減が図られた。

【広域の視点で捉えることによる防災力の向上】

例えば、想定最大規模の洪水浸水想定区域について、単独の市町村で避難場所を確保できない場合には、8 市町村で広域避難の検討を行うことも予定されており、広域の視点で捉えることによる防災力の向上につながる。

【顔の見える関係の強化】

計画を策定する過程及び今後 12 の連携項目を具体化していくにあたり、8 市町村で何度も協議する機会を通じて顔の見える関係強化につながる。実際、令和元年東日本台風の際、岩手県の久慈市や普代村に対し、「大規模災害時における八戸・久慈・二戸の三圏域に係る市町村相互応援協定」に基づく物資支援を実施した際、八戸圏域 8 市町村の対応の取りまとめにあたって、平成 30 年度中の計画策定の過程で培われた顔の見える関係により、スムーズに役割分担が図られた。

【各市町村のノウハウ共有による災害対応力の向上】

例えば、12 の連携項目の 1 つである「防災関連マニュアルの共有」について、それぞれの市町村が作成している避難指示等の発令マニュアルを共有し、どのようなタイミングで避難指示等を発令すればよいのかといったノウハウを共有することで、各市町村の災害対応力の向上につながる。

【安全・安心な圏域への貢献】

計画に記載した 12 の連携項目の具体化と、その過程で培われた信頼関係、それぞれの市町村が持っているノウハウが共有されることで「安全・安心な圏域への貢献」につながる。

庁内における変化、効果

【強靱化に向けた役割分担の明確化及び方向性の共有】

計画策定の過程でそれぞれの課の役割分担が明確化されたことや、脆弱性評価及び対応方策の検討を庁内部局が横断的に実施したことで、現状の課題や今後の方向性を共有することができた。

〔参考〕策定団体の例（複数町村を包括する計画を合同で策定）

●鳥取県西部 7 町村

鳥取県日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町及び江府町が合同で「鳥取県西部町村国土強靱化地域計画」を策定（平成 30 年 3 月）。

①合同策定に至った背景・経緯

西部 7 町村では、避難計画の共有や避難所設置訓練の合同実施等を通じて、防災担当者の連携が強く、防災・減災対策における広域連携の有効性について理解があった。また、平成 12 年の鳥取県西部地震を経験し、ライフラインや施設等を相互に補完しながら災害対応にあたった教訓が現在まで共有されていた。さらに、防災面以外でも、広域事務等において日常より連携があった。

こういった土壌を踏まえ、地域計画の合同策定にかかる県からの提案に対し、防災担当者会議及び副町長会での合意を得て、策定を行った。

②合同策定の手順

策定体制

テーマ（保健・医療分野、国土・交通分野、行政、住宅、産業）ごとに各町村の担当課長級が参加する WG において協議した。協議事項は、WG 後に、各町村に持ち帰り、それぞれの庁内で検討した。

リスクシナリオの設定

県全体の自然災害を網羅した県計画のリスクシナリオを活用し、各町村が自団体にあてはまるリスクシナリオを設定した。

脆弱性評価の実施

県が実施した脆弱性評価結果を援用し、各町村で実施した。

KPI の設定

県計画で設定している 227 の指標で、町村で該当するものを県が抽出し、WG で町村に提供し、各町村はそれぞれの実態に応じ、これ以外の KPI も独自に設定した。また、県は保有データの提供を行った。

③ 合同策定による変化・効果（県及び町村担当者の意見）

他の行政機関との関係における変化・効果

- 県の指導のもと、策定段階から近隣の町村と情報共有を行ったことで、連携・情報共有体制が強固になり、策定後も継続している。
- 他町村と横並びで脆弱性評価を行うことで、より客観的な評価が可能となった。
- タイムラインの共有や避難所運営訓練の合同実施など、連携可能な施策がより効果的に行われるようになった。
- 関係機関との長期的な連携、目標共有について今後の取組のきっかけとなった。

庁内における変化・効果

- 脆弱性を数値化することにより全部局での横断的な取組の促進ができた。
- 各課で目標が明確化し、意識醸成のきっかけとなった。
- これまで耐震化診断等を行えていなかったが、計画策定により必要性の認識ができたことで、優先的に着手しようということになった。
- 計画策定を行ったことで、予算要求がしやすくなった。

なお、鳥取県内では、この他に、東部の 4 町村（岩美町、若桜町、智頭町、八頭町）、中部の 4 町村（三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町）でも、それぞれ合同で「鳥取県東部 4 町国土強靱化地域計画」、「鳥取県中部 4 町国土強靱化地域計画」が策定されている。

〔参考〕策定団体の例（複数町が計画策定作業を協力して実施）

北海道檜山振興局管内 7 町

北海道檜山振興局管内の江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町の 7 町が共同で策定作業に取り組み、7 町それぞれで国土強靱化地域計画を策定（平成 30 年 10 月 1 日に全町で同日施行）

① 共同策定に至った背景・経緯

檜山管内 7 町は、1993 年（平成 5 年）に北海道南西沖地震を経験した地域として自然災害への意識が高く、近年、多発するゲリラ豪雨による土砂災害や台風・地震による被害の発生に加え、国・道による国土強靱化に向けた取組を機に地域計画の策定を検討することとなった。

地域計画の策定は、基本理念を町の施策に反映し、実施することで国土強靱化の取組が推進され、人命の保護など基本目標を達成する上で効果的と判断。また、国の基本計画及び北海道強靱化計画との調和を図るとともに隣接する各町との地域計画とも相互に調整を図ることが地域の強靱化に必要と考え、檜山地域として統一的な計画とすべく管内 7 町で検討することとなった。

(上ノ国町内の夷王山上空から写真)



(江差町内のいにしえ街道の町並み)



②共同策定の手順

【北海道（振興局）が共通の課題・取組内容を提案】

北海道強靱化計画のうち檜山管内にも該当する部分を抽出し、共通の課題・取組内容を提案した。

【地域計画の構成】

地域計画の構成については、管内7町に共通の、一体的に取り組む必要がある項目（共通項目）と各町独自施策を柔軟、効果的に実施するための項目（独自項目）で構成することとした。

また、地域計画の推進管理が効率的・効果的に行えるよう、町総合計画との一体化も視野に入れ策定することとした。

【リスクシナリオ等の選定】

北海道強靱化計画におけるリスクシナリオ等を活用し、檜山地域の実情に応じた内容により推進方針、脆弱性評価の考え方、リスクシナリオ等を抽出、各町にあてはまる項目を選定した。

【KPI の設定】

北海道強靱化計画における指標を参考に、町総合計画において定められている指標及び各個別計画における指標により各町それぞれの実態に応じ設定した。

③共同策定による変化・効果

【他の行政機関との関係における変化・効果】

- 北海道（振興局）の調整により、策定段階から管内各町と情報共有、議論を行ったことで、国土強靱化の取組はもとより、地域振興、地域課題への連携、情報共有体制が強まった。
- 檜山地域以外の自治体との協力の必要性について、日本、北海道全体としての必要性を考慮することができるようになった。

【庁内における変化、効果】

- 各リスクシナリオに対応する施策を抽出することにより、あらゆる分野（福祉・教育など）から最悪の事態を回避するための対策を検討する意識の醸成が出来た。
- また、最悪の事態を回避するため、各部署間の連携、協力体制強化のきっかけとなった。

4) 有識者

- 地域計画の内容のさらなる充実を図るため、1)～3)で示した様々な主体に加え、専門的な知見を有する有識者から助言を得ることも重要です。
- 有識者の専門分野としては、防災・減災、国土強靱化の他、まちづくり、リスクコミュニケーション（※）、地方自治などが考えられますが、これらにかかわらず、自地域において強靱化の取組を進める際に課題となる事柄を踏まえ、その分野の有識者に助言をお願いすることも考えられます。

※リスクに関わる情報や意見を交換し共有しあうこと。例えば、国土強靱化について教育・訓練・啓発等による双方向でのコミュニケーションを行うことなど。
- 有識者の助言を得る方法は、個別に意見を聴取する方法のほか、地域計画の策定・改定に当たって設置する外部委員会の委員として参画を得る方法も考えられます。地域の特性に応じて適切な方法を選択することが重要です。
- また、地域計画の策定・改定時に関与を受けた有識者と、計画の運用や進捗の管理を行う段階においても関係を継続することで、計画をより効果的に推進するための助言や、次の計画改定時に現計画の運用状況を踏まえたさらなる計画の充実・深化を図るための助言を得ることが期待できます。

〔参考〕策定団体の例（学識経験者を含む多様な主体の参画）

連携の方法	参画する主体
外部有識者会議の設置	学識経験者 国・都道府県の関係機関、周辺市町村、警察、消防、自衛隊 民間事業者（ライフライン（鉄道・情報通信・電力・ガス等）、マスコミ（報道事業者・新聞社）等） 地域の関係団体（医師会、自治会連合会、農業協同組合、商工会、校長会、婦人会、消防団等） 地域住民 等
総合計画と併せて総合計画審議会での検討を実施	
意見交換会・ワークショップの開催	
市町村防災会議での意見聴取	
書面（パブリックコメント等）による意見聴取	

〔参考〕策定団体の例（有識者等が参画した会議の開催）

- 山梨県山梨市は、庁内会議として「山梨市国土強靱化地域計画庁内推進会議」の設置に加え、有識者会議として「山梨市国土強靱化地域計画検討委員会」を設置しました。

座長	山梨大学大学院 教授
委員	明治大学 危機管理研究センター 特任教授 山梨市消防団 団長 女性市民代表（山梨市内在住）・タレント 内閣官房 国土強靱化推進室 企画官 山梨県 峡東建設事務所 所長

- 静岡県掛川市は、既存の「掛川市防災会議」を活用しました。防災会議で地域計画（案）の説明と意見交換を行い、区長会長、市民団体代表者等から意見を聴取しました。

	市長
メンバー	防災関連機関(警察、消防、ライフライン関係事業者等) 区長会長 市議会議長 市議会総務委員長 ボランティア組織代表者 有識者等

- 八戸圏域8市町村（八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町）は、学識経験を有する方等から幅広く意見を聴取するために、八戸圏域8市町村国土強靱化地域計画検討会議を設置しました。

座長	八戸工業大学 教授
メンバー	八戸学院大学 地域連携研究センター 准教授 独立行政法人国立高等専門学校機構 八戸工業高等専門学校 教授 東北地方整備局 青森河川国道事務所 副所長 青森県危機管理局 防災危機管理課 課長

〔参考〕策定団体の例（有識者が参画した委員会による課題の抽出と検討）

【京都府京都市】

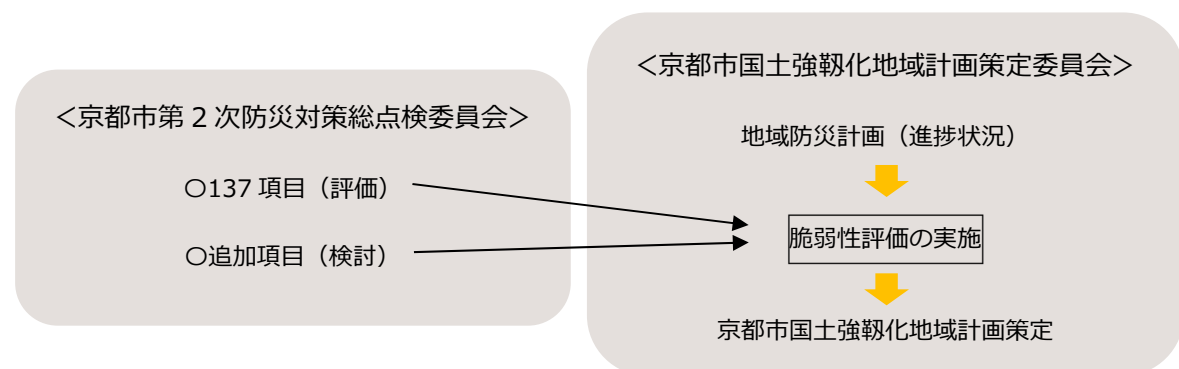
地域計画策定と防災対策の総点検を同一委員で同時開催

- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、防災計画の弱点を洗い出した上で、より一層の防災対策の充実強化を図るため、平成 23 年度に「京都市防災対策総点検委員会」を設置し、同委員会から受けた 137 項目について取組を進めた。
- ・平成 29 年度には、法令改正への対応や熊本地震等から見えてきた新たな課題への対応が必要となったことから、「京都市第 2 次防災対策総点検委員会」（以下「総点検委員会」）を設置し、137 項目の進捗評価と新たな課題への対応等の検討を行った。
- ・また、地域計画を策定するに当たり、平成 29 年度に「京都市国土強靱化地域計画策定委員会」（以下「地域委員会」）を設置して検討した際、総点検委員会と同一委員で同時開催の形で行った。
- ・第 2 次防災対策総点検の実施と地域計画を同時に行ったことで、災害に強いまちづくりの実現に向けた取組のより一層の推進を図ることができた。

地域防災計画と連動した脆弱性評価を実施

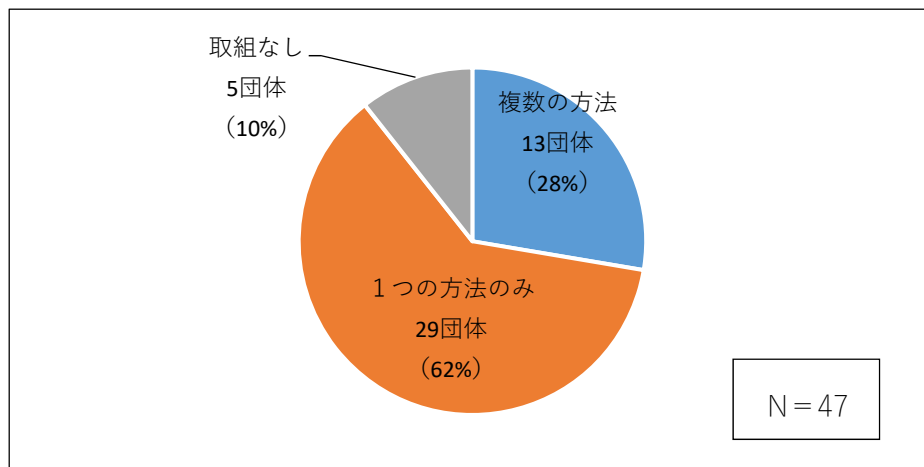
- ・地域計画策定にあたり上記のとおり 2 つの委員会を同一委員で構成することで、地域防災計画の項目と照らし合わせることが容易となり、効率的に脆弱性評価を行った。
- ・これにより、地域計画は、防災計画や第 2 次防災対策総点検等の本市の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として明確に位置付けられるようになった。

（地域委員会と総点検委員会の相互関連）



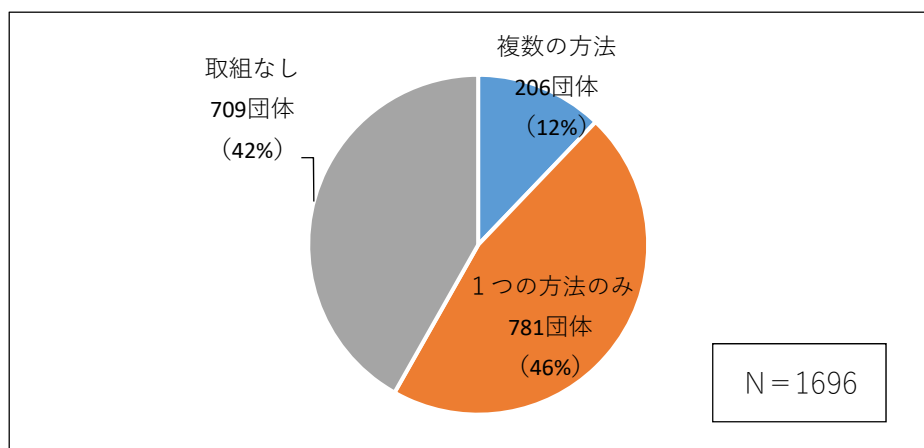
【参考】地域計画の策定・改定における多様な主体との連携状況（令和4年度国土強靱化地域計画の策定・改訂等に関するフォローアップ調査の結果より）

《グラフ5》地域計画の策定・改定過程における地域住民等の参画状況【都道府県】



設問：地域計画策定・改定過程における地域住民や企業等の参画
＜複数選択可＞

《グラフ6》地域計画の策定・改定過程における地域住民等の参画状況【市区町村】



設問：地域計画策定・改定過程における地域住民や企業等の参画
＜複数選択可＞

地域計画の策定・改定過程における地域住民等の参画状況は、都道府県においては、《グラフ5》のとおり、およそ9割の団体で何らかの方法で参画を得ており、およそ3割の団体では複数の方法を採用しています。一方で、5つの団体では、地域住民等の参画を得ていませんでした。

採用された方法として最も多かったのはパブリックコメントで、1つの方法のみの29団体のうち26団体が採用していました。次いで多かったのは外部委員会への参画で16団体が採用していました。複数の方法を採用している13団体は、みなパブリックコメントと外部委員会への参画の両方を採用しており、これに加えてワークショップやアンケートを採用している団体もありました。

現時点で何も講じていない団体は、パブリックコメントの採用を検討したり、パブリックコメントのみを採用している団体はさらに外部委員会への参画を検討したりして、地域計画の策定・改定の過程に地域住民等が参画できる機会を増やしていくことが考えられます。

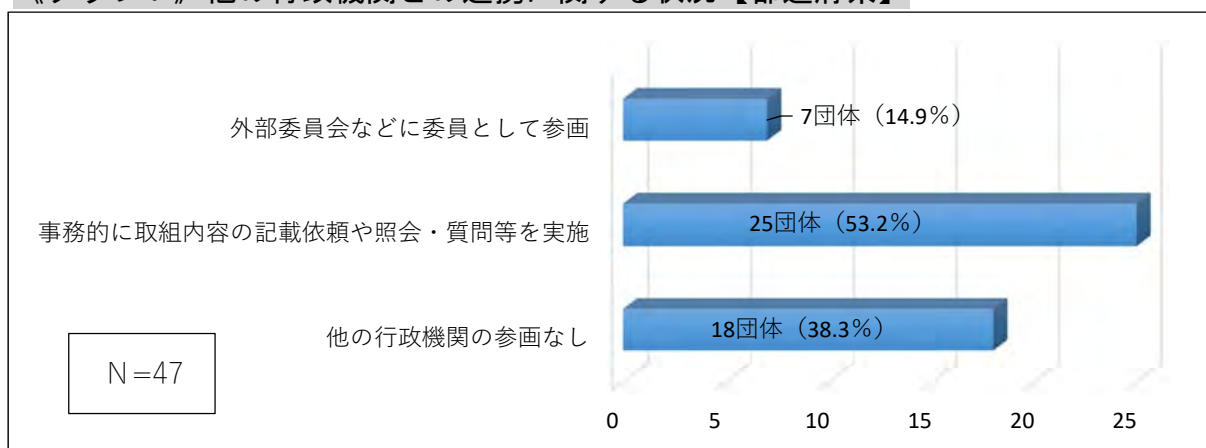
また、今後は地域計画改定の段階であることを念頭に、住民参画を促すために採用する方法が一つであっても、地域住民等がより効果的に参画できるよう工夫を講じることも考えられます。例えば、パブリックコメントを採用する場合でも、まずは現行の地域計画に基づいて実施してきたこれまでの強靱化の取組に対して意見を募集した上で、集まった意見を踏まえて作成した地域計画の改定案に対してあらためて意見を募集するというように、同じ一つの方法であっても意見募集を実施するタイミングやその内容を工夫することで、地域住民等が参画する機運をより高められることが期待されます。

これらも含め、各地方公共団体において、地域にとって最適な方法を検討し、地域住民等の参画の機会を増やしていくことが望まれます。

一方で、市区町村においては、《グラフ6》のとおり、何らかの方法で参画を得ている団体はおよそ6割にとどまり、策定済み市区町村のおよそ4割にあたる709団体では地域住民等の参画を得ていませんでした。

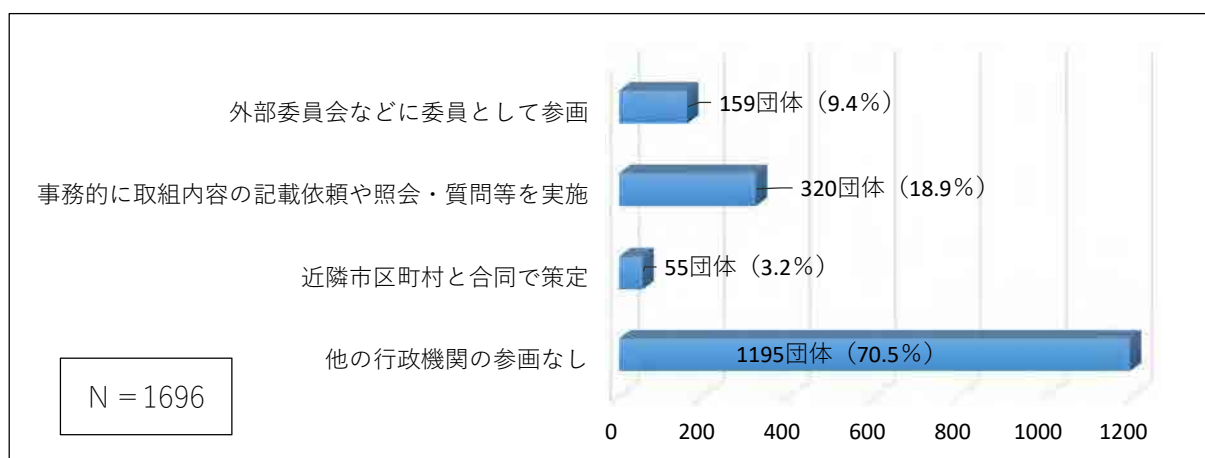
採用された方法としては、都道府県と同様にパブリックコメントや外部委員会への参画が多く、パブリックコメントは策定済み市区町村のおよそ5割にあたる895団体が採用していました。一方で、パブリックコメントは行わず、アンケートのみを実施している団体やワークショップのみを実施している団体もあり、市区町村の規模や地域性に応じた適切な方法で地域住民等の参画を得ていくことが重要です。

《グラフ7》他の行政機関との連携に関する状況【都道府県】



設問：地域計画策定・改定過程における国・都道府県・近隣市町村など他の行政機関の参画
＜複数選択可＞

《グラフ8》他の行政機関との連携に関する状況【市区町村】



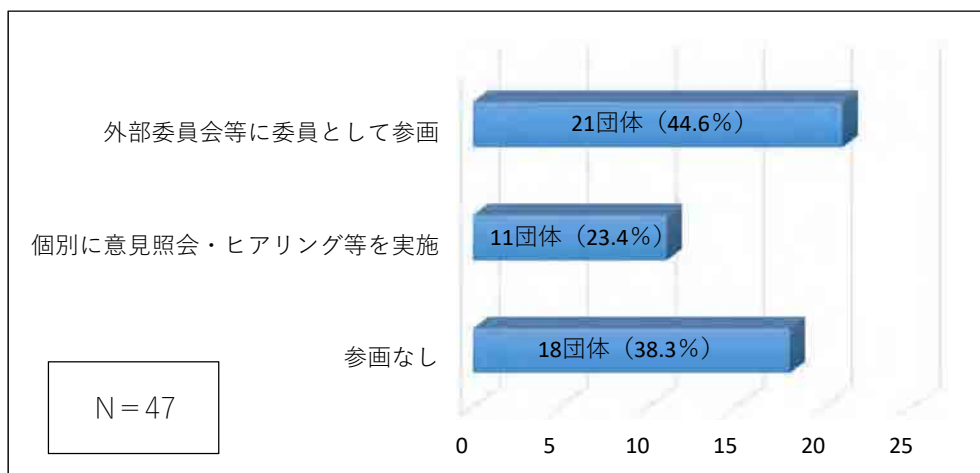
設問：地域計画策定・改定過程における国・都道府県・近隣市町村など他の行政機関の参画
＜複数選択可＞

地域計画の策定・改定過程における他の行政機関の参画状況は、都道府県においては、《グラフ7》のとおり、7団体で外部委員会の委員として参画しており、25団体では事務的なやりとりが行われています。ただ、およそ4割にあたる18団体では他の行政機関の関与なく地域計画の策定・改定作業が行われています。

また、市町村においては、《グラフ8》のとおり、およそ7割にあたる1195団体で、他の行政機関の関与なく地域計画の策定・改定作業が行われています。

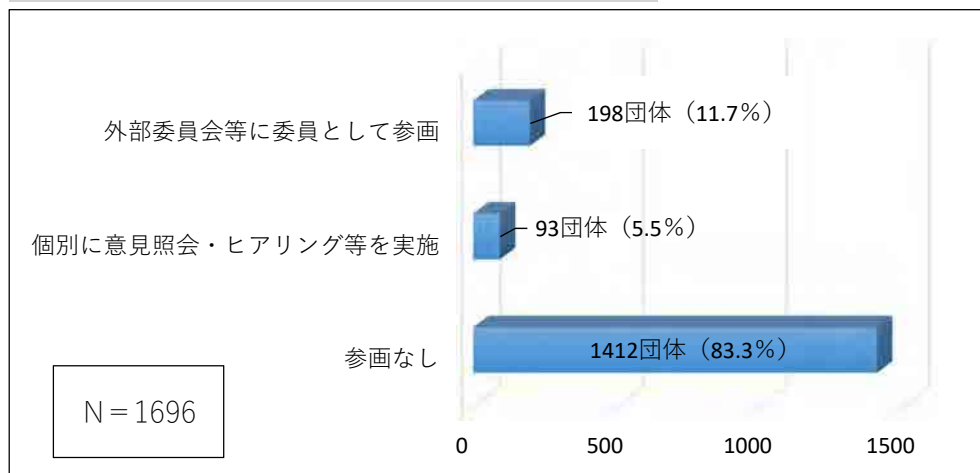
自地域の強靱化を図る上で、国や都道府県が行うインフラ整備や市区町村が取り組むソフト施策など、他の行政機関の取組も相互に大きな意味を持つと考えられます。ここに例示された以外の方法も含め、他の行政機関との連携を深め、地域の強靱化を進めることが望まれます。

《グラフ 9》 有識者の参画状況【都道府県】



設問：地域計画
策定・改定過程
における学識経
験者の参画
<複数選択可>

《グラフ 10》 有識者の参画状況【市区町村】



設問：地域計画
策定・改定過程
における学識経
験者の参画
<複数選択可>

地域計画の策定・改定過程における有識者の参画状況は、都道府県においては、《グラフ 9》のとおり、21 団体で外部委員会の委員として参画を得ており、11 団体では個別のヒアリング等を行っています。しかしながら、およそ 4 割にあたる 18 団体では有識者の参画を得ず地域計画の策定・改定作業が行われています。

また、市区町村においては、《グラフ 10》のとおり、およそ 8 割にあたる 1412 団体で、有識者の参画を得ず地域計画の策定・改定作業が行われています。

自地域の強靱化を図る上で、専門的な課題に直面すること等も考えられますので、必要に応じて有識者に参画いただき、専門的な助言を得つつ、取組を進めていくことが考えられます。

(3) 国土強靱化地域計画に関する手続き

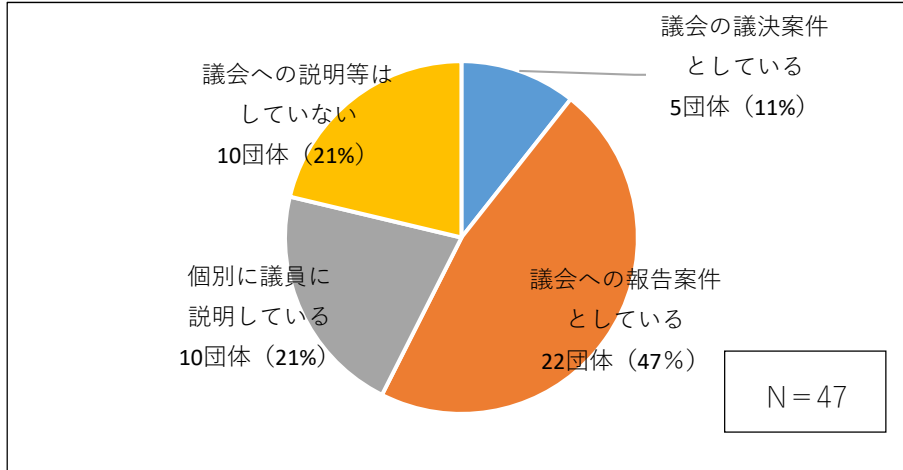
- 国土強靱化基本法には、地域計画を定める際の意見聴取等の手続きにかかる規定はありませんが、地域計画が各地域における国土強靱化の指針として実効性を発揮するためには、様々な主体から幅広く意見を聴取し、認識の共有を図りつつ地域計画の策定・改定を進めていくことが重要です。
- 特に議会は、地域住民を代表する機関であり、地方公共団体が強靱化の取組を執行する際に重要な役割を担いますので、必要な対応を講じ、執行部と議会が強靱化に関して共通の認識を持つことが重要です。団体によっては、条例により議会の議決対象計画として位置付けている場合があるほか、議会が自発的に議会常任委員会の所管事務調査として地域計画にかかる調査を行う事例も見られます。
- また、さまざまな主体から意見を聴くことと合わせ、地域の代表者等が出席する各種会議の場や広報誌、web サイト、SNS 等を活用して、地域計画の検討状況や運用状況を積極的に情報発信することも重要です。

〔参考〕策定団体の例（計画策定時の住民や議会への意見聴取）

東京都 荒川区	・ 地域住民等が主体となって組織されている「防災まちづくり協議会」の会合（年3回程度）の場を活用し、幅広く地域の情報や住民の意見等を集約しながら、地域が抱える脆弱性や計画内容を検討 ・ 東京都及び内閣官房国土強靱化推進室と個別協議等を実施 ・ 「地域強靱化計画骨子」（案）、「地域強靱化計画素案」、「地域強靱化計画」の各策定前に（区議会の）震災対策調査特別委員会報告又は同委員への個別説明を実施 ・ パブリックコメントを実施 ・ 地域強靱化計画策定後、全議員に計画冊子を配付
静岡県 掛川市	・ 防災会議にて周知を行い、区長会長、市民団体代表者等から意見聴取を実施 ・ 市議会全員協議会にて掛川市国土強靱化地域計画（案）の報告、説明を実施

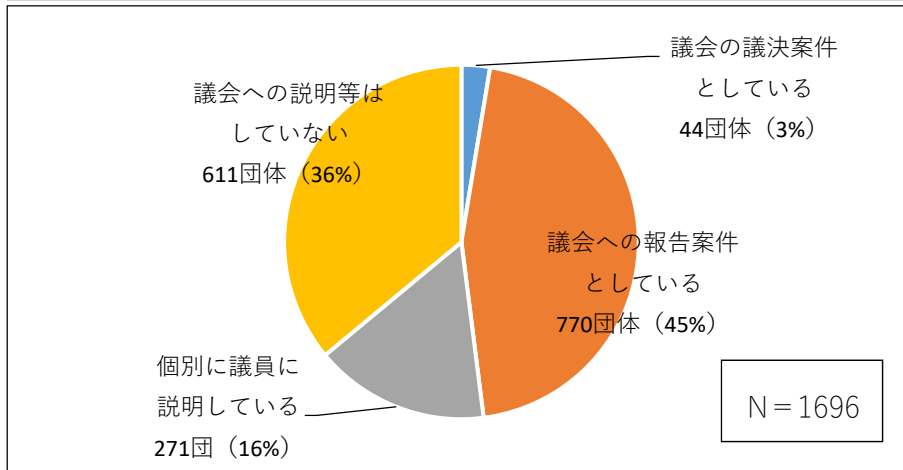
【参考】地域計画の策定・改定における地方議会への手続きに関する状況（令和4年度国土強靱化地域計画の策定・改訂等に関するフォローアップ調査の結果より）

《グラフ 11》計画策定・改定時における議会への対応状況【都道府県】



設問：地域計画の策定や改定の際の議会への報告等の状況

《グラフ 12》計画策定・改定時における議会への対応状況【市区町村】



設問：地域計画の策定や改定の際の議会への報告等の状況

計画策定・改定時における議会への対応状況は、都道府県においては、《グラフ 11》のとおり、およそ6割にあたる27団体が議決または報告と議会への正式な手続きを行っており、およそ2割にあたる10団体は議員への個別説明を行っています。一方で、およそ2割にあたる10団体では、議会への説明等を行っていない状況でした。

市区町村においては、《グラフ 12》のとおり、4割弱にあたる611団体が、議会への説明等を行っていない状況でした。

地域計画の議会への説明や報告については、法令等で規定されているわけではありませんが、地域の強靱化に向けた地方公共団体の取組を着実に、円滑に、そして強力に推進するためにも、議会と共通の認識を持って進めることが望まれるため、各地方公共団体の実情に応じた対応を検討してください。

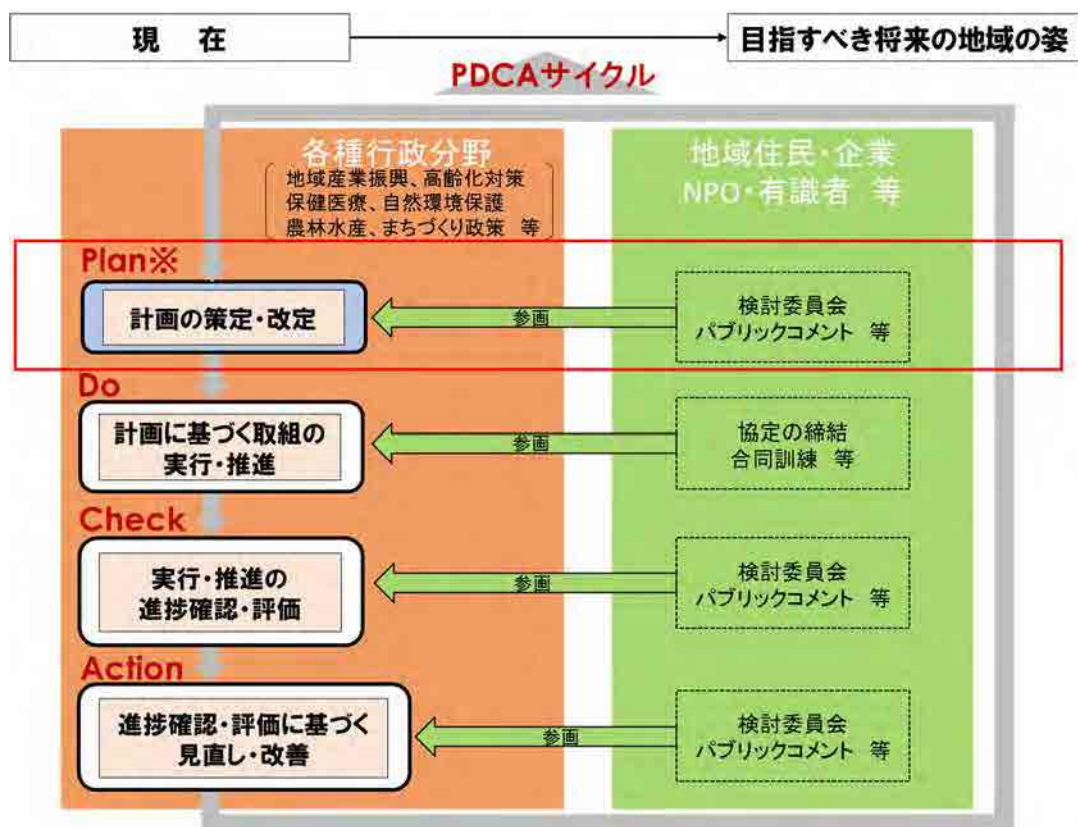
2. 国土強靱化地域計画策定・改定の基本的な進め方

地域の強靱化は一朝一夕に成し遂げられるわけではなく、長期間にわたって取り組んでいく必要があるものです。このため、地域計画も「一度策定したら見直すことなく、あとは推進するのみ」というのではなく、PDCA サイクルを繰り返し、より効率的・効果的に進捗が図られるよう随時見直しを行っていくことが不可欠です。

PDCA サイクルのイメージは下図のとおりであり、このうち計画の策定・改定は「Plan」の部分にあたります。一般的な手順として、STEP1～STEP5 としていますが、検討の過程で必要な場合には手前のステップに戻って見直すことも大切です。

また、計画を改定する際には、全てのステップを一からやり直さなければならないものではありませんが、各ステップの内容について、現行の計画に記載されたものから見直す必要がないか十分確認した上で、必要な項目について見直し、充実を図ってください。

なお、これまでに都道府県・市区町村において行われた事例を、76 頁以降に各ステップ別に記載していますので、あわせて参考としてください。



※ Plan の一般的な手順

STEP1 地域を強靱化する上での目標の明確化

STEP2 リスクシナリオ(最悪の事態)、施策分野の設定

STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討

STEP4 リスクへの対応方針の検討

STEP5 対応方策について重点化、優先順位付け

(1) 「目指すべき将来の地域の姿」の設定

- 計画を策定するにあたって、目指すべき目標、理想となる絵姿を定めることは検討の第一歩です。地域計画の最終目標である「目指すべき将来の地域の姿」は、甚大な自然災害が発生したとしてもその被害を最小化させ、速やかに復興を行うことが可能な『「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域社会』が実現されることです。
- この「目指すべき将来の地域の姿」は、地域の強靱化に取り組む全ての者の「共通の目標」であり、さらには、被災後の復興事業の困難さに鑑み、事前に被災後の復興まちづくりを想定し、準備するために策定する事前復興まちづくり計画の目標ともなり得るものです。
- したがって、「目指すべき将来の地域の姿」は、当該地域において発生するおそれのある自然災害のリスクを踏まえ、地域の自然的・地理的特性や社会的特性（地域の強み、地域の果たすべき役割等）を反映した、できる限り具体性を持ったものとするのが重要です。
- なお、ここでは検討の各ステップに入る前段階として「目指すべき将来の地域の姿」を定める旨記載していますが、地域のリスクやリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）等と一体的に検討する必要がある場合には、STEP1、STEP2 等と並行して進めていくことも考えられます。

(2) STEP1 地域を強靱化する上での目標の明確化

ポイント

- ・「目指すべき将来の地域の姿」の実現に向けて取り組む具体的な施策の検討を進めていくため、「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」も念頭に置いて目標を設定する。
- ・長期的な目標のみならず、限られた期間内に最大限の効果を発揮するため、地域計画に計画期間を定め、計画期間内における短期的・中期的な目標も立てる。
- ・効率的・効果的に検討を進める上では、地域計画と総合計画の策定を一体的に行うことも有効である。

- 地域計画において定める「目標」は、「目指すべき将来の地域の姿」の実現のために取り組まねばならない強靱化施策を具体的に検討していく上で重要な役割を果たすものであり、STEP2 で実施する「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」とも整合が図られている必要があります。
- 国の基本計画においては、4つの「基本目標」と6つの「事前に備えるべき目標」を定めています。これらの目標や、市区町村においては都道府県の地域計画で定められた目標も参考にしつつ、「目指すべき将来の地域の姿」を実現する上で必要となる独自の目標を具体的に定めることが重要です。
- 地域計画は「目指すべき将来の地域の姿」を最終目標とするものであることから、中長期的に取り組む事項が多く含まれます。その一方で、長期にわたる取組であるゆえ、計画を推進していく中で地域を取り巻く環境の変化等による新たな課題や、新たな知見を踏まえて取組内容を見直す必要もしばしば生じます。
- また、災害はいつ発生するか分からないことから、強靱化の取組は常に限られた時間で最大限の効果を得られるように進める必要があります。そのため、地域計画には中長期的な目標のみならず短期的な目標を定め、当該期間内で取り組むべき具体的な事業等を明確にしてスピード感を持って取り組むことが重要です。
- 以上のことから、強靱化を効率的・効果的に進めるためにも、地域計画に計画期間を定めて強靱化に取り組むことが不可欠です。多くの地方公共団体では、概ね5年程度に設定されています。

- なお、地域計画は国土強靱化にかかる最上位の計画であることから、地方公共団体の総合計画も、地域計画で定めた指針に沿ったものとする必要があります。それゆえ、地域計画と総合計画の整合を図りながら計画的に災害に強いまちづくりを行う上でも、また多様な主体の参画を得て検討を行う上でも、両計画の検討を一体的に進めることが効率的・効果的と考えられます。このことから、現在地域計画と総合計画の計画期間の終期がずれている場合には、次期計画改定の際に、両計画の計画期間・改定時期を合わせることもご検討ください。

【参考】国土強靱化基本計画（令和5年7月）

●「基本目標」

いかなる災害等が発生しようとも、

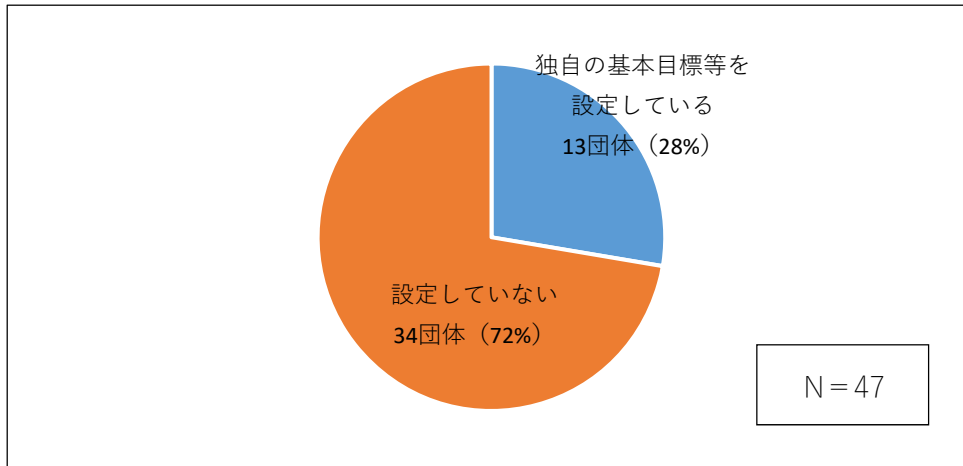
- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

●「事前に備えるべき目標」

- 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 経済活動を機能不全に陥らせない
- 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

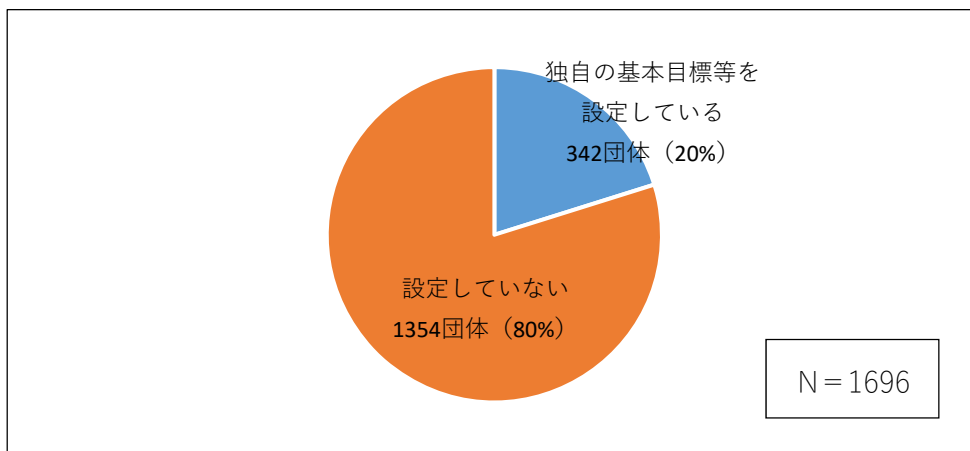
【参考】地域計画における独自の基本目標等の設定状況（令和4年度国土強靱化地域計画の策定・改訂等に関するフォローアップ調査の結果より）

《グラフ 13》独自の基本目標等の記載状況【都道府県】



設問：国土強靱化基本計画や都道府県地域計画に記載の基本目標等とは別に、地域計画に貴団体独自の基本目標や「目指すべき将来の地域の姿」（地域の強靱化に取り組む全ての者の共通の目標や事前復興計画の目標）を記載していますか。

《グラフ 14》独自の基本目標等の記載状況【市区町村】



設問：国土強靱化基本計画や都道府県地域計画に記載の基本目標等とは別に、地域計画に貴団体独自の基本目標や「目指すべき将来の地域の姿」（地域の強靱化に取り組む全ての者の共通の目標や事前復興計画の目標）を記載していますか。

地域計画における基本目標等の設定状況は、都道府県においては、《グラフ 13》のとおり、およそ3割の団体が設定しており、市区町村においては、《グラフ 14》のとおり、およそ2割の団体が設定しています。

各地方公共団体が、地域の特性に応じた基本目標等を示すことで、強靱化に取り組む様々な関係者が認識を共有しやすくなり、関係者相互の連携や協働が進み、地域の強靱化を図る取組が円滑に進むことが期待されます。

(3) STEP2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）、施策分野の設定

ポイント

- ・過去に経験した災害はもとより、他地域で発生した災害やその際に生じた事象や課題、教訓、さらには学術的な知見等も参考にして、リスク（自然災害）及びリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を定める。

想定されるリスク（自然災害）や、それぞれの地域の特性を踏まえ、以下の手順によりリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定していきます。

① 自然災害の想定

- 地域計画の検討において、想定するリスク（自然災害）をどのように定めるかは、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を考えていく前提として極めて重要であり、地域において発生するおそれがある災害を漏らすことなく抽出する必要があります。既に作成している地域防災計画はもとより、国の基本計画や、市区町村においては都道府県の地域計画も参考にしながら検討を進めてください。
- 自然災害を想定する際には、過去に発生した災害の記録が大変参考となりますが、過去の災害を上回る外力（雨量、風速、震度、波高等）の発生を検討に加える必要があることから、他地域で発生した災害や気候変動影響等の学術的な知見を参照することが有効な手段となります。

② リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

- 国の基本計画で定めた「起きてはならない最悪の事態」（12 頁参照）や、市区町村においては都道府県の地域計画に定めたリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を参考にしつつ、維持・早期回復が必要な重要機能を念頭に置きながら、①で想定したリスク（自然災害）及び地理的・地形的、気候的、社会経済的等の地域特性を踏まえて、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定します。
- リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）は、①で想定した自然災害から生ずる直接的な被害に限定されるものではありません。そのため、「リスク（自然災害）からリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を想定する」というアプローチだけでなく、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を先に想定した上で、その事態を引き起こす要因としてどのようなものが考えられるか、というアプローチで考えることも有効です。

- また、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を具体的に定めることは、それを回避するために「誰が」「どのような対策」を講じていく必要があるかや、講ずべき対策の優先順位を定める上で極めて重要です。そのため、各種ハザードマップ等も参考に、可能な限り「どこ（地域、構造物等）で」「どのような被害が生じるのか」、「どの主体・組織で」「どのような事態に陥るのか」（自らの地方公共団体が災害発生直後に機能できるのかも含め、組織内外ともに対象とすること）を具体的に記載するようにしてください。

③ 施策分野の設定

- ②で設定したリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避するために必要な施策を念頭に置きつつ、地域の状況も踏まえて施策分野を設定します。設定にあたっては、国の基本計画（12の個別施策分野と6の横断的分野）や、市区町村においては都道府県の地域計画、また自団体の総合計画で定めた施策分野等が参考になります。なお、施策分野の設定により、庁内の検討作業を進める際の主担当部局の決定も行いやすくなります。
- 部局横断的な取組は、横断的分野として設定することも有効です。国の基本計画では人材育成、研究開発等を横断的分野に定め、将来にわたって取り組むべき施策として明確にしています。

【参考】国土強靱化基本計画（令和5年7月）で設定された12の個別施策分野と6の横断的分野

〔個別施策分野〕

- ①行政機能／警察・消防等／防災教育等、②住宅・都市、③保健医療・福祉、④エネルギー、⑤金融、⑥情報通信、⑦産業構造、⑧交通・物流、⑨農林水産、⑩国土保全、⑪環境、⑫土地利用（国土利用）

〔横断的分野〕

- A) リスクコミュニケーション、B) 人材育成、C) 官民連携、D) 老朽化対策、E) 研究開発、F) デジタル活用

(4) STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討

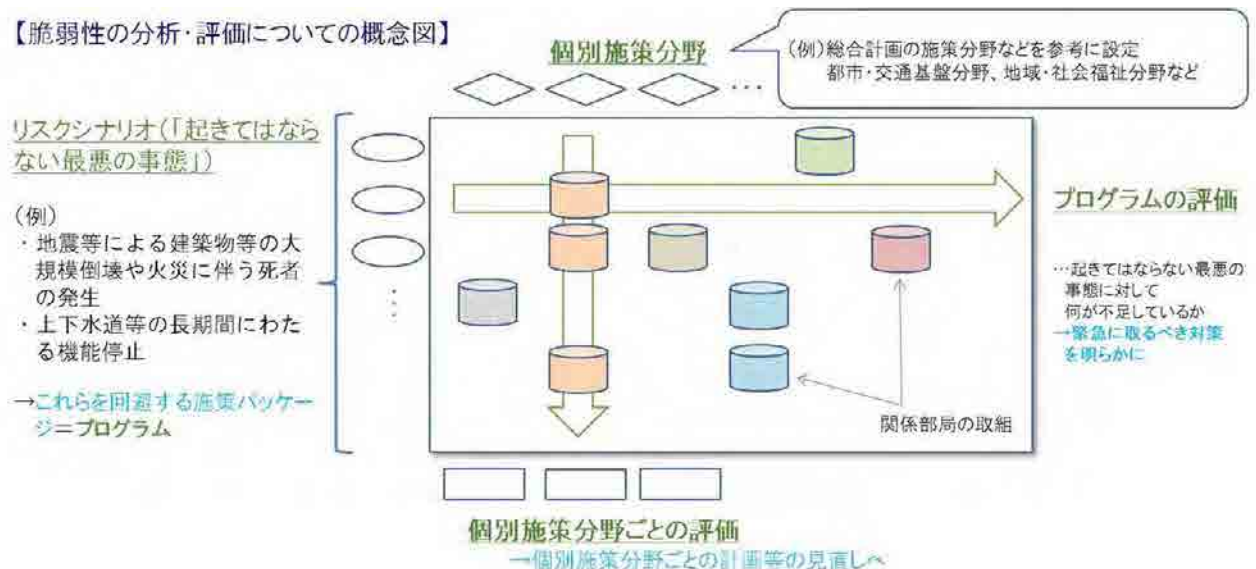
ポイント

- ・リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとに、マトリクス上に現在取り組んでいる施策を整理する。
- ・整理されたマトリクスをもとに、リスクシナリオを回避するために取り組むべき施策に不足するものがないか、どの施策に重点的に取り組んでいく必要があるか等を明らかにする。

脆弱性の分析・評価は、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を引き起こす要因を洗い出すものであり、地域の強靱化を進めていく上で非常に重要なプロセスです。

ここでは、各リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を引き起こす要因を取り除くために必要な施策として抜け落ちているものがないか、あるいは取組が進んでおらず、早急に講ずべき施策がないか等を明確にしていきます。

【脆弱性の分析・評価についての概念図】



① マトリクスの作成（既にある施策の整理）

- まずは、既に強靱化のために取り組まれている施策を整理するため、縦軸にリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）、横軸に個別施策分野を配置した「マトリクス」上に、既に取り組まれている施策を記載していきます。
- 既にある施策は、例えば、総合計画、地域防災計画や個別施策分野ごとの計画からの抽出等により記載していくことが考えられます。その際、強靱化を主たる目的として実施されていない施策であっても、強靱化に資するものがあることから、丁寧に確認をしていく必要があります。

②STEP2 で設定した「個別施策分野」を入れる

(マトリクスのイメージ図)

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	行政機能／警察・消防等	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融
あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生		・公立社会体育施設の耐震化 ・住宅・建築物の耐震化の促進			
	密集市街地や不特定多数の発生					
救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止					
	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生					

①左列に STEP1 で設定した「事前に備えるべき目標」、右列に STEP2 で設定した「リスクシナリオ」を入れる

③一つ一つが「要素」。現在実施している施策の情報を得て、当該施策が関連する要素に記載していく
※総合計画、地域防災計画や個別施策分野ごとの計画から施策を抽出 等

- 「マトリクス」の作成により、個々のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）に対する施策を確認（見える化）できるため、施策に漏れはないか、関連する施策の進捗状況と連携、バランスが図られているか等の確認・分析を行うことが容易となります。
- また、施策を整理したマトリクスをリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとに横断的に見ていくことにより、当該リスクシナリオに対して現在取り組んでいる施策群（＝プログラム）として確認することができます。

② 脆弱性の分析・評価、課題の検討

- それぞれのリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避するための施策群（プログラム）及び個別施策分野ごとに脆弱性を分析・評価します。
- その際、各施策に指標（KPI（重要業績指標）；70 頁参照）を設定することにより、各プログラム・施策の目標設定や進捗状況の把握・評価が行いやすくなります。
- リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避するために、新たに取り組むべき施策はないか、実施中の施策を加速化して取り組んでいく必要はないか等の視点から、プログラムとしての脆弱性評価を行います。
- また、プログラムを構成する各施策が横断的に連携することで効果を発揮する場合もあります。限られた資源で効率的・効果的に強靱化を進めていくためにも、特定の施策分野に偏っていないか、連携して取り組むべき施策がないか等も確認しておくことが重要です。そのためには、各プログラムの脆弱性評価に加え、個別施策分野ごとの脆弱性評価も行う必要があります。
- 上記により得られた脆弱性評価の結果、認識できた課題をプログラム単位でとりまとめます（当課題群への対応を検討するのが次の STEP4「リスクへの対応方策の検討」となります）。その際、市区町村においては、都道府県の脆弱性評価結果が参考になる場合もあります。
- なお、脆弱性の分析・評価は、現状で把握できるデータや施策の進捗状況等を踏まえて行うことが考えられますが、改めて個別インフラの点検・調査等を実施する場合には、その内容に応じて、例えば、防災・安全交付金や地方債の対象となる場合がありますので、国の相談窓口（172 頁参照）にご相談ください。
- また、脆弱性の分析・評価は、策定主体となる地方公共団体の区域を超えた、より広域的な視点に立つて行う必要がある場合も考えられます。その場合、周辺の地方公共団体や国・都道府県の関係機関との間で問題意識を共有し、リスクへの対応方策の検討にあたって十分連携・協力を図る必要があります。

〔参考〕マトリクスによる脆弱性評価のイメージ

①マトリクスの作成（既にある施策の整理）

まずマトリクスを作成します。既にある施策を対応する要素に記載していくと、施策の充実している要素と施策が少ない要素や施策が全くない要素が出てきます。

【イメージ】

		個別施策分野					
		地域経営分野	地域・社会福祉分野	産業・雇用分野	教育・文化分野	自然・生活環境分野	都市・交通基盤分野
目標・リスクシナリオ	1...	〇〇〇〇...					
	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大	避難勧告等発令基準の策定		ブロードバンド利用環境整備	教育活動の充実	水位周知河川の指定	
	××××...						
	5...	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺	物流機能の維持・確保		人材育成を通じた産業の体質強化		漁港施設の耐震・耐津波強化対策
	△△△△...						
	6...	地域交通ネットワークの市内各地での分断	災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築	道路施設の維持管理計画の策定			快適な道路環境の確保
	□□□□...						

②マトリクスを読み解く

上記のマトリクスを丁寧に見ていくと、全く施策が記載されないリスクシナリオがあったり、施策が不足している要素があることに気付きます。この気付きのフェーズがとても重要です。

【イメージ】

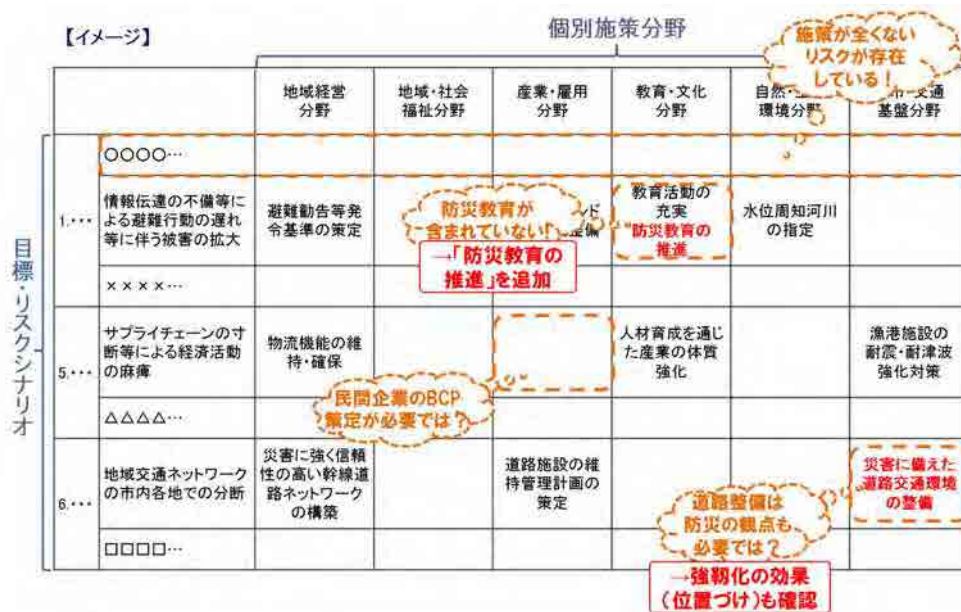
		個別施策分野					
		地域経営分野	地域・社会福祉分野	産業・雇用分野	教育・文化分野	自然・生活環境分野	都市・交通基盤分野
目標・リスクシナリオ	1...	〇〇〇〇...					
	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大	避難勧告等発令基準の策定		ブロードバンド利用環境整備	教育活動の充実	水位周知河川の指定	
	××××...						
	5...	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺	物流機能の維持・確保		人材育成を通じた産業の体質強化		漁港施設の耐震・耐津波強化対策
	△△△△...						
	6...	地域交通ネットワークの市内各地での分断	災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築	道路施設の維持管理計画の策定			快適な道路環境の確保
	□□□□...						

注釈（マトリクス内の赤字とオレンジ色で囲まれた箇所）:

- 「施策が全くないリスクが存在している!」（都市・交通基盤分野）
- 「防災教育が含まれていない!」（地域・社会福祉分野）
- 「民間企業のBCP策定が必要では?」（産業・雇用分野）
- 「道路整備は防災の観点も必要では?」（都市・交通基盤分野）

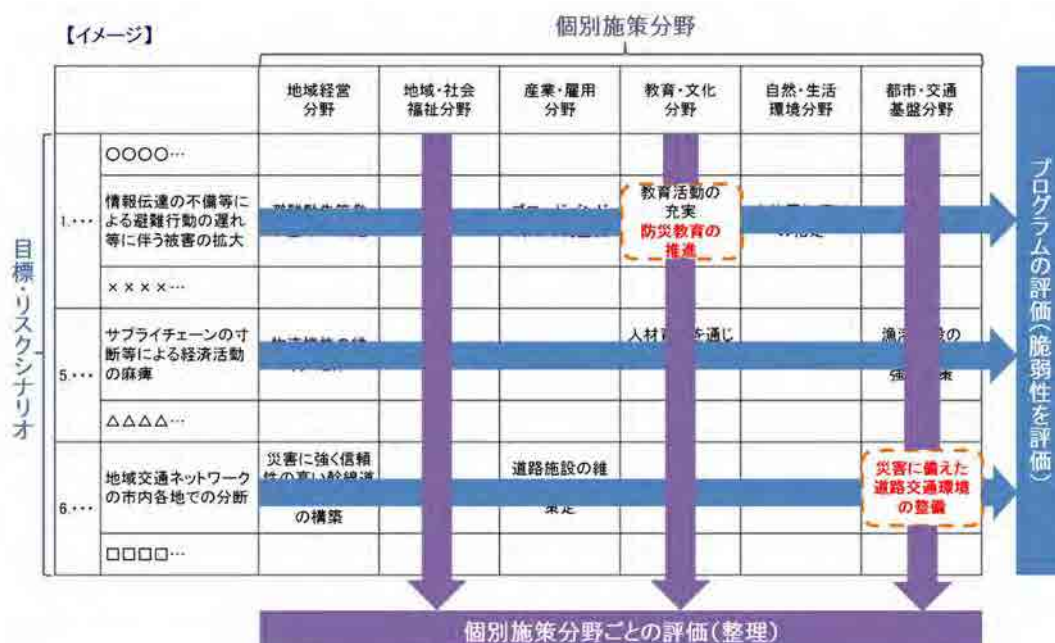
③部局間でのコミュニケーション（確認・調整）

②での気づきをもとに、庁内会議などで現状を確認していきます。国土強靱化の視点に沿った施策が行われていないことや、現状の施策には防災の視点がなかったけれども国土強靱化に役立ちそうな施策などが明らかになります。今後どのような施策が必要かも合わせて話し合い、マトリクスを完成させます。



④脆弱性の分析・評価

それぞれのリスクシナリオをプログラムとして整理し、プログラムごとの脆弱性を分析・評価します。施策分野ごとについては、実施する施策をまとめ重複等を除いて整理します。



(5) STEP4 リスクへの対応方策の検討

ポイント

- ・「目指すべき将来の地域の姿」の実現に必要な施策をハード・ソフト両面から洗い出す。
- ・施策の抽出は、自らが行うものだけでなく、国や都道府県が実施するものや、住民・企業が主体となって取り組むものも含めて網羅的に行う。
- ・住民・企業や関係機関と十分連携・協働を図りながら検討を進める。

- STEP3 において行った、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避するために取り組むべき、あるいは加速化すべき施策の整理結果に基づき、今後取組を進める施策を洗い出していきます。
- このステップでは、「目指すべき将来の地域の姿」の実現に必要となる施策をハード・ソフトに関わらず網羅的に抽出していくものであり、現在既に取り組んでいる施策のみならず、将来着手する予定のものも含めて検討する必要があります。
- また、自団体が実施するものだけでなく、住民や民間企業等が主体的に取り組むべきもの、国・都道府県が実施するものなど全てを、対応方策（推進方針）として記載していきます。
- 一般に、ハード整備には長期間を要するものも多いため、それらの整備が完了するまでの間は、当該ハード施策を補完するソフト施策の重要性がより一層大きくなります。そのため、施策の抽出にあたっては、強靱化の最終目標である「目指すべき将来の地域の姿」のみならず、その途中段階も考慮に入れて、ハード・ソフト両面から、講ずべき施策の検討を行うことが重要です（必要な場合には STEP5（最優先で行うべき施策の設定）からフィードバックを行ってください。）。
- なお、強靱化の取組は、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な観点に立つて行うものであることから、地域産業の振興や高齢化対策、自然環境の保護等、防災・減災、国土強靱化を直接の目的としない分野についても十分考慮するようにしてください。
- 上述のとおり、対応方策（推進方針）に記載すべき取組は、自らの団体だけで行えるものではなく、また隣接する地方公共団体と連携して実施する必要がある、あるいは連携して取り組むことが効率的・効果的なものもあります（行政機能のバックアップ等）。

○ このため、検討にあたっては、庁内各部局の連携はもとより、地域住民・企業や国・都道府県・隣接市区町村などの関係行政機関と十分連携・協働を図りながら進めていくことが不可欠です。

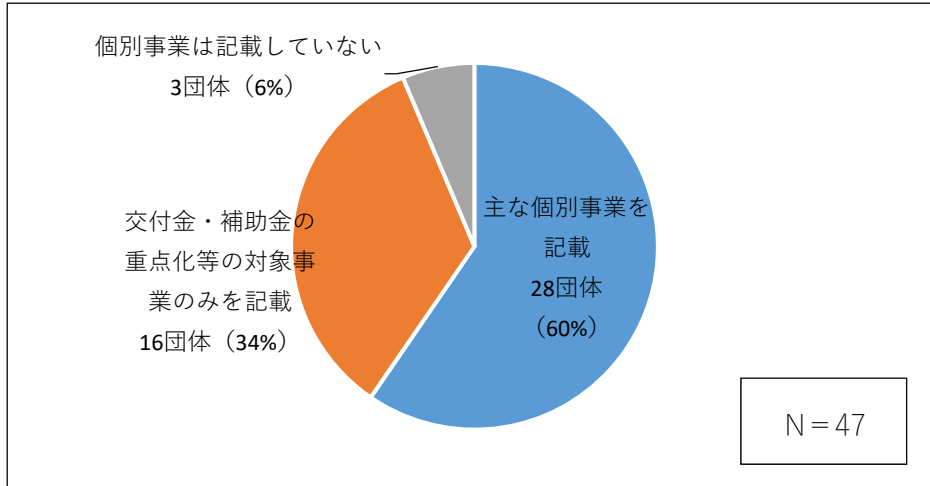
○ なお、広域的かつ甚大な災害が発生した場合には近隣の市区町村も同様の被害を受ける可能性が高いことから、異なる地方に存する市区町村と災害時の相互応援等に関する協定を締結しておくなど、平時からの連携・協力関係を築いておくことも有効です。

(完成イメージ)

【イメージ】		個別施策分野						評価	対応策
		地域経営分野	地域・社会福祉分野	産業・雇用分野	教育・文化分野	自然・生活環境分野	都市・交通基盤分野		
目標・リスクシナリオ	1.○○○○…								
	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大	避難勧告等発令基準の策定		ブロードバンド利用環境整備	防災教育の推進	水位周知河川の指定			
	×××××…								
	5.サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺	物流機能の維持・確保			人材育成を通じた産業の体質強化		漁港施設の耐震・耐津波強化対策	脆弱性の評価	対応方策の検討
	△△△△…								
	6.地域交通ネットワークの市内各地での分断	災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築		道路施設の維持管理計画の策定			災害に備えた道路交通環境の整備		
	□□□□…								
	評価			個別施策分野ごとの評価					

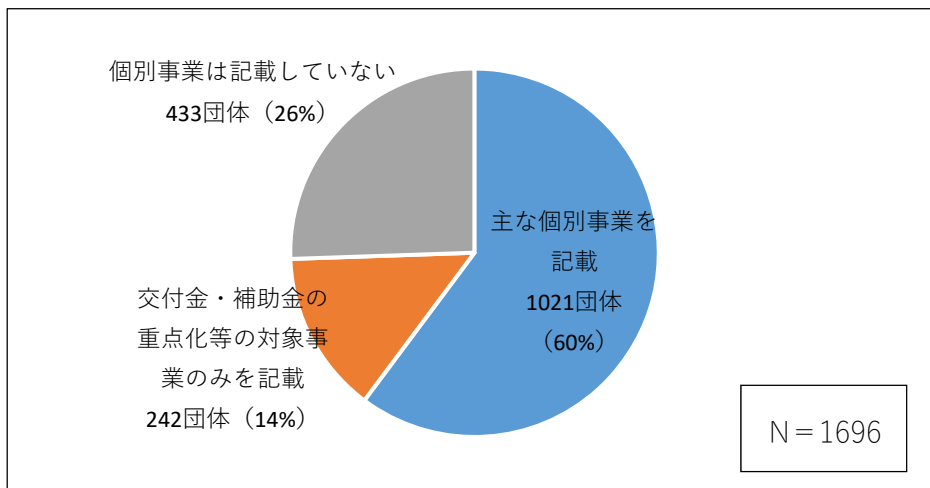
【参考】地域計画における個別事業の記載状況（令和4年度国土強靱化地域計画の策定・改訂等に関するフォローアップ調査の結果より）

《グラフ 15》地域計画における個別事業の記載状況【都道府県】



設問：地域計画に、リスクシナリオへの対応施策や個別事業（別冊等での記載含む）を整理し、記載していますか。

《グラフ 16》地域計画における個別事業の記載状況【市区町村】



設問：地域計画に、リスクシナリオへの対応施策や個別事業（別冊等での記載含む）を整理し、記載していますか。

地域計画における個別事業の記載状況は、《グラフ 15》、《グラフ 16》のとおり、都道府県・市区町村ともに、およそ6割が主な個別事業を記載しているものの、残る4割は交付金・補助金の重点化等の対象事業のみの記載や、全く記載がない状況でした。

地域の強靱化を進めるためには、行政の取組だけではなく、地域住民や企業等の様々な関係者と連携して取組を進める必要があります。地域計画に個別事業を具体的に記載することで、強靱化に取り組む様々な関係者が個々の事業への理解を深めることが期待でき、関係者の積極的な参画を促すことにつながります。

(6) STEP5 対応方策の重点化・優先順位付け

ポイント

- ・ 限りある期間、投資額等の中で最大限の効果を得るため、プログラムや施策の重点化・優先順位付けを行う。
- ・ 住民・企業等と連携して強靱化を効果的に進めるためにも、各施策について「いつまでに」「誰が」「どこで」「何を」するのかを具体的に計画に位置付ける。

- 「目指すべき将来の姿」の実現まで長期間を要する地域の強靱化において、いつ発生するか分からない災害に対して、限りのある期間、投資額等の中で最大限の効果を得るためには、それぞれのプログラムや施策について重点化・優先順位付けを行い、短期的・中期的・長期的にどの事業等に取り組んでいくかを定めていく必要があります。
- 優先度の検討は、それぞれの地域が直面するリスクを踏まえ、事態が回避されなかった場合の影響の大きさや重要性、緊急度等を考慮し、できるだけ客観性を確保しながら進めていくことが重要です。
- 総合的な視点に立って計画的に強靱化の取組を進めていくにあたっては、STEP4 で記載したように、「目指すべき将来の地域の姿」の実現に必要な事業等を列挙し、それぞれの事業に要する事業費、事業期間等をできる限り具体的に把握します。これにより、個々の事業に優先順位を付け、「いつ実施するか」という計画を立てることも可能となります。
- また、地域住民や企業等と地域計画の議論・検討を進める際にも、個別具体の事業名、内容等を列挙し、「いつまでに」「誰が」「どこで」「何を」行い、何年後に強靱化がどこまで進むのかを、図面等も用いながら明確にすることは重要です。これにより、地域住民や企業等が主体的な役割を担うソフト施策についても、総花的なものではなく、具体的にどの取組に力点を置いていかなければならないかが明らかとなってきます。
- なお、上記を進める上では、近年発展が目覚ましいデジタル関連技術を活用することも有効です。各々の強靱化施策には、自ずと個別具体の実施場所・時期・内容といった情報がありますが、これを GIS 上で表現可能な位置情報として保存・管理することで、強靱化に取り組む全ての主体にとってビジュアルに分かりやすく情報共有することが可能になります。これにより、施策の進捗管理が容易になったり、優先すべき箇所が明確になったり、それらを対外的に PR することにも役立つものと考えられます。

- 地域計画に位置付けて取り組む事業のうち、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として実施するものについては、加速化により前倒しされた完成時期等を計画に反映させ、関連するソフト施策等に係るスケジュール等も併せて見直すことにより、加速化対策の効果を増加させることが可能となります。
- 国や他の地方公共団体等の他機関との連携を図る上では、早い段階から目標時期を共有しておくことにより、各機関が行う個別事業の実施計画の検討・立案が円滑に進められ、効率的・効果的な事業実施につながります。そのため、中長期的に取り組む事業に関しても、できるだけ実施時期を明確にしておくことが有効です。
- 地域計画に基づき実施される取組に対する支援として、関係各府省庁では多数の交付金・補助金を用意しており、地域の強靱化を強力に進めるためには、これらの交付金等を活用することが有効です。これらの交付金等は、国土強靱化のために有効活用されることを目的として予算化されており、地域計画の策定を交付要件とするものや、地域計画に基づく事業又は明記された事業について優先採択や重点配分などの重点化措置を行うものなど、交付に当たって条件が設けられている場合があります。地域計画に明記された事業に対して重点化等が行われている交付金等を活用する場合には、以下の記載イメージのように、地域計画に事業内容を明記する必要があります。

〔参考〕個別の事業の実施内容の記載イメージ

①地域計画に記載する場合（別表等とする場合を含む）

事業名	箇所	数量	期間	総事業費	実施主体	5か年 対策関係	現況	5年後(2028年) の状況
〇〇川河川改修事業	〇〇～〇〇間	〇km	2019～2029	〇億円	県	該当	約50%	約80%
〇〇地区ため池改修	〇〇市〇〇	1か所	2023～2028	〇億円	市	該当	0%	100%
県道〇〇バイパス道路	〇〇～〇〇間	〇km	2017～2033	〇億円	県		約30%	約60%
〇〇中学校防災対策	〇〇中学校	〇か所	2022～2026	〇億円	市	該当	0%	100%
当該地域の強靱化に必要な事業費合計				約〇億円（うち、5年後（2028年）まで〇億円）				

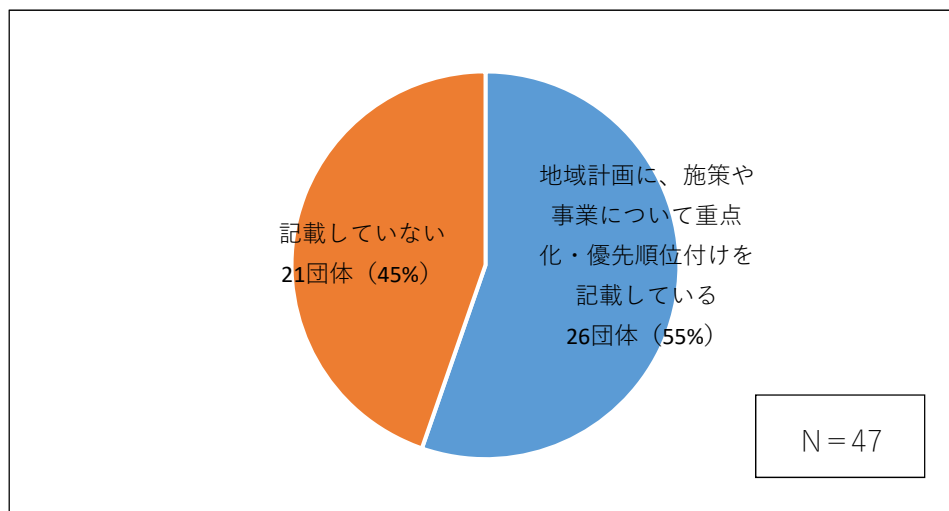
②地域計画で自団体の他の計画等を参照する場合

水産基盤整備事業 : ●●事業計画のp〇～〇参照

児童養護施設耐震化事業 : ●●事業計画のp〇～〇の表〇参照 等

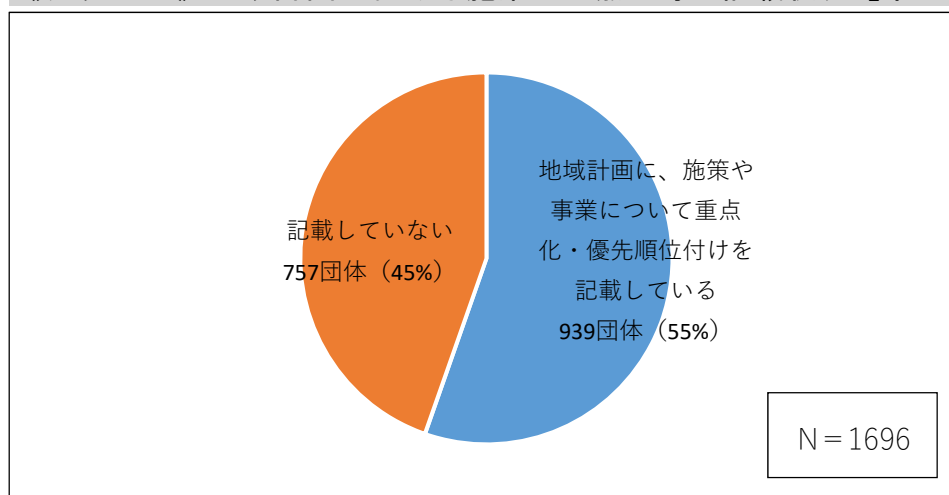
【参考】地域計画における施策等の重点化・優先順位の記載状況（令和4年度国土強靱化地域計画の策定・改訂等に関するフォローアップ調査の結果より）

《グラフ 17》地域計画における施策の重点化等の記載状況【都道府県】



設問：対応施策や個別事業について、地域計画に重点化・優先順位付けの考え方及びその範囲・対象等を記載していますか。

《グラフ 18》地域計画における施策の重点化等の記載状況【市区町村】



設問：対応施策や個別事業について、地域計画に重点化・優先順位付けの考え方及びその範囲・対象等を記載していますか。

地域計画における施策等の重点化・優先順位の記載状況は、《グラフ 17》、《グラフ 18》のとおり、都道府県・市区町村ともに、半数強が施策等の重点化や優先順位を記載しているものの、半数弱は記載していない状況でした。

限られた期間や投資額の中で地域の強靱化を効果的に進めるためには、強靱化に取り組む様々な関係者間で、優先順位が高い施策はどれなのか、また、どの施策が重点施策なのかなどについて共通認識を持つことが重要です。

(7) KPI の設定

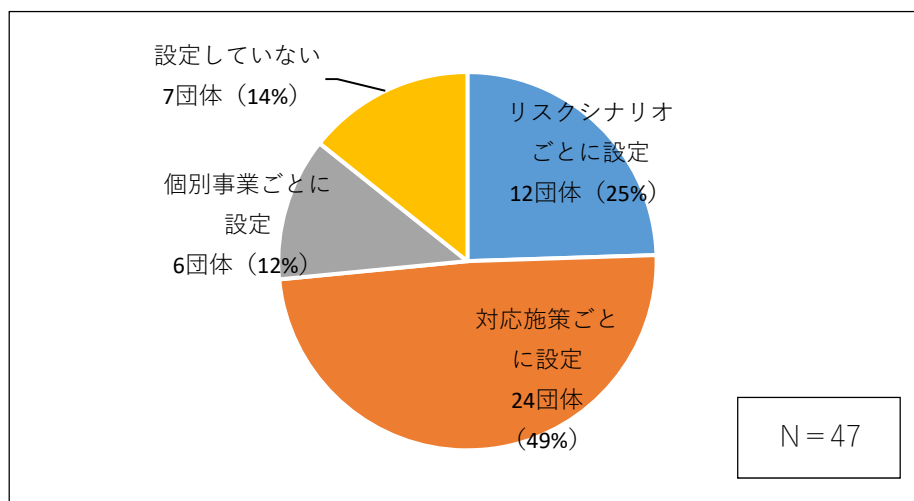
ポイント

- ・それぞれの対応方策について KPI（重要業績指標）を設定し、定期的に進捗管理を行う。
- ・計画に明記している個別事業についても、できるだけ進捗度を数値化して示すことにより、強靱化の取組の進捗をより詳細に把握することが可能となる。

- 強靱化を効率的・効果的に進めるにあたっては、短期的・中期的・長期的な目標を定め、具体的な計画（スケジュール）を立てて取り組むことが重要ですが、それにあたり、進捗度を定量的に把握するためには、指標を設定する必要があります。
- 指標設定の基本的な考え方として、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとに、それを回避するためのプログラムを構成する施策のうち主要なものを選定する「KPI（重要業績指標）」があります。
- KPI は、地方公共団体自らの進捗管理のみならず、地域住民など強靱化に関わる全ての主体が、強靱化が着実に進んでいるかどうかを認識しやすくする上でも重要な役割を果たすことから、プログラムをイメージしやすい代表施策に対して定めることに留意する必要があります。
- また、STEP5 で記載したように、個々の事業をいつ実施するのかを明確にしている場合には、各事業の進捗度を示す現状値と毎年度の目標値を一覧表等に整理して示すことにより、強靱化の取組がどの程度進んでいるか、どの取組を改善していく必要があるのか等をより詳細に把握することができると有効です。
- なお、地域計画への KPI の記載は、現状値と計画期間内の毎年度の目標値という形で短期的な目標が示されているものが多いですが、長期にわたって取り組む施策に関しては、短期的な目標のみならず、中長期的な目標値もあわせて示すことで、地域住民等との認識共有や協働を促すことが期待され、ソフト施策等を効果的に推進していくのにも役立ちます。

【参考】地域計画に位置付けた取組に係る KPI の設定状況（令和 4 年度国土強靱化地域計画の策定・改訂等に関するフォローアップ調査の結果より）

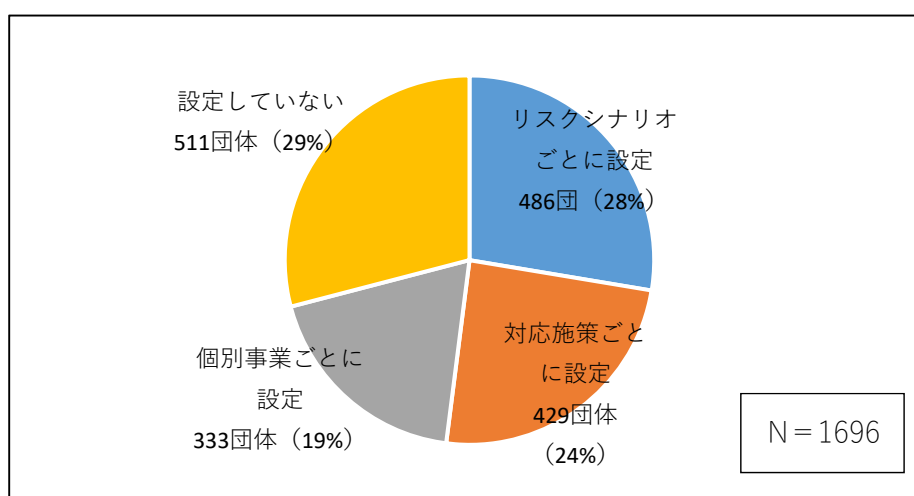
《グラフ 19》KPI の設定状況【都道府県】



設問：地域計画の取組に関する進捗管理のための指標値（KPI）の設定状況を選択してください。

<複数選択可>

《グラフ 20》KPI の設定状況【市区町村】



設問：地域計画の取組に関する進捗管理のための指標値（KPI）の設定状況を選択してください。

<複数選択可>

地域計画に位置付けた取組に係る KPI の設定状況は、都道府県においては、《グラフ 19》のとおり、2 割弱にあたる 7 団体が全く設定していない状況でした。

また、市区町村においては、《グラフ 20》のとおり、およそ 3 割にあたる 511 団体が設定していない状況でした。

地域計画に位置付けた取組を着実に進めるためにも、また PDCA サイクルにより計画の見直しを図り、より効果的に取組を進めるためにも、進捗状況の把握は重要であり、適切な単位で KPI を設定することが望まれます。

なお、既に KPI を設定している場合でも、計画の改定に際しては既存の KPI が指標として適切に機能するものであるか、あらためて見直すことも重要です。

3. 地域計画策定・改定プロセスの各段階における取組事例

ここでは、地域計画策定・改定の検討プロセスにおける、全国の地方公共団体の取組事例を示しています。これらも参考にしつつ、それぞれの地域の実情を十分踏まえて検討を進めてください。

(1) 「目指すべき将来の地域の姿」の設定

〔参考〕策定団体の例（独自の「目指すべき将来の地域の姿」の設定）

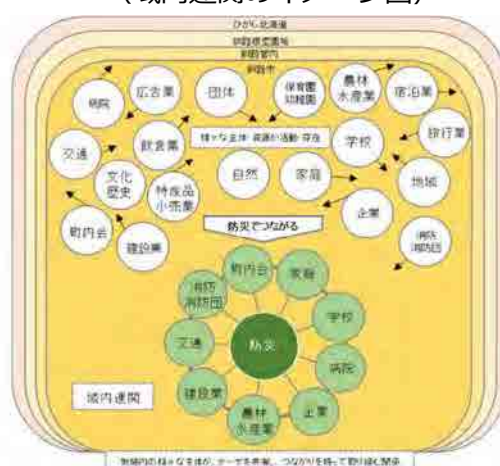
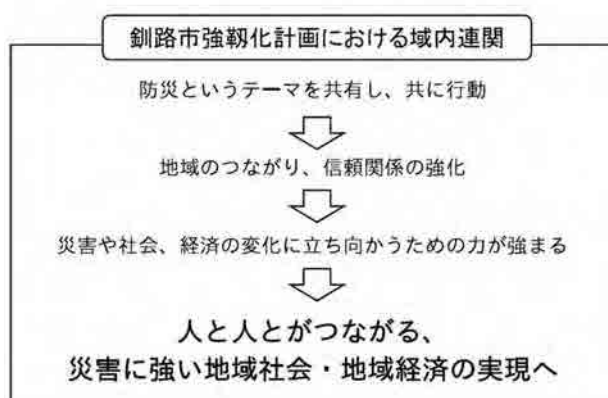
- 下記は、各団体で設定した「目指すべき将来の地域の姿」の例です。総合計画等（長期ビジョンなど）に記載されている事項を参考にして設定している団体もあります。

岐阜県	・ これまでの成果を活かし、大規模自然災害に備えた取組を強化する ・ 「清流の国」「木の国・山の国」の源である農山村、中山間地域を守る ・ 日本の真ん中、東西・南北交通の要衝の地域として国全体の強靱化に貢献する ・ 自助・共助及び公助による災害対応力の強化を図る
静岡県	防災・減災と地域成長、自然との共生、環境との調和を図り、「美しく、強く、しなやかな“ふじのくに”づくり」を目指す
愛知県	・ 巨大リスクである大規模自然災害等が発生した場合にも、県民の生命・財産と県民生活や地域産業を守るとともに、迅速な復旧・復興を果たし、愛知・名古屋を核とした中部圏の社会経済活動を確実に維持すること ・ 平時における世界トップクラスの産業競争力を有する中部圏の持続的成長を促進するための県土づくりを実現し、国全体さらには世界に貢献すること ・ 国全体の強靱化に大いに寄与すること
新潟県 新潟市	・ 足元の安心安全の強化 ・ 救援・代替機能の強化
静岡県 掛川市	誰もが住みたくなる、強く、安心のまちづくり計画

【北海道釧路市】

- ・「釧路市まちづくり基本構想」では、地域内のさまざまな主体がテーマを共有し、それぞれの強みや地域資源を生かしながら付加価値の創造や地域課題の解決に向けて行動する考え方である「域内連関」を基本構想の中心となる理念としている。
- ・本市の地域計画は、基本構想のもとで、釧路市地域防災計画との役割分担を図りながら、国土強靱化に係る個別計画の指針として策定し、自然災害リスクに対する地域社会の強靱化を行う計画として位置付けることとした。
- ・また、防災というテーマのもと、地域コミュニティ活動や地域防災活動など日常的な活動の中からつながりや信頼関係を築くことで「人と人とがつながる、災害に強い地域社会・地域経済の実現」を目指し、基本構想で示されている「域内連関」の取組を地域計画においても進めている。地域計画の施策プログラムを推進するため、「①地域コミュニティの醸成」、「②地域コミュニティの防災力向上」を重点化施策に位置付けた。

(域内連関のイメージ図)



- ・地域計画において、基本構想で定めた「域内連関」の理念を重点化施策として明確に位置付けることで、防災分野のみならず、自立的な発展と信頼でつながる地域社会の構築を目指している。これにより、基本構想で掲げるまちづくりの方向性と絶えず連携を図りながら、地域計画で定めた施策の着実な推進と目指すべきまちづくりの理念の実現につながっている。

地域コミュニティの醸成	釧路市連合町内会と釧路市との連携基本協定、釧路市における町内会への加入促進に関する協定、子どもたちの健全育成のための域校連携共同宣言
地域コミュニティの防災力向上	避難行動要支援者対策、災害時における福祉的支援、地域防災活動の推進、消防団の活動体制の強化、防災教育の推進

【ポイント】

- ✓ 「自地域のみならず国全体の強靱化に貢献するバックアップ機能を発揮する」という北海道の強靱化ビジョンを踏まえ、南富良野町においても同様に、「町自らの強靱化」のみならず「国・道の強靱化のバックアップ」の観点から、地域計画に「広域防災拠点の整備」、「緊急輸送道路及び地域交通ネットワークの整備」を推進すべき施策（構想）として明記
- ✓ さらに、地域計画に記載した施策の具体化・事業化を図るため、首長自らのトップセールスにより国等の関係機関に対する周知、情報発信、要望等を実施

1. 取組の内容

【取組の経緯】

- ・南富良野町は、北海道の中央部に位置し、我が国の太平洋沿岸で甚大な被害が想定される日本海溝・千島海溝地震発生時や活火山である十勝岳噴火時にも被害が少ないものと見込まれるといった自然災害リスクへの強みがある。
- ・さらに、道北・道央と道東を繋ぐ交通上の要衝であること、さらには道内有数の食料供給能力を有していることなどから、国や道の強靱化を図る上での貢献ができるものと考えた。
- ・そこで、南富良野町の地域計画では、「町自らの強靱化」のみならず「国・道の強靱化のバックアップ」の観点をビジョンとして盛り込み、それぞれで今後推進すべき施策（構想）等を打ち出している。

【取組推進上の工夫】

- ・「国・道の強靱化のバックアップ」の観点から特に重視する施策（構想）は、①「広域防災拠点の整備」及び②「緊急輸送道路及び地域交通ネットワークの整備」の2つであり、令和2年3月の地域計画策定時からリスクシナリオに基づく重点施策として明記している。
- ・地域計画本体とは別に、2つの構想イメージをまとめた「計画概要」資料を作成し、計画本編とともに、町のwebサイトにも掲載して対外的な情報発信に活用しつつ、構想の背景（北海道の自然災害リスク）や地理的特性（強み）、期待し得る効果などを首長自らが周知、情報発信、要望等を行う資料として使用している。

（計画概要の抜粋※町webサイトに掲載）



2. 取組により得られた効果

- ・①「広域防災拠点の整備」については、平成 30 年石狩川水系河川整備計画 空知川河川整備計画〔変更〕において位置付けられている「空知川幾寅地区河川防災ステーション（仮称）」をその中核として構想している。
- ・現時点においては、平成 28 年 8 月の水害からの復興事業の一つとして、空知川南富良野幾寅地区地域連携防災事業が推進されており、河川防災ステーションの整備促進や承認に向け、南富良野町が地域全体のバックアップ機能を発揮するための「広域防災拠点の整備」構想について継続的に国土交通省（札幌開発建設部）のみならず広く対外的に広報・要望活動を展開している。
- ・その効果もあり、河川防災ステーションについては、現在施設配置等の設計が進められており、今後、整備計画の決定（承認）を経て、運用開始に向けた施設整備が進んでいく見込みである。
- ・一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会により行われている、第 9 回「ジャパン・レジリエンス・アワード(強靱化大賞)」の「国土強靱化地域計画賞」部門にエントリーし、前述した国・北海道の強靱化をバックアップする構想が評価されて部門最高賞の金賞を受賞した。

(2) STEP1 地域を強靱化する上での目標の明確化

〔参考〕策定団体の例（独自の目標の設定）

- 国の基本計画や都道府県の地域計画に定められているものと同様の目標を設定している例が多く見られますが、それらに加えて「目指すべき将来の地域の姿」や地域の特性、求められる役割などに応じて独自の目標が設定されている場合もあります。
- 独自の目標が設定されたものを以下に例示します。

北海道	・ 大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る ・ 北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する ・ 北海道の持続的成長を促進する
静岡県	・ 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり
香川県	・ 四国の防災拠点としての機能を果たす
長崎県	・ 大規模自然災害が発生したとしても、孤立離島の発生の抑制と長期化を回避する
北海道札幌市	・ 経済の成長 ・ SDGs の視点を踏まえた社会課題解決への寄与
青森県むつ市	・ 「むつ市の孤立化」を回避すること ・ 人命保護を最優先に、「逃げる」という発想を重視すること
秋田県大仙市	・ 新たな感染症等が発生しても感染対策を徹底し社会活動を停滞させない
栃木県日光市	・ 文化財が迅速に再建、回復できる条件が整備されること
埼玉県さいたま市	・ 首都機能の維持・復旧をバックアップできるようにする
東京都荒川区	・ 災害で一人の犠牲者も出さない安全・安心のまちづくり
神奈川県横浜市	・ 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できるよう、環境を整備する
長野県松本市	・ 観光文化都市の維持
静岡県浜松市	・ 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり
愛知県名古屋市	・ 他地域や他団体との連携を強化する ・ 中部圏の中心都市として強靱化に貢献する
愛知県豊田市	・ 気候変動による影響をできる限り最小化する
兵庫県神戸市	・ 協働と参画による地域力の向上と配慮の必要な方への対応
奈良県橿原市	・ 的確な情報処理を実施する
香川県坂出市	・ 香川県の防災拠点の一つとして機能
長崎県長崎市	・ 離島・半島の孤立地域の発生を回避する

(3) STEP2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）、施策分野の設定

① 自然災害の想定

〔参考〕策定団体の例（さまざまな災害の想定）

- 地域特性に応じた自然災害の設定例
地震（巨大地震）、津波、豪雨・洪水・高潮などの風水害、土砂災害、液状化、火山噴火、暴風雪・雪害、猛暑、渇水、林野火災（フェーン）、竜巻、突風、複合災害
- 自然災害に伴う二次災害・複合災害として、以下のリスクシナリオを設定している例もあります。
原子力施設からの放射性物質の放出、有害物質の大規模拡散・流出、原子力発電所の過酷事故による放射性物質の放出・拡散、新型インフルエンザの蔓延、コンピューターシステムの停止、ダムの決壊又は異常洪水時防災操作による下流域地区の浸水、大規模停電、住宅密集地及び工業地域等の大規模火災、防犯・交通安全、国民保護事案

〔参考〕策定団体の例（市独自の被害想定を活用）

【千葉県富里市】

【ポイント】

- ✓ 富里市では、市域で災害が発生した場合の被害を詳細に想定するため、最新の科学的知見及び自然・社会条件を用いて「富里市防災アセスメント調査」を実施（平成 22 年 3 月及び平成 30 年 3 月）
- ✓ 市の国土強靱化地域計画及び地域防災計画には当該調査の結果を計画の前提となる被害想定として盛り込み、それらの計画に基づく施策の企画立案にも活用

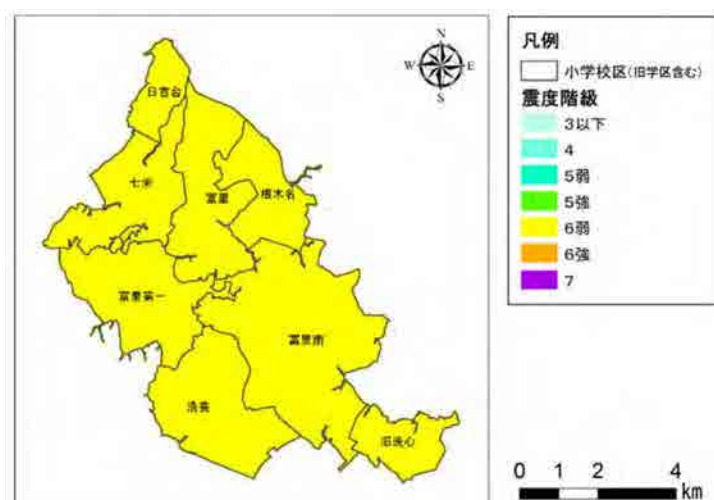
1. 想定する自然災害

- ・富里市では、発生しうる災害として一般的な地震、水害（土砂災害・浸水）を想定しており、その中でも特に甚大な被害が想定されるものは地震である。

2. 富里市における被害想定の考え方

- ・平成 22 年の「富里市防災アセスメント調査」では、東京湾北部を震源とする地震を前提にした想定被害項目を調査していたが、東日本大震災や熊本地震などを踏まえ、より厳しい地震を前提にする必要性が認識されたため、平成 30 年の同調査では、富里市直下を震源とする地震を前提にすることとした。
- ・平成 30 年度以降、同調査にて整理された想定被害をもとに各種施策を立案・実施していたところであるが、令和 2 年度の地域計画策定過程においても当然、脆弱性評価の前提として、同調査にて整理した地震被害想定を用いている。

(富里市直下地震 (Mw6.8) における震度分布)



(富里市直下地震 Mw6.8 における想定被害項目)

想定項目			単位	富里市直下地震 今回調査	東京湾北部地震 前回調査
地震動	最大震度階級	-	-	震度6強	震度6弱
液状化	液状化危険度	PL値による判定	-	危険度高い	-
土砂災害	土砂災害危険度	危険度ランクA	箇所	6	-
		危険度ランクB	箇所	0	-
		危険度ランクC	箇所	1	-
		揺れ	棟	1,749	2
建物被害	全壊棟数	液状化	棟	59	0
		土砂災害	棟	3	9
		計	棟	1,811	11
	半壊棟数	揺れ	棟	4,705	113
		液状化	棟	214	2
		土砂災害	棟	7	22
火災延焼	出火件数	-	件	0	-
	焼失棟数	-	棟	7	-
人的被害	死者	建物倒壊	人	8	0
		土砂災害	人	0	0
		火災	人	1	-
		屋外転倒物等	人	0	0
	負傷者(重傷者)	建物倒壊	人	797 (122)	16 (0)
		土砂災害	人	0 (0)	4 (2)
		火災	人	1 (0)	- (-)
		屋外転倒物等	人	10 (4)	6 (2)
要救助者	要救助者	-	人	38	-
		要救助者	人	75 (679)	-

3. 被害想定を記載したことによる影響や効果

- 平成 30 年 3 月のアセスメント調査では、富里市直下地震の揺れは震度 6 強が想定されており、これは、東日本大震災の際に富里市で計測された震度 5 弱よりも大幅に強い想定である。
- 地域計画策定過程において、人的被害やライフラインへの被災想定や対応して実施している施策を網羅的・体系的に整理することができ、その重要性を改めて庁内にて確認・認識することができた。

② リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

〔参考〕策定団体の例（独自のリスクシナリオの設定）

- 地域の特性を踏まえたリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）が設定された例が多くあります。以下はその一部です。

市町村	独自のリスクシナリオ(例)	設定の意図
北海道札幌市 石川県小松市 など	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生/豪雪に伴う被害の拡大	豪雪による被害が想定されるため
三重県南伊勢町 和歌山県那智勝浦町 など	観光客等の帰宅困難者の発生	観光地においては、帰宅困難者の対応が必要になる事態が想定されるため
山梨県山梨市 静岡県小山町 など	緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態	道路網途絶による孤立化が想定されるため
静岡県掛川市 愛知県名古屋市 など	被災者の住居や職の確保等の遅延による生活再建が大幅に遅れる事態	多数の被災者発生による地域経済への甚大なダメージが想定されるため
静岡県掛川市 静岡県小山町 など	企業・住民の流出等による地域活力の低下	企業・住民の流出による地域経済への甚大なダメージが想定されるため

- リスクシナリオに説明を加えることで解釈の統一や、住民等の理解の促進を図った事例もあります。

市町村	設定したリスクシナリオ	想定される発災事例とされた内容
長野県 東御市 (一部抜粋)	住民や不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生	・住宅密集地における大規模火災の発生 ・公共施設、商業施設等の倒壊、火災の発生 ・電柱類・ブロック塀の倒壊による人的被害の発生 ・都市ガス等の破断により発生する火災・延焼の被害
	河川の氾濫に伴う住宅等の建築物の浸水	・集中豪雨に伴う河川等の氾濫

③ 施策分野の設定

〔参考〕策定団体の例（独自の施策分野の設定）

- 基本計画にはない独自分野の設定例
少子高齢化、地域振興、産学官民・広域連携、若者定住、安全安心、教育文化、耐震化、防災危機管理
- 総合計画等を参考にして地域計画の施策分野を設定する例も見られます。その際、「横断的分野」について同様のものが総合計画等になれば、追加することもできます。以下下記は特徴的な横断分野を独自に設定した例です。

市町村	独自の横断分野	主な内容
東京都荒川区	荒川区民総幸福度（GAH）	区の強靱化により、不安を減らすとともに安心感を増やし、区民の幸福度を向上させるとして設定
三重県 南伊勢町	地域振興	地域コミュニティ強化に加え、地域の活性化に必要な施策や仕組みを検討していく枠組として設定
	若者定住	

(4) STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討

① マトリクスの作成（既にある施策の整理）

〔参考〕策定団体の例（マトリクス形式による脆弱性評価の実施）

（マトリクス（一部）の例①）

事前に 備えるべき 目標	起きてはならない 最悪の事態	施策分野		
		①行政機能	②住環境	③保健医療・福祉
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 施設等の倒壊・火災及びそれに伴う多数の死傷者、交通麻痺等、甚大な被害の発生	○防災訓練の実施 ○消防団の強化 ○緊急消防援助隊の広域活動拠点施設の整備 ○消防水利確保、消防車両等の更新等、消防力の向上 ○協定締結の強化	○建築物等の安全対策 ○密集市街地の整備 ○大規模盛土造成地の安全対策 ○マンホール浮上対策	
	1-2 大規模津波等による多数の死者の発生	○職員の災害対応力及び関係機関との連携強化 ○市有施設の津波対策	○避難場所等の整備	○災害時要援護者の支援体制の整備 ○福祉避難所の強化
	1-3 広範囲かつ長期にわたる浸水被害により市街地等の脆弱性が高まる事態	○職員の災害対応力及び関係機関との連携強化	○下水道整備 ○樋門操作の自動、遠隔操作化	
	1-4 土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態	○消防による雨量計観測、重機・特殊車両等の整備などの豪雨対策		
	1-5 情報伝達の不備等による被害の拡大	○防災訓練の実施 ○情報通信の多重化 ○消防指令センターと署所間の情報通信の多重化 ○消防機関における県域での情報通信網の整備 ○電力の確保		○災害時要援護者に支援体制の整備 ○外国人に係る支援体制の整備

(マトリクス (一部) の例②)

事前に 備えるべき 目標	起きてはならない 最悪の事態	施策名	施策分野		
			①行政機能	②住環境	③保健医療・福祉
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 施設等の倒壊・火災及びそれに伴う多数の死傷者、交通麻痺等、甚大な被害の発生	○防災訓練の実施	○		
		○消防団の強化	○		
		○緊急消防援助隊の広域活動拠点施設の整備	○		
		○消防水利確保、消防車両等の更新等、消防力の向上	○		
		○協定締結の強化	○		
		○建築物等の安全対策		○	
		○密集市街地の整備		○	
		○大規模盛土造成地の安全対策		○	
		○マンホール浮上対策		○	
	1-2 大規模津波等による多数の死者の発生	○職員の災害対応力及び関係機関との連携強化	○		
		○市有施設の津波対策	○		
		○避難場所等の整備		○	
		○災害時要援護者の支援体制の整備			○
		○福祉避難所の強化			○
	1-3 広範囲かつ長期にわたる浸水被害により市街地等の脆弱性が高まる事態	○職員の災害対応力及び関係機関との連携強化	○		
		○下水道整備		○	
		○樋門操作の自動、遠隔操作化		○	
	1-4 土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態	○消防による雨量計観測、重機・特殊車両等の整備などの豪雨対策	○		
	1-5 情報伝達の不備等による被害の拡大	○防災訓練の実施			
		○情報通信の多重化	○		
		○消防指令センターと署所間の情報通信の多重化	○		
		○消防機関における県域での情報通信網の整備	○		
		○電力の確保	○		
		○災害時要援護者に支援体制の整備			○
		○外国人に係る支援体制の整備			○

〔参考〕策定団体の担当者の声

—マトリクスで他部局と情報共有—

「他部局が何をしているのかしっかりと把握していませんでしたが、脆弱性評価のための情報シートを作り、各部局の施策をマトリクスにして全体で共有することにしました。それにより他部局の取組を知ることができ、『私たちはどうしたら良いか、こういうのをやってみようか』と考えるようになりました。脆弱性評価がきっかけとなり、他部局と情報共有ができるようになりました。」

② 脆弱性の分析・評価、課題の検討

〔参考〕策定団体の例（独自形式による脆弱性評価の実施）

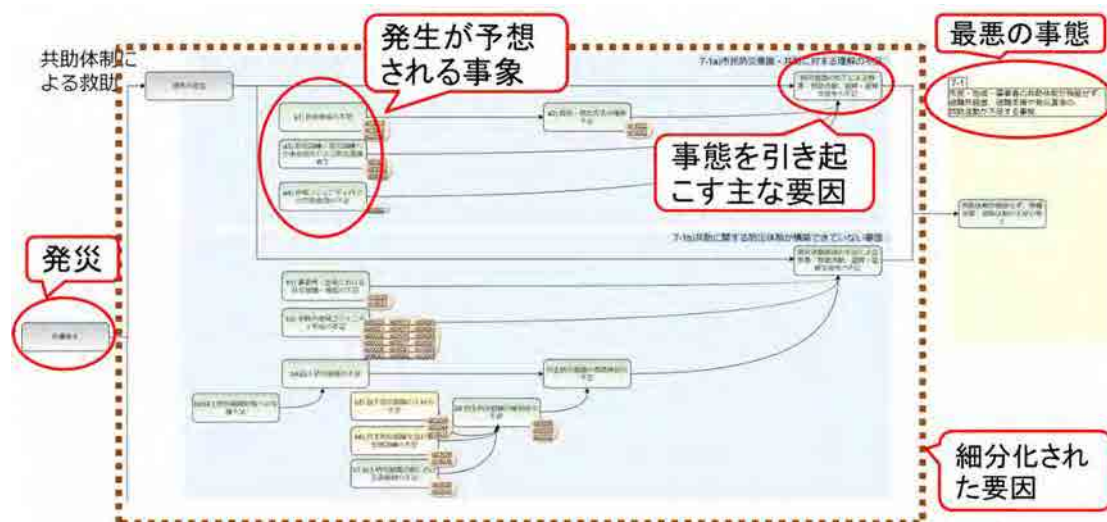
● 横浜市の例

横浜市では、脆弱性評価フロー図を導入し、細分化したリスクごとの評価・統合により脆弱性評価を実施しています。

① リスクを細分化した脆弱性評価フロー図の導入

「発災」から「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に至るまでの発生プロセスを表した脆弱性評価フロー図を作成した。

脆弱性評価フロー図は、リスクシナリオを引き起こす要因を時間軸で分析し、全体の流れを可視化するもので、発生プロセスと施策を対応させて施策の漏れを判断するとともに、追加施策の必要性をより明確に説明できるようにしている。



脆弱性評価フロー図の作成にあたり、「起きてはならない最悪の事態」を引き起こす“主要因”を「中リスク」、リスクシナリオを引き起こす原因となる“事象”の最小単位を「小リスク」として、全 37 のリスクシナリオを 228 の小リスクに細分化した。

その後、庁内の事業部局への施策照会を行い、小リスクの回避に寄与する施策・事業を分類・整理した。

リスクを細分化		
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	脆弱性評価単位（中リスク（案））	脆弱性評価単位（小リスク（案））
リスクシナリオ	中リスク	小リスク
1-1 住宅・建物の大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	1-1-a 住居全壊・半壊	1-1-a1 住居全壊・半壊
	1-1-b 屋内での被災	1-1-b1 家具の転倒
	1-1-c 避難経路の安全未確保	1-1-c1 屋内から屋外への避難経路における安全性未確保
		1-1-c2 避難所への避難経路における安全性未確保
	1-1-d 不特定多数が集まる施設の倒壊・損傷等	1-1-d1 不特定多数が集まる施設の倒壊・損傷
		1-1-d2 事業所・企業における防災組織・機能の不足
	1-1-e 社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-d3 鉄道施設における避難対策不足
		1-1-e1 社会福祉施設の倒壊・損傷
		1-1-e2 学校施設の倒壊・損傷
		1-1-e3 学校児童の避難行動の遅れ
		1-1-e4 学校児童の避難行動中の負傷
		1-1-e5 その他市所有公的施設の倒壊・損傷
		1-1-e6 施設管理者の避難訓練等の不足

②細分化した小リスクごとの評価と、評価の統合によるリスクシナリオの評価

細分化した小リスクごとに評価を行い、それを一定の基準で統合する形でリスクシナリオ全体の評価を行っている。これにより、リスクシナリオごとの課題感を分かりやすく見えるようにしている。

小リスクに対する現状の施策の対応度に関しては、以下の4段階の評価を行った。

◎：効果的な施策があり、十分な成果が出ている

○：対応する施策があり、計画どおりの成果が見込めることから、引き続き推進していく

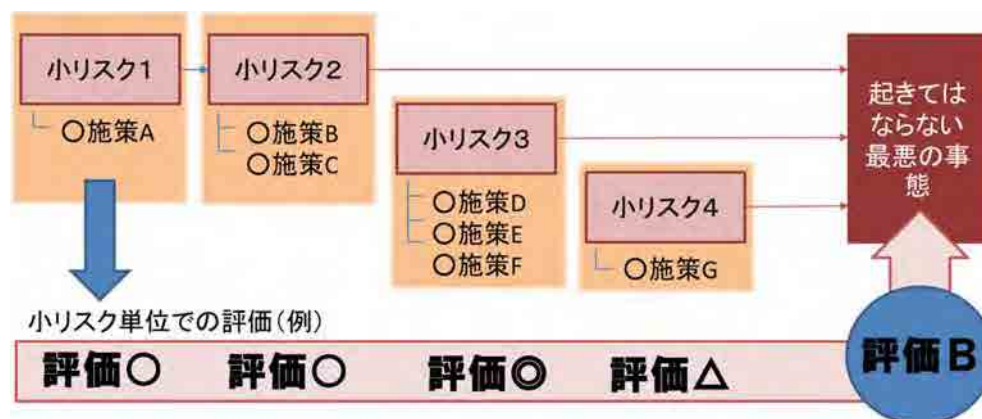
△：対応する施策があるが、見直し・拡充・促進等を行う必要がある

×：対応する施策がないため、新たに検討していく必要がある



引き続き取り組んでいくことで、小リスク「住居の全壊・半壊」(1-1-a1)に対応可能 ⇒ 評価「○」

最後に、それぞれの小リスク評価を総合して中リスクを評価し、中リスクを総合して、リスクシナリオ全体の評価を行った。



こうした評価に加えて、全体評価として「対応のポイント」や「効果がある評価された取組」、「評価の過程において指摘された現状・課題」をとりまとめたほか、全体評価の基礎となる「中リスクごとの評価」、評価に用いた「重要業績指標（KPI）」も併せて記載した。

〔参考〕策定団体の担当者の声

—やって良かった脆弱性評価。意外な盲点を発見—

「脆弱性評価を行ったところ、合併前の旧市町で建設した設備が「老朽化」の時期に来ているということが改めて浮き彫りとなりました。これまでは、新たな事業を推進する計画が中心だったため、古いものをどうするか、という点を脆弱性評価で気付けたのはとても良かったです。

また、非常時の飲料水確保はかなり進んでいたのですが、トイレや風呂に使用する生活用水という点では脆弱だということが明らかになりました。上水道の耐震化が平成25年度時点でも9.4%しか進んでいなかったので、重点化することにしました。

逆に、これまで重点課題と思っていた項目が、実はしっかり対策がとられていることに気付きました。例えば、情報インフラ対策は、既に防災通信機器の設置などが進んでいることがわかったので、重点化施策から除きました。

このように、脆弱性評価を部局横断の視点で行うことにより、見過ごしていた課題がはっきりして、共通課題として庁内全体で取り組むことができています。」

—認識と現状の差異を再認識—

「施設等の脆弱性について、認識と現状の差異を再認識し、より正確な現状分析を行うことができました。

計画の見直しにあたって脆弱性評価を再び実施した際、海岸防護施設、学校、道路橋梁の健全性調査などハード面での対策は順調に進んでいた一方、平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風、令和元年房総半島台風の被害状況等を分析したところ、ソフト面（自助・共助意識の醸成、要支援者・情報弱者の避難行動促進など）の更なる対策が必要であることが分かりました。」

(5) STEP4 リスクへの対応方策の検討

〔参考〕策定団体の例（対応方策の検討・記載）

- 北海道では、脆弱性評価の結果を踏まえ、強靱化施策の取組方針を示す「北海道強靱化のための施策プログラム」を作成しています。プログラムでは、21 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、その事態を回避するため、道のみならず国、市町村、民間事業者等の各取組主体が適切な役割分担と連携のもとで取り組むべきソフト・ハード両面からの施策をまとめています。また、個別施策の進捗を定量的に把握するため、数値目標（可能な限り直近の現状値を起点とし、目標年次を明記した値による）を設定しています。
- 千葉県旭市では、対応方策を「推進計画」として各プログラムに掲げ、プログラムごとに KPI を設定するとともに、取り組むべき主体も明示しています（以下は、「食料等の安定供給の停滞」のプログラムを地域計画から転載）。

5-3 食料等の安定供給の停滞

- ・農業産出額が千葉県内第 1 位で全国でも有数の農産物の産地である旭市は、平時はもちろん、有事でも首都圏に向けた食料供給機能を維持するため、産地における物流インフラの整備、物流コストの削減、遊休農地対策などを実施し、産業全体の体質強化を推進し、いかなる災害においても途切れることのない食料供給体制の強靱化に努める。【農業者】【生産者団体】【千葉県】【市】
- ・大規模自然災害後であっても食料の安定供給を維持するため、市と首都圏を結ぶ交通インフラを強化し、南堀之内バイパス等の計画路線の早期整備、緊急輸送道路に指定されている路線の計画的な整備・維持管理、東総広域農道の適正管理を進めるとともに、銚子連絡道路及び清滝バイパスの整備を促進する。【千葉県】【市】
- ・南堀之内バイパスの整備（H21 年度～R5 年度 500 百万円）【市】
- ・台風等の自然災害で被災した施設・設備（機械）の復旧を支援し、早期に営農を再開するための体制の整備を促進する。【千葉県】【市】
- ・首都直下地震等、首都圏への食料・飲料水などの供給を想定し、災害協定の締結など、緊急時の食料供給体制の整備を促進する。【市】
- ・大規模自然災害による全国的な食料不足に備え、首都圏の食料供給基地として良好な農地環境の保全、低コスト化に向けた整備、担い手の育成対策など、強靱な農業生産基盤の整備を促進する。【農業者】【生産者団体】【千葉県】【市】

【重要業績指標（KPI）】

- ・銚子連絡道路の整備(供用済み延長)：6km（H30）→ 早期延伸（2024）
- ・道路ストックの計画的な維持管理：実施（H30）→ 実施（2024）

- ・農業産出額：582 億円（H30）→ 590 億円（2024）
- ・認定農業者数：790 経営体（H30）→ 800 経営体（2024）
- ・漁獲量：17,402 t（H30）→ 17,500t（2024）
- ・国県への要望（国・県道の整備促進）：実施（H30）→ 実施（2024）
- ・緊急輸送道路の指定：7 路線（H30）→ 必要に応じて追加（2024）
- ・南堀之内バイパスの供用開始延長：0.5km（H30）→ 1.1km（2024）
- ・清滝バイパスの整備(供用延長)：0（H30）→ 早期完成（2024）

〔参考〕策定団体の担当者の声

—地域計画に施策を掲げて推進も順調—

「地域計画の施策の一つに「民間企業との災害協定の締結数増」を掲げたことに基づいて担当部局が順調に取り組を進め、策定後の1年で6件の協定を新たに結ぶことができました。

例えば、ゴルフ場とは、クラブハウスに避難者や一時滞留者を受け入れる協定を結びました。クラブハウスには、食堂や入浴施設が整っていますし、ヘリポートとしての広さも十分にあります。当自治体では以前からゴルフ場との協定を進めており、これで周辺すべてのゴルフ場と協力体制が構築できたことになります。この他にも、老人福祉施設とは高齢者や要支援者のための福祉避難所としての利用について、地元のホームセンターが立ち上げたNPO法人とはビニールシートなどの物資供給について、地元企業の一つとは救援物資と避難施設の提供について、そして段ボール製品の製造をしている企業とは段ボールでできたベッド等の提供について、それぞれ協定を結びました。また、災害時の協定ではありませんが、電柱に看板を出す権利と引き換えに避難所の表示もしていただく契約を結び、これにより無償で避難所の表示を増やすことができるようになりました。今後、こういう協力も進めていければ良いと思っています。」

〔参考〕策定団体の例（脆弱性評価を踏まえた施策の整理と事業化）
【北海道岩見沢市】

新たに7事業を開始

- ・岩見沢市強靱化計画の策定に伴い、新たに以下の7つの取組を事業化した。
- 1. 民間住宅に係る耐震改修等の助成制度を拡充し、ブロック塀等の耐震診断、耐震改修（除却・新設・改修）を助成対象に追加
- 2. 災害現場の「見える化」に向けた資機材の計画的な整備
- 3. 災害時の機動力や電源の確保対策として、公用自動車に電気自動車等を導入
- 4. 指定避難所における非常用電源設備の整備や、地域の会館等への発電機等の配備
- 5. 罹災証明の発行を速やかに行うための「被災者生活再建システム」の導入
- 6. 在宅で医療機器を使用する障がい者等に対する非常用電源装置等の購入助成制度の創設
- 7. 「災害廃棄物処理計画」の策定

新たに事業化した事例の背景・経緯

- ・策定当初の構想には上記 3,4 の電源対策に関する取組は含まれていなかったが、策定を進めている期間に発生した「北海道胆振東部地震」での経験を踏まえ、追加することとした。
- ・また、地域計画では、「大阪府北部地震におけるブロック塀の倒壊事故を踏まえた対策」、「北海道胆振東部地震におけるブラックアウト発生の教訓を踏まえた対策」、「災害の現場の「見える化」の実現」などを明記し、新規事業の実施に向けた根拠とした。
- ・新たに発生した災害等の教訓を踏まえて、脆弱性の評価（施策の現状分析・評価等）を実施したことで、国土強靱化に必要な施策を効率的、効果的な実施につながったことから、国土強靱化を推進する上で意義のあるプロセスとなった。

実現した取組

- ・事業化した災害現場の「見える化」については、令和元年度に無人航空機（ドローン）を2台導入、災害時の機動力や電源の確保対策については、令和元年度にプラグインハイブリッド自動車（PHEV）を1台導入、令和元年度に拠点となる避難所のうち3施設に非常用電源設備を整備するとともに、非常用電源設備の整備等については、避難所のうち9施設にポータブル発電機を配備、町会等には86台のポータブル発電機を貸与した。
- ・建設を進めてきた文化交流施設の供用開始（令和3年1月）により、拠点となる避難所すべての電源対策を完了した。

- ・災害により生活基盤に著しい被害を受けた住民が早期に生活再建を進めることができるように、罹災証明の発行を速やかに行うための被災者生活再建システムを導入した。
- ・電気式の医療機器を使用している障がいのある方が、電気が使えないときでも安心して生活ができるように、非常用電源装置等の購入助成制度を令和2年6月に創設した。
- ・災害ごみの処理を円滑・適正に行い、速やかに復旧・復興を進めるため、岩見沢市災害廃棄物処理計画を令和2年11月に策定した。

(在宅で医療機器を使用する障がい者等に対する非常用電源装置等の購入助成制度)



非常用電源装置の購入費用を助成 6月1日月から

市は、電気式の医療機器を使用している障がいのある方が、電気が使えないときでも安心して生活ができるように、非常用電源装置の購入費用を助成します。
災害に備えて、ラジオや懐中電灯、非常食、水などの必需品を準備しておくことと同じように、非常用電源装置があると、電気式の医療機器を使用している障がいのある方の安心につながります。

助成対象者

市内で在宅生活をしており、人工呼吸器、酸素濃縮器などの電気式の医療機器を使用している、次のいずれかに該当する方

- 呼吸器機能障害により、身体障害者手帳の交付を受けている
- 北海道が実施する「在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業」の認定を受けている
- 生命・身体機能の維持に必要な電気式の医療機器を使用する障がい者などで、必要と認められる

注意事項

- 申請は助成対象者1人につき1回限りです
- 交付決定前に購入したものは助成の対象外です
- 多くの精密医療機器は、発電機やポータブル電源などを使用した場合の動作保証がされていないため、必ず外付けの専用バッテリーなどに充電してから使用してください
- 購入した発電機などを使用したことによる各医療機器の故障・不具合などに、市は一切の責任を負いません

種 類	正弦波インバーター発電機	ポータブル電源(蓄電池など)	カーインバーター
	※助成限度額内であれば、複数の種類を組み合わせで申請できます。		
機 能	ガソリンやガスボンベなどで作動するインバーター発電機	蓄電池機能を有する正弦波交流の電源装置や医療機器に使用可能な予備バッテリー	自動車からの電気を変換・供給する装置
助 成 割 合	9割(市民税非課税世帯・生活保護受給世帯は10割助成) ※助成限度額の範囲内。		
助成限度額	市民税課税世帯 108,000円 市民税非課税世帯・生活保護受給世帯 120,000円		
購 入 先	市に届け出のあった市内事業者。詳しくは市ホームページをご覧ください		
申 込 方 法	福祉課障がい者福祉グループで配布または市ホームページからダウンロードした申請書を提出		



脆弱性評価等に基づきハード・ソフト両面での課題を網羅的に抽出

- ・脆弱性評価のプロセスにおいて、防災・減災にかかる取組の状況などの調査を行い、課題の分析・評価を実施した。さらに、ハード・ソフト両面での施策を検証し、優先的に取り組む施策抽出も行った。
- ・これらの結果を踏まえ、災害協定や防災備蓄などのソフト対策、非常用発電装置などのハード対策の整備の検討を進めることとなった。

KPI の設定による効果

- ・推進方針の検討の際には、それぞれの目標に対して KPI を設定した。その中で、災害協定の締結数や防災備蓄品の状況、避難所機能の状況などを取りまとめた。災害協定については、策定当時は締結数が 12 件だったが、その後毎年 1 件ずつのペースで協定の締結数を増やしている。
- ・非常用発電機については、設置台数から連続稼働時間などを把握することで、避難所機能の確保に関する課題を見出すことが可能となった。
- ・KPI を設定することにより、目標達成のために何をどうしなければいけないのかを明確にでき、KPI の実現に向けて、具体的な成果も得られている。

地域計画に火山噴火対策にかかる広域的な対応の必要性を明記

- ・火山噴火は風水害に比べ頻繁には発生しないものの、一旦発生すれば多くの人命被害に結びつくことが想定され、社会的影響も非常に大きい。富士河口湖町は富士山噴火による被害が想定される地域であり、溶岩流、火砕流・火砕サージ、融雪型火砕泥流、噴石、降灰、降灰後の降雨による土石流等の現象が生じうる。
- ・火山噴火の対策については該当エリアが広く、単独市町村での対応が困難であったことから、国・県・市町村の連携の重要性とともに、国による事業実施の必要性を明記することとした。

（富士河口湖町国土強靱化地域計画）

脆弱性評価結果	富士北麓地域 7 市町村により富士山火山噴火対策砂防事業を促進するための期成同盟会を設立しています。今後は、「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画」の早期策定、山梨県側の国直轄化、事業実施、実践的な支援体制の構築等について、関係市町村、県とともに国に要望を行い、富士山火山噴火減災対策を促進する必要があります。
推進方針	本町も参画する富士山火山噴火対策砂防事業を促進するための期成同盟会として、富士砂防事務所、静岡県及び山梨県による「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画」の早期策定、富士山火山対策の国直轄化について、国に要望を行います。

地域計画に記載した取組の実現

- ・平成 30 年 3 月に富士砂防事務所、静岡県及び山梨県によって「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画」が改定された。
- ・富士山火山噴火対策のための砂防事業の国（国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所）による実施についてはこれまでも要望してきたところ、地域計画に記載し事業の重要性を明記したことが、国による事業実施を決定する際の検討要素の一つとなった。
- ・国において砂防事業が実施されることで、火山噴火に伴い発生する土砂災害に対する緊急対策を、ソフト・ハードの両面から迅速かつ効果的に実施することが可能となり、これにより被害をできる限り軽減（減災）することを目指している。

〔参考〕策定団体の例（有識者が参画した委員会による課題の抽出と検討）

【京都府京都市】 [再掲] 45 頁参照

〔参考〕策定団体の例（大規模津波発生を想定したリスクシナリオに基づく対応方策の設定）【和歌山県広川町】

被害の最小化を目指した方針を設定

- ・広川町は、安政南海地震（1854 年）による津波が町を襲った際、濱口梧陵が稲むらに火をつけ、村人を高台へ導いて、多くの命を救った逸話「稲むらの火」の舞台となった地域である。新たな拠点施設として平成 19 年に「稲むらの火の館 濱口梧陵記念館・津波防災教育センター」が完成し、多くの観光客を集客している。
- ・地域計画で想定したリスクシナリオ（大規模津波等による多数の死者の発生）を回避するための方策として、「浸水区域内に不特定多数が集まる施設の新設などを制限」することを明記した。

浸水区域外への施設整備を促進

- ・町の「なごみ交流センター」において図書室の機能拡張を検討していたが、地域計画において「浸水区域内に不特定多数が集まる施設の新設などを制限」していたことを踏まえ、浸水区域外に整備を計画していた「観光・地域交流センター」に図書コーナーを付随させることとした。これにより、図書コーナーを浸水区域外に整備することはもとより、新たに整備する「観光・地域交流センター」の魅力向上にも繋がった。

(6) STEP5 対応方策の重点化・優先順位付け

〔参考〕策定団体の例（重点化するプログラムの選定）

北海道	21 の各プログラムを構成する 64 の施策項目について、ターゲットとする自然災害リスクを明確化した次の 3 つの施策分野に体系付けを行い、効果的・効率的な施策展開を推進。 ・道内における自然災害リスクに対し、「北海道自らの脆弱性を克服」するための施策分野 ・首都直下地震など道外における自然災害リスクに対し、「北海道の強みを活かしたバックアップ機能を発揮」させる施策分野 ・これら 2 つの施策分野を下支えする「道内及び全国の強靱化を支えるネットワークの整備」に向けた施策分野 なお、各施策項目の推進に当たっては、 ・「施策の進捗」 ・「影響の大きさ」 ・「平時の効用」 ・「各種災害に係る被害想定等の見直し状況」 等を勘案し、毎年度、計画に基づく推進方策（アクションプラン）を策定し、機動的に対応
岐阜県	・「効果の大きさ」 ・「緊急度・切迫度」 ・「施策の進捗状況」 ・「平時の活用」 ・「国全体の強靱化に対する貢献」 という視点を総合的に勘案し、特に重点化すべき施策項目を設定
静岡県	・「県の役割の大きさ」 ・「影響の大きさ」 ・「緊急度」 の観点から、40 のプログラムのうち、12 の重点化すべきプログラムを選定。併せて、平成 25 年度に策定した『地震・津波対策アクションプログラム 2013』等により実施している 112 の取組を、重点化すべきプログラムごとの主要な取組として位置付け
徳島県	直面するリスクを踏まえ、 ・「人命の保護」を最優先として、 ・「4 つの基本目標に対する効果」、 ・「効率性」、 ・「事態が回避されなかった場合の影響の大きさ」、 ・「緊急度」、 ・「国の基本計画との一体性」 等を考慮し、39 のプログラムにつき、13 の重点化すべきプログラムを選定
千葉県旭市	・「市の役割の大きさ」 ・「影響の大きさ」 ・「緊急度」 の観点から、27 プログラムのうち 12 の重点化プログラムを選定

〔参考〕策定団体の例（重点化するプログラムの選定）

- 北海道室蘭市は、施策プログラムの重点化項目の検討にあたって、階層分析法（Analytic Hierarchy Process。以下「AHP」という。）を用いて評価を行いました。この方法の活用により、複数の評価基準に対する重要度を客観的に示すことで、円滑な合意形成につながりました。

AHP とは	複数の評価基準を有する選択肢がある場合に、それぞれの評価基準の相対的な重要度を定量的に計測する意思決定手法
AHP の手順	室蘭市では、以下のような手順で評価を行った。 <STEP 1> 評価基準の決定 北海道強靱化計画との整合を図り、4つの評価基準を設定。 ①「影響の大きさ」：取組を行わない場合、大規模自然災害の発生時において、どの程度重大な影響を及ぼすか ②「施策の進捗」：取組の進捗をこれまで以上に向上させる必要があるか ③「平常時の活用」：取組みが大規模自然災害の発生時のみならず、平時においても有効に機能するか ④「国土強靱化への寄与」：取組みが国全体の強靱化にどの程度寄与するか <STEP 2> 評価基準の一対比較と重みづけ STEP 1で設定した評価基準の「一対比較」を実施。例えば、「影響の大きさ」と「施策の進捗」とを比較し、「同じくらい重要（1点）」、「やや重要（3点）」、「かなり重要（5点）」、「非常に重要（7点）」、「極めて重要（9点）」の尺度を用いて評価。 <pre> graph TD A[施策の重点化] --> B[影響の大きさ] A --> C[施策の進捗] B <--> 一対比較 C </pre> ※評価基準が4つの場合、「①対②」「①対③」「①対④」「②対③」「②対④」「③対④」の6通りの一対比較を実施。 一対比較の結果をもとに、幾何平均を用いることにより、それぞれの評価基準に対して重み（ウエイト）付け。 <STEP 3> 重要度の評価 次に、施策プログラム毎に4つの評価基準それぞれの重要度を「重要ではない（1点）」、「あまり重要ではない（3点）」、「普通（5点）」、「重要（7点）」、「とても重要（9点）」で評価。これにSTEP 2で算出した重み（ウエイト）をかけた上で、点数を足し合わせたものを、各施策プログラムの「総合評価点」として活用。

〔参考〕策定団体の例（具体的に実施する事業等の計画への記載）

【鳥取県（令和3年3月改定）の場合】

別冊「事業一覧」において、計画に基づき実施する事業を、全体事業費や事業期間等とともに記載しています。

鳥取県国土強靱化地域計画（第2期計画） 別冊「事業一覧」＜抜粋＞

事業名	起きてはならない最悪の事態	事業(取組)の概要	事業規模	全体事業費 (千円)	事業期間	計画完了時 (R8.3)の状況(予定)	事業主体	担当部署	備考 ※重複する目標番号(1～8)を記載
7. 二次被害の防止									
防災・安全交付金 (河川事業)	7-2 ため池、ダム等の損傷・機能不全による二次災害の発生(農地・森林等の荒廃による被害を含む)	佐治川ダム ダム施設の堰堤改良	N=1 箇所	4,483,300	H27～R46	事業継続	鳥取県	河川課	1,8
防災・安全交付金 (河川事業)	7-2 ため池、ダム等の損傷・機能不全による二次災害の発生(農地・森林等の荒廃による被害を含む)	百谷ダム ダム施設の堰堤改良	N=1 箇所	917,500	H27～R46	事業継続	鳥取県	河川課	1,8
防災・安全交付金 (河川事業)	7-2 ため池、ダム等の損傷・機能不全による二次災害の発生(農地・森林等の荒廃による被害を含む)	東郷ダム ダム施設の堰堤改良	N=1 箇所	1,891,500	H27～R46	事業継続	鳥取県	河川課	1,8
防災・安全交付金 (河川事業)	7-2 ため池、ダム等の損傷・機能不全による二次災害の発生(農地・森林等の荒廃による被害を含む)	賀祥ダム ダム施設の堰堤改良	N=1 箇所	3,035,000	H27～R46	事業継続	鳥取県	河川課	1,8
防災・安全交付金 (河川事業)	7-2 ため池、ダム等の損傷・機能不全による二次災害の発生(農地・森林等の荒廃による被害を含む)	朝鍋ダム ダム施設の堰堤改良	N=1 箇所	2,490,400	H27～R46	事業継続	鳥取県	河川課	1,8
農村地域防災減災事業	7-2 ため池、ダム等の損傷・機能不全による二次災害の発生(農地・森林等の荒廃による被害を含む)	ため池改修	N=9 地区	3,314,100	H24～R5	完成	鳥取県	農地・水保全課	—
農山漁村地域整備交付金	7-2 ため池、ダム等の損傷・機能不全による二次災害の発生(農地・森林等の荒廃による被害を含む)	ため池改修	N=1 地区	396,000	H29～R3	完成	鳥取県	農地・水保全課	—
農業水路等長寿命化・防災減災事業	7-2 ため池、ダム等の損傷・機能不全による二次災害の発生(農地・森林等の荒廃による被害を含む)	ため池廃止	N=3 箇所	18,000	R3	完成	市町村	農地・水保全課	—
防災・安全交付金 (河川事業)	7-3 ため池、ダム等の損傷・機能不全による二次災害の発生(農地・森林等の荒廃による被害を含む)	佐治川ダム ダム再生計画の策定	N=1 ダム	110,000	R1～R4	完成	鳥取県	河川課	1,8
防災・安全交付金 (下水道事業)	7-3 有害物質の大規模拡散・流出	マンホールトイレの設置	N=89 基	174.7	R2～R7	完成	市	水環境保全課	
多面的機能支払交付金	7-2 ため池、ダム等の損傷・機能不全による二次災害の発生(農地・森林等の荒廃による被害を含む)	農業施設の維持・管理	A=15,972ha	1,154,000	R2～R7	事業継続	活動組織	農地・水保全課	
8. 迅速な復旧・復興									
社会資本整備総合交付金	8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	一筆ごとの地籍を明確化する	A=475 km	15,000,000	R2～R11	事業継続	市町	農地・水保全課	
水産流通基盤整備事業	8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	流通拠点漁港(境漁港)の耐震化の推進	境漁港 L=160m	整備済	整備済	完成	鳥取県	水産課 空港港湾課	5
横断的分野②老朽化対策									
防災・安全交付金 (総合流域防災事業・砂防事業等)	—	鳥取県砂防関係施設長寿命化計画の改定 砂防関係施設の点検	砂防設備 6,162 ユニット 急傾斜地崩壊 防止施設 347	750,000	R2～R7	事業継続	鳥取県	治山砂防課	1

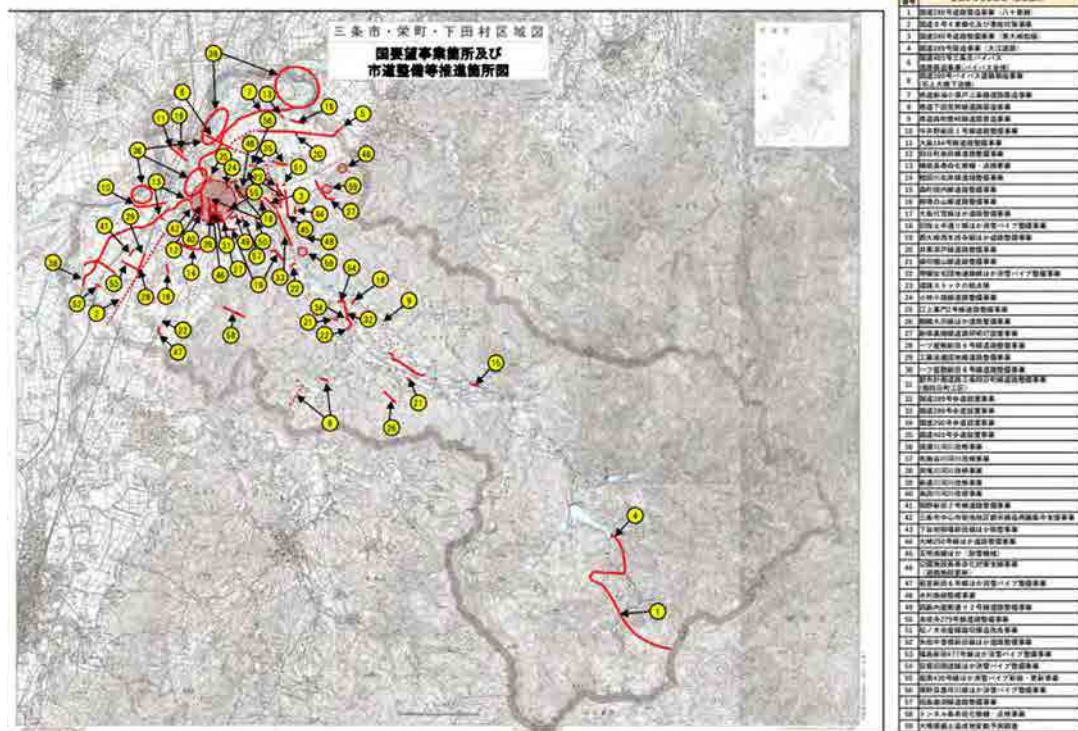
【三条市（令和2年1月策定）の場合】

「別紙 三条市国土強靱化地域計画分野別事業計画」において、計画に基づいて実施する個々の事業にかかる実施計画を、実施期間や全体事業費等とともに記載しています。また、これとあわせて市道整備等を実施する箇所を図面にも落とし込むことにより、どの場所で事業が行われるのかを分かりやすく示しています。

別紙 三条市国土強靱化地域計画分野別事業計画＜抜粋＞

番号	事業・種別	種別 2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市町村名	事業実施期間 (年度)		全体事業費 (百万円)	費用便 益比	5 年 対策 関係	現況		5 年後 (2025)の 状況(進 捗率)
						(着手)	(完了)				(進捗率)	(年度)	
■道路事業（P49）													
A01-001	道路	交安	(1)矢田中曽根新田線	歩道整備 L=0.90km	三条市	2018	2018	753		×	100%	2021	100%
A01-002	道路	交安	(2)支所土場線（西鯖田 小学校）（西中踏切）	歩道整備 L=0.20km	三条市	2018	2019	358		×	100%	2021	100%
A01-003	道路	交安	(1)今井野新田 1 号線 （栄北小学校）	歩道整備 L=1.40km	三条市	2013	2023	394		○	78%	2021	100%
A01-004	道路	交安	(他)医王寺笹巻線（笹岡 小学校）	歩道整備 L=0.13km	三条市	2018	2019	114		×	100%	2021	100%
A01-005	道路	交安	(他)新堀 7 号線（栄中央 小学校）	歩道整備 L=0.30km	三条市	2018	2019	122		×	100%	2021	100%
A01-006	道路	交安	(1)四日町島田線（嵐南 小学校）	歩道整備 L=0.04km	三条市	2022	2022	5		○	0%	2021	100%
A01-007	道路	交安	(他)南四日町西本成寺線 （嵐南小学校）	歩道整備 L=0.01km	三条市	2018	2018	30		×	100%	2021	100%
A01-008	道路	交安	(1)大島 164 号線（須頃 小学校）	歩道整備 L=0.01km	三条市	2018	2023	1,728		○	62%	2021	100%

市道整備等推進箇所図



【大鹿村（令和 3 年 3 月策定）の場合】

資料編「◆個別事業一覧」において、村が実施主体とはなっていない事業も含め、計画に基づいて実施する個々の事業にかかる実施計画を、事業期間や総事業費等とともに記載しています。

資料編 ◆個別事業一覧＜抜粋＞

種別	事業名	箇所・区間名	事業期間	総事業費 (千円)	取り組み主体	備考
道路維持事業	トンネル点検・長寿命化事業	村内一円	R5	10,000	大鹿村	2 - 1
道路維持事業	橋梁点検・長寿命化事業	村内一円	R3～R5	11,900	大鹿村	2 - 1
道路維持事業	橋梁修繕事業	村内一円	R3～R4	123,000	大鹿村	2 - 1
道路維持事業	トンネル修繕事業	村内一円	R5～R7	30,000	大鹿村	2 - 1
道路整備事業	大西堂垣外橋架設事業	堂垣外	R7	50,000	大鹿村	2 - 1
林道整備事業	高森山線開設事業	西山	R3～R6	180,000	長野県	2 - 1
林道整備事業	鳥倉線改良事業	中尾～清水	R3～R5	52,000	大鹿村	2 - 1
林道整備事業	中峰黒川線改良事業	柳島～儀内路	R4～R6	50,000	大鹿村	2 - 1
林道整備事業	釜沢線改良事業	日向休～御所平	R3～R7	10,000	大鹿村	2 - 1
林道整備事業	藤塚線改良事業	梨原	R3～R7	10,000	大鹿村	2 - 1
林道整備事業	上蔵東山線改良事業	上蔵	R3～R7	10,000	大鹿村	2 - 1
林道整備事業	鳥ヶ池線改良事業	鳥ヶ池	R3～R7	10,000	大鹿村	2 - 1
林道整備事業	高森山線改良事業	西山	R3～R7	10,000	大鹿村	2 - 1
林道整備事業	鳥倉線改良事業	塩河～河合	R3～R7	10,000	大鹿村	2 - 1
林道整備事業	鳥倉線改良事業	清水～釜沢口	R3～R7	10,000	大鹿村	2 - 1

種別	事業名	箇所・区間名	事業期間	総事業費 (千円)	取り組み主体	備考
社会福祉施設整備	非常用自家発電設備整備	ふれあいセンターあかいし		60,000	大鹿村	2 - 4、 5 - 6 設計費込み
道路防災事業	防災・安全交付金（安全安心）災害防除事業	大河原ほか	H31～R3	186,774	長野県（飯田建設事務所）	2 - 1
道路防災事業	国補土砂災害対策道路事業	（国）152 号	R2～	未定	長野県（飯田建設事務所）	2 - 1
道路防災事業	国補土砂災害対策道路事業	（主）松川大鹿線	R2～	未定	長野県（飯田建設事務所）	2 - 1
道路防災事業	未定	（主）松川インター大鹿線	未定	未定	長野県（飯田建設事務所）	2 - 1
道路防災事業	未定	（一）赤石岳公園線	未定	未定	長野県（飯田建設事務所）	2 - 1
トンネル補修事業	国補道路メンテナンス（トンネル）事業	トンネル補修	R2～	未定	長野県（飯田建設事務所）	2 - 1
橋梁補修事業	国補道路メンテナンス（橋梁）事業	橋梁補修	R2～	未定	長野県（飯田建設事務所）	2 - 1

【ポイント】

- ✓ 令和元年房総半島台風により山梨県内で発生した大規模停電の教訓を踏まえ、山梨県強靱化計画改定時に、官民が一丸となった電力供給体制の強化を重点化施策として位置付け
- ✓ 併せて、令和 2 年 8 月には「山梨県電力供給体制強靱化戦略」を策定し、重要な配電線周辺において倒木のおそれのある樹木の事前伐採を実施する等の具体的な施策を県、市町村及び電力事業者等が相互協力しながら推進するとともに、地域計画の進捗管理において同戦略の推進状況を確認することで、施策の実効性を確保

1. 取組を実施するきっかけとなった背景や課題

- ・ 令和元年房総半島台風では、山梨県内でも長期間にわたる大規模な停電が発生し、住民生活などに深刻な影響が生じた。
- ・ 電力供給は最も重要なライフラインの一つであることから、災害に備えて平時から関係機関が連携し、電力供給体制の強靱化を図ることの必要性が改めて認識された。

2. 取組の内容

- ・ 山梨県では、令和元年房総半島台風を受けて、令和 2 年 4 月に「山梨県電力供給体制強靱化検討会議」を設置した。ここで専門家からの意見も伺いながら、東京電力パワーグリッド株式会社等の庁外関係者を含めて協議を進め、同年 8 月には具体的な取組やアクションプラン等を「山梨県電力供給体制強靱化戦略」として取りまとめた。

【戦略の概要】

- ①電力供給インフラ被害の最小化
 - ・ 二次被害対策（事前伐採など）の強化
 - ・ 電力供給設備の強靱化
- ②大規模停電からの早期復旧
 - ・ 情報収集体制の強化
 - ・ 復旧作業への支援・協力
 - ・ 応急電源の確保
- ③災害に強いエネルギーシステムの導入
 - ・ 社会的重要施設への非常用電源の導入
 - ・ 地域への自立・分散型エネルギーシステムの導入



【戦略に基づく官民連携の事例】

- ✓ 変電所周辺などの倒木被害により広範囲の停電につながるおそれがある配電線周辺や、変電所から市町村役場や病院等の重要施設へ給電する重要な配電線周辺等の優先伐採地域を県・市町村・電力事業者等が協力の上で選定し、倒木のおそれのある樹木の事前伐採を実施
- ✓ 山梨県と東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社との間で、災害時のヘリコプターによる空撮映像等の相互利用、発電車の派遣、防災活動拠点の一部提供など、各種取組における役割等を明らかにした覚書を締結
- ✓ 避難所の停電対策として、停電時に各社が保有する電気自動車を非常用電源として活用するための災害連携協定を締結

【協定締結先】

日産自動車、甲斐日産自動車、日産プリンス山梨販売(令和 2 年 9 月)
山梨県自動車販売店協会、日本自動車連盟山梨支部(令和 2 年 12 月)
山梨県民信用組合(令和 3 年 2 月)
山梨交通(令和 3 年 10 月)

3. 本取組と地域計画の関係及び取組の効果等

【地域計画における記載】

- ・平成 26 年 6 月に策定した第 1 期計画においては、電力供給ネットワークの機能停止等に備えた対応施策については、必ずしも十分に網羅されていなかった。
- ・令和元年房総半島台風の被災を踏まえ、県・市町村・電力会社等の関係機関が連携し、災害による電力供給インフラ被害の最小化を図るため、**計画改定時（令和 2 年 3 月）には「災害に強い電力供給体制の強化に関する取組」を新たに記載し、重点化施策として位置付けることで山梨県が特に重視する施策として整理し、着実な推進を図ることとした。**

【取組の効果等】

- ・戦略に基づき進めてきた中では以下のような効果が出ている。**地域計画のための施策を明らかにしたアクションプランを策定し、毎年度、進捗状況を評価することによって見直しを行っているが、その過程においても電力強靱化の取組の推進状況を確認し、実効性向上を図っている。**

（例）

- ✓ 優先伐採地域の選定及び事前伐採は、令和 2 年度は 3 地域、令和 3 年度は 11 地域、令和 4 年度は 8 地域で実施しており、着実な取組となっている。
- ✓ 訓練等を通じ、覚書や災害連携協定に基づいた実施事項の確認を行い、実災害時に備えた実効性向上を図っている。
- ✓ 県の事業としては、太陽光発電設備等の設置希望者を募って一括発注する「共同購入事業」やリース等による「初期投資ゼロモデル事業」を通じた太陽光発電設備や蓄電池の導入を促進している。

4. 周囲の声（庁内職員・住民・企業）

- ・倒木被害防止のための樹木の伐採について、従来自団体のみでは十分に対応できていなかったが、**県・森林所有者・電力会社が連携した関与が得られるようになったことにより、円滑な対応が可能になった。**（市町村）

5. 今後の展開予定

- ・戦略①や②を進めるための企業等との連携体制は着実に進んできているが、戦略③「災害に強いエネルギーシステムの導入」については 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた取組等と併せて、以下のような施策を重点的に進めていく。
 - ✓ 屋根置き太陽光発電等の自立・分散型電源の地域への導入促進
 - ✓ 地域マイクログリッドの導入等災害に強いまちづくりの推進

〔参考〕策定団体の例（災害経験を踏まえた重点化施策の整理と施策の重点化）

【千葉県千葉市】

【ポイント】

- ✓ 千葉市では、地域計画の策定後に甚大な被害を伴う災害（令和元年房総半島台風等）を経験したことを教訓に、令和2年1月に「災害に強いモデル都市」の実現に向けて必要な施策を体系的に整理した「災害に強いまちづくり政策パッケージ」を策定・公表
- ✓ 地域計画の改定に際して、同パッケージの推進を明確に盛り込むとともに、関連するKPIを設定することで適切に進捗を管理

1. 取組を実施するきっかけとなった背景や課題

- ・令和元年台風15号（房総半島台風）、19号（東日本台風）及び10月25日の大雨により、大規模長期停電、停電に伴う通信障害や断水、がけ崩れによる犠牲者の発生、広範囲にわたる冠水等、これまで千葉市では経験したことのない多様で甚大な被害が発生した。
- ・この経験を教訓として活かし、「災害に強いモデル都市」の実現に向けて取り組む必要性が高まった。

2. 取組の内容

- ・電力の強靱化を始めとする以下の5つを柱とする「災害に強いまちづくり政策パッケージ」を令和2年1月23日に策定した。
- ・5つの柱に基づき、風水害に伴う被害の発生予防や発災時に備えた支援・復旧体制の構築に向けた取組の方向性を打ち出すとともに、74の個別事業を推進している。

#	5つの柱	取組内容
1	電力の強靱化	・全ての公民館・市立学校等に太陽光発電設備・蓄電池を整備 ・EV等で電気を届けるマッチングネットワークの構築 ・自立的に電気を「作る」「ためる」「使える」環境づくりの促進 ・長期停電時に電力を維持し速やかに復旧できる体制の構築と予防
2	通信の強靱化	・停電しても通信途絶が起こらない仕組みの構築（携帯電話基地局の電力維持など） ・固定電話網の維持 ・地域防災無線（携帯無線）の強化ほか
3	土砂災害・冠水等対策の強化	・崩れたがけの復旧、被災した宅地の擁壁の改修・新設助成 ・危険ながけ地付近からの移転助成 ・危険箇所等についての周知啓発 ・冠水等対策の強化（雨水貯留槽等）
4	災害時の安全・安心の確保	・多様な手段で災害情報を収集・発信（SNSを使った情報収集ほか） ・避難所環境の整備

		・断水対策の強化
5	民間企業等との連携拡大	・幅広い連携による災害対応の強化（電力通信事業者・宅建協会等と協定締結、EV等で電気を届けるマッチングネットワークほか）

3. 本取組と地域計画の関係及び取組の効果等

【本取組と地域計画の関係】

- ・地域計画を改定する以前から、本パッケージの5つの柱に類する施策等は既に地域計画に記載しており、それぞれ取組を推進していたが、観測史上第一位の暴風などにより経験したことのない多様で甚大な被害が発生した。
- ・令和5年3月の地域計画改定においては、令和元年の風水害を踏まえ改めて千葉市の脆弱性を分析・評価するとともに、本パッケージの施策や事業、関連するKPIを明確に盛り込んだ。
- ・地域計画の進捗管理の中で、本パッケージに基づく施策・事業の進捗状況も合わせて確認しており、個別の施策・事業の進捗管理に留まることなく、全庁的な情報共有を可能とした。

【取組の効果】

令和元年の災害では、電力の強靱化の必要性が浮き彫りになった。電力の強靱化に関する主な事業の例としては、以下のものが挙げられる。

- 令和4年度末までに、避難所等の災害時の拠点になる市内の学校及び公民館の182施設に太陽光発電設備と蓄電池を設置し、避難所の機能強化を図った。
- 災害等による停電が発生した際に、EV等をお持ちの市民が電力を必要とする施設等にEV等の電力を届けるボランティアになってもらう制度（EVサポーター制度）を開始し、地域内で電力を共助し合う仕組みを構築。（令和4年4月1日～）
- 市と電力事業者との間での「災害時における停電復旧作業及び啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書」を新たに締結し、電気の復旧と道路啓開の迅速化を図る。

4. 周囲の声（庁内職員・住民・企業）

- ・全庁横断的な施策体系を整理したことで、災害に対する職員の意識が向上したと感じている。
- ・令和元年以降大規模災害は発生していないが、災害発生に備え様々な分野で各事業を活用できるよう、同パッケージに基づき事前準備を進めている。
- ・「災害に強いモデル都市」を対外的にアピールすることができた。

5. 今後の展開予定

- ・今後も「災害に強いまちづくり政策パッケージ」事業の進捗管理を行うとともに、他の自治体に先駆けた取組の検討を進めるなど、引き続き全庁が一体となって「災害に強いモデル都市」を目指していく。

〔参考〕策定団体の例（「市民満足度調査」を活用した優先施策の整理）

【青森県むつ市】

地域計画策定にあたり「市民満足度調査」の分析から優先施策の4分野を抽出

- ・地域計画の策定過程において、施策分野の設定にあたり青森県と合同ワーキングにより検証を行い、「市民満足度調査(平成 26 年度実施)」において要望の高かった分野に視点を置き、優先順位の高い以下の4分野を施策分野として位置付けた。
 - 1.主要幹線道路ネットワークの健全化「交通・物流」分野
 - 2.防災公共の推進(避難所の機能確保)
 - 3.新体育館、むつ総合病院耐震化構想
 - 4.リスクコミュニケーション
- ・これらの4分野については、ハード事業とソフト対策のベストミックスによる優先的かつ着実な事業の推進を図ることとした。

ハード事業とソフト対策を組み合わせた国土強靱化の推進

- ・平成 27 年6月のむつ市総合体育館の用途廃止を受け、防災機能の強化、地域戦略による地域振興を図るため、以下の構想の下、新体育館の早期建設を平成 30 年より進めているが、同構想の策定には、地域計画策定時に行った救援物資集積所及び救護所に関する「脆弱性評価」における「二次集積所機能を有する既存施設の欠如、被災者を受け入れる救護所スペースの確保が必要である」との結果が活かされている。
 1. 救援物資の二次集積所及び救護所等の防災機能を有する施設
 2. 子供、高齢者、障がい者など多くの市民が利用できる施設（競技スポーツ拠点、健康づくりの拠点）
 3. 教育の向上に繋がる施策（むつ市の将来を担う子供たちのための施策）

（救援物資集積所及び救護所の「脆弱性評価」と具体施策の進め方）



(7) KPI の設定

〔参考〕策定団体の例（KPI の整理・掲載方法について）

【鳥取市国土強靱化地域計画（平成 31 年 3 月策定）の場合】

「資料編」の中で、施策プログラム単位で指標を整理しており、現状値・目標値、事業主体、個別施策分野との対応を記載しています。

このうち、事業主体については、「県」、「市」の他、「その他」の列を設け、民間が主体となって取り組むものを明確にしています。

（【1-1】地震による建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生（住宅密集地、不特定多数施設含む））

重要業績指標（KPI）	現状 (H30)	目標 (H35)	再掲	事業主体			個別施策分野				
				県	市	その他	行政 機能	住環境	保健 医療 福祉	産業	国土 保全 交通
（拠点施設、学校等の耐震化等）											
市有特定既存耐震不適格建築物の耐震化率（%）	93.8	100	3-1		○		○				
災害拠点病院（県立中央病院・鳥取赤十字病院）の耐震化率（%）	100	取組推進	2-4	○		民間			○		
公立小中学校の耐震化率（%）	100	取組推進			○			○			
防火・準防火地域の指定基準の作成	取組中	策定	7-1		○			○			
防火・準防火地域の指定率（%）	指標なし	-	7-1		○			○			
避難場所表示看板の設置（基）	163	267			○			○			
鳥取市公園長寿命化計画により老朽化した公園施設の計画的な更新	策定済	取組推進	横断③		○			○			
（道路・鉄道インフラ耐震化）											
緊急輸送道路に指定されている市道 2 路線の道路施設の安全性を高める。（橋梁の耐震化及び舗装など）整備率（%）	0	100	2-1 2-2 5-1 5-2 5-3 6-3 7-1		○						○
緊急輸送道路と避難所を結び、鳥取市緊急輸送路補助路線の指定	取組中	取組推進	2-1 2-2 5-1 5-2 5-3 6-3 7-1		○						○
鳥取市緊急輸送路補助路線の整備（橋梁の耐震化及び舗装など）率（%）	指標なし	-	2-1 2-2 5-1 5-2 5-3 6-3 7-1		○						○
鳥取砂丘コナン空港の耐震化率（%）	100	取組推進	8-4	○							○
JR 西日本主要駅舎の耐震化率（鳥取駅）（%）	100	取組推進	5-2 8-4			民間					○
市道沿危険ブロック塀等安全計画策定	未実施	取組推進			○						○
市道沿危険ブロック塀等の解消	指標なし	-				民間					○
（建築物の耐震化）											
住宅の耐震化率（%）	84 (H29)	95				民間		○			
多数の者が利用する住宅以外の建築物の耐震化率（%）	74.8 (H27)	95				民間		○			
医療施設(病院)の耐震化率（%）	92.9 (H27)	取組推進		○	○	民間			○		
社会福祉施設の耐震化率（%）	100 (H27)	取組推進		○	○	民間			○		
耐震性貯水槽数（箇所）	69	70			○			○			

【東海市地域強靱化計画（令和元年 12 月策定・令和 3 年 3 月改定）の場合】

東海市においては、41 のリスクシナリオごとに重要業績指標（KPI）を選定しており、毎年度進捗状況を分かりやすく整理、公表しています。また、計画期間は 5 年としていますが、施策等によっては令和 5 年度までの期間内目標だけでなく、次期計画を見据えた令和 10 年度の数値も記載し、継続的かつ計画的に強靱化に取り組んでいます。

(東海市地域強靱化計画 令和 2 年度 (2020 年度) の進捗状況 (令和 3 年 12 月) <抜粋>)

重要業績指標 (KPI)	R2 現状値	成果動向
◆住宅の耐震化率 [R1 基準値 : 86.2%、R5 目標値 : 95%、R10 目標値 : 95%]	89.5%	↗
◆無電柱化推進計画整備延長 [R1 基準値 : L=0.0km、R5 目標値 : L=1.2km、R10 目標値 : L=2.7km]	L=0.0km	→
◆子ども、高齢者、障害者等が安全に移動できる道路が整備されていると思う人の割合 [R1 基準値 : 38.5%、R5 目標値 : 40%]	41.8%	↗
◆緑陽公園整備面積 [R1 基準値 : 0.8ha、R5 目標値 : 2.8ha、R10 目標値 : 8.8ha]	0.8ha	→
◆防災リーダー養成講座修了者数 [R1 基準値 : 244 人、R5 目標値 : 326 人、R10 目標値 : 426 人]	259 人	↗
◆雨水ポンプ場耐震化率 [R1 基準値 : 25%、R5 目標値 : 63%、R10 目標値 : 88%]	38%	↗

【豊川市地域強靱化計画 (平成 30 年 3 月策定・令和 2 年 3 月拡充) の場合】

豊川市においては、毎年度の各施策の進捗を把握するため「豊川市地域強靱化アクションプラン」を定めており、この中で、リスクシナリオ毎に定めた重要業績指標 (KPI) のうち、各プログラムの達成度や進捗の把握に用いる代表的な指標については、計画期間である令和 5 年度までの毎年度の目標値を定めています。

(豊川市地域強靱化アクションプラン (令和 4 年 3 月) <抜粋>)

番号	アクション名	アクション内容	目標指標	現状値	実施年度								目標値	所管課名
					H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5		
1	市営住宅耐震補強工事の実施	地震発生後も市営住宅で継続して生活できるように、市営住宅耐震補強工事を実施する。	市営住宅の耐震補強工事棟数	7[R3]	検討	検討	2	2 (計 4 棟)	2 (計 6 棟)	1 (計 7 棟)	1 (計 8 棟)	2 (計 10 棟)	11 棟 [R6]	建築課
2	旧耐震民間木造住宅耐震化の促進	耐震診断をしている民間住宅の割合を増加させ、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。	旧耐震民間木造住宅耐震化率	82.0% [R3]	82.3	84.6	86.7	88.8	81.2	82.0	85.5	88.5	95% [R7]	建築課
3	密集市街地整備の促進	密集市街地を対象に、防災対策に資する計画的な都市基盤を展開する。	密集市街地整備に着手した地区	1 地区 [R3]	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	—	都市計画課
4	狭あい道路事業による後退用地等取得の推進	安全で良好な居住環境の確保と災害に強いまちづくりの実現に寄与するため、狭あい道路拡幅工事を推進する。	狭あい道路事業による後退用地等の取得件数	22 件 [R2] ※R3 の数値は未確定	16	16	17	13	22	25	25	25	25 件/年 [R5]	道路河川管理課 都市計画課
5	土地区画整理事業の推進	避難・延焼遮断空間の確保と道路の解消のため、土地区画整理事業等による公共施設の整備を推進する。	土地区画整理事業地区内の宅地整備面積	115.8ha [R3]	100.5	107.5	109.3	112.4	114.2	115.8	118.2	121.8	124.0ha [R6]	区画整理課

〔参考〕中長期目標の設定例（国の5か年加速化対策）

- ・流域治水対策（河川）
一級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備率
現状：約 65%（令和元年度） 中長期の目標：100%（令和 27 年度頃）
二級河川における近年災害の洪水等に対応した河川の整備率
現状：約 62%（令和元年度） 中長期の目標：100%（令和 27 年度頃）
- ・道路施設の老朽化対策
地方公共団体が管理する道路の緊急又は早期に対策を講ずべき橋梁の修繕措置率
現状：約 34%（令和元年度） 中長期の目標：100%（令和 35 年度） 等
- ・公立小中学校の老朽化対策
全国の公立小中学校（約 2.8 万校）のうち、吊り天井等以外の非構造部材（天井材、照明器具、窓ガラス、外装材、内装材等）の耐震対策実施率
現状：48.2%（令和 2 年 4 月） 中長期の目標：100%（令和 10 年度） 等

〔参考〕策定団体の例（KPI の設定による効果）

【山梨県道志村】 [再掲] 90 頁参照

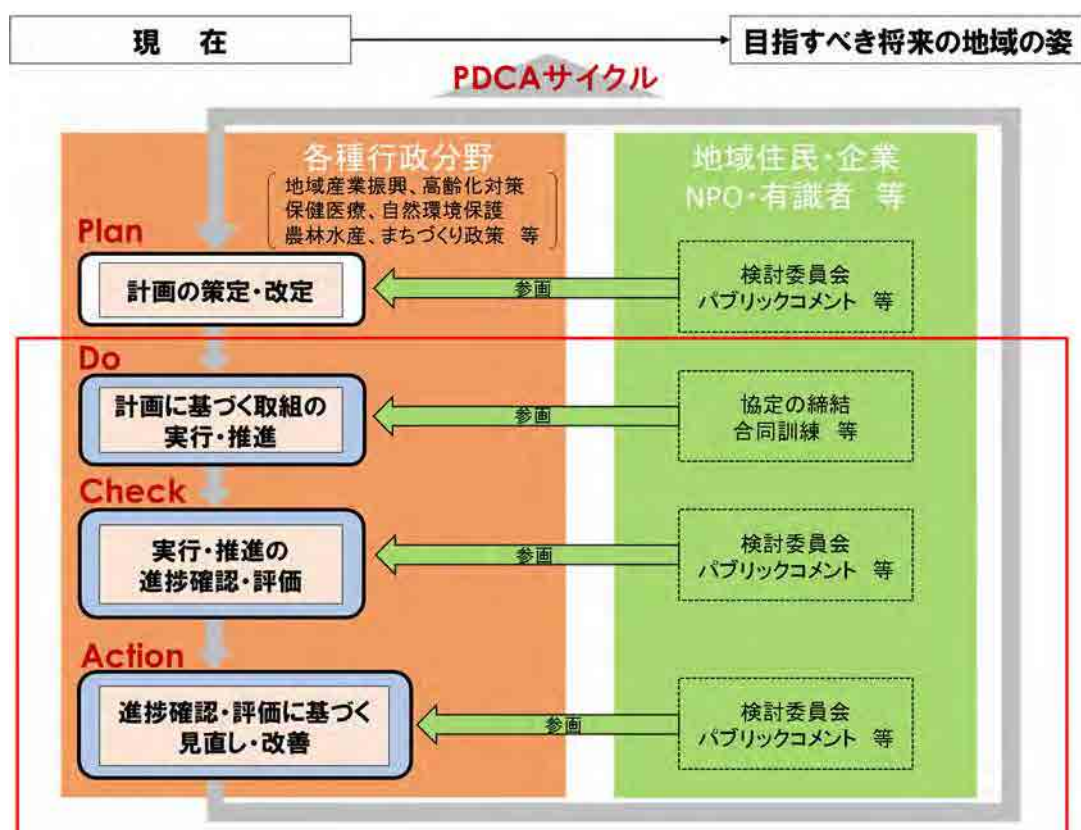
Ⅱ 計画の推進と不断の見直し等

これまでも記載してきたように、国土強靱化地域計画は、「目指すべき将来の地域の姿」の実現に向け、地域の強靱化を総合的・計画的に進めるために策定するものです。一方で、その達成には長い年月を要することから、地域計画を「一度策定したら終わり」ではなく、計画を推進していく中で生じた課題や新たな知見等を踏まえ、PDCA サイクルを繰り返すことにより、強靱化の取組のさらなる充実に努めていくことが極めて重要です。

「Ⅰ 地域計画の策定・改定」では、地域計画が強力なエンジンとなって強靱化の推進に力を発揮できるよう、地域計画の策定・改定作業（Plan）を進めるにあたって重要となるポイント等を、各検討段階等に分けて記載してきました。

本章では、PDCA サイクルのうち、地域計画に基づく取組の実行・推進（Do）、実行・推進の進捗確認・評価（Check）、進捗確認・評価結果に基づく見直し・改善（Action）の各プロセスにおいて留意する必要がある事項について記載しています。

<地域計画の推進・見直しのイメージ>



1. 計画に基づく取組の実行・推進

(1) 推進体制の構築

- 地域計画に基づく取組は、「いつ」「誰が」「どこで」「何を」実施するかを明らかにした上で、それぞれの主体が責任を持って実施していくことが基本となります。
- しかしながら、強靱化の取組主体は地域住民や企業等も含めて様々であり、さらにプログラムを構成する複数の施策の相乗効果により強靱化が発揮される場合も多いことから、庁内各部局の体制はもとより、各主体が連携を図りながら強靱化を推進する体制を構築しておくことが重要です。
- そのためには、計画の推進に当たっても、計画策定時に構築した庁内の体制や、強靱化に取り組む様々な主体や有識者が参画する外部委員会等の組織を活用することが効率的であり、これにより計画の策定から推進への取組の連続性も確保しやすくなります。
- また、地域住民や企業等と連携した具体的な取組として、個別に協定を締結したり、定期的に合同訓練を実施したりすることも有効です。

〔参考〕策定団体の例（民間事業者との防災協定の締結）

- 熊本県八代市は、株式会社肥後銀行を含め 21 事業者と「防災井戸の利活用に関する協定」を締結しています。

協定締結の経緯	熊本地震の際の断水の経験から、発災時の生活用水確保に備えるため
平時の取組	防災井戸が有事の際にすぐに使用できるよう、月に一度、各設置場所において水の色や臭い等、不具合がないか点検を実施
災害時の対応	・発災時の地域の給水拠点として住民に開放 ・断水が生じた際、地域住民が持ち込んだ容器に、生活用水として井戸水を提供  駐車場等、銀行の敷地内に設置
地域計画への記載方法	推進方針の主な取組において、民間事業者との連携推進を以下のように記載。 “市内事業所との防災井戸に係る協定締結”

- 山形県山形市は、株式会社ヤマコンが所属する山形県コンクリート圧送協会及び山形中央生コンクリート協同組合と共同で「災害時における消防活動応援に関する防災協定」を締結しています。

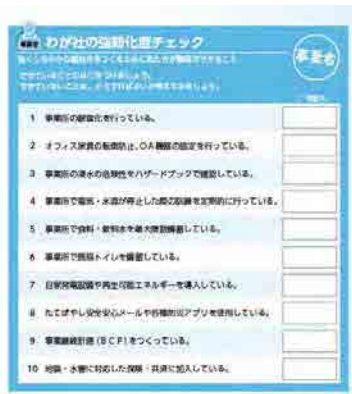
協定締結の経緯	上記組合から、東日本大震災原発事故や糸魚川の大規模火災においてコンクリートミキサー車等による消防活動業務が有効であったことから、大規模火災等の災害が発生した場合の消防活動への支援の申し出を受け、災害時の円滑な消防活動の推進と災害対策の充実強化を図るため平成 29 年 7 月 27 日に協定を締結。
平時の取組	毎年防災の日に開催する合同訓練に参加し、地域の方や他団体と交流を深めるとともに、コンクリートポンプ車が消火活動等に対応できることを広く紹介  防災訓練において放水するコンクリートポンプ車
災害時の対応	・地震等により消火栓が使用できなくなった場合における貯水槽への給水や消防車との協力による消火活動の実施 ・コンクリートポンプ車は吸引も可能なことから、豪雨時の排水活動にも貢献
地域計画への記載方法	「施策分野ごとの施策推進方針」において、民間事業者との連携強化を以下のよう に記載。 “災害発生時に速やかに応援体制を構築できるよう、災害に関する応援協定を締結する団体と平常時から情報交換や訓練等を行い、連携体制の強化を図る。”

(2) 広報・普及啓発の実施

- 強靱化の取組には、行政のみならず地域住民や企業等の主体的な参画が不可欠であり、そのために何よりも重要なのは、地域住民の一人ひとりが強靱化の必要性を認識し、自分事として捉えられるようにすることです。
- そのためにも、「Ⅰ(2)地域の強靱化を担う多様な主体との連携・協働」でも記載したとおり、地域計画の検討を進める段階から地域住民や企業等の幅広い参画を得ることが大切ですが、これに加えて、計画策定後においても、地域の様々な主体に対して強靱化の必要性・重要性について継続的に意識づけを行い、積極的な取組を促すためにも、普及啓発に取り組んでいく必要があります。
- 普及啓発の方法は、地域計画の内容に関する説明会の開催や地域計画の概要版・パンフレットの配布など、主に計画策定を受けて取り組むものに加え、強靱化として取り組んでいる内容を、地方公共団体の広報や SNS 等を用いて定期的・継続的に情報発信することも有効です。また、強靱化の施策が効果を発揮した事例を、災害発生後等の人々の関心が高い時機に行うことも有効ですので、過去の災害との比較データ等を日頃から準備しておくことも重要です。

〔参考〕策定団体の例（地域への周知）

群馬県館林市では、市民・事業者の理解を深めるため、「市民・事業者と共に進める館林市強靱化計画概要版リーフレット」を作成し、全戸配布しています。



〔参考〕策定団体の例（地域への周知）

三重県では、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」に取り組んでいる道路、河川、下水道等にかかる１８の対策について、「５か年の達成目標」として、令和７年度までの進捗見込みとともに、毎年度の進捗状況やそれによる効果等を取りまとめ、webサイトに掲載しています。

「5年後の達成目標」では、「災害リスク」や「対策例」を写真や図を用いるとともに、進捗状況はグラフを用いて分かりやすく示されています。



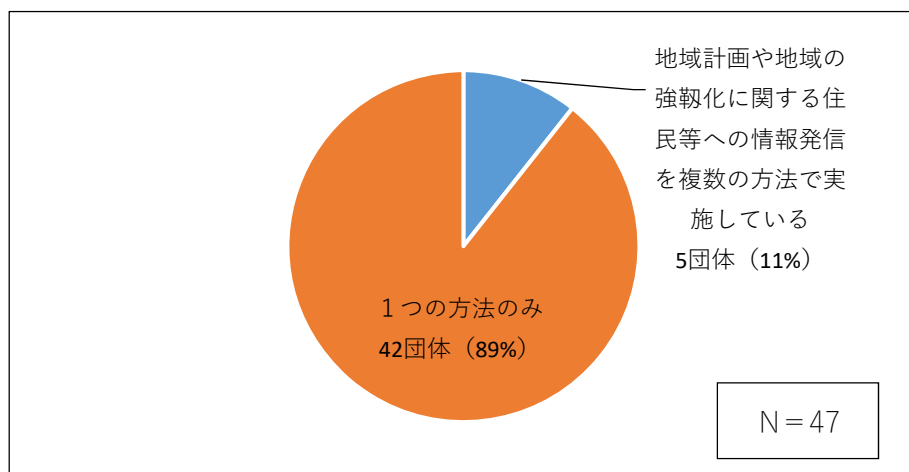
また、防災・減災、国土強靱化のための対策を行っている現場において、対策の目的や効果等を分かりやすく伝えるため、広報用の看板を設置しているほか、SNS も活用して情報発信を行うなど、積極的な広報活動を展開しています。



(三重県 HP : https://www.pref.mie.lg.jp/KEIMACHI/HP/000125281_00002.htm)

【参考】地域計画や強靱化の取組に係る広報・普及啓発の実施状況（令和4年度国土強靱化地域計画の策定・改訂等に関するフォローアップ調査の結果より）

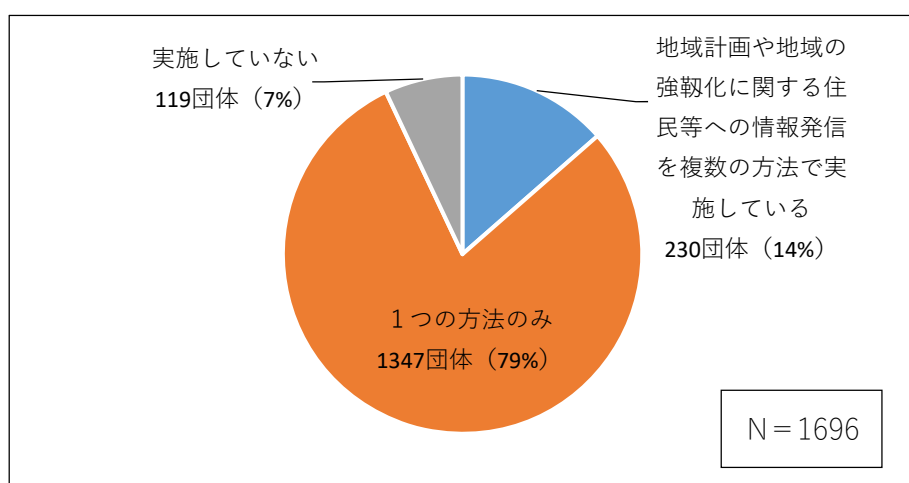
《グラフ 21》地域計画等の広報・普及啓発の実施状況【都道府県】



設問：地域計画や地域の強靱化の取組状況の住民等への周知・情報発信について、活用している手段を選択してください。

<複数選択可>

《グラフ 22》地域計画等の広報・普及啓発の実施状況【市区町村】



設問：地域計画や地域の強靱化の取組状況の住民等への周知・情報発信について、活用している手段を選択してください。

<複数選択可>

地域計画や強靱化の取組に係る広報・普及啓発の実施状況は、都道府県においては、《グラフ 21》のとおり、複数の方法で情報発信をしている団体はおよそ1割にあたる5団体にとどまっており、およそ9割の団体が1つの方法のみでした。

また、用いている手段としては、46団体がwebサイトを用いており、広報誌・掲示板、ポスター等の紙媒体を用いている団体も5団体ありました。webサイトに掲載している情報をみると、地域計画そのものだけでなく、概要版、策定・改定の過程、個別事業の一覧、進捗状況を掲載している団体が多く見受けられました。

市区町村においては、《グラフ 22》のとおり、複数の方法で情報発信をしている団体は1割強にあたる230団体で、およそ8割の団体が1つの方法のみでした。一方で、1割弱の119団体が広報・普及啓発を全く行っていませんでした。

また、用いている手段としては、およそ9割にあたる1565団体がwebサイトを用いており、広報誌・掲示板、ポスター等の紙媒体の他、SNS・メールマガジン、説明会やワークショップ等の対話形式などを活用している団体もあり、地域住民との距離感がうかがえる結果となりました。

行政としての説明責任を果たすためにも、また、地域において国土強靱化の浸透を図るためにも、そして、地域住民や企業といった様々な主体の参画を促すためにも、それぞれの地方公共団体において工夫を凝らし、積極的な広報・普及啓発活動が行われることが望まれます。

2. 不断の見直し

(1) 取組の確認・評価及び見直し・改善

- 地域計画の推進にあたっては、位置付けた取組が計画どおりに進んでいるか、問題等は生じていないかという視点はもちろんのこと、近年発生した災害により明らかとなった新たな課題・教訓や今後発生するおそれのある災害にかかる最新の学術的な知見、新たな制度の創設等を踏まえて、現行の計画を改善する必要はないか、不断の見直しを行うことが重要です。
- 地域計画に位置付けられている施策は非常に幅広く、総合的な視点に立って計画の進捗を確認・評価する必要があることから、計画策定時と同様の組織体制（庁内の関係する全部局が参画した組織、住民・企業・有識者等による外部委員会等）により計画の進捗確認を行っていくことが、計画の効率的・効果的な推進を図る上で有効です。
- 地域計画に位置付けた各施策の進捗確認は毎年度定期的に行う必要があります。その際、進捗の確認・評価をデータに基づいて客観的な視点で行えるようにするためには、計画策定時に定めた KPI（重要業績指標）や個別事業の進捗率について、計画完了時点の目標値だけでなく、毎年度の到達予定値（目標値）を設定しておくことが重要です。
- 目標値に比べ実際の進捗に遅れが生じた場合には、その要因分析や改善策の検討を行い、地域計画に掲げた目標の達成に向け、関係する施策の実施内容の見直しや、毎年度の到達予定値（目標値）の再設定を行う必要があります。また、目標の大幅な見直しが避けられないような場合には、計画の最終年度に至っていなくとも、地域計画全体の見直しも含めて検討する必要があります。
- 毎年度行う進捗確認の結果を踏まえ、状況によっては次年度予算の見直しを行う必要があることから、その作業に間に合うよう進捗確認の実施時期を設定することも大切です。
- なお、計画の進捗以外の要因により見直しの必要性を確認すべきものの例としては、次頁の表に示すとおりです。

事項	チェックの視点
大規模自然災害の発生	・実際に発生した被害を自地域に当てはめたときに、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を見直す必要はないか。 ・災害から得られた教訓を踏まえ、対応方策として追加すべきものはないか、重点化すべきものはないか。 等
大規模地震の被害想定等、自然災害にかかる学術的な知見（中央防災会議専門調査会等）	・新たな学術的知見を踏まえ、自地域において発生するおそれのある災害規模、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を見直す必要はないか。 等
法律の改正、新たな制度の創設	・新たな制度等を活用することにより、対応方策の改善（追加、見直し等）を図ることができないか。 等
国土強靱化基本計画、都道府県の地域計画の改定	・改定された内容を踏まえ、自地域の計画にも取り込むべき内容はないか。 等
防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策	・より大きな強靱化の効果を得るため、加速化対策で実施する施策と関連の大きい取組をスピードアップする必要はないか。 等

〔参考〕策定団体の担当者の声

—関係機関と情報交換して毎年チェック—

「国土強靱化地域計画の策定段階で、県とも連携しながら意見交換会を開催しました。意見交換会に参加したのは市の防災会議の参加者で、具体的には、ガス、電気、鉄道などのインフラ関係の企業、放送関係の企業、県の担当部局、国の出先機関などです。

計画策定から1年後、意見交換会参加者に対して地域計画に追加・変更すべきことがあるか意見照会しました。今後もこのような取組を毎年実施して計画の内容をブラッシュアップしていきたいです。また、定期的に地域計画の内容を関係者に確認してもらう機会を設けることで、地域計画の取組の共有もできると思います。庁内だけでなく、他の主体とも関係が続けて一緒に地域の強靱化を進めていけると良いと思います。」

—進捗状況調査を毎年度実施—

「地域計画の進捗状況調査を毎年度実施していますが、この作業を通じて、他の計画の状況把握では見えてこない、国土強靱化についての市の総合的な状況と課題が見えてきました。」

—分野別事業の進捗状況等を毎年チェック—

「既存の個別計画等に位置付ける分野別事業や長寿命、耐震化に係る取組、また地震対策のアクションプログラムに位置付けられた事業等について、各部課における進捗状況及び今後の実施計画を毎年確認しています。庁内で統一された進行管理基準に基づき、事業の進行状況を管理することで、統一的な検討を進めることができた点が大きな効果であったと思われます。」

—評価結果を全庁に共有—

「進捗状況を 3 段階（A、B、C）で評価し、全庁に通知することで意識の高まりや情報の共有化ができています。進捗状況が C である項目については、ヒアリングを実施することで、施策・議題の明確化を浮き彫りにしています。」

〔参考〕地域計画の改定内容（例）

改定内容		具体例
国・都道府県の計画改定に伴う見直し	都道府県	国土強靱化基本計画の変更を踏まえて修正
	市町村	基本計画や都道府県の地域計画の変更を踏まえて修正
他計画の改定等とあわせの見直し	都道府県	県総合計画改定に伴い、柱立て等を再整理
	市町村	総合計画と一体的に見直し 地域防災計画との整合を図るための見直し
リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の見直し	都道府県	国土強靱化基本計画や近年の災害から得られた教訓、社会経済情勢の変化等を踏まえて見直し 大規模災害と感染症のまん延の同時発生など、新たなリスクを追加
	市町村	土砂災害特別警戒区域の設定に伴いリスクを見直し 新たなリスクに感染症（新型コロナウイルス感染症等）を追加
施策等を見直し	都道府県	KPI（重要業績指標）等の目標年度、目標値の更新 個別事業リストの追加・更新
	市町村	他市町村の計画等と比較して施策を追加・修正 計画策定後に発生した災害を踏まえて施策を追加・変更 目標未達の事業にかかる原因分析、個別事業の指標値の修正 計画の進捗確認の結果を踏まえ、アクションプランとあわせ計画を改定 5 か年加速化対策を踏まえた施策の追加、目標の前倒し 流域治水プロジェクトの策定を踏まえた施策の追加

● 北海道の例

北海道では、平成 27 年 3 月に策定した「北海道強靱化計画」が、令和元年度に計画期間（概ね 5 年）の最終年度を迎えたこと、さらには、国において平成 30 年 12 月に「国土強靱化基本計画」の見直しが行われたことも踏まえ、令和 2 年 3 月に地域計画の改定を行った。

改定にあたっては、これまでの取組結果の反映、計画策定後に発生した自然災害で得られた知見の反映等を行うことにより、強靱化施策のさらなる推進を図っている。

改定計画の特徴

施策推進の手段である推進事業の掲載	○施策プログラム一覧に、施策推進の手段である「推進事業」※をリスクシナリオ別に掲載した。（併せて、別表の「推進事業一覧」に、各事業の事業概要とともに、対応するリスクシナリオ番号を掲載） ※推進事業：施策に関連する具体的な事業を指す。施策推進に必要な手段を「見える化」し、着実な進捗を図るものである。
地域の実情や特性に応じた施策展開の掲載	○広大な北海道の強靱化に向けて、道内各地域の特性に応じた取組を推進するため、北海道総合計画に基づく6つの地域ごとに「主な自然災害リスク」、「地域特性等」、「主な施策の展開方向」を掲載した。 主な自然災害リスク 当該地域における特徴的なリスクについて、主な災害事象（地震・津波、火山噴火、豪雨・暴風雨）ごとに掲載。 地域特性等 強靱化の観点である北海道の強み（食料供給力、エネルギーポテンシャル）や交通ネットワーク等から、特に留意すべき特性や課題を掲載。 主な施策の展開方向 上記の「主な自然災害リスク」「地域特性」を踏まえ、特に留意すべき施策の具体的な方向性を3つの施策分野※ごとに掲載。 ※自然災害に対する北海道自らの脆弱性を克服するための施策分野 国全体の強靱化に貢献するバックアップ機能を発揮するための施策分野 北海道の強靱化、全国の強靱化を支える交通ネットワークを整備するための施策分野
サブタイトル（副題）の挿入（表紙）	○北海道強靱化計画は、「道民の生命と財産を守るための防災・減災対策を推進する」という役割と、『北海道バックアップ拠点構想』の理念を引き継ぎ、「道外の大規模自然災害に対し、北海道がその強みを活かしたバックアップ機能を発揮し、国全体の強靱化に貢献する」という2つの役割を担うことを広く道内外に発信するため、サブタイトル（副題）「道民の安全・安心を守り、国全体の強靱化に貢献するバックアップ機能を発揮するために」を設定した。
SDGsの達成に向けた施策の推進	○北海道強靱化の取組がSDGsの取組に資するものである旨を、関連するSDGsのロゴマークとともに明記した。

● 札幌市の例

札幌市では、北海道胆振東部地震においてブラックアウトというこれまでに経験したことのない状況が発生したこと等から、災害に強いまちづくりへの社会的要請に応えるため、平成 28 年 1 月に策定した計画を、計画期間を 1 年前倒しして令和元年 12 月に改定した。

改定後の計画では、強靱化の取組を温暖化対策や経済成長などにもつなげ、将来世代が安心して暮らせる社会づくりに向けて、「SDGs」の視点を持って取り組むこととしている。

主な見直し内容																									
基本目標の見直し	○北海道胆振東部地震の被災を踏まえ、「迅速な復旧復興」を果たすための事前の備えに取り組む姿勢を明確化。 ○災害に強いまちづくりを進めることにより人や企業、投資を呼び込むことで「経済の成長」を目指すことを記載。 ○強靱化施策の実施においては、平時にも効果を発揮し、同時にさまざまな社会課題の解決につなげるという考えに基づき「SDGs の視点を踏まえた社会課題解決への寄与」を目標に追加。																								
リスクシナリオの見直しと脆弱性評価	○北海道胆振東部地震で明らかとなった課題や国土強靱化基本計画の変更を踏まえ、リスクシナリオの見直しを実施し、以下を追加。 ➢ 旅行者を含む大量の帰宅困難者の発生 ➢ 避難所の開設・運営の不備による避難所環境の悪化 ➢ 市民・地域コミュニティの防災活動、防災教育の不足による被害の拡大 ➢ 災害対応体制整備の不備による被災者支援の遅れ ➢ 貴重な文化財や観光資源の喪失 ○脆弱性評価においては、これまでの計画で位置付けた施策プログラム、推進事業を振り返り、進捗状況や課題を分析するとともに、北海道胆振東部地震の経験を踏まえて評価を実施。																								
重点方針の設定	○改定後の計画では、北海道胆振東部地震の教訓を活かして取組を推進するため、大規模停電対策、インフラの強靱化等の 3 つの「重点方針」を掲げた。 (札幌市強靱化計画における重点方針) <table border="1"> <tr> <td colspan="2">重点方針 1 大規模停電対策</td></tr> <tr> <td>取組①</td><td>都心におけるエネルギー供給環境の強化</td></tr> <tr> <td>取組②</td><td>多様なエネルギー源の活用</td></tr> <tr> <td>取組③</td><td>市有施設等の非常用電源の整備</td></tr> <tr> <td>取組④</td><td>確実な廃棄物処理体制の構築</td></tr> <tr> <td colspan="2">重点方針 2 建築物、インフラ、大規模盛土造成地の対策</td></tr> <tr> <td>取組①</td><td>建築物の強靱化</td></tr> <tr> <td>取組②</td><td>インフラの強靱化</td></tr> <tr> <td>取組③</td><td>大規模盛土造成地の安全性評価</td></tr> <tr> <td colspan="2">重点方針 3 市民や観光客等に安全・安心を提供する環境づくり</td></tr> <tr> <td>取組①</td><td>避難場所機能の強化</td></tr> <tr> <td>取組②</td><td>市民や観光客等への情報発信の強化</td></tr> </table>	重点方針 1 大規模停電対策		取組①	都心におけるエネルギー供給環境の強化	取組②	多様なエネルギー源の活用	取組③	市有施設等の非常用電源の整備	取組④	確実な廃棄物処理体制の構築	重点方針 2 建築物、インフラ、大規模盛土造成地の対策		取組①	建築物の強靱化	取組②	インフラの強靱化	取組③	大規模盛土造成地の安全性評価	重点方針 3 市民や観光客等に安全・安心を提供する環境づくり		取組①	避難場所機能の強化	取組②	市民や観光客等への情報発信の強化
重点方針 1 大規模停電対策																									
取組①	都心におけるエネルギー供給環境の強化																								
取組②	多様なエネルギー源の活用																								
取組③	市有施設等の非常用電源の整備																								
取組④	確実な廃棄物処理体制の構築																								
重点方針 2 建築物、インフラ、大規模盛土造成地の対策																									
取組①	建築物の強靱化																								
取組②	インフラの強靱化																								
取組③	大規模盛土造成地の安全性評価																								
重点方針 3 市民や観光客等に安全・安心を提供する環境づくり																									
取組①	避難場所機能の強化																								
取組②	市民や観光客等への情報発信の強化																								

● 鳥取県の例

鳥取県は、平成 28 年 3 月に「鳥取県国土強靱化地域計画」を策定し、概ね 5 年（2015-2020）を計画期間として強靱化に資する施策を推進していたが、平成 30 年度に行った中間評価として行った個別施策毎の重要業績指標の進捗状況にかかる評価結果を踏まえ、さらには計画策定後に発生した鳥取県中部地震や平成 30 年 7 月豪雨等により明らかとなった新たな課題を加え、より実効性のある計画へと見直しを行い、令和 3 年 3 月に計画を改定した。

計画の見直し方針	
○強靱化関連施策の中間評価結果を反映 ○当初計画策定後に発生した大規模自然災害に対する脆弱性評価を行い、必要な追加施策等を検討 ○「平成 30 年 7 月豪雨を教訓とした安全・避難対策のあり方研究会」の提言を反映	
主な見直し内容	
想定する大規模自然災害の追加	○当初計画策定後に発生した次の大規模自然災害を追加 ・平成 28 年熊本地震 ・平成 28 年鳥取県中部地震 ・平成 28 年台風 10 号豪雨 ・平成 29 年 1,2 月の県内での大雪 ・平成 29 年 7 月九州北部豪雨 ・平成 30 年 7 月西日本豪雨
脆弱性評価による新たな課題等の抽出	○地震災害 ・特定天井等非構造部材の損傷 ・車中泊、地震関連死 ・建築基準法違反ブロック塀 ・スマートフォン等の充電対策 ・外国人観光客の避難対応 ・防災リーダー不在 ・救援物資の滞留 ・ブラックアウト ・大規模盛土造成地の液状化 ・文化財の被災、風評被害 など ○豪雨・土砂災害 ・要配慮者の避難体制確保 ・バックウォーター現象 ・農業用ため池の決壊 ・正常性バイアス ・流木による河道閉塞 ・ダム緊急放流 ・ハザードマップ ・災害廃棄物など ○豪雪災害 ・道路機能マヒ ・支え愛活動 など
追加施策の検討と重要業績指標（KPI）の見直し	○新たな課題の対応施策の検討を行い KPI を見直し ・KPI の新設（新たな課題への対応等）9 項目 ・目標値の上方修正（目標の達成等）12 項目 ・目標値の下方修正（条例との整合等）3 項目

● 岩手県の例

岩手県は、平成 28 年の台風第 10 号の被害状況を踏まえて計画の見直しを行い、令和 2 年 12 月に計画の改定を行った。具体的には、災害で起こった事象をリスクシナリオごとに整理し、該当するリスクシナリオにある施策について課題を洗い出し、課題があるとされた施策について施策の内容を再検討した。

（「岩手県国土強靱化地域計画」の見直しの概要）

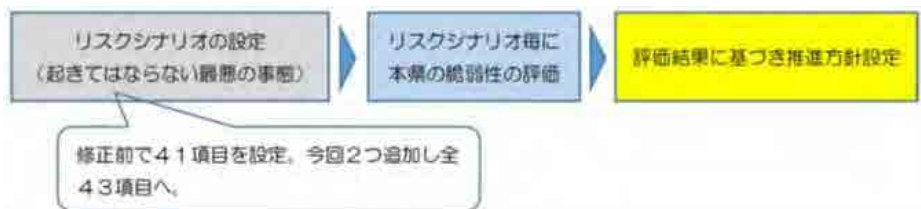


https://www.pref.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/011/435/minaosinogaiyou.pdf

● 長崎県の例

長崎県では、平成 28 年 4 月の熊本地震を受けて地域計画の見直しを行い、令和 2 年 2 月に計画の改定を行った。具体的には、熊本地震に伴う県の防災対策についての課題検証結果を受け、リスクシナリオに 2 項目を追加し、これらに対応する推進方針を新たに盛り込んだ。

（長崎県の計画策定手順（概要））



（追加したリスクシナリオ）

- ・避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態
- ・住居の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

〔参考〕策定団体の例（策定後の社会情勢変化等を踏まえた改定）

【鳥取県米子市】

地域計画の改定による内容充実

- ・米子市では、平成 31 年 3 月に地域計画を策定し、強靱化の取組を進めていたが、以下の観点も踏まえ、令和 3 年 3 月に計画を改定した。
 1. 「国土強靱化基本計画」（平成 30 年 12 月）及び「第 2 期鳥取県国土強靱化地域計画」（令和 3 年 3 月）との調和
 2. 計画策定後に発生した大規模自然災害（令和元年東日本台風、令和 2 年 7 月豪雨など）から得られた教訓を施策に反映
 3. 「鳥取県水防対策検討会」及び「鳥取県防災避難対策検討会」において検討された水防対策・避難対策を施策に反映

流域治水対策の推進

- ・令和元年東日本台風を受け、鳥取県水防対策検討会、鳥取県防災避難対策検討会においては、「一人の犠牲者も出さない」ことを目標に、「流域治水」による水防対策・避難対策が示された。
- ・このことも踏まえ、地域計画の改定に際しては、「施策の方向性」に、「流域治水」への転換など新たな観点が追加された。
- ・地域計画改定とあわせ、斐伊川水系流域治水プロジェクト、日野川水系流域治水プロジェクト、佐陀川外流域治水プロジェクト（県西部東エリア）、加茂新川外流域治水プロジェクト（県西部西エリア）の策定が進められ、流域のあらゆる関係者により、下表に示すような流域治水対策の推進を図ることとしている。

【水防対策検討会】	
短期対策	堤防強化対策（堤防舗装、堤防維持管理強化、水防体制強化）
	バックウォーター対策（樹木伐採・河道掘削の重点化）
	河川情報の発信強化（水位計・河川監視カメラ）
	浸水想定区域に関する安全避難対策（浸水深表示板の設置等）
	ダム放流に関する安全避難対策（既存ダムの洪水調節機能強化等）
中長期対策	現河川整備計画メニューの着実な整備
	流域貯留施設（遊水地、霞堤等）の検討
【防災避難対策検討会】	
短期対策	拠点となる避難所の指定の促進
	障がい者等の要配慮者が避難生活に必要な物資を備蓄
	避難スイッチの住民参加型ワークショップの導入 など
中長期対策	ペットとの同行避難のあり方の整理
	乳幼児がいる世帯の避難環境の確保
	広域避難を円滑に実施するための具体的方法を整理
	要配慮者利用施設の避難確保計画の策定を推進
	停電に伴う被害の拡大防止の対策 など

〔参考〕策定団体の例（計画の進捗確認・改定過程に住民や有識者が参画）

【徳島県徳島市】

【ポイント】

- ✓ 徳島市では地域計画の策定後、計画の実効性を確保するために施策の進捗管理・評価や見直し等を効果的に行う方策を検討
- ✓ そこで、施策の進捗管理・評価や見直し等に対し専門的知見や市民の意見を反映させるため、学識経験者、各種団体代表者及び公募市民で構成する「徳島市国土強靱化地域計画推進市民会議」を設置
- ✓ 毎年度実施している同会議では、地域計画に位置付けた施策等の進捗管理を審議するのみならず、新規施策や KPI の設定についても検討しており、市は同会議の意見を踏まえ、地域計画を毎年度更新

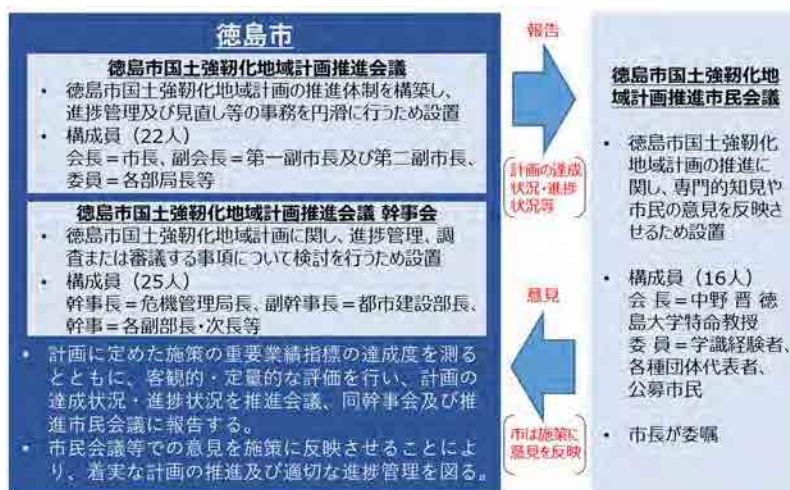
1. 取組を実施するきっかけとなった背景や課題

- ・徳島市国土強靱化地域計画の策定にあたっては、専門的知見や市民からの意見を反映させるため、令和元年 11 月 8 日に学識経験者、各種団体代表者、公募市民など 16 人で構成される「徳島市国土強靱化地域計画策定市民会議」を設置した。
- ・地域計画の策定後、施策の進捗管理・評価や見直し等を行うにあたって、引き続き市民等の意見を踏まえる必要があった。

2. 取組の内容

- ・1. の背景を踏まえ、令和 2 年 8 月 27 日に「徳島市国土強靱化地域計画推進市民会議」（以下「推進市民会議」という。）を設置した。
- ・推進市民会議では、地域計画に定められた重要業績指標の年度ごとの目標値の実績とその課題等を審議するとともに、計画をより実効性のあるものとするため、「新規施策」及び未設定の「重要業績指標」の追加を検討している。

（地域計画の推進体制※令和 5 年 3 月現在）



3. 本取組と地域計画の関係及び取組の効果等

【地域計画における記載】

- ・地域計画には参考資料として推進市民会議の開催経過や議題、設置要綱、委員名簿等を記載している。

【取組の効果等】

- ・行政内部での自己評価に留まらず、外部からの幅広い意見を聴取できている。
- ・推進市民会議で「新規施策」及び未設定の「重要業績指標」の追加・修正の妥当性を検討することによって、令和2年度は14施策、令和3年度は5施策の新規施策を追加することができ、最新の専門的・学術的な知見や新たな国の制度等を踏まえた計画のブラッシュアップを図っている。

※市民会議開催実績

[策定市民会議]

令和元年度：3回

[推進市民会議]

令和2年度：3回、 令和3年度：2回、 令和4年度：2回

4. 周囲の声（庁内職員・住民・企業）

- ・重要業績指標の追加や設定、見直しにつながるなど、より専門的な知見や幅広い市民の意見を計画の推進に反映させることができている。（庁内職員）

5. 今後の展開予定

- ・地域計画の計画期間が令和5年度までとなっているため、令和5年度は地域計画の推進状況の評価と第2期計画の策定を併行して行う。
- ・実施にあたり、令和5年度は、年3回の市民会議の開催を予定しており、幅広い意見を聴取・反映させることにより、実効性のある計画の策定・推進を行う。

〔参考〕策定団体の例（災害経験を踏まえた対応方策の見直しと施策の重点化）
【千葉県千葉市】 [再掲] 99 頁参照

〔参考〕策定団体の例（計画改定前に全ての現行施策のフォローアップを実施）
【栃木県佐野市】

佐野市国土強靱化地域計画の概要・今後の改定方針

- 「佐野市国土強靱化地域計画」は令和 2 年 8 月に策定され、地域計画は、基本理念として「協働で築く安全・安心な未来 災害に強いまちづくり」を掲げており、市（行政）以外の主体も含めた関係者間の「協働」により「災害に強いまち」が出来上がることを目指している。
- 地域計画は行政経営の総合的な指針である「第 2 次佐野市総合計画」との整合・調和も図りつつ策定され、計画期間は総合計画（基本構想）と同じ令和 11 年度までとしている。
- また、地域計画に記載された各施策分野については、毎年度策定するアクションプランにおいて、実施する事業を推進方針別に整理し、それぞれの事業名、事業概要等を記載し、公表している。
- 市では、地域計画の脆弱性評価の前提となる被害想定の見直しを令和 5 年度に予定しており、それに合わせて地域計画の対象期間や大枠は維持しつつ、社会情勢の変化等を反映した計画改定を、現行計画の期間途中であるものの令和 5 年度に行う方針とした。
- そのため地域計画の実効性確保・内容充実に向けた現行計画の検証を令和 4 年度に行った。

現行地域計画の検証（令和 4 年度）

現行計画の検証は、次の 1. から 4. までの手順で行い、計画改定に向けて考慮すべき改善点を確認した。

1. 地域計画担当部署による自己点検

- 現行計画の検証に際して、まずは地域計画担当部署による自己点検を行った。
- 自己点検は、これまで担当職員が現行計画について課題ととらえていた点を整理することにより行った。

<自己点検結果>

- 現行計画は、脆弱性評価に対応する施策（推進方針をいう。以下同じ。）が概ね網羅的に記載されている一方、その進捗管理については、K P I による管理以外の実際の取組状況までを丁寧にフォローアップすることができていない上、現行計画には取組主体（庁内担当課含む。）が明確ではない、達成水準が必ずしも明確ではないといった施策が存在するほか、施策の内容があくまで方針に留まり、具体的な事業に結びつかず、毎年策定するアクションプランにも事業が記載されないものもある。
- 特に、庁内の複数部署が関係する、または市（行政）以外の主体が関係する施策について、各取組主体間による協働のための協議・調整が行われず、この傾向が大きい状況となっている。

2. 自己点検結果を踏まえた改善点の中間検証

- 自己点検結果を踏まえ、地域計画担当部署では現行計画について「全ての施策の実施状況をフォローアップすること」、「現状、事業が伴っていない施策の今後の実施方針を明確化すること」を特に解決すべき改善点として、地域計画担当部署と各施策担当課との間で、全施策の実施状況の中間検証を実施することとした。
- 検証の取組としては、地域計画担当部署から全庁に呼びかけを行い、後述する「振り返りシート」と「施策管理シート」を用いて、各施策の実施状況や（関係）主体・今後の実施内容・令和11年度末での達成水準等の整理・明確化を行うこととした。

3. 振り返りシートの作成

- 「現行地域計画に記載された施策の意図や実施状況を今一度検証し自覚する」機会を設けるために、各施策担当課において施策単位で現行計画の計画期間末における達成水準やそれに向けての取組内容、課題を「振り返りシート」に記入することとした。
- なお、本シートへの記入は過去の取組状況の是非を問うものではなく、自省の上で、今後の建設的な検討を行うためのものとするために、選択式形式ではなく記述式の様式とした。

(振り返りシート)

施策分野	施策項目	施策テーマ	脆弱性の評価	施策推進方針	担当課
					記入例
C 保健医療・福祉・教育	(1) 保健医療	④ 感染症予防対策	河川の氾濫等により浸水した家屋等について、必要に応じて消毒を実施する必要があります。	河川の氾濫等により浸水した家屋等について、健康被害等を考慮しながら、関係機関と連携し必要に応じて消毒を実施します。	環境政策課

令和4年度の実施状況	来年度(R5)の実施予定事項	R11時点の達成水準	取組を推進する上での課題
例① ○○小学校耐震工事 例② ●●●●と調整しXXXXに関する受援計画(素案)を作成 例③ 主要な医療機関の備蓄状況の把握	例① XX中学校耐震工事 例② XXXXに関する受援計画の策定完了 例③ 医療機関の備蓄状況を踏まえたXXXX及びYYYYの検討	例① 市内全小中学校の耐震工事が完了 例② 受援計画に基づく年〇回の訓練実施、受援体制と各課の担当事務が明確に認識されている状況 例③ 市内の医療機関にて必要な備蓄が確保されている状況	例① ▲▲小学校の耐震化工事について、周辺の土地区画整理事業の予定や進捗等に応じた工程作成・管理が必要。 例② 複数の課が関連するため、庁内調整が遅延する可能性。定期異動により認識が薄れていく恐れあり。 例③ 対策の主体は医療機関となるため、費用面も含めた丁寧な支援や継続的な関与が必要。
実施無し	—	—	庁内の関係課間で施策の役割分担ができておらず、実施主体が不明瞭である。

例として、「災害時における被災家屋の消毒」の施策担当課による振り返りシートの作成状況を示す。

令和4年度の実施状況が「実施無し」となっており、地域計画に当該施策が位置付けられているものの、現在は施策が進んでいないことが判明した。課題として、当該施策にはさまざまな部署が関係しうが、庁内の関係課間で役割分担ができていないことが挙げられた。

<各記載欄の内容>

- ① 「令和4年度の実施状況」、「来年度(R5)の実施予定事項」欄
…具体の事業等を記載することにより現状の実施状況を把握
- ② 「R11 時点の達成水準」欄
…地域計画に記載されている施策（推進方針）が、現行計画期間末に具体的にどのような状況になっていることを予定しているかを記載
- ③ 「取組を推進する上での課題」
…施策の達成に当たって将来的なものも含め支障となる課題を記載

4. 施策管理シートの作成

- 振り返りシートの作成を通じて、現行地域計画の記載を改めて確認した各施策担当課では、振り返りシートから更に発展させた各施策の内容を記載する施策管理シートを担当課長の責任の下で作成することとした。
 - 施策管理シートは、次の点を重視した上でその様式を作成している。
 - ・ 地域計画に記載された各施策について「誰が」、「どこで」、「いつまでに」、「何を」実施するかを具体化することを念頭に、現行地域計画の計画期間末までの達成水準を確保するために必要な各年度のそれぞれの関係主体（庁内関係課・（必要に応じ）庁外関係者）の取組内容などを計画的に記載する。
 - ・ 今後の施策の進捗状況を毎年度管理していくため、成果指標（KPI）の設定だけでなく、KPI で表せない取組実績の記入欄を設ける。
 - 各施策担当課で記載された施策管理シートは、地域計画担当部署での確認により、記載上の不足点等の修正を行うとともに、必要に応じてヒアリングを行った。
 - なお、複数担当課で共管の施策については、始めに課毎に作成した上で、関係する担当課間で十分な協力・協議を通じて施策単位に統合することとした。
- ※ 複数担当課で共管の施策において、担当課間での調整が付きにくい事項については、地域計画担当部署も打ち合わせに参画することにより調整を行った。

(施策管理シート)

五ヶ年計画と地域計画（2017-2021）連携管理シート											
年度	施策	実施主体	実施年度	実施場所	実施期間	実施回数	実施回数	実施回数	実施回数	実施回数	実施回数
2017年度	施策	実施主体	実施年度	実施場所	実施期間	実施回数	実施回数	実施回数	実施回数	実施回数	実施回数
2018年度	施策	実施主体	実施年度	実施場所	実施期間	実施回数	実施回数	実施回数	実施回数	実施回数	実施回数
2019年度	施策	実施主体	実施年度	実施場所	実施期間	実施回数	実施回数	実施回数	実施回数	実施回数	実施回数
2020年度	施策	実施主体	実施年度	実施場所	実施期間	実施回数	実施回数	実施回数	実施回数	実施回数	実施回数
2021年度	施策	実施主体	実施年度	実施場所	実施期間	実施回数	実施回数	実施回数	実施回数	実施回数	実施回数

振り返りシートと同様、例として、「災害時における被災家屋の消毒」の施策担当課による施策管理シートの作成状況を示す。

①「主体」欄：

市、清掃事業者などが記載されており、庁外関係者を含め主体が明確になっている。なお、欄としては「市」と一括りにしているが、本シート作成過程において、主たる担当課を明確に定めた上、関係する課の洗い出しを行うなど、市内の主体の整理も行った。

②「取組内容」欄：

関係課の打合せにより主担当課を明確にする、床下消毒が可能な清掃事業者を選定し一日あたりの処理件数を把握するなどが記載されており、主体毎に各年度における具体的な実施事項が明確になっている。

③「成果指標」欄：

成果指標を設定することにより、各年度の施策の進捗状況を把握する。

④「実績」「事務事業名」「課題」欄：

各年度末または年度当初に、当該年度の実施結果の振り返りを記載する。

(施策担当課との打ち合わせ)



5. 検証結果

- 振り返りシート、施策管理シートの作成、地域計画担当部署によるヒアリング、庁内担当課間での調整などを通じ、各庁内担当課がその取組状況を改めて見つめ直すことにより、施策内容の定義が曖昧な施策、地域計画に記載されながらも順調な進捗となっていない施策、具体的な事業が検討できていない施策、関係主体との役割分担・進捗状況の相互確認が不十分な施策やそもそも関係する主体が十分に検討できていない施策などがあることが判明した。
- 本年度に判明した点は改善を図り、各施策は役割分担やスケジュール感を持って施策を推進していくこととした。

取組の成果

- 市では、令和5年度の地域計画改定に先立ち、現行計画に記載の全施策の取組状況をきめ細かく確認し、今後の実施方針を明確化することを通じて、現行計画の改善点を検証した。
- 本検証結果を踏まえ、市長以下、全職員共通理解のもと、令和5年度に実施する地域計画の改定作業においては、計画の実効性確保・内容充実の観点から、地域計画の各施策の実施主体の明確化や、内容や目標が曖昧な施策（「…することを検討する」等）についての達成水準の具体化を図るなど、市が目指す地域の強靱化の姿を、市民や市内企業等に対してわかりやすく発信できるよう方向性を確認した。

〔参考〕策定団体の例（計画改定前に現行計画・施策の課題を抽出）

【長野県伊那市】

伊那市国土強靱化地域計画の概要・今後の改定方針

- 伊那市では、平成 29 年 3 月に「第 1 期 伊那市国土強靱化地域計画」を策定したが、平成 30 年 3 月に策定された第 2 期長野県強靱化計画の内容との調和を図るため、平成 31 年 3 月に現行の「第 2 期 伊那市国土強靱化地域計画」に改定した。
- 現行地域計画の計画期間が令和 5 年度末までであるため、令和 5 年度中に現行計画の見直し作業を行う方針である。その際、施策や数値の形式的な更新のみならず、実効性のある地域計画としての内容充実を図る観点から、令和 4 年度には改定に向けた予備的な検討を行った。

改定に向けた予備的な検討内容（令和 4 年度）

1. 現行計画の振り返り

翌年度の地域計画改定に向けて、地域計画担当部局（総務部危機管理課）において、現行計画の状況（課題）について、市や地域での防災・強靱化の取組の観点から整理・分析を実施した。

【整理・分析結果】

- 市では、「公助には限界があること」、そのためには「地域全体（自助・共助）での取組が重要であること」を前提に、住民等による取組や市と住民等が連携する取組を推進してきている。
- 一方で、現行計画は市が行う施策・取組が中心であり、本来住民等が主体となるべき取組は市から住民等への「お願い事項」として僅かに記載しているに留まっている点が課題であり、行政以外の各主体も関与して、地域の強靱化に取り組んでいく姿勢を明確に示していく必要がある。

2. 対応方針案の検討

危機管理課では、地域計画改定に先立ち、国土強靱化地域計画策定・改定ガイドライン（令和 4 年 7 月）も参考に、上記の現行計画の課題を解決するための方策を整理し、改定に向けた予備的な検討に必要な対応方針案とした。

【対応方針案】

- ガイドラインにおいても、住民等と連携して強靱化を効果的に進めるために、各施策について「いつまでに」「誰が」「どこで」「何を」するのかを具体的に位置付ける重要性が指摘されており、従来の住民に対する「お願い事項」ではなく、地域計画において住民が地域の強靱化のために不可欠な主体であると明確に位置付ける。
- その上で、住民が主体的に行う施策や、施策に関連する市担当課や市内関係者といった全主体を地域計画に明記し、より実効性のある計画・取組につなげていくこととする。

3. 対応方針案を踏まえた予備的な検討

対応方針案を踏まえ、地域計画の改定に向けて、住民等も主体的に関与する主要な施策について、スケジュールやその進捗が明らかとなるよう時系列にまとめ、見える化するために次期計画期間における工程表を作成し、全関係者で認識共有を図ることとした。

そのためには、各施策の取組主体・関係主体を抽出した上で、それぞれの主体の役割・連携内容の明確化や体制整備・取組に関するスケジュール等を関係主体との調整を通じて整理・検討していく必要がある。このため、令和4年度においては、危機管理課が重点項目ととらえている「福祉関係者との連携による避難行動要支援者対応」について先行してケーススタディを行うべく、福祉関係者等とともに取り組むべき内容の具体的な整理・検討を以下のとおり実施した。

福祉関係者との連携による避難行動要支援者対応に向けた具体的な検討内容

1. 整理・検討の背景

- 市では平成18年度から、以下の「災害時住民支え合いマップ」と「保健福祉支援カード」による災害時の要配慮者等の支援の取組を進めている。
- 「災害時住民支え合いマップ」は、災害時・緊急時に要配慮者等の支援が必要な人に対して「いつ」、「誰が」、「どのように」安否確認や避難行動の支援を行うかを平時から各地域で話し合い、支え合いマップとして見える化、地域住民の間で共有し、迅速な避難行動等につなげるものである。
- 市と社会福祉協議会が連携し、各地域（区又は町内会単位）での作成を進めているが、作成の進捗は各地域により濃淡がある状況である。

(災害時住民支え合いマップ(例))



- 「保健福祉支援カード」は、民生委員の協力のもと作成される、要配慮者等の支援を必要とする人の個人情報に記載した台帳（支援カード）である。
- 本人の同意のもと、記載された情報をあらかじめ消防署・警察・社会福祉協議会・地区及び自主防災組織などと共有することで日頃からの地域・地区単位での要配慮者の支援に役立てる取組であり、課題（後述）はありつつも一定の作成が進んでいた。
- 一方で、令和3年の災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が行政（市町村）の努力義務化されたため、既存の支え合いマップ、支援カードの取組の中に個別避難計画の考え方をいかに取り入れていくかの検討をしていく必要が生じた。

整理・検討の内容

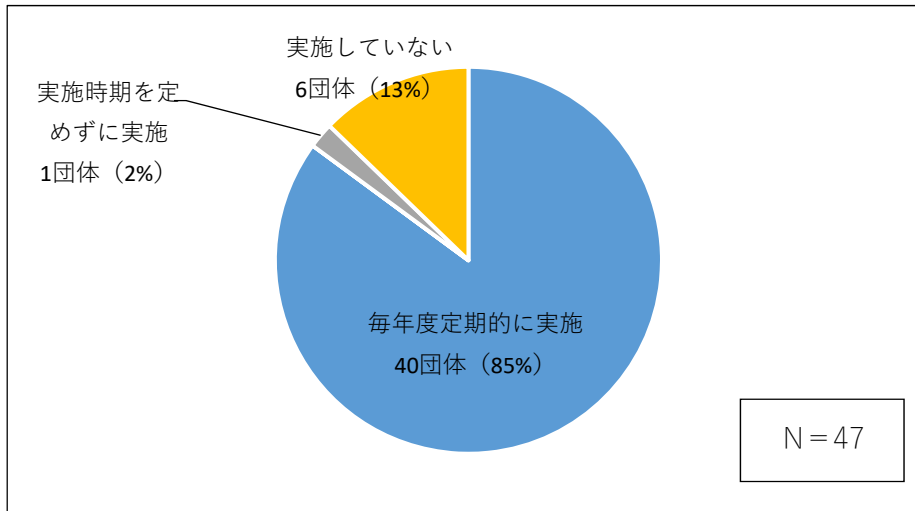
- 庁内の福祉関係課、社会福祉協議会及び福祉関係者（居宅介護支援事業所、民生委員）において、まずは「個別避難計画の作成」のあり方について、様式や作成主体等を整理した上で、市で推進してきた既存の取組（支え合いマップ、支援カード）との関連を整理した。
- 整理にあたっては、庁内に「福祉防災チーム」を編成し、関係者が同じ認識で福祉防災に取り組む体制とし、関係する社会福祉協議会職員向け、福祉専門職向けの防災研修を定期的実施した。これにより、市として福祉防災に取り組む体制が構築できた。
- 「個別避難計画の作成」については、市で取り組んできた既存の「保健福祉支援カード」と類似する内容であったため、支援カードに「個別避難計画」として必要な支援、支援者情報などの記入欄を追加した上で、「保健福祉支援カード兼個別避難計画」とし引き続き民生委員が継続的に関与する枠組みとすることとした。
- また、「保健福祉支援カード」の記載内容は、本人の同意を得ているものの、プライバシー性の高い個人情報であるがゆえに共有が憚られ、関係者間での情報共有や活用が十分なされていない実態があった。
- このため、これを機に改めて避難行動要支援者へ本取組の説明を丁寧に行い、同意を促すことに加え、「保健福祉カード兼個別避難計画」とすることで民生委員を主たる協力者としながら、本人の同意がある場合には躊躇することなく、適切な手法・範囲で個人情報の取り扱うよう行政内での認識を改め、同意者の情報については行政から定期的に関係者へ提供することとし、情報の有効活用が進む仕組みとした。
- さらに、これまでは民生委員の協力を得て整える「保健福祉支援カード」の取組と地域が主体となる「災害時住民支え合いマップ」の取組とが、必ずしも十分に連携できていたとは言い難いが、今後は、民生委員が地区や自主防災組織、福祉支援者などと積極的な情報交換を行う枠組みを整え、「保健福祉支援カード」の情報が「災害時住民支え合いマップ」に適切に反映されることで、地域全体で避難行動要支援者の避難支援の実効性の向上を図ることとした。

取組の成果

- 令和 5 年度に実施する地域計画の改定作業において、各施策の担当課が強靱化に資する施策・事業を打ち出すことができるよう、令和 4 年度は、地域での取組（自助・共助）のうち 1 つの施策に焦点を当て、先行的にモデルを作り上げた。
- 地域計画の改定過程において、住民等の庁外関係者との連携が重要となる施策を抽出し、その施策を推進する上で課題となる事項を解決するために、住民や関係者を巻き込んだ認識共有の重要性を確認した。
- 工程表の作成を通じ、行政のみではなく、住民等も一丸となって主体的に関与する施策や関係者が具体的かつ明らかになり、「公助には限界があること」、「地域での取組（自助・共助）が重要であること」といった市の方針を明確にする地域計画改定の方向性を見出した。

【参考】地域計画の進捗管理に関する取組状況（令和4年度国土強靱化地域計画の策定・改訂等に関するフォローアップ調査の結果より）

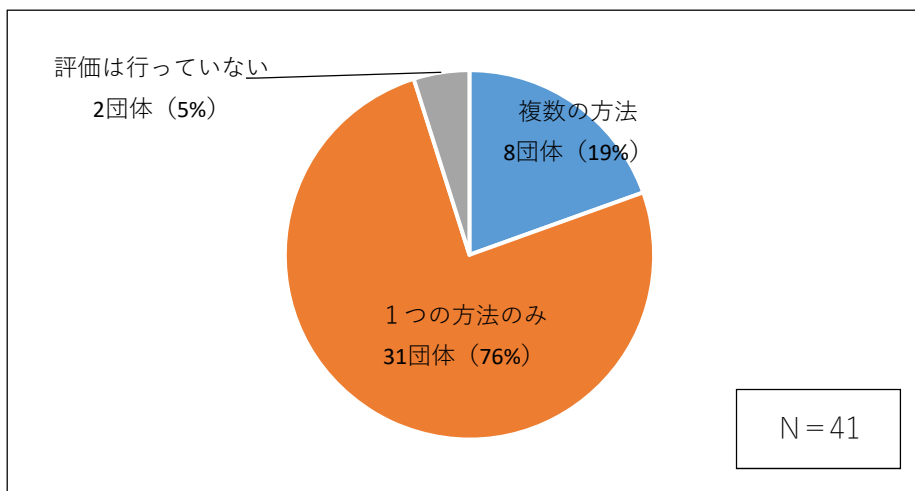
《グラフ 23》地域計画の進捗管理の実施頻度【都道府県】



設問：地域計画の取組に関する進捗管理の頻度を選択してください。

（KPI による進捗管理の頻度など）

《グラフ 24》地域計画の進捗状況に関する評価方法【都道府県】



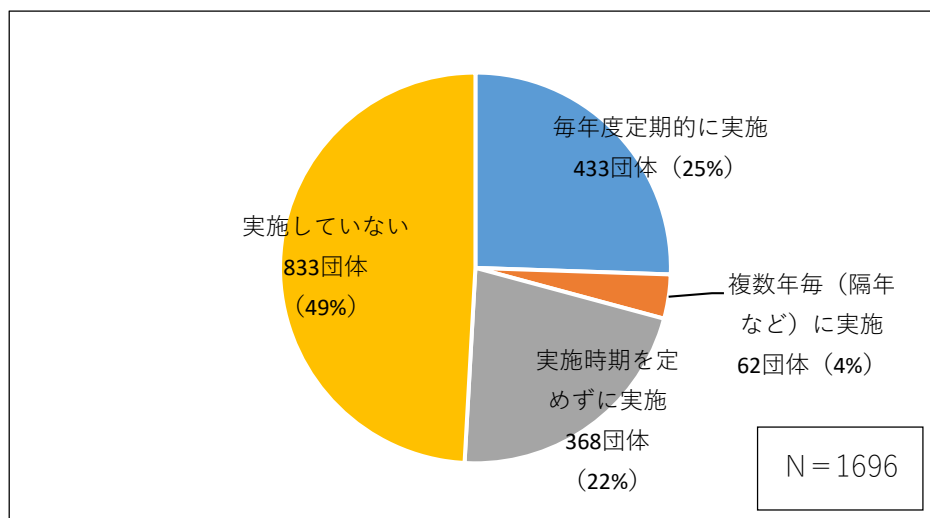
設問：地域計画の取組に関する進捗管理を行っている場合、進捗管理における評価方法を選択してください。

<複数選択可>

地域計画の進捗管理に関する取組状況は、都道府県においては、《グラフ 23》のとおり、8 割を超える 40 団体が毎年度定期的に進捗管理を実施している一方で、1 割強の 6 団体では進捗管理が行われていませんでした。

また、進捗管理を行っている 41 団体に、進捗状況の評価方法を尋ねたところ、《グラフ 24》のとおり、8 団体は複数の方法で評価を行っており、31 団体が 1 つの方法で評価を行っていました。評価方法としては、庁内各部局から提出された進捗を元にとりまとめ部局が評価を行っているのが 23 団体と最も多く、次いで庁内の横断的な会議で評価を行っているのが 16 団体でした。また、地域住民、企業、学識者等の庁外の方から意見を聴いているものも見受けられました。

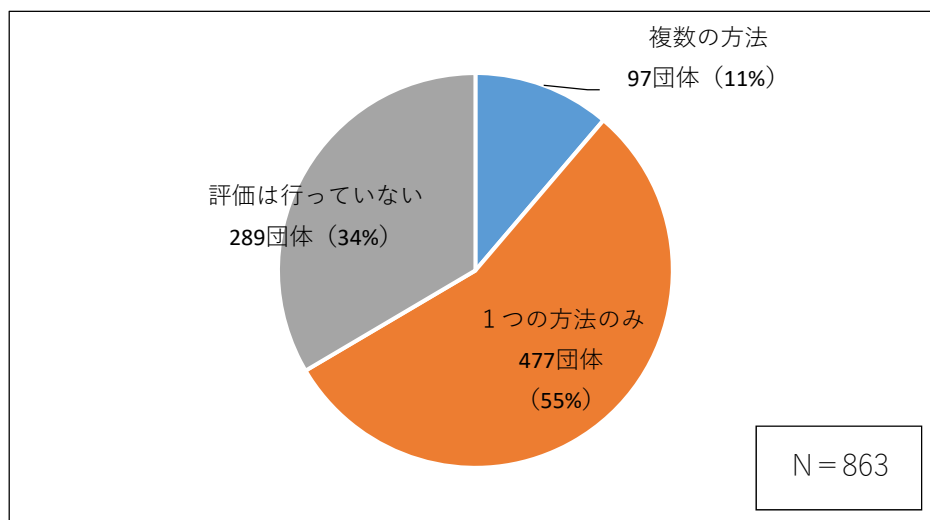
《グラフ 25》地域計画の進捗管理の実施頻度【市区町村】



設問：地域計画の取組に関する進捗管理の頻度を選択してください。

（KPI による進捗管理の頻度など）

《グラフ 26》地域計画の進捗状況に関する評価方法【市区町村】



設問：地域計画の取組に関する進捗管理を行っている場合、進捗管理における評価方法を選択してください。

<複数選択可>

市区町村においては、《グラフ 25》のとおり、進捗管理を実施している団体としていない団体が半々という結果でした。

また、進捗管理を行っている団体に、進捗状況の評価方法を尋ねたところ、《グラフ 26》のとおり、およそ3分の1にあたる 289 団体で評価は行っていないという結果でした。評価を実施している場合は、都道府県と同様に、庁内各部局から提出された進捗を元にとりまとめ部局が評価を行っている団体が多く、およそ半数でした。また、庁内の横断的な会議や、庁外の方から意見を聴いているものも見受けられました。

評価の方法は、それぞれの地方公共団体の実情に応じた方法を選ぶことで良いですが、地域における強靱化の取組を着実かつ効果的に進めるためにも、毎年度、進捗管理を行い、その進捗状況の評価し、必要に応じて地域計画を見直すことが望まれます。

(2) 年次計画（アクションプラン）等の策定

- 「(1)取組の確認・評価及び見直し・改善」でも記載したとおり、地域計画に定めたそれぞれの取組を計画的に実施していくためには、KPI 等を用いて毎年度進捗を確認し、必要な場合には見直しを行っていく必要があります。
- いくつかの地方公共団体においては、国が策定している年次計画（アクションプラン）も参考に、毎年度「年次計画（アクションプラン）」を策定し、当該年度に実施する具体的な内容や KPI の到達予定値（目標値）等を定めています。
- 前年度の進捗確認結果を踏まえ、毎年度の各施策の具体的な実施内容や KPI の現状値・到達予定値（目標値）等を「年次計画（アクションプラン）」に定めることにより、住民等にも強靱化の推進状況や取組内容が明確になり、強靱化に関わるさまざまな主体の取組の促進にも寄与することが期待されます。

〔参考〕策定団体の例（アクションプランの策定・活用）

郡上市においては、地域計画の着実な推進を図るため、施策分野毎の主要施策を明らかにしたアクションプランを毎年度策定しています。

アクションプランでは、地域計画に基づく事業・施策を具体的に示すこと、できる限り施策の進捗状況を定量的に把握することに努めており、情勢の変化等を踏まえて、毎年度重点的に取り組む施策についても見直しが行われています。

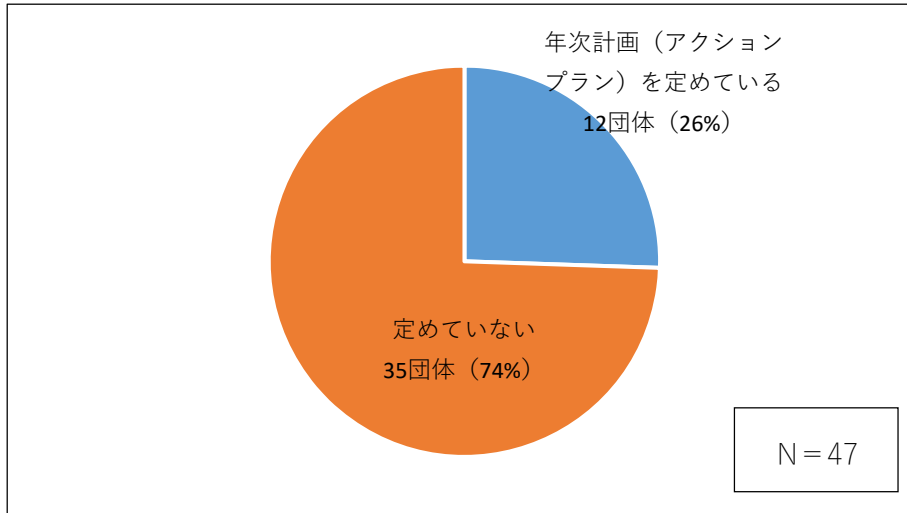
これらの取組により、地域計画策定時点より早期に目標が達成された施策等については、重要業績指標（KPI）やその目標値を機動的に見直すことにより、強靱化の取組の加速化が図られています。

（郡上市国土強靱化地域計画アクションプラン 2021 において見直しを行った KPI）

通番	施策分野 施策項目名	リスクシナリオ	〈変更前〉 地域計画における業績指標 (KPI)			〈変更後〉 令和3年度以降における業績指標 (KPI)			変更理由
			指標名	現状値 (年度)	目標値 (年度)	指標名	現状値 (年度)	目標値 (年度)	
10	(1) 行政機能 業務継続体制の強化	3-1 4-2	情報システム部門の業務継続計画(JIT-BOP)策定	未策定 (R1)	策定完了 (R2)	業務継続計画(JIT-BOP)に基づいた訓練の実施	8回 (R2)	毎年1回実施 (R6)	令和2年度に業務継続計画の策定を完了し、所期の目標値を達成したため。
12	(1) 行政機能 災害時応援協定の締結促進	3-1 2-1 2-3 2-6 5-3	災害時応援協定締結割合	34 協定 (R1)	37 協定 (R6)	災害時応援協定締結割合	37 協定 (R2)	40 協定 (R6)	令和2年度までに37協定を締結し、所期の目標値を達成したため。
50	燃料供給施設の事業継続支援	6-1	市内の燃料供給施設数(商工会員)	25 施設 (R1)	25 施設 維持 (R6)	市内の燃料供給施設数	34 施設 (R1)	34 施設 維持 (R6)	燃料供給事業所の市内全体の実態を把握するため、商工会員の要件を削除する。
73	(3) リスクコミュニケーション/防災教育 人材育成 小中学校の危機管理マニュアル整備	4-2	小中学校危機管理マニュアルの見直し実施率	50% (R1)	100% (R6)	小中学校危機管理マニュアルの継続的な検証と見直し	1回 (R2)	毎年1回以上実施 (R6)	令和2年度までに危機管理マニュアルの見直しをすべて実施し、所期の目標値を達成したため。

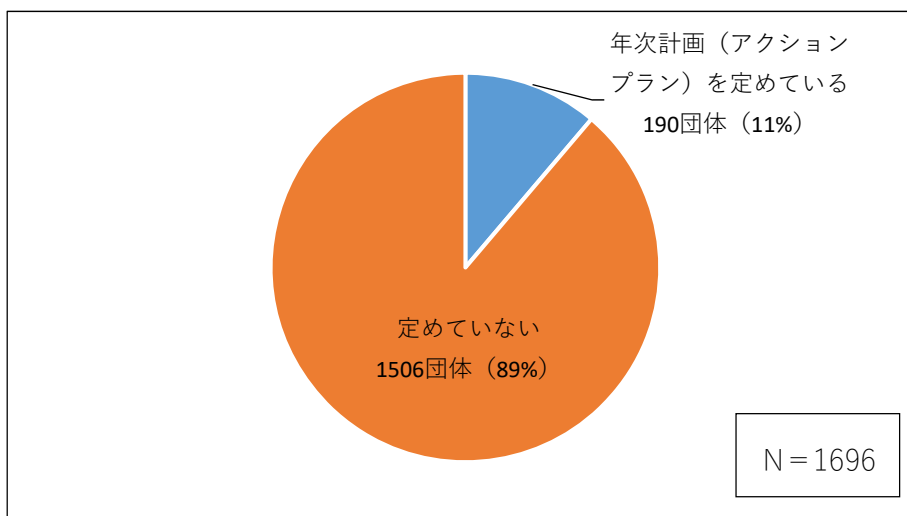
【参考】地域計画における年次計画(アクションプラン)の策定状況（令和4年度国土強靱化地域計画の策定・改訂等に関するフォローアップ調査の結果より）

《グラフ 27》年次計画（アクションプラン）の策定状況【都道府県】



設問：各年度の取組内容等を記載した年次計画（アクションプラン）を定めていますか。

《グラフ 28》年次計画（アクションプラン）の策定状況【市区町村】



設問：各年度の取組内容等を記載した年次計画（アクションプラン）を定めていますか。

地域計画における年次計画（アクションプラン）の策定状況は、都道府県においては、《グラフ 27》のとおり、3割弱の団体が策定しており、市区町村においては、《グラフ 28》のとおり、およそ1割の団体が策定しています。

政府においては、国土強靱化基本計画に基づいて当該年度に取り組むべき主要施策等ととりまとめるとともに、定量的な指標により進捗を管理し、PDCA サイクルによって施策の着実な推進を図るため、毎年度、国土強靱化年次計画をとりまとめています。年次計画により、前年度の進捗状況を踏まえて当該年度に重点化を図るべき施策が明確になるなどの効果が期待できますので、各地方公共団体においても、政府の取組を参考に、検討してみたいかがでしょうか。

(3) 各種計画等の必要な見直し

- 地域計画は、地方公共団体が各種計画等を策定するにあたっての、国土強靱化にかかる指針（アングレラ計画）となるものです。地域計画に定めた目的や施策が他の計画等にも反映され、それぞれの計画に基づく取組が地域計画と同じ方針の下で推進されることで、地域の強靱化が総合的かつ計画的に進められることになります。
- 地域計画がアングレラ計画としての機能を発揮するためには、強靱化を推進するための全庁的な体制を構築し、その体制の下で各部局との日頃からの連携を密にしておくことが重要です。強靱化に関わる（地域計画以外の）各種計画等の策定・改定を行う場合に、地域計画に定めた方針に沿った内容とするのはもちろん、地域計画の見直しを実施する場合においても、当該見直しに関連する各種計画等の担当部局との連携を十分に図り、一体性、整合性を確保しながら、地域計画とあわせて関連する各種計画の改定を円滑に行えるようにする必要があります。

3. 地域計画に基づく取組事例

地域計画を策定する過程で、リスクを洗い出し、脆弱性評価を実施することにより、改めて地域の有する課題が浮き彫りとなり、最優先で取り組むべきことが明らかとなってきます。

地域計画を策定した全国の地方公共団体においても、それぞれの地域特有の課題を地域計画において明確にし、その解決・改善に向けて取組が進められています。

ここでは、そのような地方公共団体における取組事例を紹介します。

地域計画策定の効果①

【愛知県】「あいち・なごや強靱化共創センター」を基盤とした地域の強靱化の推進

【ポイント】

- ✓ 様々な産業の生産拠点を有する愛知県では、南海トラフ地震による企業活動や県民生活への甚大な影響が懸念されていることから、被災後の早期復旧を実現すべく企業・地域の強靱化の確実な推進と防災・強靱化の担い手の育成が喫緊の課題として浮上
- ✓ そのため、平成 29 年 6 月に産学官が共同して「あいち・なごや強靱化共創センター」を開設し、地域の強靱化に係る調査・研究や地域の強靱化のコーディネート、官民の防災活動支援のための取組を推進し、防災人材を育成
- ✓ 令和 2 年 3 月の地域計画改訂では、センターが愛知県・名古屋市の社会経済活動を維持するための取組を推進していくことに加え、取組を近隣県と連携して発展させていくことも見据えた今後の在り方の検討についても明記

1. 取組を実施するきっかけとなった背景や課題

- 南海トラフ地震が発生した場合、愛知県では強い揺れにより堤防や道路、港湾、水道、電気等のインフラが損傷することが想定される。また、ゼロメートル地帯においては、長期間のたん水が予測される。
- このような事態は、モノづくり産業を始めとした愛知県の産業に大きな影響を与え、結果として県民の生活に重大な影響を及ぼすことになるため、命を守る観点の防災対策に加え、産業の早期復旧の観点からも対策を検討する必要があることから、平成 29 年 6 月にこの地域を強靱化するための調査・研究機能を担うとともに、強靱化の担い手となる人材育成を行う「あいち・なごや強靱化共創センター」（以下「センター」という。）を産学官共同で開設した。

2. 取組の内容

センターは、①産学官の英知を結集した研究機能②地域の強靱化のコーディネート機能③企業・県民・行政の防災活動の支援機能の3つの機能を有しており、関係団体と連携して以下のような取組を推進している。なお、センターの各種取組については、愛知県が企画立案等の段階から関与するのみならず、講師の派遣や広報活動などの実施段階まで関与している。

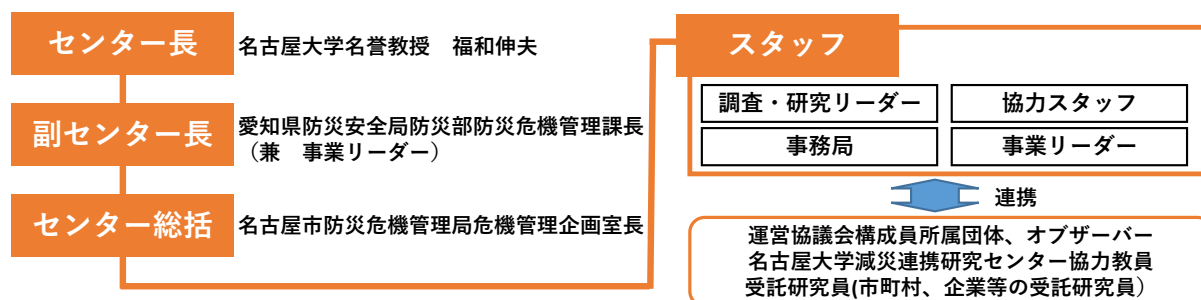
【取組例】

- 防災ワンストップ事業
企業、市町村、自主防災組織、地域団体、学校等からの防災・減災に係る各種の相談をワンストップで受け付ける相談窓口や、企業からの BCP（事業継続計画）策定・改善支援に係る相談に対応する BCP 個別相談窓口を設置している。
- 産業支援
中小企業の経営者・管理者を対象に、BCP 策定や改善、工場の耐震化対策の必要性などの理解促進のための BCP 講習会を開催している。
- 県民支援
防災・減災活動に取り組む市民（担い手）同士がつながり、地域の防災活動が活性化すること、また、過去の災害経験を人から人へ伝承することで南海トラフ地震等の大規模災害に備える重要性の理解を深めることを企図し、NPO・ボランティア団体、大学生等が一堂に会す「防災人材交流シンポジウム（つなぎ舎）」を開催している。
- 防災・減災カレッジ
地域の防災・強靱化の担い手となる一般市民の防災人材を育成する「防災・減災カレッジ」をあいち防災協働社会推進協議会（行政、事業者団体、地域団体、ボランティア団体などで構成）と連携して開催している。

➤ 行政支援

行政における人材育成支援のため、自治体職員向けの基礎・専門研修を開催するほか、HP上で各自治体が研修で利用できる講義資料やワークショップの進め方等を無料で公開している。

(スタッフ体制図)



3. 本取組と地域計画の関係及び取組の効果等

【地域計画における記載】

- 第1期の地域計画策定後にセンターが発足したため、地域計画策定時にはセンターに関する記載はなかった。計画改訂時に、センターの持つ調査・研究及び人材育成機能等を対外的に示すため、センターが果たすべき役割を地域計画に明記するのみならず、KPIとして防災人材交流シンポジウムや防災・減災カレッジの開催回数を設定し、企業・地域の強靱化と防災・強靱化の担い手育成への実効性の確保を図った。
- 取組を近隣県と連携して発展させていくことも見据えた「中部圏強靱化共創センター（構想）」の検討についても記載し、今後の方針を明確にした。

【取組の効果等】

- 企業や施設向けの取組としては、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社やMS&ADインターリスク総研（株）からも講師を招いて実施したBCP講習会（24名）や要配慮者利用施設防災講習会（対面とオンライン併用で開催、101名）などを実施し、企業や施設の防災体制向上に寄与した。
- 一般向けの取組として、防災・減災カレッジ（全31講座を対面と一部オンラインで開催、延べ2,003名）、防災人材交流シンポジウム（つなぎ舎）（220名）があり、防災人材の育成に貢献した。 ※実績はいずれも令和4年度

4. 周囲の声（庁内職員・住民・企業）

- BCPの策定や見直しに際し、何から始めるか、そもそも何をする必要があるか知ることができてよかった。（BCP講習会の受講者（企業））
- メディアでは学べないことを学ぶことができ、周囲の人にも防災のことを伝えていきたい。（防災人材交流シンポジウム（つなぎ舎）の参加者（住民））

5. 今後の展開予定

- 令和5年度は、新たに商工会議所、商工会や中小企業家同友会など中小企業の支援を行う機関との横連携を深めるための取組の実施や首長・幹部職員向けの研修のあり方についての検討を行う。
- 愛知県が豊山町において整備を進めている「愛知県基幹的広域防災拠点」の令和9年4月の全面開業と合わせて、センターの今後の在り方（「中部圏強靱化共創センター（構想）」）について引き続き検討を行う。
- このほか、産官学に所属する防災担当の社員・職員等が集まり、分野横断的に相互に顔の見える関係を構築しつつ、課題を共有しオープンで前向きな議論を行うことで課題解決の道筋を見つけるため「産業防災研究会」を開催している。

地域計画策定の効果②

【和歌山県】脆弱性評価及び地域計画策定に基づく必要な事業の具体化

地域計画策定により「大規模建築物の耐震化」を推進

- 地域計画に「大規模建築物の耐震化」について記載し、目標値を設定して事業を推進した。
- 「耐震診断を義務化された避難所等の機能を有する大規模建築物の耐震化率」を指標として設定し、国の交付金を活用して耐震診断から設計・改修のすべてにおいて支援を行った結果、2019年度には95%の大規模建築物を耐震化することができた。

(大規模建築物の耐震化の進捗管理表)

指標	現状	目標	実施主体
耐震診断を義務化された避難所等の機能を有する大規模建築物の耐震化率	0% (H26) (耐震診断完了 40% 実施中 50%)	95% (H32)	県 施 設 管 理 者

県独自の仕組みを構築

- 地域計画に基づき、災害発生時に迅速な避難を促すよう、以下2つの県独自の仕組みを構築した。
 1. 和歌山県津波予測システム
 2. 和歌山県防災ナビアプリ

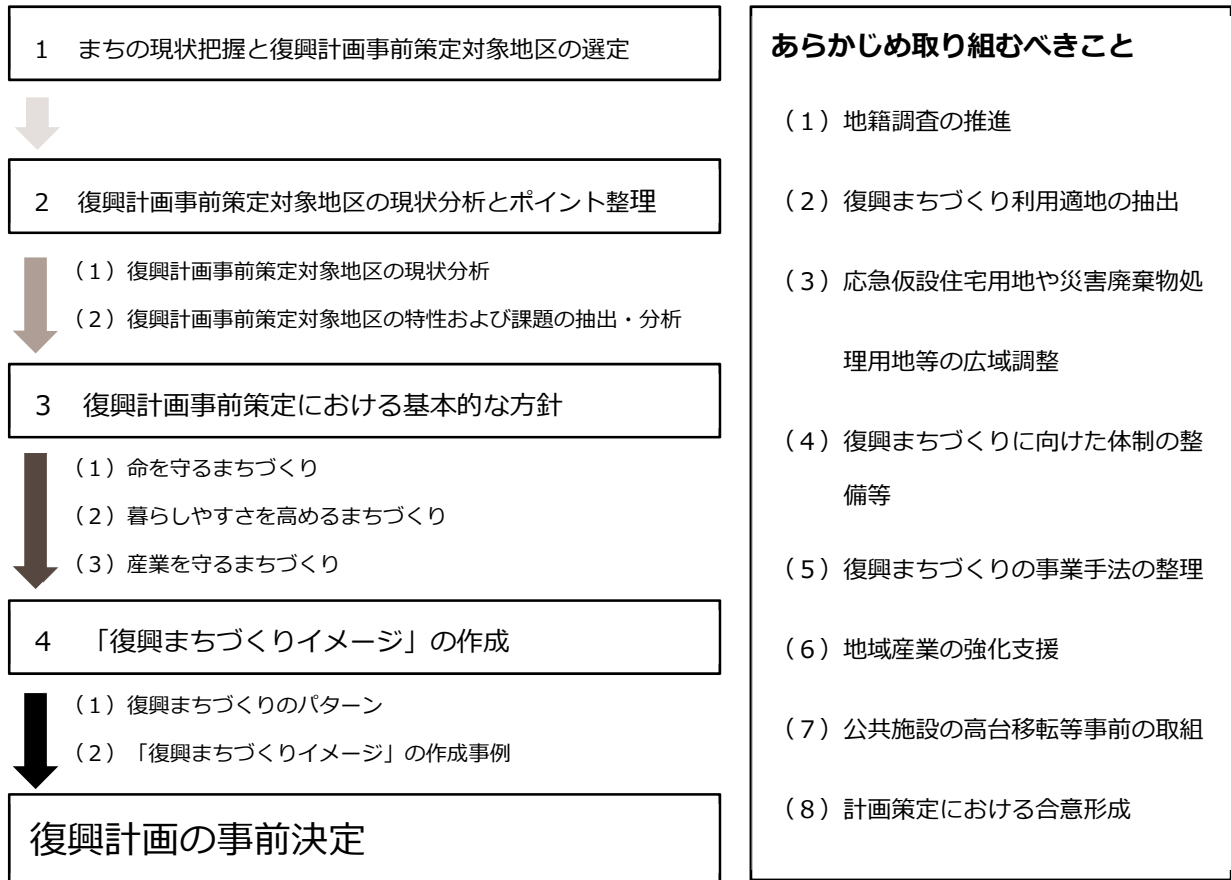
(和歌山県津波予測システムによる情報伝達)



大規模災害への事前の備えとなる「復興計画の事前策定の手引き」を作成

- 南海トラフ地震等の大規模災害が想定される中、復興の遅れが県民の再建気力の喪失や、地域経済の停滞による地域活力の喪失に繋がるおそれがあるため、迅速な復興を可能とするよう「復興計画事前策定の手引き」を作成した。
- この手引きに基づき、市町村による計画策定の支援を行った。

(復興計画事前策定の手順)



市町村の避難指示等の発令基準を見直し

- 本県は、最大の危機として南海トラフ巨大地震を想定しているが、他にも、近年台風や集中豪雨等により、河川の氾濫等による市街地等の浸水リスクが高まっており、土砂災害危険箇所が18,487箇所（全国6位）と多い。
- 住民の早期避難を促すため、「和歌山県避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準」に基づく市町村の避難指示等の発令基準の見直しを一層促進し、平成27年度に全市町村の見直しが完了した。その後も随時見直しを行っている。

地域計画策定の効果③

【千葉県柏市】「柏駅周辺帰宅困難者等対策ネットワーク」による帰宅困難者対策の推進

【ポイント】

- ✓ 柏市では、東日本大震災の影響により当時多くの帰宅困難者が発生したが、受入れ体制が整っていなかった教訓を踏まえ、平成 24 年に行政・交通事業者・商工会議所・大規模集客施設から成る「柏駅周辺帰宅困難者等対策ネットワーク」を設立し、平時からの情報共有や共通の対応マニュアル作成・見直しを通じて帰宅困難者対策を推進
- ✓ 地域計画にもネットワークの連携強化や一時避難施設の確保、備蓄物資の確保等の施策を明記し、市内外に帰宅困難者対策への取組姿勢を発信

1. 取組を実施するきっかけとなった背景や課題

- 東日本大震災においては、柏駅周辺で 2000 人を超える帰宅困難者が発生し、多くの方が避難所や民間施設で一夜を過ごすことを余儀なくされたが、施設側での受入れ態勢は必ずしも十分とはいえなかった。
- 帰宅困難者の発生を抑制することが重要であることは論を俟たないが、一定程度の帰宅困難者の発生をあらかじめ想定し、今後同程度の規模の災害が発生した場合には、各施設において円滑な受入れができる体制の確立を目指すこととした。

2. 取組の内容

- 平成 23 年度に主要駅周辺施設における帰宅困難者受け入れ意向調査を実施し、平成 24 年度に「柏駅周辺帰宅困難者等対策ネットワーク」（以下「ネットワーク」という。）を設立。順次、柏駅周辺の鉄道・バス事業者や大規模集客施設等に参加している。

参加機関	企業名等
鉄道事業者	東日本旅客鉄道(株)柏駅、東武鉄道(株)柏駅
バス事業者	東武バスセントラル(株)、阪東自動車(株)
商工会議所	柏商工会議所
大規模集客施設	柏高島屋ステーションモール（東神開発(株)千葉事業本部）、(株)高島屋柏店、(株)丸井柏店、柏駅前第一商業協同組合、柏プラザホテル、ザ・クレストホテル柏、相鉄フレッサイン千葉柏、東横 INN 柏駅西口、東横 INN 柏駅東口
行政機関	柏警察署、千葉県東葛飾地域振興事務所、柏市

※令和 5 年 3 月末時点

- 受け入れ手順や連絡方法等を定めた「柏駅周辺帰宅困難者対応マニュアル」を策定し、ネットワーク参画機関が共同で訓練を実施するほか、年に 1 回程度、ネットワーク会議を開催し、行政（柏市）や各機関における帰宅困難者対策事業の実施報告や、「柏駅周辺帰宅困難者対応マニュアル」の改定を行っている。

- ネットワーク参画機関の保有する施設を一時滞在施設として提供する協定を締結しているほか、それらの施設の一部には行政が購入した毛布や液体ミルク等の帰宅困難者用備蓄物資を保管している。

3. 本取組と地域計画の関係及び取組の効果等

【地域計画における記載】

- ネットワークによる取組は計画策定以前より実施されており、これまでも関係機関との連携促進を図ってきた。
- 地域計画には、「一時滞在施設に指定している施設において、備蓄物資の確保を推進するとともに、新たな一時滞在施設の確保や帰宅困難者の安全確保等の支援体制の強化を推進する必要があります。」と柏市における帰宅困難者対策の体制構築・強化の必要性を記載するとともに、毎年度作成する事業一覧には備蓄品配備先の一時滞在施設を明記するなど、取組の具体性・継続性を担保している。

【取組の効果等】

- 関係者が調整しながらマニュアルを作成・改定することで、帰宅困難者が発生した際の対応や受け入れが可能な施設や施設開設までの流れ、帰宅困難者への情報発信・誘導方法等が明確になり、迅速な初動対応が可能となっている。
- 各企業等に無線通信機器を配備し、一般の通信回線が途絶した際にも確実に相互連絡可能な代替手段を確保している。
- 訓練や会議等を通じ平常時からネットワーク参画機関同士で顔を合わせる機会ができたことにより、行政から各機関への帰宅困難者受入れの依頼や機関同士の相互調整、受入れ状況の把握、物資提供等がスムーズにできる体制が整ってきている。

4. 周囲の声（庁内職員・住民・企業）

- 帰宅困難者対策が着実に進んでいることで、住民の安心に寄与できていると感じる。
（庁内職員）

5. 今後の展開予定

- 引き続き、柏駅周辺帰宅困難者等対策ネットワーク会議の開催や備蓄物資の確保等を行う。

地域計画策定の効果④

【富山県富山市】IoT やデータ連携による住民の安全な暮らしの質の向上

【ポイント】

- ✓ 富山市では、少子高齢化の進行によるマンパワーの不足への懸念や気候変動による豪雨災害等の激甚化などから、効果的かつ効率的なライフライン管理や災害対応のため、デジタル技術の活用を検討
- ✓ 市内のライフライン情報につき情報管理者を跨いで官民で情報共有が可能なプラットフォームの整備や各種センサーデータを共有するための市独自のセンサーネットワークの構築を推進
- ✓ 地域計画改定にあたり、強靱化施策にデジタル技術の活用を図ることを記載しつつ、具体的な取組内容を明記したことにより、デジタル技術を活用した取組の推進について対外的にも明確に発信

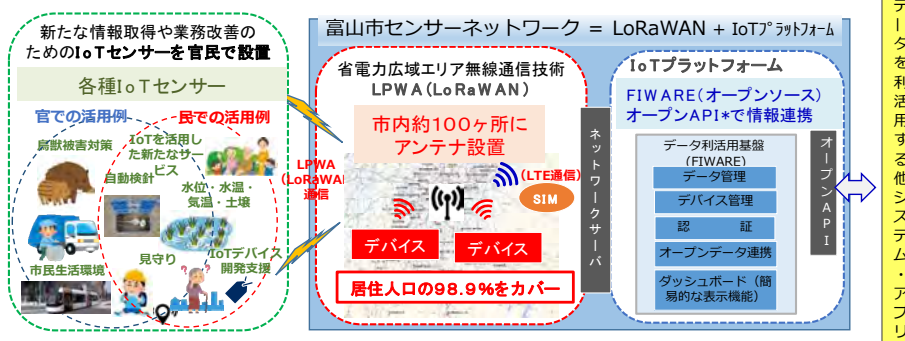
1. 取組を実施するきっかけとなった背景や課題

- 少子高齢化の進行によるマンパワーの不足を補うため、ライフラインの管理に対するIoT 等の新たなデジタル技術の導入による業務効率化が必要不可欠な状況になっていた。
- 気候変動による豪雨災害等の激甚化が懸念される中、災害に対する一次対応力の強化が課題になっており、デジタル技術を用いた災害時における状況把握や情報発信、災害復旧対応等の迅速化が必要であった。

2. 取組の内容

- 平成 28 年に電気・ガス・水道・通信・交通などの社会インフラ事業者からなる官民連携組織「富山市ライフライン共通プラットフォーム協議会」を設立し、各社及び行政が持つライフライン情報を一元的に閲覧できるシステムである「ライフライン共通プラットフォーム」を整備・運営している。
- 社会インフラ事業者から市民に対し、市道における工事情報を一元的に配信するシステムであったが、令和 4 年度には、住民から道路損傷箇所情報を通報することができる機能を新たに設置した。（富山市道路損傷通報システム）
- 富山市全域をカバーする IoT 用の通信網と、得られたデータを管理する都市 OS からなる「富山市センサーネットワーク」（以下「センサーNW」という。）を平成 30 年に整備し、市内に設けられた各種 IoT センサーのデータを簡便に共有できる体制を整えた。

（富山市センサーネットワークの概要（構想中のものを含む。））



3. 本取組と地域計画の関係及び取組の効果等

【地域計画における記載】

- 第1期計画策定以降、国土強靱化を取り巻く社会情勢も変化しており、災害時の迅速な対応が一層求められているため、第2期計画では、強靱化施策の推進方針として、「SNS等のデジタルコミュニケーションツールの活用による情報の迅速な収集・発信・共有を推進する。」と記載し、強靱化施策へのデジタル技術の活用を明確に打ち出した。
- また、別表の主要事業一覧に「ライフライン共通プラットフォームによる暮らしの質向上事業」の活用推進について記載し、対外的にも具体的な取組内容を明示している。

【取組の効果等】

- ライフライン共通プラットフォーム及びセンサーNWに関する取組による効果は下記があげられる。
- 平常時には、ライフライン共通プラットフォーム上の道路損傷箇所情報の提供通報機能を通し、市民との協働による社会インフラ管理にも活用されている。災害時においても、各社間における復旧工事等の調整のみならず、被害状況や復旧予定情報などを市民やボランティア、自衛隊等の災害対応機関などとの情報共有ツールとしても効果を発揮することが期待されている。
- 市が管理している小規模河川に設置されたIoT対応水位計のデータをセンサーNW経由で関係機関や一般へリアルタイム配信できるようになった。
- なお、そのような防災・災害関係データのみならず、人口等の統計データや公的施設等のデータも含め、市に関するさまざまなデータを一元的に公開する情報公開サイト「Toyama Smart City Square」も整備しており、企業のBCP作成や地区における防災計画や防災マップの作成等にも各種データの活用がなされている。

4. 周囲の声（庁内職員・住民・企業）

- IoT技術への庁内の理解が深まり、防災分野や社会インフラ管理など、様々な行政業務に活用され始めている。（庁内職員）
- 河川水位のリアルタイム配信については、大雨警報発表時に通常の10倍程度のアクセスがあることから実際に市民に活用されているといえる。（庁内職員）
- センサーNWは行政だけでなく、民間事業者にも実証実験環境として無償提供する公募事業を行っており、民間主導での橋梁の遠隔監視など多くの分野での実証実験が実施されている。（庁内職員）

5. 今後の展開予定

- ライフライン共通プラットフォームを通じて共有するデータの幅を広げ、利便性や網羅性向上を図っていく。

地域計画策定の効果⑤

【富山県高岡市】関係機関と連携した防災士育成や防災士による地域防災力の向上

【ポイント】

- ✓ 高岡市では、地震、水害等の災害リスクのある地域でありながら、近年は大きな災害が発生していないことから、行政・住民ともに災害対応の経験が乏しく、災害に備えるための地域防災力向上、人材育成が喫緊の課題
- ✓ 近隣自治体も同様の課題を抱えていたことから、地域防災力向上のため、「とやま呉西圏域」の6市が連携して自主防災活動の支援を行う防災士の育成事業を進めるとともに、防災士による地区防災計画策定補助の取組を推進
- ✓ 6市での連携強化を図るため、地域計画に取組を明記しつつ、KPIによる毎年度の進捗確認を行うことで着実な取組の推進を担保

1. 取組を実施するきっかけとなった背景や課題

- 本市が位置する富山県西部地域は、邑知潟断層や呉羽山断層を始めとする複数の活断層が確認されており、強い揺れによる甚大な物的・人的被害が想定されている。また、急流河川である庄川・小矢部川の扇状地に市街地が形成されているため、豪雨が発生すると河川氾濫により流域全体において浸水被害や土砂災害が生じるおそれがある。
- 一方で近年、富山県内は大きな災害に被災していないため、災害に対する危機意識が乏しいことに加え、被災後の避難所運営や応急復旧などの経験者が行政・住民ともに少ない。このことから、防災意識を高め、災害時において迅速かつ確かな防災活動を実施できるようにすることは、行政・住民に共通する喫緊の課題である。

2. 取組の内容

【県西部「とやま呉西圏域」6市の連携による防災士育成事業】

- 大規模災害に対応するためには、自主防災組織による共助の取組が欠かせないことから、その活動を支援する“防災士の育成・強化”を6市が合同で取り組んでいる。具体的には、「NPO 法人富山県防災士会」や行政機関、有識者などの講師を招き、防災士を対象としたDIG(災害図上訓練)やHUG(避難所運営ゲーム)などの各種訓練を実施しているほか、防災士が住民に対する周知・啓発などについての講習会や講演会の講師を担うことで、必要な技能の研鑽を促進している。
- 防災士の一番の役割は住民に対する防災啓発であるが、住民を相手に活動するためには自信と経験が必要である。そのため、防災士の経験値を考慮し、初任クラスの防災士にはまず市職員や学生を対象とした講演会等の講師を依頼し、ベテラン防災士には地元の一般住民や6市全域の住民を対象にした規模の大きな講演会等の講師を依頼するなど、防災士の啓発スキルの段階的な向上を図っている。

【富山県防災士会との連携による地区防災計画の策定】

- 高岡市では、自主防災組織の強化を図るため、地区防災計画策定の補助制度を創設し、住民と地域の防災士による計画策定を促進している。富山県防災士会から派遣された防災士と地区の防災士の指導のもと、住民や関係団体等が地区の災害リスク等を話し合いながら計画策定に取り組んでいる。

(講習会時ワークシート)



(講習会の様子)



3. 本取組と地域計画の関係及び取組の効果等

【地域計画における記載】

- 第6章 推進方針(P22)において「地域の防災リーダーである防災士の増加を図るとともに、とやま呉西圏域の6市（高岡市、射水市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市）の協力・連携による防災士育成事業により、呉西圏域内における地域防災力の強化を促進する。」と記載し、6市が協力して地域防災力の強化を進めていくことを庁内外に打ち出している。
- また、継続的な訓練参加による防災士の技能維持を図るため、「毎年 40 人以上の訓練等の参加」を KPI とし、毎年度の進捗管理を行っている。

【取組の効果等】

- 令和3年度は、本市の目標 40 人以上に対し、実績 54 人、6 市での目標 200 人に対し、実績 308 人であり、目標を大きく上回ることができており、地域の防災士の技能維持が図られている。
- 地区防災計画の策定が進んでいるだけでなく、市域を跨いだ防災士同士のノウハウの共有による地区防災計画策定に留まらない地域との連携活動が始まりつつある。
例) 地域の防災士が主体となり、まるごとまちごとハザードマップの検討、地域防災マップの作成、避難所運営訓練の実施、要配慮者を対象とした防災訓練等を実施
- 副次的な効果として、6 市の防災担当者と顔の見える関係が構築され、避難情報の発令などのタイミング等について行政間の緊密な連携を図ることができている。

4. 周囲の声（庁内職員・住民・企業）

- 地域防災力を強化するためには、自主防災組織の活性化を図る必要があり、富山県西部6市（「とやま呉西圏域」）の取組は重要と思われます。また、防災士の資格を取得するだけでなく、資格取得後、自己研鑽に努めて地元でどのような活動をするのかが問われています。そのためには、地区防災計画の策定に携わることが有効であると考えます。それにより、現代社会が抱える防災・減災のニーズに応えることにつながります。（富山県防災士会理事長）

5. 今後の展開予定

- これまで市職員が務めていた地域での自主防災訓練の講師を徐々に防災士にお願いしていくなど、防災士と地域との連携・協働の場面を増やしながら、地域住民が主体となった地域防災力の向上を進めていく。

地域計画策定の効果⑥

【石川県野々市市】行政と市内の大学生グループの連携による地域の強靱化

【ポイント】

- ✓ 野々市市では従来から市内に立地する大学の学生も巻き込み、地域・行政が協力した防災教育の取組が進められていたが、地域計画策定過程における脆弱性評価の結果、市民の自主防災意識の向上のために防災教育を今まで以上に推進する必要性が顕在化
- ✓ 市の「高齢化率が県内でも低く、市内に大学が立地している」という地域特性を踏まえ、学生・若者が防災教育分野をはじめ地域で活躍する担い手となることを目指し、学生等との連携強化を地域計画に明記
- ✓ これにより地域の強靱化への若者・学生の参画の重要性を対外的にも明確に打ち出し、学生等との連携や地域の防災力向上を促進

1. 取組を実施するきっかけとなった背景や課題

- 従前より、市内に立地している金沢工業大学の学生主体による団体「防災・減災プロジェクト SoRA」（以下「SoRA」という。）と地域や行政が連携して防災教育の取組を行っていたが、地域計画において若者を強靱化の重要な担い手としていく旨を打ち出し、その連携を更に強化することとした。

2. 取組の内容

- 市が実施する防災教育・防災訓練等においてSoRAが連携・参加しているほか、SoRAは主体的に以下の取組を行っている。
- 防災イベント等に対するSoRA側からの企画提案の内容を盛り込むなど、単に行政を補完するという位置付けではなく、地域の防災力を向上（＝強靱化）させる主体的な担い手として活動している。

【SoRA が主体的に行っている取組例】

- 金沢工業大学拠点避難区の3つの町内会と協力した夜回りの実施
- 市内小学校（5校）において、遊びながら学ぶことができるゲーム形式等を取り入れた防災教室の実施

【SoRA と市と連携して行っている取組例】

- 市の総合防災訓練における避難所開設訓練の実施
- 拠点避難区防災会への参加及び防災訓練の企画
- 防災士会研修会における説明補助
- 市の防災啓発動画及びチラシの作成協力
- 防災イベントの運営・企画

（SoRA による小学校での防災教室）（ののいち湯気市※での出展ブース）



※一般社団法人野々市市観光物産協会が主催し、IKERU NONOICHI 実行委員会及び野々市市が共催として開催された防災イベント（R4. 11）

3. 本取組と地域計画の関係及び取組の効果等

【地域計画における記載】

- SoRA と市・関係団体との連携による地域の防災・減災に関する取組は、地域計画策定以前から行われていた。
- 更に、市内に大学を有する当市の特徴を踏まえ、防災教育の担い手としての若者の活躍による更なる地域の強靱化を目指し、地域計画の基本的な方針として「高齢化率が県内でも低い本市において、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境づくりに努めるとともに、若者を含めた強靱化を推進する担い手を確保する。」（P.2）旨を記載した。
- また、リスクコミュニケーション及び人材育成に向けた推進方針として、「地域の防災力を高めるため、地域住民の自助・共助の知識の普及・啓発に併せて、防災士のスキルアップ並びに学生等幅広い年齢層及び女性も含めた災害ボランティア等の確保のための取組を実施する。」（P.17・18）旨を記載している。

【取組の効果等】

- 学生が防災活動に率先して取り組むことにより、地域住民の防災意識が向上し、防災活動が活発化した町内会も見られるほか、防災訓練の企画・運営に学生が参画することで新たな視点が入り入れられ、新しい取組（若者や女性視点での避難所運営など）が行われた地域もある。
- 地域計画の記載を以て、直ちに学生・若者の担い手が増えるわけではないが、地域の強靱化の大方針である地域計画に記載することで、当市としての連携強化の意識を対外的にも明確に打ち出すことができ、SoRA を中心に学生等との連携を促進することができている。

4. 周囲の声（庁内職員・住民・企業）

- 若者の参画によって訓練に非常に活気が生まれ、これに参加したことで防災への意識が高まった。（住民）
- 大学生が日頃から取り組むことにより、地域住民と顔の見える関係の構築が進み、防災以外の面においても町内会のバーベキューや運動会等の地域行事に呼ばれるようになるなど、地域活動の活発化や学生の当市への愛着心向上（定住に向けた取組）にも繋がっている。（庁内職員）
- 他市からの視察等がある取組となっており、また市内外の団体から大学生と連携した事業を行いたいとの要望がある。（庁内職員）

5. 今後の展開予定

- 市民向け防災講座の実施や啓発動画及びチラシの作成などを、引き続き SoRA と市で協力して実施していく。
- 各取組へ学生視点を積極的に取り入れることで、若者への訴求効果の高いイベント等を追求し、若者世代の担い手拡大を図っていく。

地域計画策定の効果⑦

【山梨県身延町】ドローン活用をした空撮による災害時の交通網の寸断状況把握

【ポイント】

- ✓ 身延町は、町内を南北に流れる富士川を挟んで東西に連なる急峻な山岳地帯に集落が点在しており、平成 26 年の豪雪では交通網の寸断による孤立集落が発生
- ✓ そこで、町内に本社・技術研究所を持つドローン開発・製造や使用普及等を行う「サイトテック㈱」と連携協定を締結し、災害時の最も初動的な活動である「交通網の寸断の状況把握」のためにドローンを積極的に利活用する体制整備を進めており、地域計画にもその旨を明記
- ✓ 企業の協力を得ながら、平時から広報誌用の撮影等を通じ町職員のドローン操縦技術を向上させつつ、高齢化による災害時のマンパワー不足を補うために、交通網の寸断情報把握にとどまらず物資輸送等も目指してドローンの利活用を推進

1. 取組を実施するきっかけとなった背景や課題

- 身延町の地形的特徴から、従前より災害時の孤立可能性集落は存在しており、災害時の対応に懸念が生じていたが、平成 26 年の豪雪によってそれが顕在化した。
- 発災時は、被災者支援等のために、まずは町によって交通網の寸断状況の調査を行う必要があるが、地上からの目視確認のみでは限界があり、ドローンの利活用を検討し始めていた。
- このような中、平成 27 年にドローン開発・製造や使用普及等を行うサイトテック社の技術研究所が本町に開設され、平成 28 年に甲府市から本町へ本社が移転してきたことを契機に同社と平時・災害時におけるドローン利活用について連携体制構築の協議を開始した。

2. 取組の内容

- 平時においては、町職員がサイトテック社にて継続的に研修を受講し、職員自らがドローンの操縦を行うべく技能維持を図っているほか、町の広報誌や業務上使用する各種資料等に用いる写真も、ドローンの操縦技能を有する職員自らが撮影することも多くなっている。
- 災害時においても、直ちに町職員が自らドローンを操縦し、空撮により被害状況等を把握することができる体制となっているほか、町職員は消防団を兼務しているケースも多いことから、消防団への情報共有や消防団による救助活動等の迅速化にも寄与している。
- また、被害状況の把握のみならずドローンによる物資輸送についても検討を行っている。具体的には、サイトテック社員が災害時に重量 30kg まで積載可能なドローンを運航し、避難所等へ必要な物資の運搬を目指している。
- 同社とは平成 29 年に上記内容を盛り込んだ連携協定を締結し、令和 5 年現在、同社の全面的な協力を得てドローンの利活用体制を構築しており、継続的に訓練等を行うことで災害発生に備えている。

ドローンを用いた訓練・研修の様子



3. 本取組と地域計画の関係

【地域計画における記載】

- 地域計画には、孤立集落調査のほか、電力や通信等の被害状況把握のため「ドローン等を活用した被害情報の収集体制の整備」を施策として記載している。

4. 周囲の声（庁内職員・住民・企業）

- サイトテック社と連携し、ドローンに関する技術水準の向上や実用上の課題等の検討状況を勘案しながら、今後の地域防災計画等の改定において、情報収集のみならず物資輸送へのドローン技術の応用（孤立地域への必要な薬品の輸送等）や地元企業による貢献等の記載の充実を図る予定である。（庁内職員）

5. 今後の展開予定

- 災害時に備え、今後も継続して平時から町職員のドローン運転技能維持に努めていく。
- 高齢化率が県内トップ（48.5%、R4 時点）である本町においては、災害対応におけるマンパワー不足を補うデジタル技術の活用が重要であり、地元企業からの協力を得ながら、地域全体の防災力向上に努めていく。

地域計画策定の効果⑧

【長野県伊那市】外国籍住民向け防災教育を通じた地域防災力の向上

【ポイント】

- ✓ 伊那市の位置する伊那谷地域は製造業等が盛んであり、多くの外国人労働者が就業しており、隣接する箕輪町にはブラジル人学校「長野日伯学園」もあるなど、ブラジル人を始めとする外国籍住民が比較的多い地域
- ✓ 市は、市民の防災意識向上を図る防災講座や地域の防災リーダーの育成等を通じ、自助・共助による「逃げ遅れゼロ」の取組を進めている一方で、日本語理解が十分ではない外国籍住民向けの防災リテラシー・意識向上の取組が課題であったことから、新たに外国籍住民向けの防災講座を通じた、自助意識の醸成を図る取組を開始

1. 取組を実施するきっかけとなった背景や課題

- 従来から市には外国籍住民が多数居住しており、市役所での登録手続きや申請のために通訳を配置しているほか、災害時の通訳ボランティアの育成等を検討してきた。
- しかし、そもそも外国籍住民自身への防災リテラシー・意識向上を図る取組が出来ていないことが、行政側と外国人支援者等との間での共通の課題となっていた。
- そこで、まずは、当該支援者等の関係者と連携しつつ外国籍住民向けの防災講習会を行うことにより、防災に関するリテラシー・意識向上を図ることとした。

2. 取組の内容

- 外国籍住民に対する防災の取組の皮切りとして、令和4年12月3日に市内でも比較的人口比率の高いブラジル国籍住民を対象に、市と伊那市社会福祉協議会等が共同で、ワークショップを含む対話型の防災講座を実施した。
- 外国人支援者を含む約20名の受講者に「やさしい日本語」を用いた資料を説明しながら、簡単なクイズや質問を投げかけることで受講者自身に防災について考えてもらい、防災意識・知識の向上を図った。
- 平易な日本語で資料を作成することはもとより、伊那市で発生した実災害の事例やブラジル本国で発生した災害事例を用いるなど、具体的に現実感のあるコンテンツ作りを心掛けた。

また、重層の支援の取組として市、社会福祉協議会による外国人防災検討チームを構成し、アウトリーチを含めた具体的な取組を始めた。

3. 本取組と地域計画の関係及び取組の効果等

【地域計画における記載】

- 地域計画には、一般論的ではあるものの、「地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態」のリスクシナリオに対応する施策として「長野県が行う出前講座や市職員による防災おでかけ講座、防災研修会等により、防災知識の向上や防災訓練の充実を図ります。」と記載している。
- 事業費を伴う取組ではなく行政自らが行う業務の範疇であるため、個別事業一覧にも記載が無く地域計画上の記載は薄いですが、市としては地域防災力の向上のための市民向け防災教育を重視している。

【取組の効果等】

<外国籍住民向け防災教育>

- 外国籍住民に向けた取組は端緒についたばかりであり、現時点において明確な効果等がみられていないが、継続的に実施していくことで、実災害時の着実な避難行動等に繋がるものと想定される。

(外国人向け防災教育（防災講座）の様子・内容等)



「ひなん」とは？

「あんぜんな ばしょ」へ **いく**こと！
「きけんな ばしょ」から **はな**れること！

どこに いきますか？



4. 周囲の声（庁内職員・住民・企業）

- 言語の理解や、自助に加えて「共助」の認識の構築など課題はあるものの、外国人支援者や参加者からは継続的な講座の開催を希望する声が多い。

5. 今後の展開予定

- 今回は、支援者を通じ参加者を募っての集合形式の講習会としたが、今後は、日本語教室や外国人従業員の多い事業所における防災研修の実施を計画している。
- まずは外国人住民自らの防災リテラシー・意識の向上（自助意識の醸成）を図っている段階ではあるが、今後は、地域の防災リーダーとなる「地域防災コーディネーター」の育成において外国人住民への配慮の必要性等をカリキュラムに盛り込むなど、「外国人住民も被災者・避難者たり得る」ことを前提とした、地域における「共助」体制の構築を進めていく予定である。

地域計画策定の効果⑨

【大阪府大東市】バイオマス発電企業との協力による災害廃棄物の活用取組

【ポイント】

- ✓ 大東市では、過去の災害経験から災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理が課題であったため、市内に立地するバイオマス発電企業との連携により災害廃棄物を発電のための資源として活用する処理体制の構築を推進
- ✓ 更に、災害発生時の電源確保のため、災害廃棄物から発電した電力を避難所等へ供給することについても合意
- ✓ 災害廃棄物の処理と非常電源確保の取組の推進を担保すべく、地域計画に施策として明記し、官民連携による施策の推進体制構築の促進に寄与

1. 取組を実施するきっかけとなった背景や課題

- 過去の災害教訓から、災害時に発生する大量の粗大ごみが道路・緊急避難場所等を占拠し、災害対応や災害復旧に支障をきたすことが明らかになっており、その処理に課題を抱えていた。
- 一方、市内でバイオマス発電を行い、市役所や市内小・中学校にも電力供給しているTJグループホールディングス株式会社より、災害時に市へ貢献したいと申し出があり、調整の上、災害廃棄物の保管や処理のみならず廃棄物から発電された電力の避難所等への電力供給等も盛り込んだ協定締結に至った。

2. 取組の内容

- 具体的な取組内容は下記のとおりである。
- 同社のバイオマス発電施設において倒木や木製家具類、解体木材等の可燃物である災害廃棄物をチップ化し、電力を発電して避難所等へ電力を供給
- 被災された地域住民を同施設内で受入れ

(連携イメージ図)



3. 本取組と地域計画の関係及び取組の効果等

【地域計画における記載】

- 同社との災害協定は地域計画の素案検討と並行して締結された。
- 協定締結後の具体的な取組推進を担保すべく、協定を前提とした具体的な取組内容を「災害時に市街地において大量に発生する災害ごみ（廃材、家具等）をバイオマス発電の資源として活用することにより災害ごみを軽減し、道路・公園等の機能回復を早期に図る。」と記載した。

【取組の効果等】

- 民間企業の得意分野・特徴を捉えた、官民連携による災害廃棄物対策の好例として注目されている。
- その他以下のような効果を見込むことができ、市として重要な取組になっている。
 - 民間企業の敷地や会議室等を災害廃棄物保管場所や避難者の受入れスペースとして協力いただくのみならず、処理を通じた災害廃棄物の容量低減に寄与
 - 更に、他の発電施設が被災し、電力供給が停止した場合であっても避難所等の施設に電力を供給することが可能（※電力供給は送電線が被災していない前提）

4. 周囲の声（庁内職員・住民・企業）

- 日本経済新聞、産経新聞等、マスメディアで紹介
- 経済産業省資源エネルギー庁地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰で紹介
- 視察の受入れ（尼崎市議団）

5. 今後の展開予定

- 防災訓練等をもとにした防災協定の実効性の確認や、具体的な搬入・処理等の手続を定めたマニュアルの作成
- 防災協定の発展（一案：検討材料）
 - （１）同社の保有するグラップル等の重機を活用した協力活動の拡大
 - ・ 広域緊急交通路及び地域緊急交通路を閉鎖する瓦礫の撤去
 - ・ 倒壊家屋の撤去
 - （２）可燃物以外の災害廃棄物の一時置き場としての用地の借用 等

地域計画策定の効果⑩

【大阪府東大阪市】地域計画に位置付けた施策の早期検討・事業化

脆弱性評価により課題を抽出

- 地域計画の策定過程において実施した脆弱性評価により、市施設としての備蓄倉庫、市の物資集積拠点ともなり得る倉庫の必要性が顕在化してきた。
- 第一次避難所（小中学校等）の備蓄倉庫以外に、民間施設の一部を主に備蓄倉庫として利用しているが、借用部分は1年更新であるとともに、元々倉庫としての建築物ではないため、部屋や通路の形状が荷物の搬入・搬出作業には不向きであった。

防災倉庫の整備検討を早期に実施

- 地域計画の策定を受けて、市内において最大震度6弱が想定されている南海トラフ地震発生の切迫性が高まってきていることも踏まえ、事業検討を早期に行うこととした。
- 令和2年度に入り、防災倉庫の建設に向けた検討を始め、令和3年1月から防災倉庫の建設にかかる庁内会議を開始し、令和3年度末に「（仮称）東大阪市立防災倉庫建設基本計画」を策定した。以降、当計画に基づき設計・施工を行い、速やかな事業の完了を目指している。

期待される効果

- 現在の施設と比べて、物資の搬入・搬出の手間が各段に向上する。特に、物資運搬車が配置場所の近くまで進入できるようになるため、救援物資の荷下ろしや避難所等への物資配送の積み込み等にかかる時間も短縮され、被災者への迅速な物資提供が実現できる。
- 市に一番大きな被害をもたらすとされている生駒断層帯地震が発生した場合、想定避難所避難者数である97,444人、そして在宅避難者や自治会館等地域での避難者を考慮した際、救援物資を受け入れる場所は現状の物資拠点以外の場所も確保する必要がある。災害時の受援を考えると当防災倉庫を物資拠点の候補（物資拠点に格上げもしくは代替場所）となることも想定できる。

地域計画策定の効果⑪

【徳島県小松島市】脆弱性評価に基づく災害協定の締結の促進

大規模自然災害によるさまざまな事態を想定した脆弱性評価及び推進方針の検討

- 地域計画において、南海トラフ巨大地震やスーパー台風等の集中豪雨、津波、河川氾濫及び土砂災害等により、電力供給が長期間にわたり途絶することや、道路網が寸断され、落橋、道路への倒木等により孤立集落が発生することなど、さまざまな事態を想定し、脆弱性評価及び推進方針を検討した。

民間事業者等との災害協定の締結の促進

- 地域計画に基づき、災害時の電力供給等に役立つ、ハイブリッド自動車の貸し出しで、自動車販売会社との協定を締結した。
- また、ドローンは、大規模な災害が発生した際、小回りの良さを活かして防災ヘリでは入れない狭隘な場所でも被害状況の調査や被災者の捜索などに活用できるとともに、録音した音声を再生することで上空から行方不明となった被災者の方への呼びかけも行うこともできることから、ドローンを使用した災害時における被災状況等の確認、情報収集並びに被災者の捜索・救助の支援を目的とした協定を民間会社と締結した。

地域計画策定の効果⑫

【徳島県美波町】IoT/自立分散型ネットワーク技術を活用したサービスの構築

【ポイント】

- ✓ 美波町は、南海トラフ地震に伴う甚大な津波被害が懸念される地域であり、発災時の通信途絶によって災害対応に支障をきたすことを危惧
- ✓ そこで、産学官が連携して既存通信網を以外の地域の独自通信網を利用することにより、災害発生時に住民へ確実に避難情報を伝達する仕組みや、行政等が住民の避難状況を把握することが可能となる仕組みを構築するための実証実験を推進
- ✓ さらに、その仕組みを災害時のみならず平時の避難計画作成や見守りサービス等の作成へ応用することも検討中
- ✓ 地域計画では、これらの実証実験・検討の推進について記載し、KPI を設定することで取組の進捗管理を確実に実施

1. 取組を実施するきっかけとなった背景や課題

- 美波町は南海トラフ大地震に伴う津波による大きな被害が懸念されており、既存の通信網の障害によって「住民への避難情報の伝達手段の喪失」及び「住民の避難状況の把握手段の喪失」が発生するおそれがある。

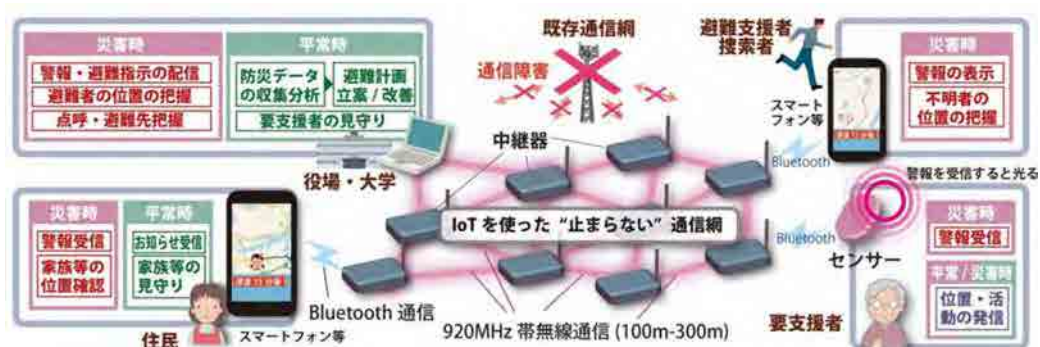
2. 取組の内容

- 美波町に本社を置く「株式会社あわえ」や大学等と連携・協働し、「”止まらない通信網”」を活用した命をつなぐ減災推進事業」を推進している。
- 既存の通信網に障害が発生した場合でも、警報等の発表状況や各個人の避難状況（位置情報）を相互に覚知できる仕組みを町内の一部地区（日和佐浦地区）において構築し、実用化に向けて実証実験を継続して実施している。

【連携・協働先】

- 徳島県南部総合県民局、(株)Skeed、サイファー・テック(株)、(株)あわえ、徳島文理大学、徳島大学、早稲田大学
- 具体的な取組内容としては、以下のとおりである。
- 自律分散通信 IoT 機器を地区の津波浸水予想地域におよそ 100m 間隔で設置。
- 地区の住民へ、自らの位置情報の発信機能及び警報等の発表状況や家族等の位置をリアルタイムに受信可能機能を有するアプリを配付（※スマートフォンを持たない住民向けにも専用の IoT 装置を開発し配付）。
- 平時においても、一定期間住民の日常の分布や移動状況の収集と分析を実施するとともに、避難訓練時における避難者の位置情報の収集を通じ、避難計画の問題点を分析。また、見守りサービスなどへの応用を検討中。

（“止まらない通信網”の導入事例）



3. 本取組と地域計画の関係及び取組の効果等

【地域計画における記載】

- 美波町では住民避難の取組を重視しており、企業や大学との連携を強力に進めるべく、第1期計画策定時（平成28年8月）から取組内容を記載し、推進してきている。
- また、専用アプリのダウンロード数をKPIとして設定し、取組の進捗管理に役立てている。
- 特に、ICTの活用はサテライトオフィスを有する美波町の特徴を活かした重点施策（リーディングプロジェクト）と位置付けており、そのような町としてのスタンスを計画内に明確に位置付け内外に示すことで、地域一丸となった取組の推進に貢献している。

【取組の効果等】

- 取組による主な効果は以下のとおり。
 - 災害にも耐え得る強靱な通信手段の確保
 - 避難時の住民の位置情報取得コストの軽減
 - 訓練を通じた、避難計画立案用基礎データの収集
 - 地域住民の防災意識の向上



4. 周囲の声（庁内職員・住民・企業）

- 平時に行われる訓練で計測された、避難に係る時間などがデータ化されることで、避難計画の実効性向上につながったと考えられる。（地域住民）

5. 今後の展開予定

- 実証事業として、以下の取組を予定している。

【美波町での継続運用】

- 運用実験を継続し、住民の使い勝手や不具合のフィードバックを受けて、装置やシステム、運用法の改善を実施するとともに、可能なところから稼働エリアを拡大。

【“止まらない通信網”の改良】

- 技術的改善
（例：ソフトウェアの改良、ソーラー電源の導入）
- 対象とする情報の拡大
（例：天候、災害予知、獣害対策などのための各種センサーデバイスの情報）

【インセンティブモデルの導入】

- 平常時の活用を促進するためのインセンティブモデルの設計や実証
（例）位置情報提供の対価としてのポイント制度の導入 等

地域計画策定の効果⑬

【徳島県板野町】地域の非常通信ボランティアによる災害時の情報収集・伝達の取組

【ポイント】

- ✓ 板野町は、高速道路網を通じて四国各地や本州（近畿地方等）へのアクセスが良好な交通の要衝であることに加え、南海トラフ地震発生時の津波による浸水が想定されていないことから、津波による甚大な被害が生じた場合に救助活動等の防災拠点となりうる地域であり、この地域特性を踏まえ、平時には地域活性化、非常時には地域の防災拠点という、2つの機能を併せ持つ「道の駅「いたの」」の整備を地域計画に明記
- ✓ 防災拠点機能の一つとして、道の駅に無線通信室を設置し、「非常通信ボランティア」が、災害時に無線を活用して地域の被害状況等を町災害対策本部に伝達するという、町内アマチュア無線愛好家との連携による取組を展開。定期的に訓練を実施

1. 取組を実施するきっかけとなった背景や課題

- 板野町は、高速道路網を通じたアクセスが良好な交通の要衝であることに加え、南海トラフ地震発生時の津波による浸水が想定されていない地域であり、大規模災害時における住民・広域的避難者への物資等の支援や広域応援部隊の活動の拠点となりうる地域である。
- この地域特性を踏まえ、「交通」をキーワードに平時の地域活性化と非常時の災害対応をシームレスにつなぐ拠点となる道の駅「いたの」の整備を推進することとし、地域計画にも明記した。
- 防災拠点となる道の駅「いたの」完成後、町内のアマチュア無線愛好家からの防災に貢献したいという意向を受けて、道の駅「いたの」防災区域内に、災害時用無線通信室を設け、「非常通信ボランティア」が、地域の被害状況等を町災害対策本部に伝達するというスキームの確立を目指すとともに、非常時の被災情報収集の効率化・多重化を図ることとした。

2. 取組の内容

- 道の駅「いたの」を拠点として、「道の駅「いたの」アマチュア無線クラブ」（非常通信ボランティア）を設立し、非常時に地域の被害状況等を町災害対策本部へ伝達する活動への参加を希望するボランティアのアマチュア無線技士資格者（町内在住又は在勤）を公募した上で、拠点となる道の駅「いたの」に災害時用無線通信室を設置し、無線機、アンテナ等を整備した。
- 毎月、災害時に備え通信訓練を実施し、非常時の円滑な情報収集及び町災害対策本部への伝達スキルの向上を図っている。

<災害時用無線通信室の外観>



通信訓練の様子



地域住民が参加したアマチュア無線体験イベントの様子



3. 本取組と地域計画の関係

【地域計画における記載】

- 地域計画において、「事前に備えるべき目標」の一つに「防災・減災と地方創生を一体とした活力ある地域づくり」を掲げ、リーディングプロジェクト（重点施策）として「道の駅を核とした防災・減災対策の推進」を明記している。
- また、確実な情報伝達体制の構築に向け、更なる情報伝達手段の多重化に向けた検討に取り組むこととしている。

4. 周囲の声（庁内職員・住民・企業）

- 災害発生時におけるアマチュア無線の有効活用に向けて、平時より訓練を行って情報伝達が円滑に行えるように、また、無線技術に関心のある方々にも広く参加いただけるように活動してまいります。（道の駅「いたの」アマチュア無線クラブ構成員）

5. 今後の展開予定

- 今後も道の駅を拠点として、アマチュア無線通信の活動・訓練を通じた防災意識の向上や取組の普及促進を行い、非常通信ボランティアメンバーを確保しつつ、町と地域住民の綿密な連携により地域防災力を高めながら、情報収集・伝達にとどまらない交通の要衝の防災拠点道の駅「いたの」としての更なる防災機能強化に向けた検討を進める。

地域計画策定の効果⑭

【佐賀県小城市】再生可能エネルギーを活用した市庁舎電力の自給自足

【ポイント】

- ✓ 小城市では、他地域を含めた近年の災害事例を踏まえ、災害時における停電による市庁舎の機能麻痺を回避することが喫緊の課題
- ✓ そこで、市庁舎への再生可能エネルギー導入により、災害時においても外部からの電力供給に頼ることなく市役所の機能維持が図られるよう電力の自給自足を目指す体制構築の取組を検討
- ✓ この取組を確実に推進するため、地域計画に当該事業を記載するとともに、市庁舎外（避難所）への再生可能エネルギー導入についても記載し、防災施設における停電対策の推進を庁内外に発信

1. 取組を実施するきっかけとなった背景や課題

- 近年、自然災害の甚大化が懸念されている中、小城市でも令和元年及び令和 3 年の豪雨により市内の一部で浸水被害が発生している。
- 他地域で発生している災害時における大規模停電も踏まえ、小城市では電力の確保（停電対策）が重要であると捉えており、災害に強い再生可能エネルギーを活用した電力の自給自足を追求することとした。

2. 取組の内容

- 防災活動の拠点となる市庁舎に 500kWp の太陽光発電設備と 3,456kWh の鉛蓄電池からなる再生可能エネルギー出力制御システムを導入した。
- 市庁舎での災害時における継続的な電力使用を担保するのみならず、隣接する小城市三日月保健福祉センター「ゆめりあ」（災害時は避難所となる施設）の一部にも発電した電力を供給できるようになっている。

（上空から見た庁舎全景写真）



- なお、市庁舎には省エネ設備（空調、LED 照明）とそれらの効率的な制御を行う BEMS 設備を導入することにより平常時から電力使用を抑えつつ発電した電力を最大限に活かしており、大幅な脱炭素化と維持管理費の削減にも貢献している。

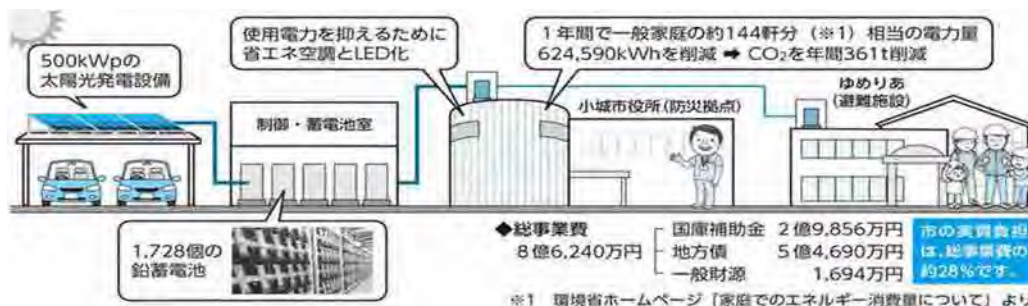
3. 本取組と地域計画の関係及び取組の効果等

【地域計画における記載】

- 小城市では、地域計画策定以前から大規模災害による停電対策を重要視していたものの、本取組（市庁舎への再生可能エネルギーの導入）を確実に推進すべく、地域計画の施策分野ごとの推進方針として「災害時にも市庁舎、避難所等の防災拠点への、エネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備や非常用電源設備等の整備を促進する。」と記載した。
- 地域計画への記載も通じ、庁内の意思決定や予算などを含めた議会説明などの調整過程、スケジュール調整などを工夫して取り組むことができ、予定どおりのスケジュールで整備することができた（財源には環境省の補助事業を活用）。

【取組の効果等】

- 上記のとおり地域計画に記載することにより市として取り組む必要性が明確化され、本事業の取組促進につながった。
 - 本取組における効果は以下のとおり。
- 災害時・停電時における、平時と同様な電力供給を前提とした災害対応業務の継続性の担保。
 - 年間約 361 t の CO₂ 削減を見込むとともに、電気料金の大幅な削減にも貢献（近年の原油価格高騰などの影響も受けない）。
 - 市庁舎で発電した電力を電気自動車に充電し、可搬式電源として活用できる（市の実施する夜間工事【小城市様への確認が必要】での照明電源としての活用実績あり）。



4. 周囲の声（庁内職員・住民・企業）

- 県内・県外の自治体・議会・民間企業からの視察等がある取組となっている。
- TV・新聞・インターネット記事で取組が取り上げられている。
- 一般財団法人新エネルギー財団主催（後援：経済産業省）の令和4年度「新エネ大賞」において新エネルギー財団会長賞を受賞。

5. 今後の展開予定

- 他の避難所についても再生可能エネルギーを積極的に活用し、災害時における防災機能を強化していく。

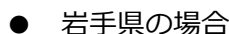
Ⅲ 都道府県から市町村への取組支援

- 都道府県の強靱化を実現するためには、都道府県内の全ての市町村において、地域計画に基づいて総合的・計画的に強靱化の取組が進められることが不可欠であるのはいうまでもありません。中でも、住民や民間企業等と連携した取組は、地域に最も密接な関わりを持つ市町村が中心となって行われるものが多いことから、地域の強靱化に対する市町村の役割は非常に大きいです。
- そのため、都道府県においては、自らが策定した地域計画の方針・考え方や内容、検討に用いたデータ等を市町村にきめ細かく情報提供したり、市町村が設置した地域計画の外部委員会等に出席して助言等を行ったりすることにより、市町村において実効性のある地域計画が策定され、強靱化の進捗が着実に図られるよう、啓発とともに、積極的な支援を行うことが重要です。
- 特に、被害が複数の市町村に広域的に及ぶような災害に対しては、都道府県と各市町村が連携して対応する必要があることから、都道府県の地域計画に定めたリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）や対応方策等の内容について、市町村との認識の共有を十分に図ることが重要であり、これによりそれぞれの市町村において、都道府県との適切な役割分担のもとで緊密な連携が図られた地域計画の策定が可能となります。
- さらには、都道府県においても、自らが実施する強靱化施策の重点化・優先順位付け等を検討するにあたり、当該施策に関係する区域にある市町村の強靱化の方針や計画（まちづくりを進めるにあたっての各施策の重要性・緊急性等を含む）は重要な要素となると考えられます。そのため、日頃から市町村との意見交換を密に行うことが重要であるのはもちろんですが、市町村で設置された地域計画策定のため委員会等に都道府県の職員が積極的に参画するのは、市町村のみならず都道府県にとっても有用です。
- なお、マンパワー不足等の事情により地域計画が未策定の市町村に対しては、近隣の他市町村の策定事例やその進め方等を情報提供する、検討の進捗状況を定期的に確認し、検討段階に応じた助言を行う等の継続的な支援が望まれます。

〔参考〕都道府県から市町村への支援の例

策 定 前	策定に向けた働きかけ	・ 知事から首長への策定働きかけ ・ 首長等への直接訪問、首長会議、副市町村長会議、担当課長会議等で策定の必要性を説明 ・ 市町村担当者向けの説明会を開催 ・ 複数市町村による合同策定の提案、支援
	プロジェクトチームの構築を主導	・ 都道府県が市町村内でのプロジェクトチームの立ち上げを主導し、策定を支援
	勉強会の開催	・ 都道府県担当者を勉強会の講師として派遣 ・ 策定手順を具体的に解説する策定演習を実施
	都道府県庁内での協力体制の構築	・ 庁内ワーキンググループに策定支援体制を構築し、全庁的に市町村の策定支援を実施 ・ 庁内各部局から市町村での KPI 等の設定に必要な保有データを提供
	策定の負担を軽減するためのツール等の提供	・ 都道府県の計画をベースとした、市町村版素案（計画のひな形）を作成 ・ 市町村向け標準 KPI 一覧を作成 ・ 都道府県が計画策定した際のツールを提供 ・ 地域計画策定の手引き（マニュアル）を作成・提供
策 定 途 中	計画策定途中における助言・支援	・ 市町村からの相談窓口を部局横断的に設置 ・ 計画策定状況のヒアリングを月 1 回程度実施し、課題解消を支援 ・ 都道府県のリスクシナリオをベースに、市町村が設定できるよう支援 ・ 都道府県が設定した KPI の説明を市町村の各部署に実施
	策定に参画	・ 委員・オブザーバーとして策定に参画、学識経験者の紹介等
	計画のレビュー	・ 市町村が作成した計画案への助言や都道府県計画との整合性を確認
策 定 後	地域（管内市町村）の取組状況の把握、助言等	・ 管内市町村の国土強靱化の取組状況を把握し、課題整理や技術的助言等を実施 ・ 都道府県と市町村の関係者による進捗共有等の場を設置
	計画見直しに活用可能な情報等の提供	・ 法令改正や被災想定の変更、他地域で発生した自然災害などの情報や、都道府県計画改定の際のツールやデータを提供 ・ 都道府県計画の改定状況を骨子案、素案、改定原案の各タイミングで提供 ・ 管内市町村の見直し・改定事例等の共有
	その他	・ 市町村と民間事業者の合同意見交換会の開催 ・ 強靱化の取組を紹介するニュースレターを年 4 回程度作成し、管内市町村に配付

- ・道内市町村向けに道の計画をベースとしたひな形に解説を加えた「国土強靱化地域計画策定マニュアル」を作成し、各市町村の事務担当職員を集めての説明会を開催
- ・マニュアルには国や道、策定済み市町村の施策やKPIをとりまとめた比較表を参考資料として添付
- ・北海道の強靱化の取組を紹介する「レジリエンスHOKKAIDOニュース」を年4回程度作成し、全市町村に配付
(レジリエンスHOKKAIDOニュース)



- ・ 全市町村の担当者等を集めた説明会や、国の職員を講師とする勉強会を実施
- ・ 県内の広域振興圏ごとに、市町村の担当者等を集めて意見交換会を実施
- ・ 計画策定の意向を示した市町村に対しては、勉強会の講師を派遣したり、県の計画策定の際のツールを提供するなどの支援を実施

A large group of students, mostly men in dark suits, are seated in rows of folding chairs at long tables in a large lecture hall. They are all facing towards the front of the room. At the front, a large projection screen displays a presentation slide. A lecturer in a dark suit is standing to the right of the screen, facing the students. The room has a high ceiling with multiple fluorescent light fixtures. Large windows with white blinds are visible on the left wall. The floor is a light-colored, polished surface.

- 滋賀県の場合
 - ・ 市町担当者向け説明会を開催、その中で「策定のポイント」（手順）を説明
 - ・ 市長会、町村長会において、首長に対して計画策定の必要性を説明
 - ・ 市町の財政／土木担当者会議の場で計画策定の必要性や留意点について説明
 - ・ 県の計画改定に関する状況や関連データを、骨子案（令和元年 11 月）、素案（令和 2 年 1 月）、原案（令和 2 年 2 月）のタイミングで情報共有
 - ・ 個別相談への対応（必要に応じ、国への照会・回答を実施）

- 京都府の場合
 - ・ 府内市町村担当者向けに「国土強靱化セミナー」を開催
 - ・ 府内市町村長を対象とした「国土強靱化意見交換会」を開催
 - ・ 計画の策定に向け、府内市町村担当者を対象とした説明会を開催
 - ・ 計画策定に係る府の相談窓口を部局横断型で設置
 - ・ 計画策定の一助となるよう国土強靱化地域計画のひな形として府の計画をデータ提供するとともに「京都府版国土強靱化地域計画策定の手引き」を配布
 - ・ 国予算「重点化」の動きを踏まえ、計画策定の必要性等を文書にて通知
 - ・ 計画の策定に向け、府内副市町村長を集めた説明会を開催

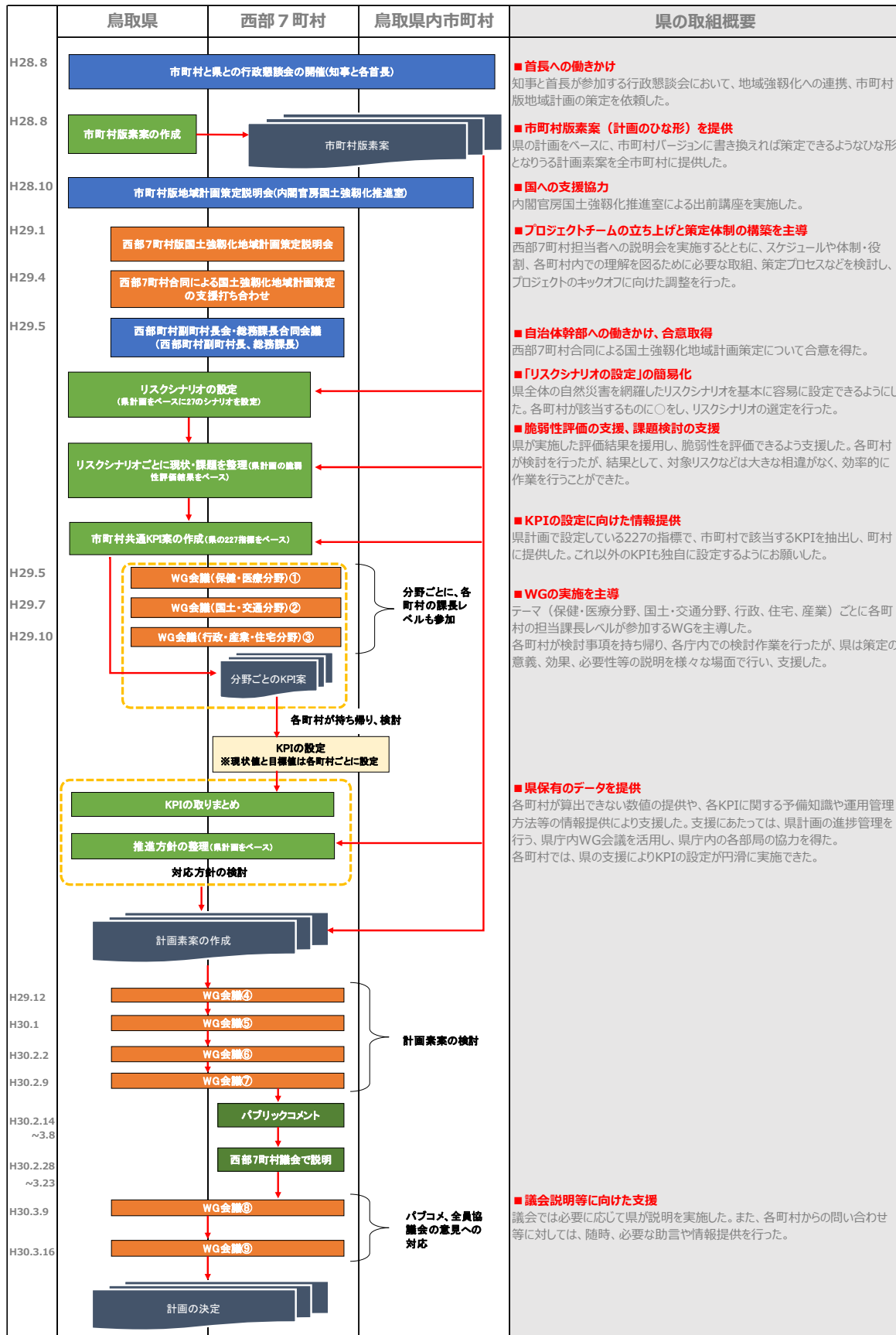
- 兵庫県の場合
 - ・ 国の職員を呼び、全市町の強靱化計画担当者を対象に説明会を開催
 - ・ 各市町の首長を訪問し、策定の必要性等を説明
 - ・ 取組が進んでいない地域での強靱化計画担当者向け説明会の開催
 - ・ 改定作業中の県計画の情報、データを提供
 - ・ 各市町への個別対応（電話・メール・来課対応）

- 和歌山県の場合
 - ・ 和歌山県・和歌山市国土強靱化共同本部を設置
 - ・ 県内市町村・民間事業者合同意見交換会の開催
 - ・ 副町村長研修会、国土強靱化連携会議、市町村担当課室長会議等で国土強靱化の必要性等を説明
 - ・ 県計画策定後に、市町村計画の策定を知事名で依頼
 - ・ 振興局長が市町村長を訪問し策定を依頼
 - ・ 全市町村を対象として計画策定の意向について調査を実施
 - ・ 未策定市町を個別訪問し、策定の趣旨説明及び早期の策定を依頼（17 市町にのべ 23 回訪問）、令和 2 年 1 月までに県内全市町村で計画を策定

● 鳥取県の場合

- ・ 県計画に調和した市町村計画の策定を優先的に進め、底上げを図ることが重要という認識のもと、市町村の計画策定支援を施策の一つの柱として位置付け
- ・ 知事と首長が参加する行政懇談会において、地域強靱化への連携、市町村版地域計画の策定を要請するとともに、個別訪問による要請を実施
- ・ 都道府県の計画をベースとした、市町村版素案（計画のひな形）を作成し、県内の全市町村に提供
- ・ 県庁内WG会議において市町村計画策定支援体制を構築し、市町村計画策定において県保有データの提供や分野別WGを支援するなど、全庁的な支援を実施
- ・ 合同策定（鳥取県西部 7 町村国土強靱化地域計画）について県から提案を行い、防災担当者会議及び副町長会での了解を得て、策定の支援に着手（平成 28 年度～29 年度）
- ・ 市町村国土強靱化推進担当者会議による情報共有と計画策定支援により、令和元年度に県内全市町村が計画策定に着手

(鳥取県西部7町村国土強靱化地域計画における鳥取県の支援内容)



● 島根県の場合

- ・ 国職員による出前講座を開催し、県内全 19 市町村を対象に、国土強靱化地域計画に関する担当者会議を開催
- ・ 県の地域計画をベースとした、計画のひな形を作成し、県内市町村に提供
- ・ 県土整備事務所等を通じて、個別に各市町村へ計画策定の必要性等を説明
- ・ 離島の町村には、web会議システムを使用して、地域計画策定に係る講習会を開催し、計画策定の必要性等を説明
- ・ 市町村から依頼があれば、計画策定の各段階での協議や、内容の確認を行うなど、計画策定の助言

● 徳島県の場合

- ・ 県内市町村の防災担当課長会議において地域計画策定の必要性について説明
- ・ 知事と首長が参加する行政懇談会において地域計画策定の必要性を説明
- ・ 県内全市町村を対象に、国職員による出前講座を開催
- ・ 徳島県の計画をベースとした市町村計画のひな形を作成し、市町村に提供するとともに、説明会を開催
- ・ 要望のあった市町村に対し、徳島県版出前講座を実施
- ・ 地域計画策定に関する事務の外部委託に対して、県予算による補助を実施
- ・ 月 1 回程度、計画策定状況の個別ヒアリングを行い進捗状況を確認するとともに、判明した課題の解消を積極的に実施

● 香川県の場合

- ・ 市町長防災トップセミナーや市町防災・減災対策連絡協議会において地域計画策定の必要性について説明
- ・ 全市町を対象に、国職員による出前講座を開催
- ・ 県の現行地域計画策定時の資料等を情報提供
- ・ 各市町への個別対応（電話・メール・来課対応）

● 佐賀県の場合

- ・ 知事と県内全市町長による意見交換の場で、知事から地域計画作成の働きかけを行い、県と全市町が一体となって地域計画策定に取り組むことを推進
- ・ 国の出前講座の活用のほか、県において各市町の策定に向けた進捗状況をこまめに把握するとともに、市町からの求めに応じて個別に訪問し、勉強会を開催し、助言を実施
- ・ 県計画において見直しを行った各種施策や新たに追加した個別事業リストなど、きめ細かく市町へ情報提供を実施

● 長崎県の場合

- ・ 依頼があった市町に対し県計画策定当時の会議データや策定作業データ等を提供
- ・ 国職員を呼び、市町の担当者等を集めた説明会を開催
- ・ 国から提供された計画策定支援ツール（機能追加試行版）を全市町に提供
- ・ 県の計画をベースとした、市町版素案（計画のひな形）を作成し、県内の全市町に提供
- ・ 策定予定が未定の市町の首長及び市町議会議長に対し、県議会議長及び県計画所管課長が訪問し、計画策定の必要性を説明
- ・ 市町における会議へ講師を派遣、併せて計画策定支援ツールの操作説明を実施

● 熊本県の場合

- ・ 市町村に対し、国土強靱化共管 3 課（知事公室危機管理防災課、企画振興部企画課、土木部監理課）の連名により、計画策定について依頼
- ・ 国の出前講座を活用し、県内全市町村の担当者等を対象とした説明会を実施
- ・ 各広域本部・地域振興局で実施する重要事業説明において、土木部から首長等へ直接、計画策定の意義や必要性等を説明
- ・ 未策定市町村の首長等を個別訪問し、策定の趣旨説明及び早期策定を依頼
- ・ 各地域ごとに計画策定にかかる勉強会・意見交換会（市町村担当職員及び県本庁・出先機関職員等で構成）を開催、その後、必要に応じて第 2 回、第 3 回と段階的に実施
- ・ 県計画の電子データを市町村版に置き換えた策定のためのツールを提供
- ・ 国から提供された計画策定支援ツールを全市町村へ配布
- ・ 希望する市町村の計画素案について、レビューを実施

● 大分県の場合

- ・ 各市町村長を県職員が直接訪問し、地域計画の必要性を説明
- ・ 各市町村の事務レベル職員を集めて説明会を実施
- ・ 全国の市町村の計画策定の概要についてまとめ、各市町村に参考資料として提供
- ・ 県の地域計画の代表指標毎の各市町村状況を調査。県計画の脆弱性評価を市町村レベルで確認することで、調査に協力する市町村にとっては自らの脆弱性を確認することができ、市町村が地域計画を作る際のたたき台として利用できるツールとなっている

(市町村状況調査票)

大分県国土強靱化地域計画の市町村状況調査表				この枠の中に入力できる項目について記入してください。			
県の地域計画の「事前」に定めるべき目標	県の地域計画の「中」のリスクシナリオ	想定される施策項目（必要に応じて追加してください）	左記の担当課	市町村での担当部署	課題の現状	市町村での取組の方針（実施事業がある場合は事業名）	県への要望・意見
1-1 住宅・特定建築物・交通施設等 倒壊や住宅密集地 における火災 による死傷者の発生		一般の住宅・建築物の耐震化	建築住宅課				
		一般の住宅・建築物の耐震診断	建築住宅課				
		特定建築物（宿泊施設等）の耐震化	建築住宅課				
		避難所の耐震化	地域福祉推進室 施設整備課 教育財団課				
		大規模造成地の等の脆弱性	都市・まちづくり推進課				
		交通施設・沿道の工作物等の脆弱性	交通政策課 道路保安課				
		災害現場での作業用装備・機材の確保	建設政策課 防災危機管理課				
		（追加用特）					
		津波等の災害から避難する避難所・避難所の整備	防災対策室				
		津波ハザードマップの作成	防災対策室 建設政策課				
1-2 広域でわたる大規模地震等による 多数の死者の発生		発生頻度の高い河川・湖沼に隣接する集落の防災対策の整備	農村政策整備課 農業農村整備課				

● 宮崎県の場合

- ・ 国職員を呼び、市町村の担当課長・担当者向けの研修会を開催
- ・ 県において市町村国土強靱化地域計画のひな形を作成し、市町村に提供。ひな形は県の地域計画の構成をベースとし、序章から第 5 章までの全 44 ページで構成
- ・ 市町村計画は案の段階で県に提出してもらい、各部局確認の上、修正意見を市町村に伝達

〔参考〕都道府県から市町村への支援の例

【北海道】地域計画改定・修正マニュアル（市町村向け）の作成・活用促進

【ポイント】

- ✓ 北海道では、全市町村が地域計画の策定を完了しているが、計画策定後の社会情勢の変化や災害の経験を踏まえた計画の不断の見直しや、改定の継続的な実施が不可欠
- ✓ 一方で、地域計画の見直しや改定には知見やノウハウを持つ職員が必要であることを踏まえ、道内市町村共通の課題であるマンパワー不足を補うべく、北海道が道内市町村に向けた地域計画改定・修正マニュアルを作成し、その活用を促進することによって市町村における計画改定事務等の負担を軽減

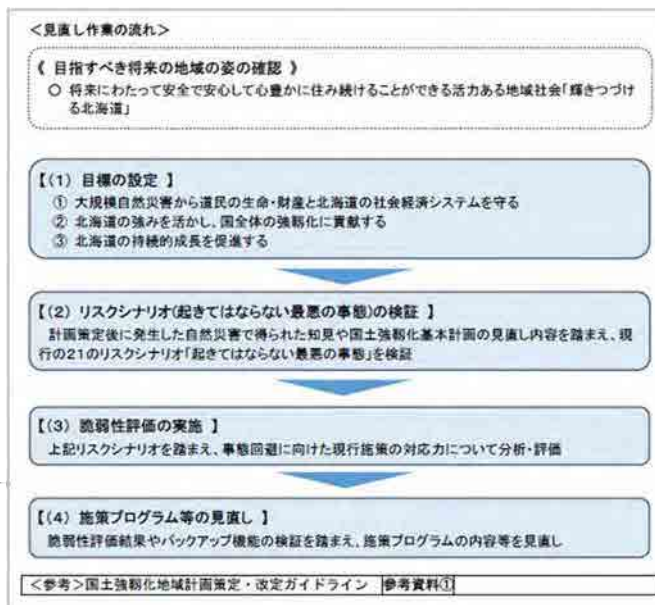
1. 取組を実施するきっかけとなった背景や課題

- ・北海道内の全市町村において地域計画の策定は完了しているが、策定後に発生した自然災害による被害の状況や学術的な知見、国における動向等を踏まえ、地域計画の実効性の維持・向上に不断に取り組んでいくことが重要である。
- ・一方、市町村においては職員数の減少やノウハウを持つ職員の不足等により計画改定作業が大きな負担となっており、また、今後改定に臨む市町村が増えることが想定されることから、改定の進め方やポイントを具体的にまとめたマニュアルを作成し、市町村担当者の負担軽減を図る必要があった。

2. 取組の内容

- ・本マニュアルでは、令和2年3月に改定した「北海道強靱化計画」の改定プロセスを事例として、見直しの進め方やポイントを解説するとともに、併せて「国土強靱化地域計画策定・改定ガイドライン（令和4年7月内閣官房国土強靱化推進室）」や「国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議資料」等の参考資料を提示することで、読み手の理解を深めるよう工夫している。
- ・北海道は、本マニュアルを北海道内の全市町村に提供するとともに内容を説明するため、市町村担当職員を対象に「国土強靱化地域計画の内容充実に向けた説明会」（オンライン）を令和4年8月に開催した。

（マニュアルイメージ）



3. 本取組と地域計画の関係及び取組の効果等

【地域計画における記載】

- ・北海道強靱化計画では、北海道が市町村に対し、計画策定支援、計画策定後における計画推進・見直しに係る課題の把握、必要な情報提供や助言を行う旨を記載している。

【取組の効果等】

- ・マニュアルの作成と併せ説明会を開催したことによって市町村における関心が高まり、市町村担当者から地域計画の見直しに係る問い合わせが増えている。
- ・マニュアル配布後、計画改定を予定している市町村数が増えており、市町村担当者が行うべき作業内容の明確化や負担軽減に寄与したことが示唆される。

(説明会の次第)

国土強靱化地域計画の内容充実に向けた説明会 次第	
日 時：令和4年8月31日（水） 10：30～11：30 場 所：オンライン	
1 開 会	
2 議 題	
（1） 国土強靱化に係る国の最近の動向等について	
（2） 国土強靱化地域計画改定・修正マニュアルについて	
（3） 質疑応答	
3 閉 会	
<配付資料>	
・議題（1）関係	
【資料1-1】 国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する支援について	
【資料1-2】 国土強靱化の取組の着実な推進について	
【資料1-3】 国土強靱化地域計画策定・改訂ガイドラインの概要	
【資料1-4】 強靱化の取組に係る積極的な広報について	
【資料1-5】 国土強靱化地域計画の策定・改訂等に関するフォローアップ調査への協力依頼	
【資料2】 国土強靱化基本計画の見直しに向けた各種取組の推進状況について	
【資料3】 医療コンテナの活用にあたっての課題把握調査アンケートのお願い	
【資料4】 国土強靱化に関する民間の取組促進について	
【参考資料1】 令和4年度における国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援等	
・議題（2）関係	
【資料5】 国土強靱化地域計画改定・修正マニュアル（第1版）	
【資料5】 国土強靱化地域計画改定・修正マニュアル参考資料	

【計画改定の予定がある市町村数】

時点	市町村数
令和5年2月1日	46
令和4年8月1日	40



4. 周囲の声（庁内職員・住民・企業）

- ・今後も地域計画への事業明記の必要性など、随時情報を提供していただきたい。（市町村）
- ・補助金の重点化等について、対応すべき内容に変更があった際の助言を継続的にお願いしたい。（市町村）

5. 今後の展開予定

- ・北海道は今後もマニュアルの周知や内容説明、交付金・補助金の重点化等に係る情報提供等を継続し、市町村地域計画の内容充実の支援に取り組む方針である。

IV 国への相談等

- 地域計画の策定にあたって、国の確認等の法令上の規定はありませんが、地域計画は国の基本計画との調和が保たれたものとする必要があることから、地域計画の策定に際し、地方公共団体と国との間に十分な連携・協力体制を構築しておくことが重要です。
- 国では以下の相談窓口を設置していますので、地域計画の策定・改定や地域計画に基づく取組を進めるにあたって必要と考えられる場合には遠慮なくご連絡ください。
- また、国においては、全国の地方公共団体における強靱化の取組を促進するため、地域計画にかかる情報の収集、提供を行っていますので、地域計画の策定・改定の取組を進められている場合には、内閣官房国土強靱化推進室の相談窓口に情報提供をお願いします。

【国土強靱化に関する相談窓口】

- ① 地域計画に関する全般的な事項
 - ⇒ 内閣官房国土強靱化推進室
 - 住所：東京都千代田区永田町 1－6－1（中央合同庁舎第 8 号館）
 - 電話：03－6257－1775
- ② 地域計画にかかる個別の施策・事業に関する事項
 - ⇒ 各府省庁の地方支分部局等
- なお、地域計画に位置付けた事業等を、国の交付金・補助金を活用して実施されようとする際には、国や地方公共団体の担当部局に対する情報収集、相談等が必要な場合もあるかと思います。関係府省庁によりとりまとめた「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組等に対する関係府省庁の支援について」(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/2304_r5torikumisien.pdf) に、対象となる交付金・補助金とあわせて問合せ先を掲載していますのでご活用ください。

【出前講座について】

- ・各地方公共団体における強靱化の取組のお役に立てるよう、有識者や内閣官房の職員を研修会等の講師として派遣し、地域計画にかかる説明を行うとともに、疑問にお答えしています。
- ・派遣の申し込みについては、国土強靱化推進室にて随時受け付けています（日程、会場等については、調整させていただきます）。
- ・詳細については、
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/2204demaekouza_pr.pdf
をご覧ください。

V 近年の発生災害・防災関係の動き

ここでは、「Ⅱ 計画の推進と不断の見直し等」にある「2. 不断の見直し」に掲載した、大規模自然災害の発生や防災に関係する法律の改正、自然災害に係る学術的な知見など地域計画の策定・改定の際に参考とすべき事項の例を紹介しています。

各地方公共団体の実情に応じて、地域計画の策定・改定に必要な内容を検討してください。

(1) 大規模自然災害の発生例

近年の発生災害（例）		概要	参考資料
地震	令和5年石川県能登地方を震源とする地震（令和5年奥能登地震）	最大震度6強を観測するとともに、短期間に震度5強を含む多数の揺れが発生し、計739棟の住家被害と計45名の死傷者を生じた。	
	令和4年福島県沖を震源とする地震	火力発電所の停止に伴い、関東地方で約210万戸の停電・節電要請、東北新幹線の脱線・高架橋損傷、工場の一時操業停止などが発生した。	
	令和3年千葉県北西部を震源とする地震	夜間の発生に伴う帰宅困難者に対する一時滞在施設の開設、エレベーターでの閉じ込め、水道管からの漏水、走行中の日暮里・舎人ライナーの脱輪などが発生した。	
	令和3年福島県沖を震源とする地震	火力発電所の停止に伴い、東京電力管内でブラックアウトを回避するために約83万戸の停電、役場天井の一部崩落、町内唯一の病院での建物損壊による診療への支障などが発生した。	
	令和元年山形県沖を震源とする地震	山形県内で観測史上初めて震度6以上を観測。屋根瓦の落下やブロック塀倒壊、体育館の天井板落下や法面崩壊などが発生した。	
	平成30年北海道胆振東部地震	北海道で初めて震度7を観測。広範囲の土砂崩れにより厚真町では36人が犠牲になった。液状化現象等の発生、北海道のほぼ全域の電力供給が停止するブラックアウトなどが発生した。	平成30年北海道胆振東部地震災害検証報告書（北海道） https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/saigaikenshouH30.html 平成30年北海道胆振東部地震の対応に係る検証結果について（札幌市） https://www.city.sapporo.jp/ki-kanri/hokkaido_iburi_earthquake/hokkaido_iburi_earthquake.html
	平成30年大阪府北部を震源とする地震	朝の通勤時間帯に発生し、通勤・通学への影響、帰宅困難者の発生、ブロック塀倒壊による死者の発生、エレベーターの停止や閉じ込めなどが発生した。	南海トラフ地震対応の強化策について【提言】（大阪府） https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/31241/00296685/190109_tei-gen.pdf

近年の発生災害（例）		概要	参考資料
地震	平成 28 年熊本地震	短期間に最大震度 7 が 2 回、6 強が 2 回、6 弱が 3 回発生した。一部の市町村庁舎の被災による庁舎機能の移転、病院の被災による移送、多くの地点での土砂災害の発生、道路の寸断による孤立地区の発生、断水、停電等の被害や工場等での生産停止などが発生した。また、避難生活などによる震災関連死が地震による直接的な死者数を上回った。	熊本地震を踏まえた国土強靱化関係施策の点検について（内閣官房国土強靱化推進室） https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/resilience/dai30/siryo3_1.pdf 熊本地震の概ね 3 カ月間の対応に関する検証報告（熊本県） https://www.pref.kumamoto.jp/kiiji_19236.html
	平成 23 年東日本大震災	マグニチュード 9.0 の国内観測史上最大規模の地震で、最大震度 7、北海道から九州にかけて揺れが観測された。広範囲な大規模津波被害、原子力発電所事故、震災関連死、液状化の発生、サプライチェーンの寸断など大きな被害が発生した。	防災対策推進検討会議最終報告～ゆるぎない日本の再構築を目指して～（中央防災会議防災対策推進検討会議） https://www.bousai.go.jp/kaigirep/chuobou/suishinkaigi/index.html 災害関連死の死者数等について（復興庁） https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/sub-cat2-6/20140526131634.html
風水害・土砂災害	令和 4 年台風第 14 号	台風が縦断した九州を中心に西日本から北日本の広い範囲で暴風となり、警報基準を超える高潮となった所があった。九州や四国地方では、9 月 17 日から 20 日までの総降水量は複数の地点で 9 月の 1 か月の平年値の 2 倍前後となった。災害発生前の災害救助法の適用が初めて行われた。	
	令和 3 年 8 月の大雨	九州北部地方と中国地方で線状降水帯が発生して記録的な大雨となり、各地で特別警報が発表された。一時は 7 県 82 万世帯・181 万人に緊急安全確保が発令された。また、西日本の一部では、統計開始以降、8 月の降水量の記録を更新した。	
	令和 3 年台風第 9 号	中国地方を中心に大雨による被害をもたらし、特に広島県、島根県、鳥取県の複数の地点で 8 月の観測史上 1 位の降水量を記録した。また、温帯低気圧となった後も青森県で河川の氾濫、橋の崩落が発生した。	
	令和 3 年 7 月 1 日から の大雨	梅雨前線が西日本から東日本に停滞。数日間にわたって断続的に雨が降り続き、静岡県内の複数の地点で 72 時間降水量の観測史上 1 位の値を更新し、熱海市伊豆山では土石流が民家を襲い、26 名が犠牲になった。	熱海市伊豆山地区土砂災害関連情報（静岡県） https://www.pref.shizuoka.jp/kinryu/r3_atami_dosyasaigai.html
	令和 2 年 7 月豪雨	7 月の総降水量は、長野県や高知県の多い所で 2,000 ミリを超え、九州南部、九州北部、東海、及び東北の多くの地点で、24、48、72 時間降水量が観測史上 1 位の値となった。九州から東北にかけて河川の氾濫、特別養護老人ホームの浸水による死者の発生、土砂災害などが発生した。	令和 2 年 7 月豪雨災害検証報告書（岐阜県） https://www.pref.gifu.lg.jp/page/62510.html 令和 2 年 7 月豪雨情報（熊本県） https://www.pref.kumamoto.jp/site/r2-gouu/
	令和元年東日本台風	広い範囲で記録的な大雨となり、関東・東北地方を中心に計 142 箇所堤防が決壊するなど河川が氾濫し、国管理河川関係だけでも約 25,000ha が浸水した。関東地方の直轄河川では、昭和 22 年のカスリーン台風以来の規模での決壊であった。宮城県、岩手県、神奈川県、福島県等の 20 都県で土砂災害が発生した。	令和元年台風第 19 号等による災害からの避難に関するワーキンググループ（中央防災会議 防災対策実行会議） http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/pdf/houkoku/honbun.pdf
	令和元年房総半島台風	9 月に千葉市付近に上陸し、関東の一部では観測史上 1 位の最大風速、最大瞬間風速を観測した。千葉県を中心に最大約 934,900 戸の停電が発生し、解消に時間を要した。また、高波による護岸の損壊や工業団地への浸水被害が発生した。	令和元年台風 15 号等への県の対応に関する検証（最終報告）（千葉県） https://www.pref.chiba.lg.jp/gyoukaku/shingikai/taifuukensyoku/kensyukaigi.html

近年の発生災害（例）		概要	参考資料
風水害・土砂災害	令和元年 8 月の前線に伴う大雨	佐賀県、福岡県、長崎県では、8 月の降水量が平年値の 2 倍を超えるなど、記録的な大雨となり、大雨特別警報も発表された。佐賀県大町町では、工場から約 11 万ℓの油が住宅地や農地に流出した。	令和元年 8 月豪雨への対応（国土交通省 九州地方整備局） http://www.qsr.mlit.go.jp/bousai_joho/saigaijouhou190828.html
	平成 30 年台風第 21 号	高波による神戸港等の浸水被害やタンカーの連絡橋への衝突による関西国際空港の孤立化などが発生した。また、多くの電柱が倒れて、広域停電が発生した。	南海トラフ地震対応の強化策について【提言】（大阪府） https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/31241/00296685/190109_teiigen.pdf
	平成 30 年 7 月豪雨	大雨特別警報が 1 府 10 県に発表されるなど西日本から東海地方を中心に広範囲で記録的な大雨となり、岡山県・広島県・愛媛県を中心に河川の氾濫、土砂災害等が多数発生した。岡山県倉敷市真備町では、1/4 にあたる 1,200ha が浸水し、また愛媛県では緊急放流を行った野村ダムの下流で肱川が氾濫した。	平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（中央防災会議防災対策実行会議 平成 30 年 7 月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ） https://www.bousai.go.jp/fusugai/suigai-dosyaworking/pdf/honbun.pdf
	平成 29 年 7 月九州北部豪雨	線状降水帯の影響により、多数の河川の氾濫や土砂災害が発生。一部の地域では河川氾濫前の避難勧告等が間に合わなかった。JR 九州久大本線では、河川を渡河する橋梁の流失等が発生し、全線での運行再開まで 1 年以上を要した。	平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害を踏まえた避難に関する今後の取組について（内閣府） https://www.bousai.go.jp/fusugai/kyusyu_hinan/index.html
	平成 28 年台風第 10 号	河川の氾濫により、岩手県岩泉町では要配慮者利用施設が浸水。避難勧告等が間に合わない地域があった。北海道では、十勝地方に通じる各国道を中心に被害が出て、一時は十勝地方が孤立状態となった。	平成 28 年台風第 10 号災害を踏まえた課題と対策の在り方（報告）（内閣府） http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/guideline/guideline_2016.html
	平成 28 年 8 月北海道豪雨災害	8 月に複数の台風が北海道に上陸・接近し、河川の氾濫や土砂災害が発生。また、北海道を中心に多額の農業被害が生じた。	平成 28 年 8 月北海道豪雨災害被災とその影響、そしてこれから（国土交通省） https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/splaat000000otsj-att/splaat000000ougk.pdf
	平成 27 年 9 月関東・東北豪雨	関東地方の国管理河川で昭和 61 年以降の決壊が発生。避難の遅れ等により、多くの住民が取り残されとともに広範な市街地で長時間排水できない被害が生じた。茨城県常総市では市内の避難場所への避難が困難になり、隣接市に依頼し、避難場所を設定した。	水害時の避難・応急対策の今後の在り方について（報告）（内閣府） http://www.bousai.go.jp/fusugai/suigai-working/index.html
	平成 26 年広島土砂災害	線状降水帯の影響により、多数の土砂災害が発生し、広島市では 74 名が犠牲になった。避難勧告等が間に合わなかった地域があった。	総合的な土砂災害対策の推進について（報告）（内閣府） https://www.bousai.go.jp/fusugai/dosyaworking/index.html
(火災)	平成 28 年糸魚川大規模火災	強風により火災が同時多発的に発生し、広範囲の市街地が焼失。市街地中心部の機能が失われた。	糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会報告書（消防庁） https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/kento209.html
	令和 5 年 1 月 20 日からの大雪等	西日本から北陸地方を中心とした大雪等により、水道管の凍結による断水、名神高速道路等では最大で約 70km の大規模滞留など交通障害が生じた。	
雪害	平成 30 年 2 月大雪	福井県等で記録的な大雪により、高速道路や幹線道路等で通行止め等の交通障害が発生。	冬季道路交通確保対策検討委員会（国土交通省） https://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/toukidourokanri/index.html

近年の発生災害（例）		概要	参考資料
火山	平成 26 年御嶽山噴火	登山者が訪れる中、噴火警戒レベル 1 の段階での噴火により多数の死者を出す事態となった。	御嶽山噴火を踏まえた今後の火山防災対策の推進について（内閣府） http://www.bousai.go.jp/kazan/suishinworking/index.html

(2) 法律の改正、新たな制度の創設例

法律、制度等	概要	参考となる資料
強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の改正（令和 5 年 6 月施行）	政府による、国土強靱化基本計画に基づく施策の実施に関する中期的な計画（以下「国土強靱化実施中期計画」という。）の策定や国土強靱化推進本部（本部長：内閣総理大臣）に学識経験者から成る国土強靱化推進会議を設置することが新たに規定された。	内閣官房 web サイト https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/hourei.html
地震防災緊急事業五箇年計画等と国土強靱化地域計画の一体策定	地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画等について、都道府県の国土強靱化地域計画と一体のものとして策定可能であることを明確化。（「地震防災緊急事業五箇年計画の策定事務の簡素化等について」令和 5 年 3 月 9 日 府政防第 342 号）	
所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の改正（令和 4 年 11 月施行）	地域福利増進事業（所有者不明土地に使用権を設定し、公共的事業に活用可能とする制度）の対象事業への備蓄倉庫等の災害対策に関する施設の追加等や、管理不全状態の所有者不明土地等について、災害等の発生を防止するため、市町村長による代執行等の制度の創設等を講じた。	国土交通省 web サイト https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/tochi_fudousan_kensetsugyo_tk2_000001_00008.html
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の改正（令和 4 年 6 月施行）	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による津波避難対策を特別に強化すべき地域での津波避難対策緊急事業計画による事業の国の負担又は補助の割合の特例等、集団移転促進事業に係る特例措置、緊急に整備すべき施設等の整備等における交通、通信その他積雪寒冷地域での津波避難対策上必要な機能確保への配慮について定めるなどした。	内閣府 web サイト https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/index.html
宅地造成等規制法の改正（盛土規制法）（令和 4 年 5 月成立）	令和 3 年、静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正して、「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」とし、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制することとした。	国土交通省 web サイト https://www.mlit.go.jp/tochi/toshi_tobou_tk_000076.html
特定都市河川浸水被害対策法等の改正（流域治水関連法）（令和 3 年 11 月全面施行）	「流域治水」の実効性を高め、強力に推進するため、「特定都市河川の指定対象河川の全国への拡大」、「国有地の活用も含めた流域における雨水貯留浸透対策の強化」、「住宅や要配慮者利用施設等の安全性を事前許可制とする浸水被害防止区域制度の創設」、「リスク情報空白域を解消する洪水等に対応したハザードマップ作成対象の拡大」をはじめとする措置を講じた。	国土交通省 web サイト https://www.mlit.go.jp/river/kasen/ryuiki_hoan/index.html
土砂災害防止法の改正（令和 3 年 7 月施行）	特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正にあわせて土砂災害防止法を改正し、要配慮者利用施設に関する避難確保計画について、市町村長による助言・勧告制度の創設、及び避難訓練結果の市町村長への報告の義務付け、市町村長による助言・勧告制度を創設した。	国土交通省 web サイト https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/content/001423235.pdf
災害対策基本法等の改正（令和 3 年 5 月施行）	頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、「避難勧告・指示を一本化」、「避難行動要支援者の個別避難計画について市町村の作成を努力義務化」、「災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置」、「広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等」などを定めた。	内閣府 web サイト https://www.bousai.go.jp/taisaku/kihonhou/kihonhou_r3_01.html

法律、制度等	概要	参考となる資料
土砂災害防止対策基本指針の変更（令和 2 年 8 月）	土砂災害警戒区域等の指定を早期に完了させ、土砂災害警戒区域等の認知度向上を図ることや、土砂災害警戒区域等の指定基準を満たす箇所の抽出精度の向上を図るため、今後の基礎調査において数値標高モデル等のより詳細な地形図データを用いること、また、現地に標識を設置することなどにより、土砂災害に対する住民等の理解を深め、避難の実効性を高める方針が追加されるなどした。	国土交通省 web サイト https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_tk_000048.html
中小企業強靱化法（令和元年 7 月施行）	中小企業・小規模事業者の事業継続に大きな影響を及ぼす大規模な自然災害が頻発したことを背景に、中小企業が策定する防災・減災に係る取組を事業継続力強化計画等として認定をし、認定事業者に対して低利融資の支援や税制の後押し等を行う制度を定めるなどとした。	中小企業庁 web サイト https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/1901package.htm
道路法の改正（平成 30 年 9 月施行）	平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、国際海上コンテナ車（40ft 背高）の特車通行許可を不要とする措置の導入や災害時の道路啓閉・災害復旧を国が代行する制度を創設するなどした。	国土交通省 web サイト https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001158.html
「南海トラフ地震に関連する情報」の運用開始（平成 29 年 11 月）	中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告を踏まえ、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁は平成 29 年 11 月 1 日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始した。その後、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に新たな防災対応が定められた令和元年 5 月 31 日より、「南海トラフ地震に関連する情報」は、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」として発表している。	気象庁 web サイト https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/nteq/forecastability.html
港湾法の改正（平成 29 年 7 月施行）	熊本地震の発生後、通常の貨物船に加え自衛隊・海上保安庁等の支援船舶が集中したことにより、港湾が過度に混雑し港湾利用者との円滑な調整等に支障が生じたことから、非常災害が発生した場合において、港湾管理者からの要請に基づき、国土交通大臣が港湾施設の管理を行うことができる制度を創設するなどした。	国土交通省 web サイト http://www.mlit.go.jp/report/press/port01_hh_000183.html
土砂災害防止法の改正（平成 29 年 6 月）	水防法等の改正と合わせて土砂災害防止法を改正し、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難確保計画の作成と避難訓練の実施を義務付けるなどした。	国土交通省 web サイト http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_fr_000012.html
エネルギー供給強靱化法（令和 2 年 6 月成立、令和 4 年 4 月施行）	「電気事業法」、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再エネ特措法）」、「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（JOGMEC 法）」の 3 つの法律を改正したもの。強靱かつ持続可能な電気の供給体制を確立するため、送配電事業者に対する災害時連携計画の策定義務、再生可能エネルギーの新たな導入支援制度の創設の追加をはじめとする措置を講じた。	資源エネルギー庁 web サイト https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/denjihokaisei_01.html

(3) 国土強靱化基本計画、都道府県の地域計画の改定

	概要	参考となる資料
国土強靱化基本計画 (令和5年7月)	平成30年12月の「国土強靱化基本計画」の策定から5年を迎えるに当たり、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等も踏まえて計画の見直しが行われ、令和5年7月28日に新たな国土強靱化基本計画が閣議決定された。	内閣官房 web サイト https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/kihon.html
都道府県の地域計画	都道府県の地域計画を含めた国土強靱化地域計画の策定状況については、各都道府県からの情報をもとに内閣官房の web サイトに掲載している。	内閣官房 web サイト https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/tiiki.html

(4) 自然災害に係る学術的な知見の例

	概要	参考となる資料
日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討WG 報告書(令和4年3月)	日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害の特徴に加え、積雪寒冷地であることや北海道・東北地方の沿岸地の特性を考慮した、防災対策の基本的方向や具体的実施すべき主な対策を整理。	内閣府 web サイト https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/WG/index.html
防災・減災、国土強靱化新時代の実現のための提言(令和3年5月)	頻発化・激甚化する災害から国民の命を守るため、デジタル技術、事前防災、防災教育・ボランティアに関し、内閣府特命担当大臣(防災)の私的諮問機関又はナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会の下ワーキンググループを設置し、令和3年5月に提言を取りまとめ、公表。	内閣府 web サイト https://www.bousai.go.jp/kaigirep/teigen/index.html
大規模噴火時の広域降灰対策検討WGの報告(令和2年4月)	富士山の宝永噴火規模の噴火をモデルケースに、降灰分布とそれによる交通機関やライフライン等への影響、大規模噴火時の広域降灰対策の基本的な考え方について検討。各分野で生じる影響については、過去の火山噴火における被害状況や、類似のほかの災害事例の状況、実験結果などから、堆積厚を基本に閾値を整理するとともに、「住民等の行動の基本的な考え方」及び「対策の検討に当たっての留意事項」についても整理。	内閣府 web サイト https://www.bousai.go.jp/kazan/kouikikouhaiworking/index.html
令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するWGの報告(令和2年3月)	避難対策の強化を検討するためのワーキンググループであり、避難行動を促す防災への理解力を向上させるための普及啓発等といった短期的な対策のほか、避難情報や避難行動要支援者の避難等、制度的検討が必要な対策についての論点を整理。	内閣府 web サイト https://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/index.html
南海トラフ地震の長期評価に基づく、津波の地域ごとの発生確率の公表(令和2年1月)	政府の地震調査委員会は、将来発生する可能性がある津波の地域ごとの発生確率を公表。今後30年以内に南海トラフ沿いで大地震が発生した場合、海岸の津波の高さ(津波高)が「非常に高い」確率(26%以上)の地域が、10都県71市区町村となった。	地震調査研究推進本部 web サイト https://jishin.go.jp/evaluation/tsunami_evaluation/#nankai_t

(5) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策

	概要	参考となる資料
防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月)	「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、更なる加速化・深化を図ることとし、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講ずることとした。	内閣官房 web サイト https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/5kanenkasokuka/index.html

「ジャパン・レジリエンス・アワード(強靱化大賞)」 国土強靱化地域計画賞について



ジャパン・レジリエンス・アワード(強靱化大賞)は、全国で展開されている次世代に向けたレジリエンス社会構築への取組を発掘・評価、表彰する制度として、2014年に創設され、2017年には「国土強靱化地域計画賞(表彰は第4回(2018年)から)」が新設されました。

応募方法や過去の受賞者等については、一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会ホームページをご覧ください。[\(https://www.resilience-jp.biz/award/\)](https://www.resilience-jp.biz/award/)

※例年、ジャパン・レジリエンス・アワードへのエントリー期間は、10月上旬～12月下旬までとなっております。

★国土強靱化地域計画賞受賞団体一覧★

第4回(2018年)[金賞]和歌山県、静岡県小山町

[最優秀賞]北海道、埼玉県、札幌市

[優秀賞]岩手県、大分県

第5回(2019年)[金賞]鳥取県、埼玉県春日部市

[優秀賞]北海道釧路市、静岡県島田市、京都市、奈良県橿原市、鳥取市、
鳥取県西部町村(日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、
日野町、江府町)、北九州市

第6回(2020年)[金賞]横浜市

[優秀賞]北海道紋別市、青森県八戸圏域 8市町村(八戸市、三戸町、五戸町、
田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町)、鹿児島市

第7回(2021年)[金賞]群馬県館林市

[優秀賞]愛知県西尾市

第8回(2022年)[金賞]埼玉県鴻巣市

第9回(2023年)[金賞]北海道南富良野町、栃木県佐野市

もしもの時に、あなたやあなたの大切な人を守る8つの行動

あるこう。

地域を歩き、
いざという時の行動のイメージを。



かたづけておこう。

いつもの整理整頓で、
避難しやすい家に。



はなそう。

いざという時のために、
連絡手段の相談を。

171



もっておこう。

かばんと家に、
いつも防災グッズを。



あいさつしよう。

気軽に助け合える
関係づくりを。



たいけんしよう。

不便を経験し、
いざという時の力に。



アクセスしよう。

ふだんから、
防災アプリやSNSの利用を。



うんどうしよう。

どんな時も
心配のない体力づくりを。



**もしも
から、
いつもを
守る。**

**強国
韌化土**

NATIONAL
RESILIENCE

その行動が、自然災害からあなたと家族と地域を守る「国土強韌化」につながります。

自然災害から命や暮らしを守り、いざという時には
早急な回復を可能にする取り組みを、「国土強韌化」といいます。
一人ひとりの備えと地域の協力が、命の、くらしの被害を軽減できることがわかっています。
あなたが今できること、国や自治体、企業の取り組みを、SNSで発信しています。

「もしも」のために、今日、ワンアクションを。
「国土強韌化」のSNSを、フォローしてください。
#もしもからいつもを守る
#内閣官房国土強韌化推進室



国土強韌化行動訴求ポスター（令和5年）

内閣官房 国土強靱化推進室 地方班

〒100-8968 千代田区永田町 1-6-1

TEL:03-6257-1775

(令和5年10月)

※令和7年1月一部訂正